

令和元年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月4日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和元年6月4日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第33号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第34号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第35号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第36号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第7 議第37号 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第38号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第39号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第10 議第40号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第41号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第12 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第43号 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第44号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第15 議第45号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第16 議第46号 人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第17 議第47号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第48号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第49号 人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第50号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第51号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第22 議第52号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第23 議第53号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第54号 人吉市森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第25 議第55号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第56号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第57号 損害の賠償について
- 日程第28 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 報第1号 平成30年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第31 報第2号 平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第32 報第3号 平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第33 報第4号 球磨川くんだり株式会社の経営状況について（第57期決算報告書及び第58期事業計画書）

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 松村 | 太君 |
| 2番 | 徳川 | 禎郁君 |
| 3番 | 池田 | 芳隆君 |
| 4番 | 牛塚 | 孝浩君 |
| 5番 | 西 | 洋子君 |
| 6番 | 宮原 | 将志君 |
| 7番 | 塩見 | 寿子君 |
| 8番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 9番 | 宮崎 | 保君 |
| 10番 | 平田 | 清吉君 |
| 11番 | 犬童 | 利夫君 |
| 12番 | 井上 | 光浩君 |
| 13番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 14番 | 福屋 | 法晴君 |
| 15番 | 本村 | 令斗君 |

16番 田 中 哲 君
17番 大 塚 則 男 君
18番 西 信八郎 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	迫 田 浩 二 君
企画政策部長	早 田 吉 秀 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 長	山 下 正 純 君
総 務 部 次 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
秘 書 課 長	永 田 勝 巳 君
水 道 局 長	水 野 二 郎 君
教 育 部 長	小 林 敏 郎 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	井 上 京 子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和元年6月第3回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る5月28日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これにつきまして議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和元年6月第3回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月4日開会、あす5日から12日までが休会、13日、14日一般質問、15日、16日休会、17日一般質問及び委員会付託、18日予算委員会、19日、20日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、21日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、22日から25日までが休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月7日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、池田芳隆議員、4番、牛塚孝浩議員を指名いたします。

日程第3 議第33号から日程第33 報第4号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第33号から日程第33、報第4号までの31件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和元年6月第3回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

さきの統一地方選挙におきまして、市民の皆様方からの力強い激励と温かい御支援を頂戴し、本年5月、令和の時代の幕開けとともに私の2期目の任期をスタートすることとなりました。多くの市民の皆様方から寄せられた市政に対する期待の大きさと、新しい時代を切り開いていく重責を担うことにつきまして、私自身、改めてその責務の重大さを痛感するとともに、これからの4年間、全身全霊をもって市政運営に邁進していく覚悟でございます。

私はこれまで、市政は市民のものであるという一貫した考えのもと、「対話」を重視してまいりました。そこには、私が12年前に政治家を志した時の理念「政治はひとつづくり、ひとつづくりこそがまちづくり」との強い思いが今も支えとなっています。

本市のこれまでの主要な事業を年代で振り返りますと、昭和50年代は、小中学校の全面改築や公共下水道事業等に着手し、また、平成元年の九州縦貫自動車道八代一人吉間の開通から同16年の人吉一えびの間四車線化完成に対応するため、平成の時代の中ごろにかけまして、計画的に市内の幹線道路等の整備を進めてまいりました。そのほかにも、都市公園や市営住宅の整備、各校区コミュニティセンター、人吉スポーツパレスの建設など、多くの公共施設の整備を進めてまいりましたが、平成20年に我が国の人口が減少に転じますと、それまで社会問題として認識されていた少子高齢化への対策が急務となり、少子化対策として子育て支援策や学校教育環境の充実、高齢者支援については、地域包括支援センターを中心とした介護予防施策等を総合的に展開してきたところでございます。

行政としてのまちづくりを、ただいま申し上げました本市の変遷に置きかえてみますと、昭和50年代から平成の前半は、住民生活の利便性の向上や快適な都市環境の整備、さらには地域産業の生産活動を支える基盤としての都市づくりが中心に進められてきたものと存じま

す。しかしながら、我が国全体に及ぶ少子高齢・人口減少が進む中で、地方におけるまちづくりも変化が求められており、平成28年3月の第31次地方制度調査会の答申には、人口減少社会にあっても、それぞれの地域において地域経済が安定し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいけるような持続可能な地域社会の形成が求められており、そのための地方行政のあり方として、地域の総力を結集して人口減少がもたらす課題に対応することが示されています。

本市のまちづくりにつきましては、これまで整備した都市基盤と豊かな自然や歴史、文化といった財産を維持し活用しながら、市民の皆様が健康で生き生きと活力を持って暮らしていく環境を構築することがこれからの行政の重要な課題であると認識しており、そのためには、地域づくりに着眼した対策が必要であると存じます。

地域づくりと申しましてもテーマや手法は多種多様ではございますが、本市では、地域の課題を、地域住民、各種団体、行政が自分たちの問題、課題として共有し、その解決に向け、信頼関係を築き、お互いに支え合い、補完し合いながら行動することが、今求められているのではないのでしょうか。そこには、計画段階からの住民や各種団体の参画だけではなく、事業を実施する上でそれぞれが責任を分かち合いながら行動するという住民と行政の新しい関係が伴うものでありますが、時代の変化により地域のありようが変わっていく中では、そこで暮らす私たちも変化を受け入れ、新しいことに挑戦するという進化をし続けなければならないものと存じます。

昨年末以降、私は市内各地を回り、多くの市民の方々と対話をしてまいりました。そこで感じたことは、将来に対する期待と同じくらい今後に不安を感じておられることでした。人口減少社会が進む中、市民の皆様方もまた、これからの暮らしがどうなっていくのか、目に見えない不安を抱えておられ、その不安を解決してほしいという強い思いをお聞きしました。私の市長としての最大の使命は、先人たちが築き上げたこのまちを次の世代へ引き継ぐことと存じます。そのためには、現代における課題を私たちが解決し、今を大切に生きていくことで新しい歴史を紡いでいかなければ、相良700年という他の地域にない歴史と伝統文化を、子や孫の世代に継承していくことはできません。

私たちは、今、世界に類を見ない少子高齢人口減少社会の中を生きています。そこには、私たちが日々生活を営む上で、これまで当たり前のように利用している公的サービスや民間の経済活動から生まれるサービス等が、今後、維持していくことができない可能性が指摘されています。このことにつきましては、国や県、市において、早急に対策、備えを進めることが求められていますが、全国的に見ましても、これまでと同じ考えや方法では十分な解決策に結びついていないことは、皆様も感じておられるのではないかと存じます。私は、今が、誰もが経験したことがない時代の転換期、変革期であるとするならば、その先の時代は、人口減少、少子化、高齢化の全てを受け入れ、これまで同様、いや、これまで以上に市民の皆

様がこの地で健康で心豊かに暮らす新たなまちを、市民の皆様とともに作り上げていかなければならないと存じております。そのために、これから5つの柱に沿った施策を展開してまいります。

最初に申し上げたいことは、「行政と市民一人一人が自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通理解のもと困難に立ち向かっていくことが重要である」ということとでございます。そのためには、私自身、引き続き、市民の皆様との「対話」に努め、同じ視点に立った市政の課題とまちづくりの目標を共有してまいります。また、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ための力の源は、私たちのふだんの生活が安全、安心な環境のもとに営むことができ、健やかに暮らすこととでございます。全国各地で毎年のように発生する災害を目の当たりにし、夏期には台風が襲来し、本市南東部には人吉盆地南縁断層が存在する土地柄からしますと、本市としましても、より一層の防災対策を推進していく必要があり、そのためには、市民の方々にも被害の未然防止に努めていただくための事前防災活動をお願いしなければならないと存じます。

健康につきましては、生活習慣、食事や運動が非常に重要な要素とでございます。これまで、健康診断や健康づくりなどさまざまな施策の中で健康チェックときっかけづくりの場を提供していますが、引き続き、食育やウォーキング、自転車を活用した健康づくりなど、身近に取り組むことができる施策を実施し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

高齢者に係る施策につきましては、介護予防事業や権利擁護、認知症対策など高齢者本人や家族に対する総合的な支援策を、市の直営である地域包括支援センターにおいて実施していますが、今後、さらに進む超高齢社会において、きめ細やかな対応や地域における支え合い、助け合いが重要となりますことから、地域包括ケアシステムを推進、深化していく上で、同センターの機能等につきましても見直しを図り、充実してまいりたいと存じます。

次に、まちづくりを進める上では、「地域に誇りと愛着を持つ」という意識が必要であると存じており、地域における愛着の高まりこそが一つ一つの事業の推進力となり、成功に導くものと存じております。私たちの日常生活で親しみがある人吉城跡や球磨川、青井阿蘇神社を初めとする社寺仏閣が、日本遺産の構成文化財として再び脚光を浴びたところでございますが、本地域における日本遺産の最大の魅力は、個々の文化財が放す魅力ではなく、そのストーリーである「領主から民衆までが一体となったまちづくりの精神が形成され、社寺や仏像群、神楽等をともに信仰し、楽しみ、守る文化が育まれた」ことが、現代も体感できることであると存じます。私たちが、歴史が育んだこの地に誇りと愛着を持ち、700年に及ぶまちづくりの精神を継承し、皆が心の豊かさを富として幸せに生きていくならば、論語の「近者説遠者来」のように、洗練された都市に住む方々や外国人旅行者にとって、日本の伝統文化を体感できる魅力的な地域として、新たなまちのにぎわいの創出につながるものと存じます。

そのための対策、新たな観光振興策としまして、官民協働の取り組みがより重要度を増すものと認識をしており、外国人旅行者へのおもてなしにつきましても受入体制の充実に努めることとし、また、圏域を一つの観光エリアとして球磨郡町村長との連携を深め、昨年発足した人吉球磨観光地域づくり協議会におきまして、人吉球磨全体の観光振興策にも取り組んでまいりたいと存じます。

農林業の振興につきましては、農産物の生産性向上に向けた6次化や農商工連携への取り組み、さらには地元農産物のブランド化を推進することとし、スマート林業におきましてもデータ化された高度な森林情報を活用し、コスト削減や作業の効率化に努め、林業生産力の向上を図ってまいります。

3つ目の柱としましては、本市の将来を見据え、今後予測される課題について、過去にとられるのではなく、「新たな価値の創造に努める」ことによって事業を展開してまいります。人口減少により確実に予測される課題は人手不足であり、現に本市でもさまざまな分野でサービスの提供や事業の存続が危ぶまれています。その対策としましては、人材を確保することと合わせ、新たな発想による事業の再構築こそが重要であり、IoTを活用した取り組みである「ひとよしスマートシティ構想」にも挑戦してまいります。この構想には、全国からIT企業やIoTエンジニアなど幅広い知識や技術をお持ちの方々に御協力いただき、私たち住民や民間企業と、困りごとや問題、課題を共有して解決策を導き出していきたいと存じています。

つきましては、現在進めておりますサテライトオフィスやコワーキングスペースを核として、IT関連の企業とひとの誘致にとどまらず、知識や技術の誘致にも努めることとしておりまして、地元住民や企業との交流の中から新たな仕事を創出するなど、相乗効果にも期待をするところでございます。

また、ひとの誘致は、移住定住にも及ぶものでございますが、空き家や遊休農地といった私たちが負のイメージを抱くものも視点を変え、幅広い活用の対象とすることで新たな価値を生み出す可能性も高く、空き家バンクや起業・創業支援などの施策と織り交ぜながら、多様な選択肢のある移住定住の促進にも努めてまいります。

4つ目としまして、一人一人が充実した豊かな人生を歩むために「学び続けることで生きる力を身につける」施策を推進してまいります。本市における教育の源流の1つと言えるものに、相良家三十一代当主相良長寛公が、江戸時代後期に創立した藩校「習教館」、そして藩士の武芸道場である「郷義館」の存在がございます。その長寛公が訓じた「習教館戒約」という設立趣意書において、「教え学ぶという習教の道が衰えれば、領内の政治も衰えることになる。だから、領民も役人も共に、子孫の代まで努力をしなければならない」と説かれております。地域の活力は、そこに暮らす人々の豊かな暮らしそのものであり、地域を次の世代に引き継ぎ、希望に満ちた未来を約束するためには、人材の育成、教育が時代を超えた

普遍的なテーマとして存在しています。

現在、国は、教育改革やさまざまな子育て支援策を進めているところであり、本市におきましても、本年度は小学校社会体育のスタートに加え、来年度から始まる小学校におけるプログラミング教育や5・6年生の英語の教科化に向けた準備を進めるなど、教育にとって変革の年となりますが、子供たちにとってよりよい教育環境を整えることが最大の課題であります。国の制度に沿った教育環境を充実する中にも、本市の歴史や伝統文化といった地域の特性や先人の営みなどを学ぶことで、郷土に愛着を持ち豊かな人間性を育てていくこともまた、私たちの責務であります。小中学校が地域とともにある学校として、地域学校協働活動やコミュニティスクールの展開、さらには校区公民館活動等を通し世代を超えて幅広い年代との触れ合いから生まれる地域ぐるみのひとつづくりなど、学校と地域が連携した学びの場も、住民の皆様方の御協力をいただきながら充実してまいりたいと存じます。

子育て支援につきましても、妊娠期から出生、就学、社会人になるまでの成長過程を一体的に支援することが重要であることも十分理解をしているところでございまして、福祉や教育の関係機関の連携強化や、すくすく子育てセンターの相談機能の充実に努めてまいります。令和の時代を生きる子供たちが夢と希望を持って、未来へ大きく羽ばたくことができる教育環境、子育て環境づくりに大きく邁進してまいり所存でございます。

最後に、行政の今後のあり方でございますが、時代や社会情勢が大きく変化する中で、行政もまた、その継続性を維持しながら住民の信頼に応えていくためには、変化をし続けなければならないものと存じております。そのためには、市の組織機構も現在私たちが直面している課題に対応しているのか検証し、機能的に事業が推進できる組織機構に改革を行い、その中で職員一人一人が能力を最大限に発揮し、その力を結集することで、市民の皆様とともに人吉の創造に取り組んでまいります。

また、新たなまちづくり、地域づくりを安定的に進めるためには、財政の健全化は不可欠であり、現在実施している事業の検証を行い、特に市が直接担っている業務やイベント事業については、その効果や必要性を精査し、官民連携や外部委託もしくは事業廃止を検討するなど、行財政改革にも強い決意をもって挑まなければならないと存じています。

以上、これからのまちづくりに対する私の思いを申し上げましたが、これらを一つ一つ実現していくためには、国や熊本県、球磨郡町村との連携がこれまで以上に重要となっております。今後も、市民の皆様方の代表として、関係機関との信頼関係の構築に努めてまいり所存でございます。

令和の時代における最初のまちづくりは、今回の統一地方選挙により、私そして議員各位に託されました。困難で厳しい課題が山積しておりますが、民主主義の理念に基づき、議会と執行部がしっかりと議論を尽くし、本市の将来を築いてまいりたいと存じます。議員各位並びに市民の皆様方におかれましては、引き続き、市政に対し御理解と御協力を賜りますよ

う、心からお願いを申し上げる次第でございます。

引き続き、本年度に実施する主な施策等について述べさせていただきます。

市庁舎移転建設関係でございますが、新市庁舎建築本体工事等の入札不調、不落につきましては、九州地方における震災復興関連工事や都市部における大規模再開発事業等の影響を受け、建設需要が非常に高く、その結果、配置技術者の確保に苦慮されており、新たな受注が困難な状況にあることに加え、労務費、資材費等の上昇による実勢価格と予定価格の乖離が生じていることが主な要因と分析しているところでございます。

一般的に入札は、競争性が働き、落札率が引き下がることによって、より廉価で発注し、経費を圧縮することが可能となる制度でございます。現状では、需要と供給のバランスが崩れ極端な売り手市場となっているものと推察しており、今回実施しましたアンケート調査においても、参加意欲を示した大手建設業者はわずかでございます。

現在、実勢価格をより適切に予定価格に反映できるよう、国に相談しながら設計金額の積算や入札参加資格要件の検討を行うなど、次回の工事発注に向け、精査・準備をしているところでございます。この売り手市場という厳しい社会情勢にあっても、防災拠点としての役割や機能を備えた堅牢な市庁舎の建設を進めてまいり所存です。

防災関係でございますが、去る5月24日、梅雨入りを前に、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、各関係機関と情報の共有や連携の強化を図ったところでございます。

国は、「平成30年7月豪雨」を教訓とし、自然災害からの避難対策に万全を期すため、住民が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を行いました。この改定は、行政が防災対策の充実に不断の努力を続ける一方、突発的に発生する甚大な災害への行政主導のハード・ソフト対策に限界もあることから、今後も防災対策を維持・向上していく上で、国民全体の共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していくことも必要との考えから、住民がとるべき避難行動を5段階に分け、情報と行動の明確化を図るものでございます。

本市としましても、住民が防災教育や避難訓練などを通して平時から災害リスクや避難行動について把握するなど、「自らの命は自ら守る」という意識の醸成を促し、災害時には住民が適切に避難行動をとれるよう、防災情報をわかりやすく提供するなど全力で支援してまいり所存でございます。

認可地縁団体関係でございますが、去る5月26日に、赤池水無町内会と赤池水無町外園町内会の両団体が、地方自治法に基づく法人化設立総会を開催され、法人格を持つ地縁団体として新たに赤池水無町内会が誕生いたしました。両団体は、人吉球磨クリーンプラザの建設に関し、長らくそれぞれに町内会を組織されておりますが、このたび、両町内会の相互の理解、協力のもと、法人格を持つ地縁団体の設立に至りました。新赤池水無町内会におかれま

しては、新たな第一歩を踏み出されたところでございますが、地域住民の親睦をさらに深め、地域の活性化につなげていただくことを切に願っているところでございます。

総合計画関係でございますが、本年度は、本市のまちづくりの羅針盤となる第6次人吉市総合計画の策定期間となっております。計画の目的は、市民の方々が健康で生き生きと活力を持って暮らしていくまちを実現することであり、そのための最重要課題が少子高齢人口減少社会への対応であります。このことは、同じく本年度策定を行います人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来展望と重なりますことから、次年度以降、総合的かつ計画的に市政運営を推進するための指針として、総合計画と総合戦略を統合した新たな総合計画を策定することといたしました。なお、私が選挙の際にお示しいたしました公約につきましては、人吉市総合計画策定審議会等に御意見をいただきながら、新たな総合計画の施策等に織り込んでまいりたいと存じております。

川上哲治生誕100年記念事業でございますが、これまで県や読売グループ各社などの御協力を賜りながら、川上哲治生誕100年記念事業実行委員会において各種イベントの計画を進めておりました。本年秋から1年間を「川上YEAR」と位置づけ、人吉クラフトパーク石野公園での故川上哲治氏にまつわる記念品等の展示や読売巨人軍OB等によるトークショー、小学生から社会人を対象とした野球大会、さらには地元産品を使用した記念グッズの開発などを実施する予定としております。郷土人吉が生んだ「打撃の神様」川上哲治氏の輝かしい功績を振り返り、顕彰していくとともに、その功績と記念事業に関するさまざまな情報を積極的に発信することで、市民の皆様の機運の高まりと市外からの誘客、交流人口等の増加を図り、市全体のにぎわいを創出してまいりたいと存じます。

ふるさと納税関係でございますが、国は、地域と無関係な返礼品を活用し多額の寄附を集める一部の自治体の取り組みについて是正を行うため、地方税法を改正し、6月1日から、適正な寄附金の募集方法や、自治体区域内で生産されたもののほかに、近隣の市町村が連携することで共通の返礼品を取り扱うことができるなどの新たなふるさと納税制度を施行しました。

本市においては、これまでもふるさと納税の趣旨を踏まえ、人吉シャツや球磨焼酎などの地場産品を返礼品とした寄附による財源確保に加え、地域経済活性化にも寄与する事業として進めておりました。去る5月15日に、国から新たなふるさと納税制度の対象自治体として指定を受けたところでございます。今後も、地元のすばらしい産品を返礼品として全国に紹介していくとともに、寄附金の使途を工夫し、ふるさと納税制度を通して本市を応援していただける仕組みづくりを進めてまいります。

プレミアム付商品券事業でございますが、10月に実施予定の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和すること、また、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアムつきの商品券を販売いたします。

本事業の内容としましては、対象者に額面で最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入していただき、公募により選定した市内の取り扱い事業者において使用していただくものがございます。本市におきましても、対象となる方々に円滑に御利用いただけるように、申請に関する個別通知や広報ひとよしなどを活用した周知を行い、適切な事業の実施に努めてまいります。

予防接種関係でございますが、風しん予防対策につきましては、昨年夏から、首都圏を中心に30代から50代男性の罹患者が急増したことから、国は公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、本年度から3年間の時限措置として、風しんの抗体検査と予防接種を実施することとしました。

これを受け本市では、市民の間で風しんウイルスの感染が拡大しないよう対策に努めることとし、7月から、対象者に医療機関において風しんの抗体検査や予防接種を受けることができるクーポン券を送付し、予防接種等を推奨してまいります。

地産他商関係でございますが、農産物のブランド化につきまして、本年度も人吉ブランド化実行委員会を中心に、昨年好評でありました球磨クリを活用した「くまろんフェア」を実施することといたしました。事業としましては、9月20日から10月20日までと期間を拡大するとともに、参加店舗を拡充し、地元はもとより県内外に向けて「球磨栗」のさらなる知名度アップを図り、人吉球磨への集客にも努めてまいりたいと存じます。

また、農産物生産者みずから行われる6次化や、球磨焼酎、乳製品などの地元産品とコラボレーションした新商品の開発に努めるなど、農商工連携にも取り組んでまいります。

中心市街地活性化でございますが、まちの顔となる中心市街地は、商業機能の活性化にとどまらず、市民が立ち寄り、余暇を過ごす場、仕事をしたい人、居住をしたい人が集まる場、すなわち市民の暮らしの場が変わることが重要であると認識しております。その具体的な手法として、昨今、空き家や空き地等の遊休不動産を、これまでにない新しい使い方で積極的に活用し、まちの魅力やにぎわいを生み出す「リノベーションまちづくり」という手法が注目されております。

これは、住民、不動産オーナー、事業者などの関係者が中心となり、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、産業振興や雇用創出、さらにはコミュニティーの再生やエリア価値の向上を図るという取り組みでございます。本年度、人吉商工会議所内にある人吉TMOとの連携事業により、専門家を本市に招聘し、セミナーやワークショップの開催を予定しているところでございます。このような取り組みを通して、関係者と新たな中心市街地活性化の手法を協議し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という志のもと、公民連携による中心市街地活性化を実践してまいりたいと存じます。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館関係でございますが、現在運営を行っております人

吉球磨観光情報発信ブース、温泉施設及び人吉しごとサポートセンターの各機能に加え、1階の旧食堂部分をコワーキングスペースとして、供用開始に向けて鋭意準備を進めているところでございます。さらに、2階フロア全面改修によるシェアオフィスやサテライトオフィスの整備、また、外壁や屋上防水、設備工事等を実施する予定としております。整備完了後は、地元の利用者はもとより、観光客に加え、IT企業誘致によってお越しいただく方々にこの施設を大いに御利用いただけるよう、総合交流館の名にふさわしい事業を展開してまいります。

球磨川くだり株式会社の事業再生につきましては、去る5月13日に、株式会社シークルーズとの業務提携後、初となる定時株主総会が開催され、当期の決算報告がありました。

前期と比較しますと、経常利益及び純利益は赤字との報告でしたが、後世に球磨川下りを残していくためにも、事業再生計画を軸に新たな経営刷新改革の取り組みとして、社名やロゴの刷新を初め、インバウンド観光客をターゲットに強力な営業活動や、運航ダイヤと料金、乗船時の最少催行人員の見直しなどに着手されております。その成果として、本年4月期は過去10年間で最大の乗船実績となり、ゴールデンウィークにおいては天候にも恵まれ、前年と比較し約1,100人多い3,000人以上の乗船客を迎え入れることができ、早くも成果があらわれているようでございます。引き続き、収益の確保策及び積極的な経営刷新に取り組むことで経営基盤をより強固なものとし、安定した雇用環境を保ちながら、さらなる増収を図ることができるよう、本市としましても積極的に連携と支援に努めてまいります。

森林環境譲与税関連でございますが、現在の森林における諸問題としまして、人材や担い手不足などにより手入れの行き届かない人工林、いわゆる放置林の問題や、地球温暖化、防災、水源涵養など公益的機能の低下が挙げられます。このような問題を解決し、適切な森林の管理及び林業経営の効率化を図り、さらなる森林整備を促進するため、4月1日から森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税が導入されることとなりました。本年度からはこの譲与税を財源とし、本市が主体となりまして、実施体制の構築や人材育成、担い手の確保、地元木材の普及活動などの新たな事業に取り組んでまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、人吉市景観計画の策定につきましては、これまでにパブリックコメント、校区别説明会及び地区別説明会を実施し、市民の皆様にご理解を求め、御意見をいただいております。4月1日には人吉市景観条例の一部を施行しましたことから、今後は、人吉市景観審議会による審議、関係機関との協議を進め、人吉市景観計画を策定し、景観行政団体への移行と本条例の完全施行により、良好な景観形成の促進に努めてまいります。

道の駅人吉関係でございますが、クラフトパーク石野公園につきましては、去る3月19日に、県内33番目の道の駅として登録されたところでございます。

現在、人吉球磨スマートインターチェンジの開通に合わせた開駅に向け、正面駐車場に情

報掲示板、公衆電話ボックス、障がい者の方や妊産婦の方のための駐車場、Wi-Fi設備の設置工事など、園内の環境整備を早急に進めております。なお、人吉球磨スマートインターチェンジにつきましては、国や関係機関と開通時期などについて協議を進めておりまして、本市としましては、当初の計画より早期に開通できるものと期待しているところでございます。

去る6月1日に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、東京で開催する聖火リレー関連のイベントにおいて、全国の聖火リレーの実施市町村や聖火ランナー募集概要等が発表されました。熊本県におきましては、本市を含め13の市町村が聖火リレーのルートに選定されましたが、このことは本市にとりまして大変光栄なことでございます。実施日は来年5月6日ということでございますので、今後、詳細な部分につきまして、組織委員会や熊本県実行委員会等との協議が進められていくものと存じます。

上水道関係でございますが、発掘調査のために事業を延期しておりました原城配水池の造成工事につきましては、本年度に着手することとしておりまして、そのほか、老朽管路を更新する上永野町配水管改良工事等も実施してまいります。また、社会情勢の変化等により給水収益が減少する中で、水道事業におきましても持続可能な健全運営、経営が求められているところであり、検針体制等の業務の効率化を図るために、令和2年度から、上下水道料金の徴収等に係る業務の民間委託を進めてまいりたいと存じます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ2億9,021万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億5,919万4,000円とするものでございます。

議第34号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、消費税増税に伴う介護保険システム改修などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ85万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ「43億4,778万8,000円」とするものでございます。

議第35号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託料につきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

議第36号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、今回の市長選挙におきまして給料の20%カットを選挙公約に掲げさせていただいておりまして、その選挙公約に基づき、市長等の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第37号から議第43号までの7件につきましては、10月から、消費税の税率が現行の8%

から10%に改定されることに伴うものでございまして、公の施設の使用料等につきまして、円滑かつ適正な転嫁を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第44号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第45号から議第51号までの7件につきましては、10月から、消費税の税率が現行の8%から10%に改定されることに伴うものでございまして、公の施設の使用料等につきまして、円滑かつ適正な転嫁を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第52号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例案は、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館において、コワーキングスペースの供用を開始するに当たり、その業務及び使用料を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第53号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例案は、本市が資金を貸し付けている第三セクターの名称が変更されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第54号人吉市森林環境整備基金条例案は、森林環境譲与税の当該年度不用額及び後年度における事業に要する費用に充てるための留保を積み立てる目的で基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第55号及び議第56号の2件につきましては、10月から、消費税の税率が現行の8%から10%に改定されることに伴うものでございまして、公の施設の使用料等につきまして、円滑かつ適正な転嫁を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第57号損害の賠償についての案件は、平成30年11月7日午後8時5分ごろ、人吉市総合福祉センターにおいて開催された高齢者虐待防止に関する研修会の参加者が、研修会終了後、駐車場に向かって市有地内の通路を歩行中、通路横の側溝に転落し負傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

諮第1号及び諮第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件の2案件につきましては、まず、1件目が、平成28年10月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていた轟崎順子氏の任期が、9月30日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

2件目が、平成28年10月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていた谷川悦夫氏の任期が、9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として内藤純子氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明

申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 先ほどの施政方針の中で一部誤りがありましたので、御訂正をお願いしたいと思います。

10ページの議第34号です。歳入歳出予算の総額のところで、「43億4,778万4,000円」と言うべきところを、「43億4,778万8,000円」と申し上げたようでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）の補足説明、及び、報第1号、報第2号の報告をさせていただきます。

まず、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございますが、LGWAN総合行政ネットワークの接続ルータリース料は、現行のルータ機器の保守が更新時期を迎え、後継機種ルータへの変更が必要なことから、リースの期間、限度額を設定するものでございます。

その下でございます。第3表地方債補正につきましては、追加が4件、変更が5件でございます。まず、追加でございますが、小学校施設整備事業債は、人吉西小学校における特別教室空調設備工事に対する起債でございまして、充当率75%の150万円を計上いたしております。史跡大村横穴群保存修理事業債は、大村横穴群西群の保存修理に対する起債でございまして、充当率90%の650万円を計上いたしております。体育施設改修事業債は、スポーツパレス小アリーナにおける床塗装等改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の240万円を計上しております。学校給食センター改修等事業債は、学校給食センター内におけるコンテナプール床改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の310万円を計上

しております。

次に、その下の変更でございます。地方道路等整備事業債から、一番下になりますが、庁舎機能単独災害復旧事業債までの5件は、いずれも工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からでございます。2款地方譲与税、4項、1目、1節森林環境譲与税1,945万7,000円の増額補正は、令和元年度配分予定の森林環境譲与税でございます。その下でございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、5目、1節商工使用料、コワーキングスペース使用料206万1,000円の増額補正は、令和元年7月オープン予定のまち・ひと・しごと総合交流館コワーキングスペースに係る使用料でございます。その下でございますが、一番下になります、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金6,355万1,000円の増額補正は、令和元年度社会資本整備総合交付金の内示増によるものでございます。その下でございます。同じく4節都市計画費補助金1,849万3,000円の増額補正は、都市計画事業における令和元年度社会資本整備総合交付金の内示増のほか、石野公園に官民連携事業の導入や実施に向けた調査・検討に対するものでございます。

9ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金900万円の増額補正は、川上哲治生誕100年記念事業に対する地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金や、東京23区在住者または通勤者が就職し、本市へ移住した者に対するの支援金、1世帯当たり上限100万円に対するものでございます。2つ飛びまして、同じく5目商工費県補助金、1節商工費補助金、商店街にぎわいづくり補助事業補助金50万円の増額補正は、町なか再生について、専門家を招聘するとともに、地域課題を抽出し、町なかの遊休資産を活用してリノベーションによるまちづくりを進めていく取り組みに対するものでございます。その下でございます。7目消防費県補助金、1節消防費補助金、平成28年熊本地震復興基金交付金30万円の増額補正は、本年度計画策定を予定しております受援計画策定に要する経費に対するものでございます。その下でございます。8目教育費県補助金、3節中学校費補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金35万6,000円の増額補正は、中学校3年生が受験する英語外部検定試験の受験料年1回分に対する県補助金でございます。

10ページをお願いいたします。中ほどからになります。18款繰入金、2項基金繰入金、4目、1節応援団基金繰入金、人吉応援団基金繰入金875万円の増額補正は、川上哲治生誕100年記念事業に375万円を、プログラミング教育用教材備品購入に300万円、国際交流推進『一井正典「青雲の志」育成事業』に200万円を、人吉応援団基金から繰り入れを行うものでございます。一番下でございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を5,000万円増額補正いたしております。

11ページをお願いいたします。一番上からでございます。20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目、1節人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入49万2,000円の増額補正は、平成30年度において球磨川くんだり株式会社に対し貸し付けをいたしました長期貸付金6,000万円に対する平成31年度回収金でございます。なお、現在、5年間の据え置き期間でございますので、利子のみの回収金でございます。その下でございます。4項、2目雑入、1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金2,740万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの平成31年度コミュニティ助成事業において、西間上町公民館建設事業ほか2事業に対する補助が採択されたことによるものでございます。一番下でございます。21款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。次に歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,995万2,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、西間上町公民館建設を初めとする4公民館に対する地区公民館施設整備費補助金や、歳入でも御説明をいたしましたコミュニティ助成事業補助金、及び、本市への移住者を支援する移住支援金などでございます。中ほどのところになります。6目財産管理費640万5,000円の増額補正は、平成30年度に調査をいたしましたPCB含有調査にて判明をいたしました、人吉市シルバー人材センター、人吉球磨能力開発センターのPCB含有照明器具の取りかえ委託のほか、平成30年度に、分収林契約に基づき歳入にて受け入れをしておりました出水大川内筋国有林の分収林配当金を、矢岳町内会へ配当するものでございます。その下でございます。7目企画費1,608万3,000円の増額補正は、次期第6次総合計画策定のための審議会委員報酬、費用弁償のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、川上哲治氏の生誕100年を記念し、同氏の偉業を称え、後世に伝えるための事業に対し補助するものでございます。なお、事業といたしましては、令和2年度までの2年間で予定されるところでございます。

15ページをお願いいたします。これも、中ほどのところからでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費313万5,000円の増額補正は、13節委託料において、令和元年10月から予定されております幼児教育無償化等に対応するためのシステム改修委託料のほか、28節繰出金において、消費税増税に伴う介護保険システム改修費を介護保険特別会計に繰り出すものなどでございます。一番下になります。2項児童福祉費、3目母子福祉費175万円の増額補正は、令和元年10月から予定をされております消費税増税に伴い、子供の貧困に対応するために、これまで法律婚をしたことがない者で児童扶養手当支給対象者に給付金を支給するものでございます。

16ページをお願いいたします。中ほどのところになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費36万2,000円の増額補正は、風しんにおける予防接種率が低いとされる年代層を対象とした追加的対策の接種勧奨等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。中ほどからになります。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費1,622万2,000円の増額補正は、歳入で説明申し上げました森林環境譲与税を活用した森林環境整備、放置林対策、スマート林業関連、林道等維持補修工事などの経費でございます。

18ページ、一番下からでございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費1,902万6,000円の増額補正から、19ページになりますが、5目橋梁新設改良費2,200万円の増額補正までは、主に社会資本整備総合交付金事業の内示増に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。一番上からになります。4項都市計画費、1目都市計画総務費1,859万7,000円の増額補正は、石野公園に官民連携事業の導入や実施に向けた調査・検討に要する経費でございます。その下でございます。3目公園整備費894万9,000円の増額補正は、石野公園における道の駅開駅に向けたスポットライト設置や道の駅標識設置、白壁補強等に要する経費でございます。一番下のところになります。9款、1項消防費、2目非常備消防費820万円の増額補正は、消防団員、主に防災サポーターの退職に要する経費などでございます。

21ページをお願いいたします。一番上からになります。5目災害対策費136万4,000円の増額補正は、歳入で御説明いたしました受援計画策定に伴う経費のほか、例年実施をいたしております総合防災訓練に要する経費でございまして、本年度は9月ごろの開催予定とし、一中校区を対象に防災訓練を実施することとしております。その下でございます。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費317万6,000円の増額補正は、令和2年4月からの、小学校におけるプログラミング教育実施に向けた教材購入費などでございます。その下でございます。3項中学校費、2目教育振興費71万3,000円の増額補正は、歳入で御説明いたしました、本年度から、中学校3年生が受験する英語外部検定試験の受験料年1回分に対する補助金でございます。

22ページをお願いいたします。一番上からになります。4項社会教育費、1目社会教育総務費322万3,000円の増額補正は、一井正典「青雲の志」育成事業として実施をいたします高校生のアメリカ派遣研修に要する経費などでございます。その下でございます。2目公民館費248万9,000円の増額補正、及び、3目図書館費1,262万円の増額補正は、いずれも一般財団法人自治総合センターの平成31年度コミュニティ助成事業を活用した、公民館備品購入、移動図書館車購入に要する経費などでございます。その下でございます。5目文化財保護費1,610万1,000円の増額補正は、大村横穴群西群の保存修理に要する経費でございます。

24ページをお願いいたします。中ほどのところでございます。13款諸支出金、2項基金費、10目人吉市森林環境整備基金費、存目1,000円の増額補正は、令和元年度におきまして森林環境譲与税が交付されますことから、基金費におきましても新設をするものでございます。

最後に、14款、1項、1目予備費を320万2,000円増額補正いたしております。

以上で議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明を終わります。

引き続きでございますが、報告案件でございます。報第1号平成30年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の40ページから41ページまででございます。議案書の41ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業は、表の中ほどより少し右の欄になりますが、翌年度通次繰越額が20億6,697万5,000円でございます。その財源内訳でございますが、さらに、表の右側をごらんいただきたいと存じます。繰越金、いわゆる一般財源でございますが1,767万5,000円、特定財源といたしまして、地方債が一般単独災害復旧事業債の20億4,930万円となっております。その下でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業は、翌年度通次繰越額が5,865万8,000円でございます。その財源内訳でございますが、特定財源といたしまして、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の3,111万3,000円、地方債が社会資本整備総合交付金事業債の2,190万円、その他が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金の564万5,000円となっております。その下でございます。同じく、大規模修繕・更新事業、これは曙橋補修事業でございますが、翌年度通次繰越額が2,932万円でございます。その財源内訳でございますが、繰越金、いわゆる一般財源でございますが、511万3,000円で、特定財源といたしまして、国庫支出金が大規模修繕・更新事業費補助金1,420万7,000円、地方債が大規模修繕・更新事業債の1,000万円となっております。

次に、報第2号平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の42ページから44ページまででございます。議案書の43ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費が、プレミアム付商品券事業の1件。2項児童福祉費が、保育所等整備交付金事業の1件。6款農林水産業費、1項農業費が、人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業の1件。2項林業費が、単県治山事業矢黒地区斜面修復事業の1件。7款、1項商工費が、くま川下り株式会社事業再生支援事業補助金、まち・ひと・しごと総合交流館施設整備実施設計委託料、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業の3件。8款土木費、2項道路橋梁費が、地方道路等整備事業西間地内第9号線、同じく青井西間線用地取得費、同じく城本西駅線用地取得費、人吉球磨広域行政組合受託事業赤池水無第2号線、社会資本整備総合交付金事業大塚桑木津留線、同じく東漆田石野線、同じく中林二中線、同じく上原浪床線、同じく戸越永葉線、同じく田野高原線、議案書は44ページになりますが、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業、社会資本整備総合交付金事業羽田橋補修事業、同じく睦橋補修事業の13件。4項都市計画費が、社会資本整備総合交付金事業石野公園施設改築

事業、社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線の2件。10款教育費、2項小学校費が、人吉西小学校給水設備改修事業、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業、人吉東小学校北側ブロック塀改修事業の3件。3項中学校費が、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業の1件。5項社会教育費が、中原城跡発掘調査事業の1件。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費が、農業用施設災害復旧事業、現年発生補助農業用施設災害復旧事業の2件。3項公共土木施設災害復旧費が、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業、道路橋梁単独災害復旧事業、河川単独災害復旧事業の3件。4項文教施設災害復旧費が、人吉西小学校法面災害復旧事業の1件となっております、合計33件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は、議案書44ページ、表の一番下の欄の計のところの左から2番目になりますが、7億5,741万6,000円でございます。

次に、その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております、一番下の欄の計のところの合計額となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（水野二郎君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからは報第3号について御説明を申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。報第3号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告いたします。

繰り越しは2件でございます。まず古仏頂水源地環境整備工事、繰越金額1,139万532円でございます。これは、施工に当たり、送水管を固定する送水管固定擁壁を施工するため、安全対策としての足場設置に日数を要したため、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、中原城跡発掘調査866万7,000円は、原城配水池築造工事に伴う発掘調査として、2段階にわけて実施する必要が生じ、年度内完了が困難となったものでございます。

いずれも、1款資本的支出、1項建設改良費でございます、繰越合計金額は2,005万7,532円でございます。財源内訳でございますが、当年度分損益勘定留保資金を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○経済部長（廣田五浩君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私から報第4号球磨川くんだり株式会社の経営状況につきまして、お手元に配付いたしております別冊子で御報告をさせていただきます。

球磨川くんだり株式会社は、御承知のとおり、本市を代表する観光会社でございますが、近年は業績が悪化し、平成28年度からは債務超過に陥っております。平成29年9月に人吉市議会及び人吉温泉旅館組合から御支援をいただき、経営コンサルタントを交え、新たな事業再

生計画の策定に着手し、平成30年3月には「くま川下り株式会社 新・事業再生計画」を策定、改善に取り組んできたところでございますが、業績は伸び悩んでおりました。

そのような中ではございましたが、株式会社シークルーズとの業務提携のお話があり、関連予算をお認めいただきました議会を初め、関係各位の御協力により業務提携を行い、新たな体制で、事業再生計画に基づき課題解決に向け取り組んでいるところでございます。関係各位の御支援と御協力に心から感謝を申し上げます。

それでは、お手元の資料によりまして、要点を中心に説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。第57期決算報告書でございまして、事業期間は平成30年3月1日から平成31年2月28日まででございます。

2 ページをお願いいたします。事業概況でございまして、球磨川くんだり株式会社は、川下りの遊覧船事業を中心に、ラフティングや売店等のその他事業の2部門の事業を推進いたしております。第57期決算につきましては、1,000円単位で御報告を申し上げます。

当期の売上高は8,762万4,000円、対前年73.8%となり、3,102万8,000円の減少となりました。主な要因は、新規顧客獲得に向けた営業活動及び潜在顧客獲得に向けた情報発信不足、船頭の顧客満足向上策の取り組み不足等により乗船客数が6,397人減少し、川下り売上高が1,860万3,000円減少したことによるものでございます。そのほか、平成30年5月にレストランが閉店をしたことによるものでございます。

一方で、売上原価、販売費及び一般管理費は、売上高の減少による船頭賃金の減少、レストラン閉店などにより、前期比でそれぞれ1,189万8,000円の減少、1,235万7,000円の減少となりました。結果といたしまして、営業利益は売り上げ減少に伴い前期比677万2,000円の減少となり、経常利益は521万円の赤字、当期純利益は554万8,000円の赤字となりました。

次に、遊覧船事業でございまして、当期は、川下り乗船客の目標を3万2,600人とし、船頭14名、稼働船舶7隻での運行をされております。平成27年度から運行しておりますミドルコースを営業の柱とし、短い乗船時間でも、おもてなしの心で、安全な場所での櫓漕ぎ体験や、船頭との会話とともに、シャトルバスでの送迎により心に残る船旅になるよう、引き続き努められたところでございます。

しかしながら、複数の社員が退社をし、会社存続の危機に直面する中で策定した事業再生計画の取り組みが不十分であったことから、川下りの乗船客数は2万4,381人、対前年79.2%にとどまりました。そのような中ではございますが、平成31年1月25日に、株式会社シークルーズと、両者の得意分野や経営資源を利用してサービス向上と事業の推進を図ることを目的として、業務提携を締結されております。新たな代表取締役――3ページをお願いいたします――代表取締役による新体制のもと、営業専任職員を配置し、旅行代理店や海外からのインバウンド観光客をターゲットとした強力な営業活動を展開されております。また、経営管理の効率化を図るために、経営管理専任職員を配置し、クラウドレジ活用に伴う予約

管理業務の効率化と、適時な経営実態を把握するためにクラウド会計の導入に着手されております。なお、レストラン「くまがわマルシェ」につきましては、平成30年5月をもちまして閉店しております。閉店までの当期売り上げ実績としましては257万8,000円、対前年23.8%となりました。

その他事業でございますが、売店物品販売につきましては、川下り乗船客数の減少に伴い売り上げ447万6,000円、対前年76.8%という結果になりました。

ラフティングにつきましては、集客目標を1,800人と定め、活動を行われましたが、実績といたしましては利用者1,041人、対前年58.8%、収入で588万6,000円、対前年60.3%と、昨年の実績を下回りました。実績を熊本地震前の水準まで戻すには、まだまだ時間と集客営業努力が必要かと存じます。

また、冬場の閑散期における収入確保策である美化請負事業につきましては、今期は前期以上の受注がございました。実績といたしましては1,651万1,000円、対前年120.3%という結果となりました。

4ページをお願いいたします。球磨川くだり株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに、下段のところになります、1億3,470万1,009円となっております。

5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計が8,762万4,302円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が654万4,386円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が521万300円となっております。

6ページをお願いいたします。第58期事業計画書でございまして、事業期間は平成31年3月1日から令和2年2月29日でございます。

7ページをお願いいたします。事業計画でございますが、業務提携後、新体制となりましたが、経営安定化のため、課題解決に向け事業再生計画を柱に、記載の19項目の取り組みに着手、実施される計画でございます。これらの取り組みを実現するために、新体制の全役職員が一丸となって、訪れる人々に球磨川のすばらしさと感動を伝え、魅力ある人吉球磨の活性化に貢献し、川と人を大切に、地域の付加価値を最大限に高めることができる企業を目指すとの方針でございます。

営業面におきましては、株式会社シークルーズの営業ノウハウから、球磨川下りを、スリルだけではなく、伝統や文化を基調とした情緒や優雅さを強調し、船旅本来の魅力と、櫓漕ぎ体験などを思い出として記憶に残るようなサービスに心がけ、セールス、販売促進につなげていくことを徹底していきたいとのことでございます。

また、テレビ番組の製作協力や旅行雑誌の記事掲載の機会にも積極的に協力していかれるとのことでございます。

近年、中華圏からのインバウンド観光客が増加しておりますが——8ページをお願いいたします——受入体制については早急に対応する必要があります。また、営業全般におきましても、熊本県観光連盟や本市、球磨村及び宿泊施設との連携も欠かすことなく展開されていくとのことでございます。

ラフティングに関しましても、引き続き、熊本県教育旅行受入促進協議会を中心に、教育旅行の誘致に努められるとのことでございます。

依然、経営運転資金の調達を初め、数多くの課題を抱えておりますが、本市からの長期貸付金の支援により経営基盤をより強固なものにするために、年間を通しての収益の確保にも積極的に取り組み、安定した雇用環境を整備することでさらなる増収に努め、観光を通して地域の発展に寄与し、球磨川下りを後世に残すべく精いっぱい尽力いたしますとのことでございます。

事業再生計画におきましては、計画2年目となりますが、第58期の目標を、川下り乗船客数3万3,500人としておりますが、上記の取り組みを完遂することで、計画数値を上回る3万6,000人、ラフティング利用客1,870人を目標としまして、全役職員一同、力をあわせて精進してまいるとのことでございます。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。第58期の損益計画書でございます。数値は事業再生計画に合わせております。川下り売上高などの純売上高1億1,441万2,000円、営業利益は740万2,000円で、営業外損益を含めた経常利益を761万4,000円、当期純利益を727万6,000円と見込んでいるところでございます。

以上、球磨川くだり株式会社の経営状況につきまして御報告といたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午前11時42分 散会

令和元年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月13日 木曜日

1. 議事日程第2号

令和元年6月13日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第33号 | 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議第34号 | 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議第35号 | 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議第36号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第5 | 議第37号 | 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第38号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第39号 | 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第8 | 議第40号 | 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第41号 | 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第10 | 議第42号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第43号 | 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第44号 | 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第13 | 議第45号 | 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第14 | 議第46号 | 人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第15 | 議第47号 | 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第48号 | 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第49号 | 人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第50号 | 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第51号 | 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第20 | 議第52号 | 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第21 | 議第53号 | 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例 |

の制定について

- 日程第22 議第54号 人吉市森林環境整備基金条例の制定について
日程第23 議第55号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24 議第56号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25 議第57号 損害の賠償について
日程第26 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28 報第1号 平成30年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第29 報第2号 平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第30 報第3号 平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第31 報第4号 球磨川くんだり株式会社の経営状況について（第57期決算報告書及び第58期事業計画書）

日程第32 一般質問

1. 徳川禎郁君
 2. 池田芳隆君
 3. 豊永貞夫君
 4. 平田清吉君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|------|-----|
| 1番 | 松村 | 太君 |
| 2番 | 徳川禎郁 | 君 |
| 3番 | 池田芳隆 | 君 |
| 4番 | 牛塚孝浩 | 君 |
| 5番 | 西 | 洋子君 |
| 6番 | 宮原 | 将志君 |
| 7番 | 塩見 | 寿子君 |
| 8番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 9番 | 宮崎 | 保君 |
| 10番 | 平田 | 清吉君 |
| 11番 | 犬童 | 利夫君 |
| 12番 | 井上 | 光浩君 |

13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山本繁美君
次 長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書 記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

表彰状の伝達

○議長（西 信八郎君） 議事に入ります前に、さきに開催されました全国市議会議長会第95回定期総会の席上、田中哲議員と、前議員の仲村勝治氏がそれぞれ正副議長4年の表彰を、また、前議員の村上恵一氏が15年議員の表彰を受けられましたので、この場をおかりしまして、ただいまから田中哲議員へ表彰状の伝達をいたします。

なお、仲村勝治氏と村上恵一氏につきましては、後日、伝達することといたしております。それでは、田中哲議員は前のほうへお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（西 信八郎君） 田中哲議員におかれましては、本市議会発展のため、議長として4年間御尽力を賜りありがとうございました。また、表彰まことにおめでとうございます。

○議長（西 信八郎君） それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、おはようございます。2番議員の徳川禎郁でございます。4月に行われました市議会議員選挙におきましては、市民の皆様から温かい御支援を賜り、初当選をさせていただきました。市議会議員として、市民の皆様の負託に応えられるよう精いっぱい務めてまいります。松岡市長を初め、先輩議員の皆様、そして執行部の皆様には、今後とも御指導どうぞよろしくお願いいたします。

また、市議会が改選と同時に、元号が令和になりました。令和には、春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人が、あすへの希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いが込められているそうです。令和の時代となった人吉市も、一人一人が希望に満ち、輝けるまちとなることを願います。令和初となります定例会の一般質問で、トップバッターを務めさせていただきます。初めての

一般質問であり、緊張しておりますので、質問の趣旨が十分に伝わるか不安ではございますが、誠心誠意務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

このところ、毎日のように、新聞、ニュース等にて痛ましい交通事故の報道がされております。大津市での園児の事故、川崎市での登校時の事故など、目を覆いたくなるような事故や事件の報道が続き、亡くなられた方々、また、その御家族のお気持ちを察しますと、言葉もありません。ただ、ただ、心より御冥福をお祈り申し上げます。

今は、都会も田舎も関係なく、事故・事件は起きます。人吉市も例外ではございません。そこで、子供たちの通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

子供たちを守るということは、行政、学校、保護者、地域が1つとならないとできないことだと思っています。通学路の安全確保・確認、危険箇所の把握・整備、その市の取り組みは、どのようにされているのかをお尋ねいたします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 議員の皆様、おはようございます。令和1番の答弁者ということで、緊張が移っております。よろしくお願いいたします。

地域の宝である子供たちの安全を確保するというテーマは、どんな時代や社会情勢が変わろうとも、常に高い意識で取り組まねばならない課題であると認識をしております。近年は、子供が犠牲になる事件や事故が多発しておりまして、より一層の努力が必要であることのことを強くしておるところでございます。

通学路の完全確認及び整備につきましては、児童・生徒が安全に登下校できるよう危険箇所の把握に努め、社会情勢や交通事情に合わせ、必要な対策を講じておるところでございます。

本市では、平成27年度に人吉市通学路安全推進会議を設置し、年3回の会議を行っております。本会議は、学校教育課が事務局となり、人吉警察署交通課や熊本県球磨地域振興局土木部維持管理調整課、人吉市防災安全課、道路河川課、保護者代表、学校職員代表者で構成されておりまして、各部署及び組織構成員が連携をし、通学路の危険箇所の把握、点検及び注意喚起を促しているところでございます。毎年、夏休みには、中学校区単位でハード面の整備に向けた危険箇所の点検を行い、推進会議の構成員、各学校の管理職、PTA代表及び担当職員で共通理解を図り、県や市の道路管理者の協力を得て、道路の改良や路面表示等の整備に取り組んでいただいているところでございます。

また、教職員やこども王国保安官の方々による横断歩道や危険箇所等における児童・生徒の登下校の見守りや、子ども育成連絡協議会、PTA家庭教育部による登校指導の実施、さらには、市及び交通安全協会の交通指導員による月3回の朝の交通指導など、ソフト面の対策にも多くの方々に御協力をいただいているところでございます。徳川議員におかれましては、毎朝のように願成寺の交差点で子供たちの登校を見守っていただき、感謝を申し上げます。

おります。

こうした、子供たちを守るためのさまざまな取り組みの一方で、子供たち自身が自分の命を守れるよう、学校現場ではさまざまな取り組みを実施し、行っております。小学校におきましては、月1回程度の集団下校を実施し、飛び出しをしないことや、横に広がらず白線の内側を歩行するなどの安全指導の徹底を行っております。中学校では、生徒会に交通安全委員会を置きまして、自主的な自転車点検を行い、生徒一人一人の交通安全意識を高めております。教育委員会としましても、子供の安全確保を第一に考え、今後も、学校、家庭、地域が一体となって、児童・生徒に命の大切さを自覚させるとともに、安心・安全な登下校を見守る体制を強化してまいりたいと考えております。当然、市内小中学校に対しましては、安全指導について継続的に周知徹底を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ありがとうございます。教育委員会のほうから、3月に、学校へ横断歩道の白線の薄くなっているところの調査依頼、4月には危険箇所の調査依頼、そして、それを経て、5月に人吉市通学路安全推進会議を開催され、夏休みに視察をされるということでございますね。先日、その資料を拝見させていただきましたが、とても丁寧な調査がされており、とても丁寧に資料が作成され、子供たちの安全を守りたいというお気持ちが、私にも伝わってまいりました。

夏休みを利用してからの点検というのが慣例になっているということでございますが、学校側の先生方の御事情やいろんな勤務の状態があると思いますが、どれぐらい、その後に予算を立て、そして、それが施工となるまでに時間を要するのか、その危険箇所のぐあいにもよると思いますが、やはり、ここは子供の命を守ることが先決でございます。危険箇所の対策には、スピード感が一番求められると思います。学校側のお忙しいことは承知しておりますが、子供たちのために、一刻も早い対策が必要ではないかと思っております。

先ほど、部長のほうからも言っていただきましたが、私も願成寺の交差点での見守りを始めて、まだ3カ月ですが、気づきの多い毎日でございます。子供たち自身が自分の命を守る取り組みをされているということですが、グリーンラインがあるのに通らない生徒、自転車の一時不停止など、あの小さな交差点でさえ、毎日らはらすることがあります。実際、きょうは、グリーンラインを通過できなかった子供が逆の横断歩道を渡ろうとして、自動車は交差点の真ん中よりかはみ出ているのに子供たちが通ろうとして、私は反対側にいるわでどうしましょう、という事態が、実際きょう起きました。これは、グリーンラインのほうを通過してきていけば、何の問題もなかったのになと思いました。そういうことが、毎日、ドラマのように起きます。

そこで、学校で御指導をいただくことももちろんですが、ハード面として、自転車の一時

停止の路面標示や、カーブミラー、防犯のための外灯・監視カメラ等の設置は、どのような手続を経て設置されているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

道路における各種安全対策に関する御質問でございますが、通学路の安全という観点で、一般道に関するものについて、教育部からお答えをさせていただきたいと存じます。

初めに、道路標識の設置についてでございますが、標識には、道路交通法に基づいて、都道府県公安委員会——警察でございますが、設置するものと、道路法に基づき、国、県、市などの道路管理者が設置するものがございます。また、標識の種類も、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識と4つの種類がございます。一般に、目的地や経路を示す青い案内標識や、「踏切あり」などの黄色い警戒標識などは、国、県、市などの道路管理者が設置することになっており、追い越し禁止などの禁止事項、制限等の交通ルールに関する規制標識や、道路を通行する上で守ってもらう必要のある事項を記した指示標識は、都道府県公安委員会が設置することになっているようでございます。

いずれも、道路管理者や公安委員会の責任において設置されるものでございまして、住民や利用者の要望による標識の設置につきましては、道路管理者及び地元警察との十分な協議が必要になってまいります。

次に、路面標示についてお答えいたします。路面標示は、道路標識と深くかかわっておりますので、両者がセットで設置されるケースが多いようでございます。交通が安全かつ円滑になるよう区画線を引いたり、禁止、規制、注意を促すため、路面に文字や記号をペイントしたりするほか、道路びょうなどを設置することもございます。これらも、標識同様に、公安委員会や道路管理者が設置することになっております。

カーブミラーや街路灯、防犯灯などの夜間照明の設置につきましては、道路や橋梁を通行する利用者の安全確保のため市が設置するものと、住民の要望に応じて設置する場合等がございます。例えば、以前は農地や更地であったところに、次々と住宅が建ち、道路が新しく建設されたことによって周辺の交通事情が変わったため、周辺住民や通行者の安全のためにカーブミラーや防犯灯を設置してほしいという場合は、町内会や周辺の住民の同意を得た上で、町内会を通じて市に要望していただければ、限られた予算の範囲内ではございますが、市は設置に向けて動いていくことになります。

監視カメラ、防犯カメラの設置につきましては、防犯に関する関係団体により、駅前や商店街など一部の地域では既に設置されておりますが、特に住宅街、郊外の一般道などにおけるカメラの設置につきましては、プライバシー保護の問題もあり、実現に至っていないところでございます。加えて、設置には高額な費用を伴う場合もありますことから、設置に関する指針の検討と合わせて、予算の確保等の課題を含め、関係各課、関係団体とともに、一歩でも実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

先ほど、滋賀県大津市の事故を受け、ということで御紹介いただきましたけれども、政府のほうが、本日、幼稚園等周辺、登園路に、キッズゾーンをスクールゾーンのように設けるということが報道されておりましたので、また安全対策が高まるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） キッズゾーンというものができたら、人吉市にも早くその設置ができることを望みます。子供たちを守るということが、私たち大人の役割だと常々思っておりますので、子供たち地域の宝を守ることが私たちの役目だと思います。

想像もつかない犯罪が起きる昨今、登校時には、ある程度、集団で登校もあり、車も多く、地域のみも行き届くかと思いますが、下校時には、車も少なく、郊外まで歩いて帰る児童・生徒は、最後には一人で歩いて帰ることになります。そのようなとき、外灯や防犯カメラなどが命を救うこともあると考えられます。保護者の皆様からも、登校時よりも下校時のほうが心配だ、というお声を聞いております。

防犯カメラ設置には、予算面、プライバシーの問題など課題が多く、設置が進まないとのことですが、先ほども申しましたとおり、命よりも大切なものはないのです。何よりも優先すべきは、命だと考えます。何度も申しますが、もう少しスピード感を持っての対応を要望いたします。

次に、人吉城跡の西側の通学路について質問いたします。平成31年4月25日に、水の手橋たもとの石垣の一部損壊が発覚したとのことですが、地域住民の方々は、数年前より、石垣の膨らみを心配する声が挙がっていました。通学路の現状と今後の対応をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉城跡の石垣の一部崩壊に起因したものでございますので、教育部から御答弁させていただきます。

人吉城跡の崩れた箇所付近の通学路の現状、今後の対応でございますが、4月25日に、水の手橋たもとの跳ね出し部分、武者返しの手前でございまして、石垣の一番下の一部が損壊したことに伴いまして、専門家の御意見を伺い、現在、市道五日町田町線に面した相良神社西側の石垣のうち、損壊の危険性の高い4カ所の歩道部分に、石垣に近づかない旨の張り紙とバリケードを設置し、注意喚起を行っております。

さらに、安全な通学路の確保のため、人吉東小学校や人吉警察署、道路管理者、公園管理者等関係機関と協議を行い、現在の通学路の危険箇所を回避するため、通学路の変更ルートを設定しております。相良神社社務所直下の西側歩道から、道向かいのふるさと歴史の広場側に横断する必要があるため、横断箇所の法定外表示による横断帯であるグリーンラインを引く計画をしております。向こうに渡りますと、観光駐車場や、その先の観光トイレの横を

通り、ふるさと歴史の広場東側を水の手橋方面へと抜けるルートを、仮歩道としたところでございます。

今後は、子供たちや市民の皆様の安全確保を最優先に、観光駐車場内に事故防止と歩行者空間の確保のためのバリケードの設置や、道路横断者がいることを知らせる、ドライバーへの注意喚起看板の設置等も合わせて行うよう指導等を受けております。

また、相良神社西側歩道には、石垣損壊防止のための大きな土のうを設置し、歩道部分の通行どめや、道向かいのふるさと歴史の広場側の代替となる歩道の整備も視野に、現在協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 歴史の広場の横の石垣の通学路のことですけれども、登校時には、保護者の方々がそれぞれ立っておられます。林鹿寺の麓と、駐車場のほうの、子供たちが渡る先のほうに、それぞれ立っておられて、ずっと交通指導をされています。保護者の方々なしでは、とてもあそこは渡れない、今はそういう状況です。今から整備をされていくということで、グリーンゾーンもつくられる、歩道帯もつくられるということですので安心はしますけれども、そしてまた、帰りのほうでは、各学年の先生方が、水の手橋を渡ってしまったところから林鹿寺手前交差点までを一緒に歩いて御指導されています。私も、登校時と下校時と、現場に行きましたが、手厚い対応がされていることを感じ、安心いたしました。

しかし、そのときに通っておりました高校生は、普通に、石垣の横の歩道を歩いておりました。「学校から連絡はなかったの」と尋ねますと、「知らなかった」との答えでした。小学生には手厚い対応がされていましたが、そのほかの学生や市民、または観光客には注意喚起だけというのは、いかがなものかと思えます。高校生は、原則では自転車でしかあの場所は通らないから、反対側しか通らない、というお答えもありましたが、雨の日は歩いて通ります。普通の市民も、もちろん通っております。そういうときに、注意して通れというだけではとても足りない、何を注意すればいいのかという気持ちになりました。

6月号の広報ひとよしにも、たしかに記載はありましたが、歩道・車道の通行の際は十分御注意ください、との記事だけでした。仮歩道の整備、土のうの整備が済んでから全面通行どめとのことですが、これから梅雨時期に入ります。損壊箇所にはブルーシートがあり、雨水が入り込まないよう対策をされておられるかもしれませんが、西側の石垣の膨らんでいる箇所への雨水の入り込み、いつ崩れてもおかしくない状態に見えます。すぐにでも通行どめにする必要があるのではないのでしょうか。「通行どめ」というポールを置くだけというのは、やはり予算が伴うものなのではないのでしょうか。私ども普通の市民としましては、「通行どめ」と普通にプリントアウトして下げていただくだけでも、そこは市民を守るものにかわるものではないかなと考えますが、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 大変御心配をかけております。

子供たちの通学路ということで、緊急措置的な対応を、現在行っているということで御理解をいただきたいと思います。関係部局、関係団体と協議をしまして、できる限り早い安全対策、完全な安全対策のほうを講じたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ありがとうございます。一刻も早い対応を、執行部の皆様を初め職員の皆様方で、全力でそれに向かって進めていらっしゃることは、もう、現場に行けば一目瞭然、よく手に取るようにわかるんでございますけれども、もう一步、市民の皆様のことを思い、その立場になり、その対策にスピード感を持って進めたいと思うところです。ありがとうございました。

先ほども申しましたが、命より大切なものはないのです。何かがあつてからでは遅い、その気持ちだけで、私は、ここに今立たせていただいております。一刻も早い対応をお願いいたします。

子供たちの安全を守るために、地域での見守りがなくてはなりません。人吉市子ども王国保安官というボランティアの存在が、とても大きいと思います。この取り組みは、人吉市が、人吉球磨に先立って行われた取り組みだと聞いております。この子ども王国保安官の人数も含め、現状をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉市子ども王国保安官は、老人クラブ連合会の皆様の御理解と御協力のもと、平成18年に創設をされ、今年度で14年目を迎えております。

設立当初は748名の方々に御登録をいただき、子供たちの登下校の見守りに、ボランティアとして長きにわたって御尽力をいただいているところでございます。暑い日も寒い日も雨の日も風の日も出ていただいております。保安官の皆様には本当に感謝をいたしております。ただ、ピーク時には800名を超える方々に御登録いただいた保安官ですが、残念ながら、老人クラブの会員の減少とともに保安官の数も年々減少の一途をたどっております。直近の3カ年の登録者数を申し上げますと、平成28年度は549名、平成29年度は472名、平成30年度は418名でございます。そして、令和元年、今年度の5月末現在の登録者数は372名となっております。校区によっては、子供たちを見守る目が少なくなっている、マンパワーが減少している状況でございますので、今後の大きな課題であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 確かに数年前までは、黄色いジャンパーを着られた方々を角、角で見

ておりました。やはり、保安官が減ってきているようです。地域によっても人数にかなりの差があるということの対策が必要だと思えます。私も、東小学校の読み聞かせのボランティアは19年目となりましたが、今年度より、人吉市学校支援ボランティアの登録をいたしました。こども王国保安官に限らず、そういったさまざまなボランティアでタッグを組み、地域で子供を育てる必要があると思えます。

保安官の減少や、その見守りについての今後の対策について、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、保安官の数は減少してきておりますので、教育委員会としましては、何とかこういった傾向に対処していきたいと考えております。

これまで、老人クラブ会員の方を頼りにしてきたところがございますので、保護者を初め地域の方々の掘り起こしにも、もっと力を入れていかねばならないと感じているところでございます。

これまでも、老人クラブ会員以外のグループや個人で保安官に登録いただいている方もいらっしゃいますが、そうした方々をふやしていくことが肝要であるかと存じております。その取り組みの1つとして、昨年度まで、二中校区の4つの小中学校で実施をしておりました学校支援地域本部事業を拡大する形で、今年度、地域学校共同本部事業を市内全ての小中学校でスタートすることになりましたので、本事業の見守りボランティアの方々やあいさつ運動ボランティアの方々と連携して取り組むことができればと考えております。そうすることで、朝夕の子供たちを見守る目をふやし、明るい挨拶の飛び交う明るいまちづくりに貢献できるものと存じます。もちろんボランティアでございますので、協力者の負担にならないよう、できるときにできることを、特にモットーとしてお願いし、息の長い活動になりますようお願いしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ボランティアといえども、やはり「ありがとう」という言葉があるとうれしく、活力になると思えます。お年寄りも、なおさらかと思えます。こども王国保安官の皆様へ感謝状を贈るなど、感謝の意を届ける取り組みはされているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） おはようございます。お答えいたします。

こども王国保安官の皆様には、日ごろから、人吉市の子供たちのために、登下校の見守りを初め、笑顔で挨拶や言葉を交わしていただくなど、子供たちとのふれあいを大切にいただいていることに、心から深く感謝申し上げます。いってらっしゃい、ただいま、という声が飛び交うのが朝夕の状況でございます。皆様の御協力のおかげで子供たちは安心して登下校ができておりますし、地域の皆様との触れ合いが子供たちの心の成長にとってもよい効果を与えていると存じております。

子供たち以上に、保護者や教職員が、また、保安官の存在の大きさ、ありがたさを感じているかもしれません。そうした保安官の皆様方への感謝の気持ちは、教育委員会や各学校、PTAから、折に触れてお伝えしているところでございます。

感謝状の贈呈につきましては、個人への贈呈はございませんが、平成23年度の設立5周年記念と平成28年度の10周年記念式典におきまして、老人クラブ連合会様に感謝状を贈呈するとともに、保安官の皆様方には記念品を贈呈させていただいております。

また、学校によっては、毎年、保安官の皆様方を校内音楽祭や文化祭などの行事に御招待して、歌のプレゼントをしたり、感謝の集いを開催して、楽しいひとときを過ごしていただき、その場で感謝の気持ちを伝えたりしているようでございます。実は、先日も、小学校の運動会に参加したのですが、そのときに保安官の皆様を御招待し、開会式の最後のほうで、児童全員でお礼の言葉を述べる場面がございました。先ほど議員もおっしゃったように、今後も、保安官の皆様の活動の活力になったり、励みになるよう子供たちから、また、保護者や学校から、そして教育委員会からも、機会を捉えて感謝の意を伝えてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ありがとうございます。お年寄りと子供たちが接することは、お互いにとって大切な時間となることでしょう。お年寄りも励みになり、楽しみもふえ、病氣予防にもつながるのではないかと思います。子供たちから感謝の意を伝えられるというこの喜びは、きっと、病院に行く回数が1回減り、2回減り、そういうつながりにもなるのかと思います。地域で地域の宝を育てる、そのためには一人一人が立ち上がらないといけないと思います。近所のおじちゃん、おばちゃんが少しの時間を少しずつ持ち寄り、見守りができたら、子供たちが安心して住める人吉市、安心して子育てができる人吉市になると思います。これからも、地域の宝を守るために、スピード感を持ちつつ、愛情を持った取り組みをお願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。市役所での窓口対応について質問いたします。

毎日、さまざまな手続でたくさんの市民の皆様が来庁されることと思いますが、住民票の請求など、1つの窓口で済むようなときはよいと思うのですが、例えば出生届や家族に不幸があった場合など、幾つもの窓口を回らなければならず、かなり煩雑に感じます。来庁者が、1カ所の窓口で手続が完了する窓口の一元化、ワンストップ窓口サービスの導入などはできないか、また、新庁舎での導入は検討されていますか。お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。私も初めての答弁で、大変緊張いたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民の皆様が市役所の幾つもの窓口を移動して行っている手続を、

可能な限り1つの窓口で終わらせることができることは、市民の皆様の利便性が増すものであると考えております。

ワンストップ窓口サービス、いわゆる総合窓口について、現状での導入はできないかとの御質問でございますが、平成28年4月に発生しました熊本地震に伴う、麓町本庁舎の被災により、庁舎機能が分散されているところでございます。主に窓口業務を行う担当課、市民課、保険年金課、税務課、納税課、福祉課、高齢者支援課、会計課、建設部管理課の住宅係は、第一別館——通称、西間別館に集約いたしておりますが、既存のフロアレイアウトによって制約される部分が生じておまして、税務課、また福祉課及び高齢者支援課の一部、建設部管理課住宅係は、2階に配置せざるを得ない状況でございます。

このような配置の中、まずは来庁される方のプライバシーの保護、及び正確な事務処理やマイナンバー制度導入等に伴う個人情報保護管理を行うための最低限のスペースの確保を優先せざるを得ず、現状におきましては、総合窓口を設置するスペースの確保は難しく、導入は非常に困難であると考えております。

そのような状況ではございますが、お客様に御不便をおかけする状況を少しでも軽減できますよう、手続に沿った係の配置、お客様を無駄なく誘導する動線の確保、あるいは、高齢者やお体の不自由な方などに対しましては、担当課の職員が出向いて対応することで、1カ所で手続を済ませていただく工夫、来庁者の手続漏れを防止するためのチェックシートの活用、職員からの積極的な声かけや案内板の掲示など、さまざまな方策を講じながら、正確かつ迅速、丁寧な対応に務めているところでございます。

次に、新市庁舎の供用開始時での総合窓口の導入についてでございますが、確かに新市庁舎が完成いたしますと、1階部分に窓口部門の部署が集約できますことから、総合窓口化を含め、どのような手法が市民サービスの最大限の向上につながるのか、関係部署と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今は仮庁舎のため、スペースの関係上、難しいところもあるかと存じますが、今度は新庁舎になるのですから、市民に寄り添った窓口の改良・検討を要望いたします。

次に、各種届け出の際の窓口サービスについてお尋ねいたします。例えば、出生や転出入の届け、家族に不幸があったときの手続の際に、行政の手続はもちろんですが、市役所以外の、例えば、保健センターや九ちゃんクラブだったり、法務局、銀行の案内のサービス、そういう行政以外のサービスはされておりますか。お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

市民の方が戸籍届や住民異動届など各種届け出を提出された場合、市役所以外での手続等

について案内を行っているかとの御質問でございますが、各種届け出を済まされた方に対しては、今後必要と思われる手続を記載した御案内、ガイドメッセージをお渡ししております。このガイドメッセージには、市役所窓口での手続に加えまして、転居・転入時には、町内会、学校、水道局などでの手続の御案内、また、軽自動車所有の場合の住所または名義変更におきましては、人吉球磨自動車協会での手続の御案内、さらに、出生届け出時におきましては、加入している社会保険を確認する旨のメッセージ、また、死亡届け出時には、市税、市営住宅などの口座振替を御利用の場合の金融機関での口座変更の手続の御案内といった、市役所以外での手続に関するメッセージも記載されております。また、ガイドメッセージとは別に、死亡届け出時におきましては、遺族の方に、法務局からの相続登記に関する文書をお渡ししているところでございます。

このように、市役所以外での手続に関しましても、想定される範囲で御案内をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） その時々ガイドメッセージが配られているということでございました。家族に不幸があった場合、近年は、子供さんや家族が遠方から帰ってこられる場合が多くなっているのかと思います。そうした場合、日にちに制限があるにもかかわらず手続は煩雑で、大変な思いをされる御家族が今後ふえていくのではないかと思います。死亡届の提出の際に、「市民の皆様へ」というパンフレットを渡されているとのことですが、そのパンフレットを拝見しますと、確かに、年金、市税、水道局等の手続と担当の課名は記載されていますが、持ってくるもの、例えば年金手帳や保険証、印鑑などの記載はありません。また、マイナンバーのことにも触れてありません。最新のものなのか、更新がされていないのか、疑問に思うところでございます。

行政手続だけでなく、そのほかの手続がわかるフローチャートのようなものがあるとよいのではないかと考えます。家族や親戚が少なくなっている今、市役所がよき相談役となっていきたいと望みます。

次に、市庁舎のバリアフリー等の整備についてお尋ねいたします。現庁舎は仮庁舎ではありますが、震災から3年が経過をしています。点字ブロック、スロープ、手すりといった設備面での現状はどうなっているでしょうか。また、耳の御不自由な方への配慮といたしまして、筆談用のプレートなどの設置、手話のできる職員の配置などはなされているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

高齢者や体が御不自由な方のための第一別館の設備面の状況でございますが、3カ所、正

面・東側・西側にございます出入り口の全てにスロープを設置しておりまして、手すりも設置をいたしております。また、1階から2階に上がる東側・西側の階段につきましても手すりを設置しております。点字ブロックにつきましては、ない状況でございます。

現在、第一別館につきましては、2階への御利用の際に、高齢者、体の御不自由な方にとりまして御不便・御負担をおかけしておりますが、市民の皆様が利用しやすく、安心して来庁していただけるよう、エレベーターの設置工事を行っているところでございます。完成は、9月を予定いたしているところでございます。

新市庁舎が完成し、現在の窓口部門が新市庁舎に移転しました後は、1階が保健センター、2階に教育部が配置される予定でございますが、保健センターとしての改修における2期工事におきまして、廊下等の手すりや玄関スロープへの点字ブロックの設置を検討しているところでございます。

次に、耳が御不自由な方への窓口での配慮でございますが、筆談用のプレートは用意しておりませんが、紙と鉛筆等を使用しての対応をしているところでございます。

次に、窓口到手話ができる職員を配置しているのかとの御質問でございますが、筆談での対応をしておりますので、手話ができる職員の配置はいたしておりません。

窓口対応につきましては、日ごろから、職員が丁寧な対応を心がけ、申請や届けの手续等が安心してスムーズにできるよう務めているところでございます。今後も、来庁者全ての方に対しまして、市全体で窓口対応の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 市民の皆様が一番御利用されるのが第一別館だと思いますが、仮庁舎といえども、震災より3年が経過しているわけで、正面玄関にスロープが設置されましたが、確かに手すりはつけてあります。しかし、庁舎内には、階段以外には手すり等はございません。点字ブロックもない。一番手すりが必要と思われるトイレにも設置がありません。また、東側のスロープの上がり口には、大きな傘立てが3箱も置いてあります。実際に車椅子を押して通ってみましたが、傘立てが邪魔になるのは一目瞭然でした。仮庁舎であり、難しいところもあると思いますが、日々来庁される市民の皆様の立場になって考えてほしいと望んでいます。

また、「耳の聞こえない方々への配慮」といたしまして、筆談の用意がされているとのことでしたが、私が見る限り、「耳の聞こえない方へ、こちらを御利用ください」などの案内は、どの窓口にも見当たりませんでした。私は、数回、聾者の方と筆談でお話をしたことがあります。先日、手話通訳の方を交えて、お話をいたしました。手話のコミュニケーション力の高さに圧倒され、自分が手話ができないことへのふがいなさを痛感しました。筆談では、ここまでの意思疎通はできません。手話のできる職員の配置を強く望みます。市民の皆

様へ寄り添う新庁舎の早期完成を期待しております。

それでは、窓口のアンケート調査についてお尋ねいたします。この人吉市において、人口減少の対策は課題が山積しているとのことですが、まずは、市民の声を受けとめ、把握することも必要ではないかと思っています。転出入の数や、転出先の調査はされていますが、果たして、その数を把握することだけで対策の1つになっているのか疑問に思うところでございます。

市民課の窓口において、転出入の理由や意識調査などのアンケートの実施はされているのかお尋ねをいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

転入・転出届け出時の異動理由の把握でございますが、住民基本台帳法第7条におきまして、住民票の記載事項として、氏名、生年月日、男女の別、住民となった年月日、住所などを記載するように規定されておりますが、住所の変更の理由の記載については規定がございません。これに伴いまして、住所等の変更に伴って届け出を行っていただく住民異動届には、異動の理由の記載はお願いしていないところでございます。

このため、転出・転入の理由の把握につきましては、議員御指摘のとおり、個人が特定されない様式でのアンケートへの御協力による方法となると存じますが、現在、市民課におきましては、転入・転出等の理由を把握するためのアンケートは実施をしていないところでございます。

なお、市民課での取り組みではございませんが、現在、転入された皆様に対し、県からの依頼により企画課が実施している移住・定住に関するアンケートを、市民課の窓口を設置しており、御記入をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 県からの依頼による移住・定住に関するアンケートを配布されているのは、窓口においてあるのを確認いたしました。

これは転入者が対象であり、旧住所や転入理由、家族構成などの把握を目的とされているようです。また、ことしの2月に、第6次人吉市総合計画のための市民意識調査の結果が発表されておりますが、あえて転出入に絞って調査することにも意味があるのではないかと思います。平成29年版人吉市統計年鑑によりますと、転入者1,334人、転出者1,457人、平成30年版では、転入者1,213人に対し転出者は1,481人と、たった2年間を見ただけでも、転入者が121人も減り、転出者が24人もふえています。また、球磨郡への転出者がふえていることも気になるところでございます。

このような状況で、転出者の意識調査も重要ではないかと思えます。インターネットで調べた数ではありますが、全国に転出入のアンケートを実施している市町村が43カ所あるよう

です。その中で、比較的人吉市と規模が近く、平成30年7月調査と直近の調査で、かなり細かいアンケートをとられておりましたので、栃木県の益子町へ電話にて確認をいたしました。調査の目的としては、国勢調査ベースの人口ビジョンでは数的な把握、転出先については分析可能だが、原因や理由に関する客観的な状況を把握し、次期総合計画を含む今後の運営、定住促進のための施策の基礎資料として活用するために実施した。アンケートに基づいての新たな事業を実施してはいないが、既存の事業検証、また事業縮小の追認資料となった、との御回答でした。

こういったアンケートの実施は企画課の御担当だと思いますが、市民課と手を取り、人口減少の歯どめの1つとなるようなアンケートの実施を希望いたします。

それでは、最後の質問にまいります。

市長の施政方針より、「地域に誇りと愛着を持つ」まちづくりについて、です。松岡市長の公約の中に、5つの柱を立てておられますが、その全てに「まちづくり」という言葉が出てまいります。その5つの柱の中で、「地域に誇りと愛着を持ち、人が輝き躍動するまちづくりを推進します」とあります。自分が生まれ育った場所に誇りを持ち、愛着を持てるということは、幸せなことです。特に若い世代には、大切だと思います。その誇りと愛着を持つことができるまちづくりについて、具体的な取り組み内容をお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

「地域に誇りと愛着を持つ」まちづくりについて、その具体的な取り組み内容は、との御質問ですので、市の政策部門を担当いたします企画政策部からお答えさせていただきます。

この地域に誇りと愛着を持つための取り組みといたしまして、地域資源の活用や新たな観光振興、中心市街地活性化、農林業振興、新たな都市機能づくりがございますが、これらの施策につきましては、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな展開策について検討を進めてまいりたいと存じます。

例えば、新たな観光振興策としまして、人吉球磨観光地域づくり協議会に関する取り組み等がございます。これは、人吉球磨の市町村といった行政のみならず、地域に強い思いを持つ市内外の民間事業者等の参画により、官民一体となった観光地域づくり戦略の策定や、ブランドロゴマークの作成、また、観光情報を一元的に発信するための総合ポータルサイトの開設などが行われております。さらには、観光地域づくりのシンクタンク機能を持つ推進組織となる人吉球磨版DMOの設立を検討されるなど、精力的な活動を展開されているところでございます。

また、中心市街地活性化策につきましては、商業機能の活性化にとどまらず、市民が集まる場、憩いの場として、商店街の空き店舗や空き地など遊休不動産を有効活用することにより、エリア価値の向上を図るリノベーションまちづくりの取り組みなどについて、民間事業者や地域住民の方々とともに知恵を出しながら、私たち行政も一体となって、官民連携のも

と進めてまいりたいと存じます。

さらには、10年後、20年後といった、これからの人吉市を担っていく子供たちに対しましても、これまで以上に市政に携わる機会を設けてまいりたいと存じます。例えば、一昨年度から再開しております子ども議会などの場を通じ、子供たちがふだんから考えていること、こうしたいと思っていることなどを、自分たちの視点で考え、それを市の政策立案に生かしていくといった形がございます。また、現在策定を進めております第6次人吉市総合計画の検討過程において、高校生などと意見交換を行い、その意見を計画に反映させるなど、直接的に市政に関与していただけるような形も想定しているところでございます。

このような取り組みを進めることにより、地域に誇りと愛着を持つまちづくりにつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ありがとうございます。

今、新たな取り組みをたくさん答弁していただきましたが、私個人の感想といたしまして、片仮名と横文字がとても多い印象を持ちます。実際、大分辞書を引いて調べました。私の不勉強なところがありますが、これを、例えば広報紙などに載せられたときに、果たしてどれぐらいの割合の市民の方が、市長のお考えだったり、施策の方向を酌み取れるのかなというのをちょっと疑問に思いました。もう少し、私にもわかるような言葉でお願いいたします。

私も、まちイコール人、人と人がつながることがまちづくりだと考えています。ただ、市民の皆様から、観光客の方にお勧めの場所はと聞かれても、青井さんぐらいしかなかもんな、というような声をよく耳にいたします。まず、自分たちのまちを知ること、そして、自分たちのまちは自分たちで守り、つくるという信念を持つこと、それが自信と誇りと愛着を持つことにつながるのではないかと考えます。

人吉球磨が1つとなり、官民が1つとなる。壁を取り除き、心を1つにすることが、今の時代に必要なことかと思えます。地域のこと、その土地のことを真剣に考え、それに行動を移し、活動されている民間の団体が数多くあります。それぞれの活動は違えども、郷土愛、地域愛は同じだと思います。その活動の点と点が少しずつでも結ばれ、線となり、さらに結ばれ、人吉球磨が大きな円になればと願っております。

私ごとでございますが、私たちが開催しております人吉よさこい祭りも、その土地を思い、神を思い、人を思う信念に基づいて行っています。人吉球磨を1つに、さらには九州を1つにを掲げ、ことしの3月に開催いたしました第3回には、九州全県はもとより、遠くは山口県からも参加いただき、61チーム、500名を超える参加となりました。その祭りを開催するに当たり、1年前より、企画の段階から熊本県立大学の生徒さんに参加してもらい、さまざまな企画をつくってもらいました。その企画の1つとして、人吉高校の生徒さんに、半年前

から準備に参加してもらい、人吉球磨パンフレットを作成いたしました。人吉球磨の各地域、各店舗に実際に生徒が行き、人吉球磨オリジナルのパンフレットを完成させました。そのパンフレットを、人吉よさこい祭りのブースにて、お客様に、次に人吉球磨へ来るための、自分なりの、自分だけのパンフレットをつくり、お持ち帰りいただく、というサービスをいたしました。若い発想力と行動力に驚き、彼らの未来が楽しみになりました。

また、当日は、人吉高校、球磨工業高校、南稜高校の生徒さん59人が、ボランティアとしてさまざまなおもてなしをしてくれました。祭りにかかわってくれた生徒さんたちが、パンフレット作成を通して人吉球磨のことを知ることができてよかった、地域の方々と触れ合うことができてうれしかった、お客様の笑顔がうれしかったという声をたくさんもらいました。やはり、知ること、触れ合うことの大切さを実感いたしました。

人吉市では、18年ぶりに、2年前より子ども議会を再開されましたが、小学生、中学生と、1年ごとの体験で、果たして子供たちの市への関心が根づくかは疑問です。もう少し開催をふやす必要があるのではないのでしょうか。また、中心市街地の活性化のためには、観光客の方に町なかへ来ていただくこともとても大切な大事なこととは思いますが、まずは、地元の人たちが自分のまちを歩きたくなるまちにしなければならないと思います。そのためには、駐車場の確保整備も早急な課題です。高齢化が進む中で、商店街をコンパクトにして、お年寄りが歩きやすいまちづくり、ひいては子供たちが歩きやすいまちづくりになると思います。今後、商店街は、買い物だけをする場所ではなく、文化の拠点となり、触れ合い、出会いの場にならなければならないと思います。

以上の点につきまして、市長にお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

そこにお住まいの方が、「ここには何も無い」とおっしゃる地域に観光客が訪れるはずはなく、親が子に、「ここには住まないほうが良い」とおっしゃるならば、その地域から人口流出がとまるはずがないと、私も思います。

人吉市に住む私たちが人吉市を誇りに、こんなにいいものがあるんですと、ぜひ、人吉市で一緒に暮らしましょうと言えるようなまちをつくり上げることが、地域の持続的な発展につながると考えます。私は、日常の当たり前が地域のアイデンティティーであり、オリジナルだと思っており、それに気づき、生かすことが、地方創生に必ずつながっていくと理解をしております。どうにかなるだろう、誰かがやるだろうではなく、お一人お一人が主体的に行動を起こすことで、それは可能になります。

今、さまざまに御意見をいただきました。私も、引き続き、市民の皆様方と一緒に、また、他の地域からの仲間も加わっていただきながら、地域のすばらしさをしっかりと発揮し、生かせるまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 市長、御答弁ありがとうございました。

市長が思っているビジョンが、私と同じ方向を向いていることが確認できて、とてもうれしく思います。

三つ子の魂百までと申しますが、小さいころに体験したことは心の奥に残るのではないかと思います。青井神社のおくんち祭り、神幸行列が行われる9日は、小中学校も休みとなり、祭りを見る機会はあると思いますが、おくんち祭りは3日の鎮火祭より始まります。この鎮火祭を初めて見たとき、衝撃を受けました。長い歴史の中、こんなにも住民のことを考えてくださっていたのかと、感動いたしました。鎮火祭という言葉、名前は聞いたことはありましたが、実際目の当たりにした感動は忘れられません。こんなに素晴らしい歴史がたくさんある人吉市で、子供たちが実際に歴史に触れ、身近にある山や川に触れたりすることで郷土愛を育み、たとえ進学で人吉市を離れたとしても、子供のころに心の中で育った人吉市への誇りや愛着は消えることはなく、帰りたくなる人吉市となるのではないかと思います。

地域の宝を守り、地域で育てることの大切さを、今一度、一人一人が考え、行動に移さなければならないと思います。常に市民の立場に立ち、寄り添い、スピード感を持ち、そして、先ほど何回も申しました、命より大切なものはありません。その言葉を胸に、またお力をいただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、2番、徳川禎郁議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 先ほどの私の、市役所のバリアフリー等の整備についての質問の際、「耳の聞こえない方々への配慮」と申しましたが、これを「耳に障がいをお持ちの方々への配慮」へ訂正をお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言の訂正の申し出につきましては、許可することといたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員、池田芳隆でございます。今

回の4月の統一選挙におきまして、議席を与えていただきました。温かい御支援をいただきました市民の皆様には感謝を申し上げますとともに、市民の皆様の負託に応えられますよう、気を引き締めて、議員としての使命と責任を果たしてまいりたいと思います。

また、今回、2期目の当選を果たされました松岡市長におかれましては、お祝いを申し上げます。今後4年間、人吉市の市政運営を、かじ取り役として行っていられるわけではございますが、松岡市長の目標も、私と同じ、市民の幸福向上という同じ山の頂上だと思っております。政策の実現に当たりましては、市長を初めとしました幹部職員の皆様、また、先輩議員の皆様から御指導をいただきながら、この議場の中で、是々非々の立場で議論をさせていただき、市民の幸福向上、市政の発展につながりますよう、微力ではございますが努力してまいりたいと存じます。

ところで、申しわけございませんが、6月に入りましてから咳がとまらなくなっております。トローチの許可を議長に求めようかとも思ったんですけども、それはちょっと今回はやめまして、途中、お聞き苦しい点があるかもしれませんけれども、その際、お許しいただきますようお願いを申し上げます。

では、通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。

今回は、消費者教育の推進について、デスティネーションキャンペーンと国際スポーツ大会について、行財政改革についての3点について、質問をさせていただきます。

まず、消費者教育の推進についての質問でございます。

成年年齢を18歳に引き下げることとする民法の一部を改正する法律が、2022年、令和4年4月1日から施行されることになったのは御存じのとおりでございます。2022年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方、2002年、平成14年4月2日生まれから2004年、平成16年4月1日生まれの方——つまり、16歳、17歳の皆さんは、その日に、2022年4月1日になった時点で成年に達することとなっております。また、2004年、平成16年4月2日生まれ以降の皆さん、現在の中学校3年生以下の皆さんなんですけれども、この方々というのは18歳の誕生日をもって成年になるということとなっております。ただ、成年に達しましても、飲酒、喫煙ができるというわけではございません。これは法律が違いますので、別の法律で規定されておりますので、あくまでも成年に達したというところでございます。

ここで質問をいたします。人吉市消費生活センター、県、国への未成年者の相談状況についてをお尋ねいたします。確認できる直近年度での相談件数、割合はどのようになっていますか。また、可能であれば、18歳、19歳の相談状況はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

未成年者の人吉市消費生活センターへの相談件数と、その割合についての御質問ござい

ますが、直近年度ということで、人吉市及び熊本県消費生活センターにつきましては平成30年度、全国の状況につきましては、統計が公表されております平成29年度でお答えいたします。また、このうち、18歳及び19歳の件数につきましては、人吉市消費生活センター受付分のみお答えさせていただきます。

まず、人吉市消費生活センターにおける平成30年度の未成年者の相談件数、これは、契約当事者が未成年者の場合の相談件数でございますが、3件となっております、全体の相談件数623件に占める割合は0.5%となっております。この3件のうち、球磨郡町村を除いた人吉市のみの件数は2件、また、18歳及び19歳の相談件数は1件でございます。

次に、熊本県消費生活センターにおける平成30年度の未成年者の相談件数は75件、全体の相談件数4,818件に占める割合は1.6%となっております。

最後に、全国の状況でございますが、全国の消費生活センター等が受け付けました平成29年度の未成年者の相談件数は1万6,500件、全体の相談件数93万6,881件に占める割合は1.8%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

なぜ、未成年者の相談件数をお尋ねいたしましたかと申しますと、民法では、未成年が親の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すことができるとされています。これは未成年者取消権というものでございまして、この未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

しかし、今回、20歳から18歳に成人年齢を引き下げたことで、2022年4月1日時点で18歳、19歳の皆さんは、ここからは未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪質商法などによる消費者被害が拡大するとされております。

先ほど答弁いただきました未成年者の相談件数が少ないのは、相談先がわからずに泣き寝入りしているのか、もともとトラブルに巻き込まれていないのか、または、トラブルに巻き込まれていることにすら気づいていないのか、さまざまな要素がありますので、少ないから、一概によいという判断は難しいものかと思っております。

知識があれば、消費者トラブルというのは回避できるという点が多々ございます。これは、子供に限らず大人もなんですけれども、今後も、特に高齢者の方に関しては、消費生活センターの相談員さんたちがいろいろと出前講座をしてやっている勉強会とか、そういう老人クラブのところに行っているんですけれども、なかなか、若年層への指導というのが難しいところになっているのかなと考えているところでございます。

ここで質問をいたします。現在、市内中学校では、消費者教育についてどのような授業が行われていますか。また、その授業に、弁護士、司法書士または消費生活センターの相談員

など、そういう方を招聘した形で消費者問題の授業は行われたことはありますか。

以上、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

消費者教育に関しましては、平成24年8月に成立しました消費者教育の推進に関する法律、及び、消費者庁と文部科学省による消費者教育の推進に関する基本的な方針をもとに、国全体として消費者教育施策の推進を図られております。消費者教育を推進する意義としましては、民法の一部改正による、先ほど議員からも御紹介がございましたが、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることや、近年のインターネット関連のトラブルの変化などが考えられ、加害者になり得る可能性の阻止という視点での必要性からであると理解しております。

学校教育の分野では、前回の学習指導要領改訂の際に、消費者教育の充実の必要性が記載されております。小学校でも、家庭科を中心として授業がなされているわけですが、中学校では、平成24年度から、主に社会科の公民的分野において消費者教育に関する授業が行われております。

議員御質問の、中学校における外部人材を活用した消費者教育の授業につきましては、過去に1度だけ行われておりますが、現在、本市の中学校では教職員による授業での取り組みが主となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

専門家を招聘ということは難しいかもしれませんが、実際に授業自体のカリキュラムが決まっておりますし、外部から招聘するということであるならば、今度は、先生方と招聘された方の打ち合わせ等々でかなり時間がかかるのかなと思っております。先生方の負担もふえるということになりますので、そこはもう重々理解しているところでございますが、実際に1回だけあったと言われているのは、手前みそで大変恐縮なんですけれども、私が消費生活センターに勤務していた最中に、娘が中学3年生になっておりまして、そのときの担任の先生が——家庭科の先生が2年ごろの担任の先生だったんですけれども、その先生と打ち合わせをして、ちょっとやってみたいと言われましたので、消費生活センターの、亡くなられましたけれども、塩田相談員と相談をいたしまして、1時間ずつの5クラス、授業をした経緯がございます。やはり、これの打ち合わせをするにも、うちの当時の職員、相談員さんもかなり学校に行って、詰めながらやられていたんです。相談員さんとしては、今後、こういうことをやっぱりやっていかないといけないよね、ということでは言われていて、結果、その後がつながらなかったのがちょっと残念に思っているところでございます。

専門家を招聘する、活用するということは、消費者トラブルに、今後巻き込まれた際に、相談先として弁護士等の専門家がいる、また、消費生活センターというところがあるんです

よということ、子供のときから、若いときから知っておいていただくことで、次に、大人になられても、そういう相談先があるということになると思っております。

これも私の経験上の話で大変恐縮なんですけれども、若い人はなかなか親とか先生方に相談する機会、すること自体が難しくて、相談するなら友達にとか、ちょっとした先輩ぐらいに相談を持ちかけられてしまいます。その相談を持ちかけられた人が、消費生活センターを御存じであったりとか、専門的な知識にたけていけばよろしいんですけれども、知識が不足していることによってかえって問題をこじらせてしまって、後手後手になってしまう。要は、クーリングオフ期間を過ぎていたりとか、いろんなものになってしまうということがありますので、かえって長期化になってしまったというケースもございました。相談先に弁護士とか司法書士とかいっても、やはり敷居というのが、私たちでも弁護士のところに相談といったところでもなかなか敷居は高うございますけれども、少なくとも消費生活センターに行くならば、相談を受け付けるところがあるんだということを御理解していただければ、少しでもいいのかなと。そういう意味で、活用していただければ、ああ、こういう人がセンターにいらっしゃるんだと、困ったときには相談に行けばいいんだな、ということをしていただければいいのかなと思っております。こういうものは、子供たちに限らず、やはり全世代で考えていかなければならないことになるので、これも今後の課題と思っております。

絞った話で言いますと、未成年者の皆さんへ消費者教育は、学校だけで負担をするというのも、先ほど言いましたとおり、先生方の負担もかなりあるでしょうから、保護者等の家庭への情報提供というか、教育がやはり必要になってくるかと思っております。

ここで、再び質問でございます。P T A及び家庭での消費者教育を推進するような取り組みというものは行われているのでしょうか。お願いいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

消費者教育に関しまして、P T A、家庭での取り組みの状況の御質問でございますが、教育委員会では、それぞれの御家庭や単位P T Aごとの研修会等の状況、内容までは把握をしていないところでございます。ただ、教育委員会としましては、これまで、16の小中学校、そのP T A、保育園、幼稚園、こども園の御協力を得まして、毎年、家庭教育学級を開催していただいております。

また、人吉市P T A連絡協議会や人吉市子ども会育成連絡協議会、人吉市幼稚園連盟、人吉市保育園連盟など関係団体で構成しております人吉市青少年育成市民会議がございます。こうした、学校や園での家庭教育学級や、人吉市青少年育成市民会議におきまして、携帯電話、スマートフォン、SNSの安全利用、ネット社会の危険性などにつきまして講演会等を開催していただいております。子供を持つ御家庭や市民の皆様への啓発を鋭意行っているところでございまして、これらも消費者教育の一環ではないかと捉えているところでございます。

今後も、消費者教育推進計画の趣旨に基づきまして、消費生活センターと連携・協力をし

ながら、その一翼を担ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

正直、国や県が、消費者教育については十分な取り組みというのをやっていないと私は思っております。その中で、担当課ということで、今回、教育部のほうにお願いをしたんですけども、本当、苦慮されたと思います。ありがとうございます。

本来の消費者教育というのは、悪質商法対策というだけではないんです。先ほど、教育長からのお話がありましたけれども、小学校では家庭科、結局、食品表示の問題であつたりとか、添加物、どういうものがこの食品に入っているんですよとかそういうものもございまして、中学校で社会科を中心にと言われましたけれども、フェアトレード、要は、その品物が、つくった人たちに対して、きちんと賃金が払われているかどうかというものを含めたところであるわけです。要は、消費者教育というものは、日々の生活の中で生活を賢く行うための知識を得るというのが、本来の消費者教育の原点となっております。ですので、例えば電化製品の安全性の確認、よく新聞広告で、クレームじゃないですけども、この機械は型があつて事故の可能性が高いので、とかございますよね、そういうのであつたりとか、保険の活用、生命保険がどういうものがあつてという話であつたりとか、あと、最近問題になっておりますけども、年金の問題、可処分所得の中で年金をどういうふうに掛けていくのかとか、資産運用ですね、そういうことも消費者教育の一環として含まれているわけです。ですから、家庭科であつたりとか、社会科の中に含まれる授業ということになるわけです。ですから、先ほど、教育部長のほうからもお話いただきましたけども、ネット社会も十分な消費者教育になっております。

ただ、今現在は、消費者教育というものが悪質商法に絡む問題というのが一番になっていきますので、どうしてもそちらのほうに目が行きがちになっております。今回、質問させていただいたのも、要は、長くなってくれば大丈夫なんですけれども、ほとんどの子供たち、生徒の皆さんが、高校在学中に成人を迎えることで、消費者教育の中でも一番トラブルに巻き込まれやすいのが契約問題なんです。その知識をきちんと得る機会を早くから取り組んでいただいて、子供たちを守っていただければなと思っております。言いましたように、成年に達すると、親の同意がなくても契約を結ぶことができます。その契約をしたということに対しては、勝手にできるわけですから、それには今度は責任もあるんだよと、契約はできるんだけど責任を伴うということも自分自身に責任があるんだという、権利と責任というのがきちんと存在する。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識が中途半端なままに契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性が高くなってまいります。社会経験に乏しく、保護がなくなった

ばかりの成年を狙い撃ちする悪質な業者というのは多々あります。以前、闇金を扱ったドラマの中で、当時ですから、大学生、19歳、成人になる前の人たちに声をかけていって、いかにもいい先輩なんですよ、みたいな話をしておいて、その人が仲良くなった後、成人を迎えた途端にサラ金なんかに行ってお金を借りさせるんですよ、もう親の許可は要らないんだから。実際に、当時でしたらば20万円、30万円ぐらいの少額の金は、働いていなくてもお金を借りることができておりましたので、お金を借りさせて、近寄ってきた人間はお金を持って逃げるといふドラマがあったんですよ。要は、知識がないことによって犯罪にも巻き込まれてしまうということになりますので、これにつきましては、やはりさまざまなルールを子供たちに、生徒の皆さんに知った上で、その契約というのには本当に必要かどうかということをお身に付けていくということは重要だということは、一応、建前上、法務省も言っているところでございます。

最後に、今後について、どのような取り組みの計画や、予算状況がどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

成年年齢の引き下げを見据えた、今後の学校や家庭における消費者教育の取り組みでございますが、本年2月に、安全・安心で豊かな消費者市民社会の実現を目指し、先ほどから議員御紹介の、令和4年、2022年4月から実施される成年年齢の引き下げを見据えた施策も盛り込みました人吉市消費者教育推進計画を策定したところでございます。

本計画の基本方針の1つである、「ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」におきまして、若年期から高齢期までの各段階や、地域、家庭、職域といったさまざまな場に応じて、体系的に教育を受ける機会を提供することといたしております。その中で、こちらから、先ほど議員のほうから御紹介ありました、学校における出前講座の推進、多様な機関や団体、専門家による授業の実施、生涯学習講座やPTA活動における消費者教育の推進などの各施策を、学校や教育部を初めとして関係部署と連携を図りながら、着実に推進をしてまいりたいと存じております。

次に、消費者教育を推進していく上での予算状況、国や県との連携状況についてでございますが、国の消費者行政に関する交付金が削減傾向にございまして、また、交付金の活用期間も限られている現状におきまして、予算の財源確保が年々厳しい状況になっております。国の消費者行政に関する交付金の予算額の推移でございますが、平成29年度の予算額が45億円、平成30年度が27億円、平成31年度が25億円、これは、平成29年度と比べますと55.6%と減少をいたしております。それに伴いまして、熊本県の市町村に対する補助金の総額におきましても、平成29年度が6,970万円、平成30年度が5,188万2,000円、平成31年度が3,698万4,000円、平成29年度と比べて53.1%という状況でございます。

このような国の交付金削減に対する取り組みといたしましては、県や市町村と一体となっ

て、国に対し要望活動を行っており、平成30年度におきましては、全国知事会政策要望、熊本県の国の施策等に関する提案、熊本県議会による意見書提出、全国市長会提案、全国町村会提案等の中におきまして、地方消費者行政交付金の所要額の確保、国の長期的な支援等を求める要望を行っているところでございます。今後も、引き続き、県や市町村等と連携を図りながら、財源確保に向けまして要望活動を行うことといたしております。

このような厳しい状況ではございますが、消費者教育は、今後ますます重要になっていくと考えておりますので、可能な限り、国の消費者行政交付金を活用しながら、人吉市消費者教育推進計画に基づき、消費者教育を推進してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

消費者トラブルの解決に向けた取り組みというのは、実際、消費者庁ができたころ、今から10年ほど前になりますけれども、かなり、国自体の温度が下がってきていると思っております。一番わかりやすいのが、予算の減額というものが一番なのかなと思っております。

消費者トラブルというものは、マスコミ等で報道されていますけれども、かなりの問題が起きている。なのに、どんどん後手後手に回っている。昨年でしたか、成人式の振り袖を予約しておいて、実際に成人式を迎えられなかったという事件がありました。この場合は、従業員さんたちが危ないといいながらも、結果、とめることができずに、最終的に成人式まで来ておいて、何も子供たちにケアができなかった。複雑巧妙化というものが一番なのかなと思っております。実際に消費者トラブルに巻き込まれた人が、今度はそのお金を回復するために、自分が加害者となって、消費者トラブルの一端を担いでしまう。二次被害みたいな形ですね。よく、1回トラブルが起きた人に、別の業者がその名簿を持っておいて、声をかけてやる。この人は、本人としてはしているわけじゃないのだけれども、次にどんどんやっていくという、本当、問題というものは単純なものではないと思っております。

成人年齢自体は2022年4月1日からとなっておりますけれども、ほかの契約問題につきましては2020年、来年の4月から、また、民法の改正に伴って行われているということでございますので、国と県、また関係機関と連携しながら、学校はもちろんのこと、家庭に対してもやっていかないと、私が思うには、適正な経済活動をさせることでお金は回ると思っています。悪質商法に金を出すことによって、それだけ損をする、安物買いの銭失いではないんですけれども、きちんと知識を持つことで、正しいお金を回すことで生活というのは回っていくのかなと思っております。まずは、子供たち、成人になって、契約というものはこういうものだということをきちんと教えていただくとともに、高齢者の皆様は、今はシルバーの相談員さんたちが出前講座をされておりますので、頑張って、今後も継続していただければと思います。

予算確保というものが一番大変かと思えますけれども、これにつきましては御努力いただいて、少しでも市民の幸福向上につながりますよう御努力いただければなと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） では、続きまして、熊本デスティネーションキャンペーンと国際スポーツ大会についてお尋ねいたします。

まず、熊本デスティネーションキャンペーンについてでございます。これは、熊本県とJRグループが全国規模で行う大型観光キャンペーンで、7月から開始されるとお伺いしているところでございます。JRグループが実施主体の1つと聞いておりますので、観光列車が多く集う人吉市にとっては、もってこいのキャンペーンだと考えております。

ここで質問です。デスティネーションキャンペーンにおける受け入れ体制についてお尋ねいたします。JR及び熊本県との連携、企画商品の内容、旅行エージェントとの連携や人吉市の受け入れ体制、さらには商品以外のアピール状況など、観光協会等との情報共有などについて、どのようになっているかお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

項目がございまして、御質問の内容多くございますので、少々長くなりますがお許しいただきたいと存じます。

デスティネーションキャンペーン（DC）についての御質問でございますが、まず、日本語で言いかえますと、旅行目的地へのセールス、誘客活動といったものでございます。PRも兼ねさせていただきまして、デスティネーションキャンペーンの内容について、御説明させていただきたいと存じます。

御質問のデスティネーションキャンペーンとは、JRグループ旅客6社と開催地の自治体、観光事業者、旅行会社と共同で、各地域の新たな観光素材をPRし、誘客する、国内最大級の大型キャンペーンでございます。このキャンペーンが果たす役割といたしましては、各地域の開催地におきましては、新規観光資源の開発や、既存の観光資源のブラッシュアップ（磨き上げ）、特典の提供を行います。また、JR各社が、全国規模で集中的に観光資源の宣伝と販売促進活動を行い、さらには、大手旅行代理店がキャンペーンに合わせまして、商品の造成と開催地への送客を行うものでございます。なお、3カ月ごとに開催地が移ってま

いりまして、熊本県につきましては、議員から御紹介いただきましたとおり、本年7月から9月の期間を対象としまして、熊本デスティネーションキャンペーン、「五感、ひびく、観動旅 もっと、も一つと！くまもっと。」が開催されます。熊本県での開催は、宮崎県、鹿児島県との合同開催がありました平成23年度以来8年ぶり、単独開催となりますと、平成9年度以来の22年ぶりの開催でございます。

単独開催の趣旨でございますが、熊本震災前の元気な姿を取り戻しつつある熊本から、観動の旅——これは観光の「観」と「動」と書きまして「観動」の旅——を提供するものであり、熊本県内の地域資源を生かした、ダイナミックで豊かな山海の自然を誇り、その恩恵を受けました絶景、食、温泉、地域色豊かな伝統文化に出会える地域エリアが、商品として厳選されているようでございます。

次に、本市の受け入れ体制についてでございますが、実施主体は熊本県と公益社団法人熊本県観光連盟でございまして、推進事務局は熊本県観光連盟でございます。各市町村、地域の観光協会、観光事業者につきましては、推進本部や地域別ワーキンググループのメンバーとして参画いたしております。

また、企画商品の内容、旅行エージェント、代理店等との連携した取り組みの状況につきましては、先だって、5月24日にプレスリリース、報道発表がございました。キャンペーン特別プランが100種類以上発表されまして、その中で、八代及び水俣、本地域を含む県南エリアにおきまして30種類以上の着地型旅行商品が採用されております。そのうちの20種類は、非常にありがたいことに人吉市に関連がございまして、球磨川下りを初め青井阿蘇神社や球磨焼酎、石野公園の体験を取り入れた旅などが採用されております。そのようなプランにおきまして、SL人吉やくま川鉄道、タクシー等でめぐってつなぐ観光プランもセットとなっているところでございます。

商品以外のアピール状況、人吉温泉観光協会等との情報共有についてでございますが、熊本県観光連盟が実施予定のデスティネーションキャンペーンのPRイベントが、期間中に7回予定されております。そのうち、大阪で2回、熊本で1回、合同で参加する予定でございます。また、オープニングイベントが5回予定されております。7月2日の熊本駅発人吉駅着の臨時A列車には、人吉温泉観光協会の職員が同乗、7月6日の新大阪駅発熊本駅着の新幹線さくらには、本市の観光振興課職員が同乗いたしまして、乗車されているお客様に対しまして、観光PR、お出迎えを行う予定でございます。

お尋ねの情報共有を初め、イベントやさまざまな事業におきましても、熊本県、熊本県観光連盟、人吉温泉観光協会、人吉球磨観光地域づくり協議会と連携・調整を密にしながらの事業推進となります。これを好機といたしまして、来訪者にとって最高の旅を提供できるように、万全の体制で進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

かなりボリューム感のあるキャンペーンと思ったところでございます。受け入れ体制も進んでおり、人吉市においでいただく多くのお客様に喜んでいただける内容になっているのではないのでしょうか。市長も、マニフェストの中で、観光宿泊客数の30万人を目指す、と言われております。今回のキャンペーンは全国展開のようですので、宣伝の効果、または集客等、かなり期待ができるものだと考えております。観光振興課の皆さんが連絡調整役となりまして、今後、一生懸命頑張っていただければなと思っておりますのでございます。

また、この期間中なんですけれども、9月20日からですが、ワールドカップラグビーも開催されることになっております。また、その後には、11月30日からは、ハンドボール女子世界選手権がこの熊本県内で開催されることにより、いろいろと訪日外国人観光客の見込めるものと考えるところでございます。

ここで質問でございまして。また、同じような質問になるところではございますが、訪日外国人客への人吉市の受け入れ体制や、また、電子マネー決済といったキャッシュレス化が進んでいるかと思っておりますけれども、それについての進捗状況について、お尋ねをしたいと思います。

以上、お願いします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

国際スポーツ大会関係の観光客誘致についてでございますが、本年9月には、御紹介のとおり、ラグビーワールドカップが熊本市で2試合、同じく11月には、2019女子ハンドボール世界選手権大会が、県内5会場で開催されます。メイン会場であります熊本市のパークドーム、サブ会場でありますアクアドーム、さらには県立総合体育館、山鹿市総合体育館、八代市総合体育館におきまして、96試合が予定されております。また、翌年には、本番とも言えます東京オリンピックの開催を控えているところでございます。

このような国際大会の開催に対する本市の受け入れ体制といたしましては、多言語案内板等といった施設整備はまだ十分に対応できておりませんが、昨年度更新いたしました青井ハス池ポケットパークにつきましては、日本語と英語の2カ国語での表記をいたしてございまして、順次、多言語表記に更新していく予定といたしてございまして。

また、人吉市国際交流協会におかれましては、一昨年度から、英語ガイド養成講座を開催されており、一昨年度2回、昨年度は1回の開催と、外国人観光客受け入れ体制の整備へ取り組んでいただいております。さらに、人吉温泉観光協会におかれましては、ホームページの多言語化につきまして、昨年度、日本語、英語に続き、フランス語への対応が完了したところでございます。また、同協会のインバウンド委員会——これは訪日外国人観光客に対するインバウンドという意味でございまして——におきまして、昨年度、日本政府観光局から講

師を招いてのセミナー開催、熊本県国際課との定期的な情報交換会の実施といった取り組みをなされております。なお、これらの民間団体の活動につきましては、市といたしましても、補助等による支援を初め、積極的に参画し、官民協働による取り組みを進めているところでございます。

続きまして、電子マネー等のキャッシュレス、お金を使わない対応の進捗状況についてでございますが、人吉しごとサポートセンター（H i t - B i z）におかれまして、キャッシュレスセミナーの講座の開催や、QRコード決済のP a y P a y（ペイペイ）から講師をお招きしてのセミナーを開催されており、本市での普及も進んできているようでございます。

具体的な統計調査はまだ実施いたしておりませんが、アプリ上で確認しましたところ、P a y P a yにつきましては、既に100を超える市内店舗で使用が可能となっているようでございます。本市の第三セクターでもあります球磨川くんだり株式会社につきましても、既に導入済みとのことでございます。こちらにつきましては日本向けのサービスではございますが、中国大陸向けのQRコード決済のA l i p a y（アリペイ）にも対応しておりますので、中華圏からの観光客の利便性は大きく向上しているものと存じます。

なお、クレジットカードにつきましても、主な宿泊施設、土産物店、コンビニエンスストアなどは対応されており、受け入れ体制については普及が進んできているものと存じます。また、本市のクラフトパーク石野公園につきましても同様に、職員によるおもてなしといったソフト面、多言語表記案内看板の設置やインターネットへつなぐ公衆無線W i - F i設備といったハード面の両面におきまして、インバウンド訪日外国人観光客のニーズに即した受け入れ体制の整備を鋭意進めてまいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

昨日、テレビでなんですけれども、ワールドカップラグビー日本大会まで、あと100日ということで、かなりのPRが行われていたようでございます。全国的にも関心度がかなり高い、そして注目度が高い大会でございますので、受け入れ体制につきましては、関係機関との連携を着々と進められているということで、ありがたく思っているところでございます。

ただ、準備には、やりすぎということはないかと思えます。これはあくまでもスタート、きっかけということでございますので、今回、人吉市に興味を持っていただく方が、より多くおいでいただくように、そして、その際には、こちらのほうで、観光協会を初めとしまして国際交流協会、また民間の観光ボランティア等々の関係機関の皆様と情報を共有しながら、民間一体となって、訪日観光客だけでなく、多くの観光客の皆様におもてなしの心ということで頑張っていただければなと思えます。私も微力ながら、できることは頑張って協力をさせていただきたいと思えます。

以上、この観光キャンペーンの項につきましては、質問を終わらせていただきたいと思います。

では、3番目の質問についてでございます。

3番目の質問につきましては、行財政改革についてでございます。近年、予算編成において、基金に頼らざるを得ない状況が続いており、今後、交付税の見直しや社会保障等の動向を考えると、基金に頼らない行財政運営を行わなければならないと説明を受けたところでございます。今回の改革の一環なんでしょうか、市長のマニフェストにもうたってありました市長給与の削減の提案があったところでございます。

くしくも同時期に、北海道知事が身を切る姿勢をアピールするために、給与だけでなく期末手当、退職金も3割削減を条例案として提出すると、行財政改革に向けた決意を示すとの報道があったところでございました。この3割削減というのは、全国最低水準の報酬で知事をやりたいという表明でございました。

ここで質問でございます。今回、2割削減というものを出示されておりますけれども、その根拠、また、意味等について教えていただければよろしいかと思っております。よろしく願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本年4月に行われました統一地方選挙におきまして、私は、市民の方々に5つの戦略をお示しし、108の施策を掲げさせていただきました。今回の私自身の給料削減は、市長選挙に臨むに当たり、厳しい財政状況の中で掲げさせていただきました公約を推進するための私の意気込み、姿勢といったものをお示しする方法として掲げたものでございます。

施政方針で述べさせていただきました、先人たちが築き上げたこのまちを、次の世代へ引き継ぐためのまちづくりを、厳しい環境にあっても進めていくという、私の不退転の決意の表明であると御理解をいただければと存じます。

また、20%カットの根拠は、とのお尋ねでございますが、先ほど、北海道、鈴木知事の例もありましたが、私は、今回、市長の給料をどれぐらいにするのか、どれぐらいが適正かという観点で給料削減をお示しする方法はとっておりません。先ほど申し上げました私の決意を、市民の皆様方にどのように広く理解をしていただくかということ熟慮したときに、本市における先例も考慮いたしまして、20%削減を公約としてお示ししたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。市長のお考え、決意というものがよくわかりましたところでございます。

あわせまして、副市長以下の特別職について、同様な考えで行われると理解をしてよろしいのでしょうか。あわせてお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

副市長等の特別職におかれましては、今回掲げた108の選挙公約について、十分理解していただいているものと思っておりますし、私のまちづくりや市政運営に関しましては一番の理解者であり、また協力者であると存じております。私の2期目の任期のスタートに際し、私が掲げた公約を実行に移すに当たって、それぞれ、副市長、教育長、常勤の監査委員と、今後の市政運営全般を協議する中で、私と一緒に市政運営を進めていくことを確認いたしましたし、先ほど申し上げました私の思いについてもお伝えいたしましたところ、それぞれの職責に応じ、私の決意に賛同をいただきましたことから、今議会に、私を含め、4人の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を御提案したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 3回目の質問という形で。一応、今回、市長以下特別職が20%の削減をされるということでございますけれども、その効果はどれぐらいになるのでしょうか。また、財政の影響というものはどのようになるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回の市長等特別職の給与減額に伴う財政への影響でございます。まず、給料月額削減率でございますが、市長が20%、副市長が10%、教育長及び常勤の監査委員が5%となっております。給料月額及び年2回支給されます期末手当が減額となりますが、退職手当は減額の対象となっております。

また、減額の期間でございますが、減額を開始する日は、本年7月1日からでございますが、減額が終了する日は、4人の特別職のそれぞれの職にある者の任期満了の日となっております。それぞれ期間が違っております。

実際の影響額でございますが、市長と4名の特別職の方々が、現在の任期を満了された場合、市長が3年と10カ月で1,015万9,000円、副市長が4カ月で27万5,000円、教育長が2年で86万円、常勤の監査委員が2年と10カ月で94万6,000円となりまして、合計1,224万円の減額となります。

次に、減額分の使途でございますが、減額分は、予算編成におきまして、他の必要経費の一般財源の振替として充当させていただくということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） どうもありがとうございました。

特別職の在任期間中、長くて市長の3年10カ月を中心に、1,000万円以上の財源となるという御説明を受けたところでございます。約1,200万円、1年間で考えた場合に300万円とな

るわけですが、この300万円というものが高いか安いかは、人それぞれの考えでございまして、特段申し上げませんが、行財政改革に対する市長の思いが確認できたところではございました。

私の意見は、ちょっと釈迦に説法だとは思いますが、あえて考えについて述べさせていただきます。松岡市長は、議員時代から10年以上、議員の立場、また市長の立場で行財政を見てこられたわけですが、私は、給与の減額が行財政の改革ではないと思っております。不転退のお気持ちで頑張ると、その思いをもってやっていくんだということをお伺いしました。行財政改革に取り組むんだということをお伺いしましたけれども、それは、万が一改革が行えなかった場合のみ、4年後に御判断されることだけでも十分ではないのかなと思います。結果、何もやらない時点で2割のカットというのは、ちょっと、私にとっては違和感を感じたところではございました。

市長は、今回の選挙におきまして、さまざまなマニフェストを掲げられており、実現に向けて努力をされると思います。ただ、マニフェストを実現しようとするのであれば、今、行われている事業の廃止、事業の凍結、または事業の優先順位の説明、どれから先にやるんだよということを説明する責任があるのかなと思っております。

行政マン時代、事業をやっていく上で言われたのが、いかに一般財源の支出を抑え、効果的に使うか、ということ言われてきたところではございます。要は、福祉課におりましたとき、生活保護を担当させていただいたんですけれども、持ち出し大体4分の1、25%程度が市の一般財源、金額が大きゅうございますので、25%といっても億単位のお金が、市のほうから一般財源として出てまいります。今回、市長が言われていたのが庁舎問題なんですけれども、これは例なんですけれども、85.5%が国から出るお金ですよと言われていました。本来、説明しなきゃいけないのは、市の持ち出し分、14.5%のほう。市長は、マニフェストの中で、10億円の支出がかかるとおっしゃっています。事業をやっていく上で、やはり、ここは支出のほうをいかに抑えるか、いかに国から補助があったとしても、その大もとの事業の割合が大きいくということであるならば、やっぱり市の持ち出し分というのが大きくなるのではないのでしょうか。これは、あくまでも今回の行財政改革のスタートの一環として出されているものだと受け取ったところではございますが、実際、今からやっていく事業、今後、約2億円程度の財源をつくっていかねばならないということになってくると、正直、どんなにマニフェストに書いてあろうが、1期目に実施された事業でも、やはり全ての事業が、廃止であったりとか凍結であったりということの対象として考えていかねばならないかと思っております。

ですので、1つ、これも例をとらせていただければ、給食費が年間2,400万円、一般財源から出ております。最終的には満額を目指す、と書いてございました。掛ける4倍、約1億円。そういう事業になってくるのか。今、人吉市でそういう事業ができていけるのかなと

いうところでございます。今後、やはり、事業の廃止であったりとか凍結であるならば、これは、担当現場ではなくて、市長の口からきちんと、この事業に関しては凍結します、廃止しますということを言っていたかないと、現場の職員としましては、対応が難しいのではないかと思います。

市長は、以前より、子供たちのために、人吉市民のために、大きな負担は残さない、というお気持ちで事業をやってこられたとっております。この給与云々に関しましては、後ほど総務文教委員会のほうで御審議をされると思いますのでそれは置いて、今後、行財政改革がどのように行われるかということは、御提案されることを期待をしているところでございます。これについては御回答は結構でございますので、今後、議場の中で論議をさせていただければなと思っております。

大変申しわけございません。途中聞き苦しい点があったかと思います。おわびを申し上げます。以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。お世話になりました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩します。

午後 1 時 38 分 休憩

午後 1 時 50 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番の、公明党の豊永貞夫です。

この4月に行われました統一地方選挙におきまして、市民の皆様の御支援を賜りまして、4期目の当選を果たすことができました。4期目と申しましても、初心を忘れず、是々非々で議会に取り組んでまいり所存でございます。松岡市長を初め、執行部の皆様、この4年間どうぞよろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、3項目でございます。1項目めが、防災行政について、2番目が、高齢者支援について、3番目が、市民の声からであります。

それでは、1番目、新しい防災情報発令の内容についてでございます。

昨年、9月議会で、避難情報について質問をさせていただきました。本市が発令する3つの避難情報である、避難準備・高齢者等避難開始、それと避難勧告、最後に、避難指示（緊急）。この3つでは、市民の方々がなかなか避難をされないということで取り上げたところでもあります。それも、昨年の7月に、避難指示が出た地域でも1%にも満たない避難者であったこともあり、情報の出し方を考えるべきだと議会で取り上げさせていただきました。

ことしに入って、避難情報の伝え方が大きく変わるとのテレビ報道があり、避難情報が5

段階になると放送されていまして。校区支部ごとに行われます災害対策の会議の際にも新しい避難情報の説明がありましたが、概要の説明だったこともあり、私も内容がよくわかりませんでした。このままだと、避難情報が出されても、市民の方も混乱するのではないかと思いますので何点か質問しますので、わかりやすく答弁をお願いします。

今回、変更された避難行動5段階の内容と、これまでの避難情報である、避難準備、避難勧告、避難指示（緊急）との関連についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

内閣府は、水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成30年7月西日本豪雨を教訓とし、激甚化、頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、中央防災会議のもとに、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置しました。本ワーキンググループの報告では、住民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、行政は、住民が適切な避難をとれるよう全力で支援するということが提言されております。

このことを受け、内閣府は、本年3月に、議員がおっしゃいましたように、避難勧告等に関するガイドラインを改定し、住民の避難を支援するための警戒レベル情報の導入を行いました。平成30年7月豪雨では、さまざまな防災情報が発信されていたにもかかわらず、多様かつ難解であった、わかりにくかったため、多くの住民が防災情報を活用できなかったことから、住民が情報の意味を直感的に理解できるよう防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援するというものでございます。これは、警戒レベルによって、住民が避難に向けたとるべき行動を明確化したものでございます。

御質問の、警戒レベルと、これまで発令しております避難勧告等の避難情報の関連性でございしますが、警戒レベルを発令する際のきっかけが、避難情報であったり注意報・警報などの気象情報となるものでございまして、また、警戒レベルの発令は避難情報や気象情報とセットで発令することになります。警戒レベル5段階の内容でございしますが、警戒レベル1は、住民は、最新情報に注意するなど災害への心構えを高めるとし、大雨の警戒級の可能性がある場合に、気象庁が発表いたします。警戒レベル2は、住民は、ハザードマップ等により災害リスクや避難場所及び避難経路、並びに避難のタイミング等の再確認など、避難に備え、みずからの避難行動を確認するとし、大雨注意報や洪水注意報発表に合わせ、気象庁が発表します。警戒レベル3は、避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は、立ち退き避難する。その他の人は、立ち退き避難の準備をし、自発的に避難するとし、避難準備・高齢者等避難開始情報に合わせ、市町村が発令いたします。警戒レベル4は、指定避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。また、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定避難場所等への立ち退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないとみずから判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避

難をするとし、避難勧告、避難指示（緊急）に合わせ、市町村が発令いたします。警戒レベル5は、既に災害が発生している状況でありまして、命を守るための最善の行動をするとし、災害の発生情報に合わせ、市町村が発令いたします。

このように、警戒レベル5段階と避難情報、そして住民のとるべき行動が関連づけをされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、警戒レベル1から5の説明をいただきましたけれども、なかなか、聞いただけでは理解できない感じがいたします。警戒レベル1と2は、気象庁が発表されて、レベル3・4・5は市町村が発令される、そこはわかったんですけども、警戒レベル3のところは避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4が避難勧告と避難指示（緊急）、この2つが警戒レベル4に1つにまとめられたということが、今わかった感じはしますけれども、5に関しては、既に災害が発生している状況ということでございます。ただ、警戒レベル1・2・3・4・5を発令する場合、今、説明いただいたのは、これの関連性という形で説明を聞きましたけれども、これを実際に防災上発令する場合、人吉市でいいますと防災行政無線での放送、あるいはエリアメールでの放送ということになると思いますけれども、放送の仕方、あるいはエリアメールの出し方というものは、今回の変更になった状態でどういった出し方になるのか、その辺についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

国の避難勧告等に関するガイドラインによりますと、避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達すべきとされております。また、伝達に当たっては、災害時には大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔に、そして、直感的にとるべき行動がわかるよう伝達をすることとされております。

このことから、エリアメール等における伝達文におきましては、最初に、警戒レベル、次に、住民に求める行動を端的に示し、以下、従来伝達しております避難情報、対象地域、災害の種類、避難所などをお伝えしていくことになろうかと存じておりますが、熊本県に確認しましたところ、エリアメールを発信するLアラートシステム——これは災害情報共有システムでございますけれども、これと熊本県防災情報メールサービスとの警戒レベル対応の改修を、現在進めているということでございまして、しばらくは警戒レベルの表記は、従来のメールの内容の最後のほうに、警戒レベルを追加するという対応になるようでございます。このことは、全国的な状況であると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） Lアラートシステムが、まだ改修されていない、未対応だということ、従来どおりのエリアメールの発信の仕方になろうと、今、答弁がありました。

防災行政無線に関しては、今、実際に、新しい警戒レベルでの発信ができるかと思っております。今、答弁の中で、住民に求める行動を端的に示すという、具体的に示すと答弁がありましたけれども、警戒レベルを実際に放送されるときに、具体的にはどういった放送になるのか、例を挙げて説明をお願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

例を挙げて、ということですが、メールに関しましては、先ほど御説明しましたとおり、従来の伝達文となりますことから、防災行政無線で放送する内容につきましては、例えて申しますと、胸川の氾濫を例として申し上げていきたいと思っております、胸川の氾濫により、伝達文の内容をちょっと御紹介させていただきたいと存じます。

胸川の水位が氾濫危険水位を超え、氾濫の危険性が高まっているときと想定をしまして、この場合の発令内容でございますが、「こちらは防災人吉市です。緊急放送。警戒レベル4。避難開始。洪水に関する警戒レベル4。避難勧告を発令しました。対象地区は、東大塚地区、木地屋町、古仏頂町、蓑野町です。胸川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。対象地区の方は、速やかに、お近くの指定避難所へ全員避難を開始してください。」、以上の内容で、今後、防災行政無線等、あるいはホームページなどの伝達手段を通して、放送あるいは情報発信をしていくということ考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 胸川沿いの放送の例を挙げていただきました。ありがとうございます。私も胸川沿いでございます。昨年の7月に出されたときには、先ほど述べましたとおり、1%にも満たない方しか避難をされなかったと。非常に危惧をしていたところで、今回の新しい情報発信というものが、今、例を挙げて説明していただきましたけれども、やはり、去年までの情報発信とは全く違う。警戒レベルということ自体が警戒すべきだというふうを受け取る側が感じますし、避難開始、あるいは、文章の中には全員避難という言葉もありました。これは、受け取る側としても、やはり緊迫感があって、緊張感を持って聞き、そして、避難の行動に移るんじゃないかと思っております。

情報発信の際には、そういった情報を発しますけれども、今言ったとおり、聞く手のほうが、どういった情報を自分として受け取って、それを自分の行動としてどう移るかということが、やはり、今後重要なことになると思います。それについては、今回、これが始まったのが、まだことし始まってからということで、周知もまだ徹底されていない。そういうことであれば、市民の方に周知する方向は、今後、検討していく必要が一番重要なかと、今思った次第であります。今回のこの情報は、非常に重要な感じがいたしました。

続きまして、警戒レベル5についてですけれども、レベル5というものは、災害が発生している状況の中で出されるとありましたけれども、具体的にはどういった情報の出し方になるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

警戒レベルの発令は、数字をもって行いますが、これには必ず、住民のとるべき行動や気象情報をセットで発表いたします。警戒レベル1及び2においては、気象情報とセットで気象台が発表いたしますし、警戒レベル3から5にかけては、行政が発令する避難情報とセットで市町村が発表いたします。

この警戒レベルの目的は、住民の避難行動につながるようにつなぐことですので、警戒レベル3以上につきましては、住民がとるべき避難行動と合わせて発表してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） レベル5に関してですけれども、災害が発生しているということで、避難行動にどうつなげていくか、これが重要なことであろうと、今、答弁もありました。

先ほど、まとめのように言ってしまいましたけれども、受け取る側がこれをどう受け取って、どう行動に移すかによって、今後、違うかなと思っております。

1から5までの説明を受けましたけれども、まだ人吉地方は梅雨には入っておりません。今後、梅雨入りした段階で、これまで同様に、大量な雨、あるいは土砂災害の危険もつきまとうわけですので、今回の警戒レベル1から5までの運用については、市民の方への周知というものは非常に大切でございますので、周知の徹底は、ぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、避難行動要支援者についてでございます。これも、昨年、9月議会で取り上げました。前回取り上げた中で、ちょっと聞きそびれていた点がありましたので、その点について、確認のために質問をさせていただきます。

昨年、避難行動要支援者の登録者数は1,125名の方がいらっしゃいましたけれども、その際、一人一人の避難支援プランが作成されていて、避難の際には、支援者と避難所まで避難していただくことになっています、という答弁でございました。要支援者の避難のタイミングでございますが、今回の避難情報で言えば、レベル3の避難準備・高齢者等避難開始になると思いますが、警戒レベル3の発令とともに、避難のために、支援者が協力して避難を手助けすることになると思いますが、その支援の中心的な指示や連絡を出すのはどこの部署になるのか、町内会長なのか、あるいは民生委員なのか、その辺についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。避難行動要支援者につきまして

は、名簿の管理・見直しを福祉課が行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

要支援者への支援の中心的な指示や連絡を出すタイミングにつきましては、災害が発生するおそれがあり、要支援者等の避難が必要となった場合、連絡は、まず、災害対策本部から避難準備・高齢者等避難開始が発令されます。発令される先は、Lアラートというシステムを利用しまして、報道関係への情報発信や災害対策支部への伝達、防災行政無線での広報などになります。

避難行動要支援者への連絡でございますが、まずは、災害対策本部から連絡を受けた支部から速やかに、町内会長——町内嘱託員の方々でございますけれども、町内嘱託員の皆様に、避難についての情報をお伝えいたします。町内嘱託員の皆様は、その情報を、民生委員・児童委員を初め町内の役員さんなどに伝えられます。現在、各町内によって若干連絡方法の違いがあるかと存じますが、町内嘱託員の皆様及び民生委員・児童委員さんから、避難行動要支援者への情報伝達となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきました。避難行動要支援者の方、それぞれ町内によって人数が違うと思うんですけれども、多いところで二、三十人いるとお聞きしました。その方、一人一人に対して、今言われたような行動をして、実際に避難所まで避難させてという行動までされるということは、非常に支援者に対しても負担がかかるんじゃないかと思っております。ただ、警戒レベル3のとき、そういった意味では重要なことだろうと思っております。町内によって対応が違っていると、今言われましたけれども、やはり、町内会の中でそういったことを想定した訓練とか、そういうものも必要ではないかと、今思った次第でございます。

いざとなったとき、そういった行動がぱっとできるか、できないかで、命が守れるか、守れないか、そういったところまで及ぶかもしれませんので、その辺については、町内会のほうにも、ぜひ、協力のほどお願いしてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災サポーターの件です。これは、ことしの3月議会で取り上げています。新年度4月から、3月の際には、新しい防災サポーターの任務、活動内容というものが変わったという説明を受けました。また、連絡体制もできるとお聞きしたところでございますが、3月末日で半数の方が退団されたとお聞きしました。急遽募集されたと思っておりますけれども、現在のサポーターの団員数と、防災サポーターの支部ごとの配置人数をお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

昨年12月に、防災サポーターの活動の充実を図っていくため、活動内容の見直しについて、防災サポーターの皆様説明会を開催したところでございますが、発足から5年が経過する

ところもございまして、退団を希望される方が多かったことから、急遽、消防団部長以上の経験者のOBの方々に防災サポーターの募集を行っております。

平成30年4月1日時点で、防災サポーターは70名在籍でございましたが、平成31年3月31日付で退団者が35名、4月1日付入団者が28名ということで、現在の人員数は63名で、7名の減となっております。

そこで、御質問の、災害対策支部ごとの配置人数でございますが、東支部9名、西支部6名、川南支部2名、間支部21名、そのうち10名は大塚地区の単位で組織をしておりますが、大畑支部は8名、林・薩摩瀬支部3名、西瀬南支部9名、中原支部5名の計63名となっております。前年に比較し7名のサポーターが減少しておりますし、また、サポーターの人員が少ない支部も見受けられますので、入団要件の緩和も検討しながら、今後もサポーターの募集に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 35名の方が退団されたということで、最初聞いたときはびっくりしたところです。今、7名減というところまで回復はしておりますけれども、70名に達するように、ぜひ、募集のほうはよろしく願いいたします。

防災サポーターの新しい防災活動の内容というものは、避難誘導のときにさまざまに活動されるということがメインになろうかと思っておりますけれども、3月の段階でもお聞きしましたけれども、確認のために、新しい防災情報での出動のタイミングとかサポーターの具体的な活動を、またお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

去る5月27日に、新たに入団していただきました防災サポーターの皆様に辞令交付を行ったところでございます。この日は、合わせまして継続していただきました防災サポーターの方にもお集まりいただき、防災についての研修及び新体制における支部ごとのリーダーの選出を行い、連絡体制の構築を行っております。

見直し後の防災サポーターの活動内容についてでございますが、本年3月の豊永議員の一般質問で、見直し中の防災サポーターの活動内容をお尋ねされておまして、そのときの答弁と重なる部分もございまして、御了承いただきたいと存じます。

防災サポーターの活動内容は、まず、火災時の活動としまして、火災現場での後方支援としております。水利の確保やホースの延長、車両誘導等が主な活動内容で、活動区域は管轄の災害対策支部内とし、みずからの覚知により出動するものとしておりますので、必ず出動しなければならないというものではございません。

次に、災害時における活動内容でございますが、住民の避難支援といたしまして、警戒レベル4、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合に、管轄の災害対策支部へ出動し、

支部長の指示のもと、市職員、あるいは防災サポーターと協力し、住民の避難支援を行うことといたしております。この際の出動の連絡は、災害対策支部からリーダーへ連絡が行くこととなりますので、構築した連絡網を通じて、他の防災サポーターへの出動要請を行うこととなります。また、大規模災害時は、避難所運営スタッフが不足することが予想されますので、避難所運営初期段階における住民と行政をつなぐ役割を担っていただくことといたしております。

大きな災害が起きないことを願っておりますが、有事の際には、このような形で防災サポーターの皆様へ、地域防災力のさらなる向上を図る上で活動していただくということとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。今回、新しい避難情報に関して質問しましたが、防炎の一番の行動というものは逃げることですよね、避難すること。それを、どう避難させるか、どういう言葉で避難してもらうか、これがやっぱり重要だと思います。

今回、国がこういう変更をされたということは、やはり、いろんな意味で、これまでの情報の出し方が避難行動につながらなかったというあらわれだと思っております。いよいよ梅雨にも入りますけれども、災害がないに越したことはありませんけれども、備えておくということにおいては必要だと思いますので、先ほども言いましたとおり、今回の避難情報についての周知のほうは、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件については終わります。

次に、高齢者支援についてでございます。

特殊詐欺被害防止対策についてでございます。毎年、全国的に被害者が出ています特殊詐欺ですが、警察庁が、5月20日、平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について（確定値版）を公表されました。それによりますと、認知件数は、平成22年以降平成29年まで、7年連続で増加していましたが、平成30年からは、1万6,496件で、前年比でマイナス1,716件、9.4%と減少しております。また、被害額は363億9,000万円で、前年比で30億8,000万円の減、7.8%の減です。平成26年以降、4年連続で減少しています。しかし、認知件数、被害額ともに高水準で推移しており、依然として深刻な情勢であると報告がされております。そして、高齢者等の被害状況としては、特殊詐欺全体で、高齢者65歳以上の被害の認知件数は1万2,884件で、全体に占める割合、高齢者率は78.1%となっており、高齢者の被害防止が、引き続き、課題となっております。

手口別では、高齢者率が高いのは、オレオレ詐欺96.9%、金融商品等取引名目詐欺87%、還付金等詐欺84.6%の3手口が発表されております。また、最近では、犯罪者グループらが、詐欺や空き巣に入る前の調査として、資産状況や家族構成などを電話で探る行為のアポ電で、

独り暮らしの高齢者や多額の貯金があると答えた人が、その後に犯罪に遭うケースが起きています。東京都江東区の強盗殺人事件でも、犯行前に、被害者宅にアポ電があったことがわかっています。

そこで、質問ですけれども、本市において、特殊詐欺の被害者数はどれぐらい発生しているのか。3カ年の被害状況をお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

まず、特殊詐欺の定義でございますが、警察庁の定義では、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振り込み、またはその他の方法により、不特定多数のものから現金等をだまし取る犯罪の総称とされております。一般的には、先ほど議員からも御紹介がありました、オレオレ詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、架空請求などのいわゆる振り込め詐欺が該当するようでございます。

その被害件数でございますが、過去3カ年度の管内における被害者の受理件数を、人吉警察署に確認いたしましたところ、平成28年度ゼロ件、平成29年度1件、平成30年度1件というところでございました。

被害届自体の提出は少ないかもしれませんが、高齢者宅に見知らぬ者から、商品勧誘の電話がかかってきたり、架空の訴訟案件を記載したはがきが送りつけられたという事例が頻発しているのは消費生活センターでも把握しているところであり、人吉球磨圏域においても、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が、依然として多く出回っているという認識を持っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁を聞いて、安心しました。かなり少ないですね、1件、1件ありますけども。ただ、相談というものは多いようでございます。これまでの、特殊詐欺に関して被害防止・啓発の本市の取り組みの効果もあるんじゃないかと思っております。

答弁にありましたけれども、消費生活センターが把握している事例が多くあるようですが、人吉市消費生活センターへの相談件数はどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。また、高齢者への被害防止策として、本市の取り組みをお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

まず、人吉市消費生活センターへの相談件数でございますが、平成30年度におきましては、契約問題、金銭問題、家庭問題など、全ての項目を含めたトータルの件数で623件の相談——これは、人吉球磨全体、電話相談等も含んでおります——相談を受けておまして、そのうち、特殊詐欺関連の相談が75件でございました。

内容といたしましては、郵便やインターネット、メール等を利用した架空請求詐欺の相談がほとんどを占めているところでございます。幸いにも、対応が早かったため、実際にだま

し取られたという事例は、相談を受けた中ではなかったようでございます。

次に、高齢者への被害防止策でございますが、消費生活センターに持ち込まれる相談のうち、60歳代以上が約6割を占めておりまして、高齢者への被害防止対策が重要になると考えております。

具体策といたしまして、町内会単位で開催される高齢者向けのデイサロンやミニサロンにおきまして出前講座を開催し、タイムリーな事例の紹介や対策など啓発に取り組んでおります。

また、暮らし安心ネットワーク推進員養成講座も毎年実施しており、高齢者の見守り活動に取り組まれる人材の育成にも取り組んでいるところでございます。さらに、高齢者が狙われやすい、固定電話機による振り込め詐欺・トラブル防止のため、会話内容を録音する旨の警告メッセージが流れる機器の無料貸し出しを実施しており、高齢者支援課、民生委員の皆様、社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携をしながら、特殊詐欺などのトラブル未然防止に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 特殊詐欺に関しての相談が75件、これが結果的に被害をこうむらなかった件数だと思っております、相談されるということは、そういった意味では、これまでの取り組みは間違いなかったと思っております。

それから、答弁にありました自動通話録音機の件は、平成27年度から本市で取り組まれている事業でございます。私の80歳代の親戚のおばさんの家にも設置されておりました。また、町内の方も、何台か設置されているところもあったようでございます。この機器を導入することで、未然に特殊詐欺を防ぐ効果も向上するのではないかと考えます。

本市が導入されてから3年が経過しておりますが、設置状況とその効果、今後の課題についてお尋ねいたします。あわせて、この機器はどういった機能が備わっているのかもお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

まず、現在、貸し出しを行っている自動通話録音機の機能の御説明をさせていただきます。自宅の固定電話と電話回線の間接続をして、電話がかかってくると、着信前に「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害を防止するため、会話内容が自動録音されます」という警告音声は相手側に流れる仕組みになっております。犯人は通話内容を録音されることを嫌いますので、電話を切ることが期待できます。

本体には、最大60時間、2,000件の会話を録音できるようになっており、振り込め詐欺の電話がかかっても、犯人の音声は録音され、犯罪捜査に役立ちます。また、撃退率、これは警告音声を聞いて電話を切った人の割合でございますが、その撃退率を表示する機能や、

緊急のときにボタンを1回押すだけで、身の危険を第三者に自動発報する機能もありまして、犯罪の防止・抑止に効果的な機器でございます。

自動通話録音機の貸し出しは、議員からも言っていたいただきましたけれども、平成27年度から実施をしております、200台を、全額、国及び県の補助を受け購入し、市内はもちろん、球磨管内町村において設置を希望される高齢者世帯へ、無料で貸し出しを行っております。

自動通話録音機の貸し出し台数でございますが、現在までに、市内世帯へ98台、球磨管内世帯へ50台、計148台を設置しております。

次に、設置後の効果でございますが、実際に設置された方から、迷惑電話が減った、被害に遭わずに済んだ、などの声もいただいていることから、一定の抑止効果があるものと分析しているところでございます。

次に、今後の課題というところでございますが、増設についてが課題というところでございますが、最近の、いわゆるアポ電被害の対策として、住民の関心も高くなっておりまして、問い合わせもふえている状況でございます。現在、平成27年度の機器の導入時にありました国及び県の助成措置が、今後は見込めない状況ではございますが、安全・安心な市民社会の実現のために有効な手段であると考えておりますことから、国や県に対して助成措置の復活の要望を行いながら、どのような方法が有効であるか、今後、検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） かなりの機能が備わっていることがわかりました。先ほど、被害件数が少なかったのは、自動録音機の効果があったんじゃないかと思った次第です。それ以外にも、出前講座とか啓発事業にも取り組んだ成果であろうと思っております。

特殊詐欺に関しては、この機器を導入することにより、未然に被害を防止すると考えます。ただ、国・県の予算が見込めないということで、要望があっても、無償での貸し出しの貸与が難しい状況は、今答弁であったとおりでございます。自動録音機ですが、テレビの中でちょっと取り上げられていたところがありました。東京都内で、ことしに入ってからですけども、やはり無償で貸し出しする区がかなり出てきたということで、ことしになって、この機器の重要性が全国的にも知られている状況でございます。人吉市に至っては平成27年度から取り組んでいるということで、既に人吉市内でも98台が貸し出されているという実績がございます。

高齢者への支援にもさまざまあると思っておりますけれども、犯罪に巻き込まれないための対策として、この事業は今後ますます必要だと考えます。

そこで、本市の予算でお願いできないかと考えますが、本市の財政は厳しいという答弁も予想ができるところであります。そこで、市長にお尋ねしますが、ふるさと納税の寄

附額が、平成30年度は2億5,000万円を超えておりました。返礼品の分を除いても、これは先ほど答弁はなかったんですけれども、調べたところ、本体価格が1台1万2,800円とありました。100台、128万円ほどの自動通話録音機の購入に充てることができるのではないかと考えた次第ですが、ふるさと納税の項目で、市長が必要と認める事業の項目で購入できないか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

自動通話録音機につきましては、昨今の振り込め詐欺などの状況を見ますと、被害を未然に防ぐ手段として大変有意義なものと、私も認識をしているところでございます。

今後の増設につきましては、先ほど市民部長が申し上げたとおりでございまして、特殊詐欺が巧妙化していく背景を考えますと、先ほどの池田議員の御質問にも通じるところがございしますが、やはり、あらゆる年代に対し、その対策を講じていかなければならないと存じております。

引き続き、市民の安全・安心に資する消費者被害・特殊詐欺等の未然防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきましたけれども、ふるさと納税を使って購入できないかという質問だったんですけれども、その点はどこにも入ってなかったように感じました。その点についてはどうですか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ふるさと納税の制度につきましては、市長がこういうことに使えますよという部分も当然でございます。財源確保の重要な手段の1つだと考えておりますので、財源の1つとしては、そういった考え方もできるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたように、全体的な施策として進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） いい返事はもらえませんでしたけれども、市長も言われたとおり、安全・安心と言われました。高齢者の方に対しての支援として、ぜひ検討して、購入に至っていただければありがたいなと思っておりますのでどうぞよろしく、これは要望しておきます。この件については終わります。

次に、市民の声からであります。

市民の方から、城内に建立されている忠霊塔の文字盤の「霊」の文字が傾いている状態が結構前から見受けられます、とありました。これは、管理は人吉市がされているのですか。

されているのであれば、観光客も結構来られているので、整備されたほうがいいんじゃないでしょうか、という内容でございました。

早速現場に行きまして、文字盤が傾いているのを確認しました。そして、裏に回ると、コケが生えている状態も確認できました。

まず、忠霊塔の建立時期はいつなのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

人吉城跡内にあります忠霊塔についてでございますけれども、当時の人吉市長でございます黒木儀寿圭氏の市長名で記されました銘板によりますと、一部紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、「よって、ここにこの地を選びて塔を設け、もって本市出身戦没諸氏に対し、敬虔と感謝の意を表するとともに、永劫にその英霊を慰めんとするものである」との記載があり、その日付によりますと、昭和30年4月に建立されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 昭和30年4月、この議場にその当時いらっしゃった方もいらっしゃいますけれども、64年前の建物、かなり年数が経過しています。答弁にありましたとおり、忠霊塔は、さきの大戦で亡くなった戦没者の魂を永劫に慰めるものであるとありました。まさに慰霊の場所であります。

そういう場所であるので、霊の文字盤が傾いているというのは非常に失礼になるのではないかと考えます。この塔の管理はどこがされているのか、人吉市なのか、あるいは遺族会なのか、お尋ねいたします。また、塔の中に何か収納されているのか、その点についてもお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

忠霊塔は、銘板によりますと、今、議員がおっしゃられたように、築64年を経過しております。また、忠霊塔所在地及びその周辺地は、国指定史跡の区域内に存在しておりまして、鍵の管理は福祉課にて行っておるところでございます。

管理状況につきましては、平成25年度に、教育部、建設部と協議を行いまして、安全対策として、階段手すりのつけかえ、忠霊塔入り口ドアのさびどめ、石段部分の補修及び周辺樹木の伐採について対応してまいったところでございます。

また、人吉市遺族会におかれましては、年に三、四回、定期的に忠霊塔周辺の草払いや階段の清掃、献花などを行っていただいているところでございます。

御質問がございました、忠霊塔の中に何が入っているかでございますけれども、この前、現地を確認いたしましたところ、忠霊塔の中には、戦没者の慰霊をする文言が書かれた大きな位牌状のものと、戦没者の方々の階級と氏名が記された、1人1枚ずつの木札などが保管されております。

御指摘をいただきました、忠霊塔がコケむし、「霊」の文字が傾いている件につきましては、早急な対応に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 文字盤についてはよろしく願いいたします。

ただ、その文字盤ですけど、文字がちょっと読めないような状況でございますので、その辺も、ぜひ、よろしく願いいたします。

答弁で、遺族会の活動についてありましたけれども、前の遺族会の会長だった野中藤男さんにお話をお聞きいたしました。遺族会の皆さんは高齢者ばかりで、遺族会の中で一番若い人でも74歳であるということでした。以前は、忠霊塔の上まで登って、毎月13日——これは、婦人部の方たちが結成されたのが13日だということだったんですけれども——婦人部の方を中心に参りを13日にされていたということでございます。しかしながら、今は皆さん高齢になって、階段が急で上れないということでした。話の中で、階段の下の方に、お参りするような何かできればな、という話をお伺いしたところでございます。その辺については、今後、市のほうでいろいろ話をお聞きされて、協議されていければと思っております。

忠霊塔でございますけれども、先ほど言われましたとおり、人吉城跡地でございます。今現在、史跡人吉城跡整備基本計画の策定中でございます。昨年度から始まって今年度、2カ年で、この計画は策定することになっておりますが、その中で忠霊塔の位置づけはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

忠霊塔の史跡人吉城跡整備基本計画における位置づけという御質問でございますが、現在、第2期の史跡人吉城跡整備基本計画の策定を進めております。この計画は、史跡人吉城跡が学術的に貴重な文化財であり、あわせて、人吉市を代表する観光地としての側面も考慮した上で、その歴史的価値を次世代に継承し、本市の歴史・文化・まちづくりのための整備活用を推進するために策定するものでございます。

この計画の中で、忠霊塔につきましては、近代、現代に構築された建物であるため、史跡としての本質的価値を有さない要素、管理上も、史跡の保存管理上有効でない要素であるものという位置づけがなされております。しかしながら、建てられた経緯や経過、関係者の皆様にとっての思いや御心情を踏まえ、心のよりどころでもあり、慎重かつ大切に取り扱うべきものと考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁で位置づけというものはわかりましたけれども、答弁でありまし

たように、やはり、ここは大切なよりどころであると、私も思った次第でございます。慰霊する場所でもありますので、そういった意味では残す方向でやはり考えていくべきじゃないかと思った次第でございます。

電話で「霊」の字を言われた方に関して、「霊」は改修されるということで、そう伝えさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ、早急に取り組んでいただければと思います。この件については終わります。

最後に、市道五日町田町線沿いの樹木についてでございます。これも、やはり、市民の方から問い合わせがございました。市道五日町田町線沿いの田町地域学習センター前付近の2本の樹木の件です。道路際に、2本の樹木が立っていて、通行に危険だと思っておりますが、この樹木には何か意味があるのでしょうか、という問い合わせ、こういった内容でございました。

この市道は、朝の通勤・通学の時間帯には、車や高校生の自転車の通行が結構多い市道となっています。小学生の通学路にもなっています。私もよく、この道を通ることがありますが、この樹木の存在は認識はしていましたが、日ごろは気にもしていませんでした。今回、改めて、私も疑問に思った次第です。この樹木は、なぜ道路際に残してあるのか。この樹木には歴史的な由来や、人吉市が何か指定などされているのか、また、地元町内会から伐採などの要望は出ていないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

議員御質問の樹木は、田町地域学習センター前の胸川右岸と市道五日町田町線の際に根づいている木でございます。2本の木の名前につきましては、昭和59年度に、当時、農政課が事務局をしておりました国土緑化熊本県推進委員会人吉支部作成の人吉市古木・名木百選によりますと、サイカチとエノキとなっております。

この人吉市古木・名木百選には、国土緑化熊本県推進委員会人吉支部の事業の1つとして、木を大切にすることを育むための啓発という目的で作成されたものでございます。選定の基準は特に設けず、当時の郷土資料や新聞記事、文献などから100本を抽出したものとなっております。

現状としましては、台風による倒木のほか、自然に枯れたもの、あるいは何らかの支障木として伐採を経て、数を減らしているところでございます。

昭和16年に刊行されました球磨郡誌によりますと、麓町のサイカチの項目があり、伝説に、相良公朝鮮征伐のときに持ち帰られたものにして云々、とございます。したがって、田町地域学習センター前のサイカチも、その当時のものではないかと思われるところでございます。

町内会などから伐採についての御要望につきましては、本年1月に、道路河川課にいただいております。道路河川課としましては、御要望を受けました件につきまして、改めまして早急に現場を確認したところでございます。このサイカチとエノキは、市道の際に根づいて

いることもありまして、道路管理者として、道路を通行する車両などの通行に支障となっていた枝の伐採を、ことしの3月に行っております。また、これらの木については、定期的に道路パトロールを行い、注視をしているところがございます。サイカチの河川側に張り出した一部の枝については、芽吹いていないところも見受けられる状況でございます。今後、道路パトロールや町内会などからの情報提供、専門家の助言などを受けまして、市道を通行する車両、歩行者などの通行に支障となる状況が見受けられましたら、適正な対応を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 2本とも、人吉市古木・名木百選に選定されているということでありました。また、球磨郡誌の中にもそういう記述があったということでございます。

地元からも伐採の要請があったけれども、枝切りの伐採はしているけれども、定期的に注視しながら、現状のまま残すという形になっているようでございます。

残すのであれば、名木百選で選ばれたというそういった情報、あるいは、歴史的な伝説とかも今述べられましたけれども、そういったものを情報プレートの中に書き込んで、樹木に対する、そういった価値がありますよ、というお知らせすることはできないのでしょうか。選定されたのは昭和59年、ということは35年前ですね。球磨郡誌の伝説の話になると江戸時代の前、安土桃山時代で、四百二、三十年前になろうかと思えます。そういった古木ということで、城内にはまだ古い樹木はありますけれども、この2本の樹木も、そういった意味では価値があるんじゃないかと考えます。

先ほど述べましたとおり、樹木に関する情報板みたいなプレートを設置できないかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、両木とも、人吉市古木・名木百選に選ばれている樹木でございます。また、サイカチに至っては、馬の病気に、煎じた汁を飲ませたり、馬の体を洗ったりしていたそうで、藩のうまやには必ずこの木があったということで、いわゆる馬の薬として用いていたものと言い伝えもございます。

一方、相当の年数を経た古木で、樹勢——いわゆる木の勢いでございますけれども——の状況にも注視していく必要がございますので、保存の可否も含めて、この2本の樹木が、なぜ、この地に根づいているのか、皆様にお知らせすることにつきましては、関係部署と協議をして対応を検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 古木ということで、専門家の御意見も聞きながら、今後検討していき

たいということでもございました。情報プレートも検討していただければと思います。

いずれにしましても、この樹木は市道際にありますので、安全対策の観点からの判断も必要になると思います。そういった意味では、慎重にお願いはしたいと思いますが、情報プレートの件は、ぜひお願いしたいと思っておりますので、その点については要望しておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時55分 休憩

午後 3 時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の平田清吉でございます。本日、最後の質問者になりますが、今しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

このたびの4月の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様方の厚い御支援により、三たび本市議会に送っていただきました。市民の皆様方の支援に答えるべく、初心を忘れず、市民のために活動していきたいと考えておりますので、今後とも、市民の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

今回の、私の一般質問の通告項目は、2項目。市民の声からと、市長の施政方針からを通告しております。

市民の声からの質問要旨の項目は、4項目、1つは、新市庁舎建設について、1つは、人吉中核工業用地について、1つは、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868について、1つは、御溝川二次放水路についての4つを通告しております。

また、市長の施政方針からについては、1項目、本市のまちづくりについての順番で質問をしていきます。

それでは、第1項目め。市民の声からの、新市庁舎建設についてお尋ねいたします。

第1回目、新市庁舎建設本体工事の基本設計が公表されてから、早2年。当初、平成30年度内には、新市庁舎建設工事を着工し、工事期間は19カ月とし、平成33年4月、令和3年4月から、新市庁舎が稼働すると工程表には示されていましたが、昨年10月及び12月に行われました条件付一般競争入札における入札不調・不落の後、令和の時代に入った今月の6月4日の全員協議会の席において、ようやく、入札不調・不落に伴う分析と今後の方針について説明がありました。

この日程につきましては、本年4月に市長及び市議会議員選挙があったためにやむを得なかったとは思いますが、再度、今後の新たな入札の時期、新市庁舎建設本体工事着工の時期等、今後の新市庁舎建設本体工事計画及びスケジュールはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

6月4日の全員協議会におきましても御説明させていただきましたが、現在、次回の入札公告に向けまして、工事費の精査並びに発注方針の検討をしております、それを踏まえた全体スケジュールのフォローアップを行っているところでございます。

第2回の入札不落を受けまして、本市に建築一式工事の指名登録をされ、九州内に営業所がございます総合評定値1,500点以上の企業へアンケートを実施し、発注の時期等についてお聞きしましたところ、多くの企業が、配置技術者不足等により施工体制が確保できず、参加の見通しが立たないとのことでした。

次回の入札につきましては、できる限り多くの企業に参加をいただき、競争性が確保された中で実施されることが重要であると考えておりますので、1つの案といたしましては、アンケートで回答を得ました、繁忙期が少しでも一段落する見込みがあります来年度の4月あたりから工事着手できるスケジュールを考えているところでございます。このスケジュールから逆算しますと、今年度の第3四半期あたりに、本工事の入札が実施できないか検討をしているところでございます。あくまでも現段階での案でございますので、今後、議会での御審議をいただき、最終的なスケジュールを決定していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 来年度の4月着工を予定しているといわれますと、当初の新市庁舎等建設事業全体工程からは、約1年半おくれということになります。これからは、今後の計画、予定どおりに進められることを期待してやみません。

続きまして、第2回目。今月6月4日の全員協議会の席上、新市庁舎建設本体工事の入札不落・不調を受けて、建設業者へのアンケート調査を実施され、建設業者から、「本体工事の入札について、参加する意思または興味はありますか」との質問に、多くの建設業者が「ある」と回答を寄せていましたが、「本体工事の入札に参加したいですか」とのアンケート調査では、「JVで参加したい」という建設業者はなく、「単体であれば参加したい」、「検討したい」、「参加しない」と回答した建設業者がありました、とアンケート調査結果の説明がありました。

本市としまして、今後の発注は、単体で行われるのか、JVで行われるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

アンケートにおきまして、本工事入札における参加意向の設問を設け、参考として、単体、もしくはJVによる共同企業体かのような形式であれば参加したいかをお聞きしましたところでございます。

結果といたしまして、単体での発注形式、JVでの発注形式の双方とも参加の意向を示す企業があったところでございます。これまで、市議会におきまして、地元建設業者の受注機会拡大への配慮、育成についての陳情が趣旨採択されておりますので、このことにつきましても十分に配慮した上で、これまでと同様に、JVによる発注ができないかということも検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、発注方針をお示しし、議会で御意見等をいただき、最終的な発注方針を決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） できましたならば、JV方式による発注においてお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3回目。これも、6月4日の全員協議会の席での説明で、本年10月から行われる予定の消費税率8%から10%への増税予定のため、また、昨今の人件費や資材費等の高騰により、本体工事費予定価格が5%から10%程度の増額が見込まれるとの説明がありましたが、金額にしてどのくらいの金額が増額になるのか。また、増額された予定価格のうち、災害復旧事業債に該当しない市の負担額は幾らぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、設計の見直しを含め、慎重に精査をしております。最新の実勢価格を見込んだ予定価格の設定を行っております。その増額の幅につきましては、資材費、労務費等々、上昇を見込んだ額から、附帯施設等の工事費の削減も視野に入れて検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、議会で御意見等をいただき、最終的な予定価格の設定をまいりたいと考えているところでございます。

災害復旧事業債に該当しない市の負担額はどの程度になるのかという御質問でございますが、今申しましたように、増額等については、今精査をしているところでございますけれども、今回の消費税増税、それから資材費、労務費等の増加分につきましては、建設需要過多という社会情勢等に起因する、やむを得ない理由でございますので、一般単独災害復旧事業債としての対象になるものと確認をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 今後の新市庁舎建設本体工事の一般競争入札におきまして、予定価格

を増額をせざるを得ないということは、必然的に本体工事費が増額となるのは必定と考えております。よって、市民の負担額が増加すると言わざるを得ません。くれぐれも、新市庁舎建設本体工事において、現在の市民へ、また、将来の市民への負担が増加しないように計画設定されるようお願いいたします。

続きまして、第4回目。新市庁舎建設本体工事の附帯工事といわれている小永野第一雨水幹線改修工事は、順調に進んでいるのでしょうか。時々現場を見る限りにおいては、順調に進んでいるようです。

もう1つ、新市庁舎建設本体工事の附帯工事といわれている新市庁舎への進入口は、市道第19号線青井西間線の拡幅及び右折レーンが設置される予定ですが、この右折レーンの設置のためには、県警や、入り口周辺の用地取得等が必要と聞いております。現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず、小永野第一雨水幹線の進捗状況でございます。これは、工程どおり工事が進んでいるところでございます。また、右折レーンの工事に必要な用地購入等に向けた、地権者の方との交渉を現在進めているところでございます。この右折レーンに関しましては、交渉の途中に当たり、慎重な対応が求められ、また、非常にデリケートな内容でございますので詳細な状況をお示しすることはできませんが、本事業の用地確保に向けて、今後も丁寧な説明に努め、御協力いただきますよう鋭意交渉を進めてまいりたいと考えております。

右折レーンの工事につきましては、本体工事の進捗を見て、ピーク時と重複しないよう、適切な時期に工事を実施する予定としておりますので、それまでに用地の確保を完了し、円滑に工事着手ができますよう努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 新市庁舎建設本体工事の着工のめどが立たない以上は、できれば、先ほど質問しました新市庁舎への進入口の市道第19号線青井西間線の拡幅と右折レーンの設置を、先に進めていければと思っておりますが、いかがでしょうか。すなわち、附帯工事で、できるところから優先的に工事を進められればいかがでしょうか。よって、工程表も、これから順次変更されてしかるべきかと思っております。

続きまして、第2項目め。人吉中核工業用地についてお尋ねいたします。

第1回目です。地域再生計画にうたった、人吉ハラル促進区づくりのための人吉中核工業用地の進捗状況について、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

人吉中核工業用地の進捗状況についてでございますが、内閣府の、「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」が、今年度末で期間満了を迎えるに当

たり、これまで以上に、課題解決及び企業誘致活動に取り組んでいるところでございます。

具体的には、屠畜場の整理・合理化、地域のコンセンサスにつきましては、地元選出国会議員、県議会議員にも御相談を重ね、県とも情報交換を行い、課題解決を図っているところでございます。また、企業誘致活動といたしましては、進出の覚書を締結しています株式会社カミチクと、定期的に担当者同士で意見交換を行っておりまして、ことし2月には本社に赴きまして、会長とも面談しているところでございます。さらに、ハラール関連企業に対する企業訪問も重ね、地域再生計画の期間内に、人吉中核工業用地に誘致できるよう鋭意努力しているところでございます。

また、近年では、人吉中核工業用地につきまして、地域再生計画の趣旨と異なる業種の製造業などからもお問い合わせをいただいている状況もございまして、具体的なお話を伺うための企業訪問や現地視察対応も行っているところではございますが、最終的な進出決定にまでは至っていないといったところが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、人吉中核工業用地へのハラール関連企業の誘致計画は、県が管轄する保健所が所掌事務を管理している屠畜場設置における問題を解決しない限り、進まないのではないかと考えております。しかも、そのほか、まだまだ多くの問題も山積していると聞き及んでおります。

そこで、人吉中核工業用地造成事業における地域再生戦略交付金の取り扱いなど、今後の人吉中核工業用地の方向性についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

人吉中核工業用地の今後の方向性についてでございますが、今後につきましても、地域再生計画を実現すべく、さまざまな課題解決に向けて、関係機関と調整を図りながら、株式会社カミチクの誘致と、その他のハラール関連企業の誘致を最優先に進めてまいりたい、そのように存じております。

しかしながら、地域再生計画が期間満了となることに伴い、内閣府とは事前に、進出企業の業種などに応じました事例研究などによりますシミュレーションや、地域再生戦略交付金の取り扱いなどについて協議を重ね、ことしの1月には、地域再生計画の変更手続についても協議し、検討してきたところでございます。

人吉中核工業用地を造成いたしました本質的な目的は、雇用の場の創出によります地域経済の活性化でございますので、残された計画期間内におきまして、さまざまな関係者の方々と、慎重かつ丁寧に協議を重ねた上で、現行計画に対する市の方針を決断してまいりたい、そのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） この際、内閣府と真剣に調整していただいて、交付金の取り扱いについて、返還がされないように調整を進めていってもらいたいと思います。

あと半年しかありません。猶予期間、短い折です。よろしく願いいたします。

続きまして、第3項目め。人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868について、お尋ねいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、建物の大部分が地元産の木材を活用した木造建築となっておりますが、開館から4年、毎日、強い直射日光を浴び、ときには強い台風や風雨にさらされております。木造建築がゆえの施設の老朽化は見られないのか。また、昨年10月に、附帯施設の使用料金を値上げして運営されていますが、値上げ前と値上げ後の、利用者数及び使用料金収入の増減はないのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

まず、開館から4年が経過して、MOZOCAステーションの施設の老朽化はどうかとの御質問でございますが、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、平成27年5月30日にオープンしてから、先月末で4周年を迎え、これまでに40万人の方々にお越しいただいております。

鉄道ミュージアムの主な施設としましては、建物本体や、ミュージアム裏手にございます水遊びのほか、附帯施設として、ミニトレイン、2階デッキにあるレイルバイクがございます。既に、開館から4年を経過しておりますが、これまでに大規模な修繕などは発生しておりません。しかしながら、建物の大部分が地元産の木材を活用した木造建築ということもあり、2階及び3階のデッキ部分においては直射日光による劣化が生じております。そのため、平成30年3月には、2階から3階に上がる階段及び3階デッキの床の張り直しを、平成31年2月には2階デッキの外壁の塗り直しを行っております。

今後も、定期的なメンテナンスや保全を行うことで大規模修繕の発生防止に務め、利用者の皆様の安全確保を最優先としながら、施設の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、昨年10月に施設利用料を値上げしているが、値上げ前と値上げ後の、利用者数、使用料の推移についての御質問でございますが、附帯施設であるミニトレイン及びレイルバイクの使用料を、平成30年10月に、100円から200円に改定しております。使用料改定前の平成29年10月から平成30年3月までと、改定後の、同時期である平成30年10月から平成31年3月までの6カ月間を比較しますと、入館者数につきましては、4万3,994人から4万2,581人と、ほぼ横ばいですが、附帯施設利用者数につきましては、2万4,260人から1万9,233人と、5,027人減少しております。また、使用料金収入につきましては、242万6,000円から384万6,600円と、142万600円増加しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、今年度から、国の交付金がなくなり、人吉鉄道ミュージアムの管理運営費の全てが一般財源からの持ち出しとなっております。その額は約1,733万円ではなかったかと思えます。

人口減少が進む中、一般財源の減少と、さらなる一般財源の持ち出しが増加することが予想されます。今後の人吉鉄道ミュージアムの管理運営費及び管理運営のあり方について、どのように考えておられるのか。また、人吉鉄道ミュージアムの管理運営費としての一般財源の持ち出しを抑えるためには、どのように検討すべきかと考えておられますか、その対応策についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

今年度から、国の交付金がなくなり、一般財源の持ち出しがふえる中での今後の運営の方向性について、との御質問でございますが、鉄道ミュージアムの管理運営費につきましては、平成27年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）と言っておりましたが、その交付金により1,200万円、平成28年度から平成30年度までは、地方創生推進交付金として、毎年度600万円の交付を受けてきたところです。平成30年度の交付金の終了を見据え、先ほど申しましたように附帯施設の料金改定を行い、収入増加を図っているところでございます。

鉄道ミュージアムは、開館以来、運営を一般社団法人人吉温泉観光協会へ業務委託しておりますが、今後の施設運営としましては、これまでと同様に、運營業務を委託する方法と、民間の力を活用して施設管理を行う指定管理者制度の導入などが考えられるところでございます。本市としましては、民間のノウハウにより施設の運営などを行うことで、収益性を高めるのみならず、新しい風を取り入れ、地元の皆様や観光客の皆様にも喜んでいただけるような、さらに魅力ある施設にできるのではないかと考えのもと、より効率的な運営を図るべく検討を重ねているところでございます。

また、さらなる収入の増加策についてですが、イベント開催などによる集客の増加を図るとともに、附帯施設の使用料収入の増加と合わせて、鉄道ミュージアム施設の有料貸出の検討を行うなど、収入増加に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 一般財源の持ち出しが少しでも軽減できるように、管理運営の方法を考えていただいて、軽減していただければと思います。

続きまして、御溝川二次放水路についてお尋ねいたします。

第1回目。人吉新聞社の記事によりますと、既に、御溝川二次放水路の起工式がとり行われた、との記事が記載されておりました。この御溝川二次放水路は、瓦屋町を流れる御溝川

周辺地域が、集中豪雨やゲリラ豪雨等により生活道路や住宅が浸水し、常に水害被害がもたらされることから、地域住民及び本市の長年にわたる治水防災対策として、県に対して、長年にわたり、御溝川二次放水路の建設工事要望を重ねてきていたところであり、突然の起工式の記事により、驚きを隠せませんでした。説明も何もありませんでした。

そこで、この御溝川二次放水路建設工事の詳細と今後の工事計画について、お尋ねいたします。また、既に、御溝川二次放水路最下流部の、人吉市第一市民運動広場南側河川敷の竹やぶ等の伐採が終了されておりますが、伐採部分の形状、工事は、どのように進められるのかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

御溝川治水対策における二次放水路につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に確認しました内容をお答えさせていただきます。

二次放水路は、平成14年度の事業開始から、地元意見の集約調整を進め、平成27年8月から、4度の地元説明会を経て、現在、計画地の用地取得に向け、順次交渉を行っております。

1点目の、今後の計画につきましては、多数の地権者様から御協力をいただき、事業地の大半を取得している状況でございます。用地取得ができたところから工事着手しております。現在、昨年度からの繰越工事としまして、万江川合流部から放水路を整備しております。現在発注中の工事に引き続き、今年度も放水路整備を予定しております。ただ、全ての用地取得が完了しておりませんので、現時点で、今後の計画を詳細にお示しできませんが、今後とも、工事ができる部分から工事着手してまいります。

2点目の、グラウンド付近の計画につきましては、二次放水路の設置と、市民グラウンドの駐車場として河川敷の盛り土を計画しているところでございますので、今後、人吉市教育委員会と協議を進めてまいります、とのことございました。本市におきましても、県と連携し、事業推進に向け努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 私も、御溝川二次放水路の早期完成を望んでいる人吉市民の1人です。また、瓦屋町御溝川周辺地域住民の方々の生命と財産を守るための安全対策の早期実現を願っているものです。

続きまして、御溝川二次放水路下部の万江川下流域についてお尋ねいたします。御溝川二次放水路放水口、上林町から球磨川合流部、温泉町、中神町の万江川河床の現状を見てみますと、多くの砂利が堆積しております。いつ、御溝川二次放水路が完成するのかわかりませんが、御溝川二次放水路は自然流下方式をとっていると伺っております。御溝川二次放水路完成後の万江川の水量を単純に計算してみますと、元来の万江川の水量プラス二次放水路からの水量となるはずですが、現状では、御溝川二次放水路からの水量が加わっても、球磨川へ

の流下能力は確保されているとの説明もありますが、御溝川二次放水路完成後の万江川下流域の水量及び水害対策について、再度、考察していただけないかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

万江川の現況につきまして、現状で御溝川の水位が加わりましても、流下能力を確保できる状況でございます。また、万江川の水位上昇への対策ですが、県が管理します河川の土砂につきましては、定期的に除去を行っておりますので、今後も、土砂の堆積状況を確認しながら対応してまいります、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、市長の施政方針から、本市のまちづくりについてお尋ねいたします。

第1回目。市民との対話について、市長は、施政方針の中で、市政は市民のものであり、「政治はひとづくり、ひとづくりこそがまちづくり」との強い思いが、心の支えになっている、と述べられておられます。そのためには、市民との対話を重視している、と述べられてもおられます。私も、市民の声による、市民のための市政づくりをモットーに、市民との対話を重視しておりますが、まだまだ、市民一人一人との対話には至っておりません。

市長は、市民との対話を重視するに当たって、どのような機会を得て、どのような対話を重ねたいと考えておられるのかお尋ねいたします。時々、市長のひとよし未来カフェとかにお邪魔させていただいておりますが、時間の制限もあり、なかなか活発な対話が出てこないように見受けられるところもありました。市長は、市民との対話はどこにあると考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の皆様と、市政や地域のさまざまな困りごとについて対話する場として、平成28年度から、各町内において、地域座談会ひとよし未来カフェを開催し、昨年度までの3カ年で58回、延べ1,260人の方々に参加いただき、率直な御意見、御要望を伺ってまいりました。また、この座談会のような場以外にも、地域での行事やさまざまな団体の集まりなどに赴いた際には、できる限り多くの方とお会いし、市政のこと、まちのこと、ときにはプライベートなことも含めて、対話するよう心がけてまいりました。

市民の皆様の声に広く耳を傾け、頂戴した御意見や御提案などを市政に反映させていくことは、市政は市民のものであるという、私の一貫した考え、市政運営の基本であり、市民の皆様と協働で本市の未来を築いていくために欠かせないものと認識しております。

これまで、ひとよし未来カフェは、主に町内単位で開催してまいりましたが、今後は、より多くの方々と対話の機会を設けることとし、老若男女、学生や社会人などさまざまな市民の皆様にご参加いただけるよう、町内会のみならず、各種事業所や団体、サークルなどにも

開催を呼びかけるとともに、私自身、これまで以上に、直接地域にまいりまして市民の方々と真摯に向き合う機会を設けるなど、対話によるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、市長は、施政方針の中で、5つの柱に沿った施策を展開していく、と述べられております。その第一の柱は、行政と市民一人一人が自分たちのまちは自分たちでつくり上げます、第二の柱は、地域に誇りと愛着を持ち、人がかがやき、躍動するまちづくりを推進します、第三の柱は、本市の将来を見据え、今後予測される課題について、過去にとらわれるのではなく、地域における新たな価値の創造に努めるまちづくりを推進します、第四の柱は、一人一人が充実した豊かな人生を歩むために、学び続けることで生きる力を身につけるよう支援します、第五の柱は、市民の皆様とともに、人吉の創造に取り組む行政を目指します、としておられます。

5つの柱について、1つ1つ詳しくお聞きしたいところですが、その第二の柱の中の、農林業の振興について、農産物の生産向上に向けた6次化や、農商工連携の取り組み、さらには地元農産物のブランド化を推進します、と述べておられ、キクラゲ、クリ、米などのブランド化を推進します、と言われていますが、この任期4年間で、農業振興として、さらにはどのような施策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきました、農産物の生産性の向上に向けた6次化や、農商工連携への取り組み、農産物のブランド化を推進するため、山紫水明のこの地域で手間暇をかけて愛情を込めて生産された農産物を、ふるさと納税の返礼品やSNSの活用により広く周知し、多くの方々に届くことによって、さらに生産者の励みとなり、そのことが相乗効果として、農産物の生産性の向上につながるものと存じます。

その具体的な取り組みの1つといたしまして、昨年からはじめましたくまろんフェアがございます。地域の誇りである「球磨栗」を利用して、地元のホテル、旅館、飲食店や和洋菓子店などで、それぞれに創意工夫を重ね、商品開発をしていただきました。そのことを、地元の方々が市内外に広く情報発信していただいたことで、地元農産物のPRとなり、生産者の生産意欲も向上し、みずからイベントなどへ参加し、焼きグリの実現販売を復活されたと伺っております。

そのほか、キクラゲや米などのほかの地元農産物におきましても、地域に誇りと愛着を持てる、魅力ある農産物となりますよう積極的に農業振興策を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 市長も議員時代に、米づくりを経験されていたというのを伺っており

ますけれども、非常に、農産物を生産するというのは重労働を要します。また、年々と年を重ねてきますと、どうしても機械に頼らざるを得ません。その機械を購入するためには、やはり500万円から1,000万円というような機械の購入費になります。私も米づくりをしておりますけれども、毎日疲れております。農業振興策が、もっと手軽にできれば、私も喜んで組み入れたいと思っているところです。

以上をもちまして、私の6月議会の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後3時53分 散会

令和元年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月14日 金曜日

1. 議事日程第3号

令和元年6月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第33号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第34号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第35号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第36号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第5 議第37号 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第38号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第39号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第8 議第40号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第41号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第10 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第43号 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第44号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第13 議第45号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第14 議第46号 人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第15 議第47号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第48号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第49号 人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第50号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第51号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第20 議第52号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第21 議第53号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第22 議第54号 人吉市森林環境整備基金条例の制定について
日程第23 議第55号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24 議第56号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25 議第57号 損害の賠償について
日程第26 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28 報第1号 平成30年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第29 報第2号 平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第30 報第3号 平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第31 報第4号 球磨川くんだり株式会社の経営状況について（第57期決算報告書及び第58期事業計画書）

日程第32 一般質問

1. 松 村 太 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 塩 見 寿 子 君
 4. 宮 原 将 志 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 松 村 | 太 君 |
| 2番 | 徳 川 | 禎 郁 君 |
| 3番 | 池 田 | 芳 隆 君 |
| 4番 | 牛 塚 | 孝 浩 君 |
| 5番 | 西 | 洋 子 君 |
| 6番 | 宮 原 | 将 志 君 |
| 7番 | 塩 見 | 寿 子 君 |
| 8番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 9番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 10番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 11番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 12番 | 井 上 | 光 浩 君 |

13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	山本繁美君
次 長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書 記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、きのうに引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） 皆さん、おはようございます。新人の、1番議員、松村太でございます。

4月の統一地方選挙におきまして、市民の皆様の代表の1人として、この議場に立たせていただいたことに心より感謝申し上げます。PTAと民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を通じまして、出会いと経験を重ね、地域の皆様に限りない御協力をいただきながら活動を続けられたことに心から感謝しています。その活動の中で得たやりがいと、多くの仲間の熱い思いで感じた、さらによりよき人吉市への向上心を抱き、人吉市議会議員として精いっぱい活動してまいります。市長を初めとする執行部の皆様とこの議会が、人吉市の未来への両輪としてしっかりと前進していきますよう、市職員の皆様の力の結集がその原動力となり、がっちりタッグを組んで、市民の皆様が安心してあしたを迎えられるように、力を合わせてまいります。どうぞ、これからよろしく願いいたします。

では、早速、通告に従いまして、質問をしてまいります。よろしく願いいたします。

私の経験から、PTAの中で、肩書きによらない多くの方とかかわり、考え、子育ての多様性を学びました。さらに、民生委員、主任児童委員として、学校と保護者という2つの点を結ぶ関係が、それにとどまらず、多くの専門知識を持った方々のサポートをいただいていることに気づくことになりました。子育てが、いかに多くの学びと周りとの関係性が大切かを知り、保護者が地域とのかかわりを持つことで、それが子供の世代に受け継がれ、世代交代のコミュニケーションをつくることを知りました。鍵っ子だった我が子が、鍵が開けられず、玄関の前で困っているのを、御近所の方にたびたび預かっていただき、「いつでも都合のいいときに迎えにおいで」と、お電話をいただきました。歳月が過ぎ、3年前の熊本地震の折、御近所のお宅をまわり、声をかけ、安否確認と避難所への送迎を若手で手分けをしてやりました。そのとき、やっと自分が地域の役に立てたという思いがありました。ふだんから、地域の中で人と人との関係を育てる、まさにまちづくりは人づくり、人がまちをつく

るのだと思っています。

そこで、私にとって身近な人づくり、学校の現場について質問をいたします。質問項目、学校現場について、2つ目の質問項目、地域連携について、3番目の質問項目、新庁舎へ移転後のカルチャーパレスの利活用について、4番目、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業について、5番、スマートインターチェンジ完成時の市内交通整備について、6番、各委嘱協議会についてでございます。

まず、初めに、これまでの変化とこれからの展望について質問いたします。

ここ数年間の、教員に対する講師及び特別支援教育支援員の割合の推移、及び、今後3年間の退職者数について質問いたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、ここ5年間の割合につきましては、平成27年度が、講師7.7%、特別支援教育支援員8.0%。平成28年度が、講師11.2%、特別支援教育支援員7.8%。平成29年度が、講師12.9%、特別支援教育支援員7.9%。平成30年度が、講師15.0%、特別支援教育支援員7.9%。平成31年度が、講師14.0%、特別支援教育支援員8.4%という状況でございます。年々、御承知のとおり、講師の割合は高くなってきておりますが、本年度はわずかですけれども、1%低くなっております。また、特別支援教育支援員が8%前後で推移している状況でございます。

ここ3年は、教員の数若干減少傾向にある中、講師の数は増加傾向にあるようでございます。特別支援教育支援員は、小学校に16人配置しておりましたが、本年度から、1名増の17人配置となっております。

また、今後3年間の退職者数につきましては、これはあくまで平成31年4月現在の人吉市内の小中学校の職員構成で考えた場合でございますが、管理職を含めて、本年度が7人、令和2年度が5人、令和3年度が9人の見通しでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） では、続きまして、新任者研修のあり方についてお尋ねいたします。

近年、教員採用試験の倍率の低下に加え、団塊の世代の退職が、学校現場にどう影響をしているのかをお伺いしました。そんな中、6月4日の東京新聞ウェブ版神奈川に、大変驚く記事がありました。横浜市の小学校の教員定数に対し、55人の不足が生じ、本来、いじめ対応のために配置されている児童支援専任の職員が、クラス担任を担当する事態になった、との報道です。横浜市の小学校教員定数が桁違いで、定数9,039人、正規教員8,044人、臨時的任用教員940人、これに対して、不足数が55人。割合としては1%以下ではありますが、年度当初から、これだけの不足数は異例だ、と報じられております。

今、御回答いただきました本市の教員構成につきましても、講師の割合につきましても、

ふえることはあっても、ゼロになる可能性は低いと感じております。ベテランと入れかわっていく過程で行われる、新しい教員の人づくり、初任者研修について質問いたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

初任者研修は、新任教員に対して、これは教育公務員特例法第23条の規定に基づきまして、現職研修の一環として1年間の研修を実施することにより、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として行われております。

研修の内容につきましては、大きく分けて、学校外での研修と学校内での研修がございます。学校外での研修は、県立教育センターが行う研修が計6日間、教育事務所が行う研修が計7日間、市町村教育委員会が行う研修が2日間と、これは法で定められております。さらに、学校内で行う研修につきましても、各学校で作成された初任者研修年間計画のもと、授業研修が年間60時間以上、一般研修が年間60時間以上の計120時間以上となっております。それぞれの立場から、初任者に対して、教職員としての資質や専門性についての研修が行われているところでございます。

ちなみに、本市教育委員会が行う2回の研修は、例年6月に行います幼稚園での保育体験研修と、8月に行います地域理解研修でございます。市内3カ所の幼稚園、及び人吉城歴史館、青井神社等の御協力をいただきながら研修を行っているところでございます。

学校外での研修の回数は、以前に比べますと若干減少はしておりますけれども、学校内の研修時間数はそのままの状況でございます。やはり、学校内での研修を充実させていくことが、大変重要であると考えております。今後、退職者数の増加により、初任者の数も増加することは予想されております。そのような中で、初任者を温かく見守る職場の体制づくりはもちろんのこと、教職員一人一人の資質や専門性を向上させ、あわせてミドルリーダー等の人材育成を、意図的、計画的、継続的に行っていくことこそが最重要であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御回答をいただきました。年間130回以上にも及び、三日に1回以上という、かなりハードな研修をもって、短期間で人材育成に取り組まれていますことに、保護者の立場から感謝と、それを実践されている先生方に尊敬の念を持つ次第です。また、こういった学校内での研修を充実させていくことが大変重要であるとの認識を、教育長は示されました。

そこで、続けまして、先ほど御紹介いただきました、現在、本市で一定の割合でいらっしゃる講師の方への取り組みの大きな違いについて質問いたします。臨時的任用教員、講師の研修との違いについてお伺いいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

本県では、小中学校新規採用臨時的任用教員研修会が、毎年1回行われております。この目的は、教員としての自覚を高めるとともに、学習指導や生徒指導に係る基本的な指導力の向上を図ることです。研修内容は、教師としての心構え、授業づくりの基本、及び児童理解と学級経営等です。

議員が御心配されておりますとおり、また、御指摘のとおり、現在のところ、臨時的任用教員に対する研修はこの1回であり、しかも、新規採用された臨時的任用教員を対象としたものでございます。したがって、臨時的任用教員の研修の機会としましては、県立教育センターでの研修や、球磨教育事務所が行うわくわくスタディミーティング事業を初めとした研修、さらには、人吉球磨学校教育振興協議会が行う各教科部会での研修等が考えられます。

本市におきましても、中学校区別に、小学校や中学校での英語の研修等を実施しております。しかしながら、教職員の出張不在による学校の負担等を考慮した場合、学校外での研修参加にも限界があるのも事実です。したがって、臨時的任用教員も、初任者研修同様、学校内での研修、OJTが最も重要であると考えております。OJTとは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングと呼ばれるもので、一般に、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じながら、職務に必要な能力を、組織的、計画的、継続的に指導して習得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のことだといわれております。

これに対して、県立教育センターでの研修と学校外での研修は、OFF-JTと呼ばれております。OFF-JTのよさも当然ありますが、校内での研修、OJTには、校外での研修、OFF-JTと比べたときの実効性について、次の5点が示されております。

日常指導の中で、いつでも、どこでも実施することができ、育成の機会を多く持つこと、2つ目に、課題の把握改善に適時・的確に対応できること、3つ目に、双方向の学び合い、高め合いを、組織的・計画的・継続的に行うことができること、4つ目に、校内における人材育成の体制づくりへつながっていくこと、5つ目に、お互いの信頼関係を高めることにつながり、職場内での人間関係を醸成できることなどです。

今後も、校長会や教頭会等に対して、OJTとOFF-JTを効果的に活用した教職員の資質向上と人材育成に向け、継続的に指導してまいりたいと考えております。何はともあれ、児童・生徒の前に立つ教員が、人として、また資質や専門性を向上させ、自信を持って立てる、指導できるよう、それぞれの立場から研修を工夫したり、サポートしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 現場の負担軽減のため、校内研修重視にならざるを得ないという点は

理解できます。また、OJTにつきましても、重要かつ実効的との御意見も理解できます。

しかしながら、それならば、初任者と新任講師との役割分担がない今の学校現場で、実施される研修の格差が存在する必要が理解できません。クラス担任でも、部活動顧問でも、その分け隔てなく任される新任の方の御負担は、研修にかかる時間的負担とその個人のマンパワーに頼った心的負担と比較して、どちらが人材育成に有効でしょうか。研修により学べることと学べなかったことの違いは、1年後、いかばかりになるのでしょうか。

また、その違いは、新人の方個人にとどまらず、そのクラス運営や部活動を通じて、子供たちへの影響がないと言えるのでしょうか。制度ありきの人材育成では、現在の学校現場に対応できていないという危機感を、私は持っております。これからの人吉市を担う子供の未来を形づくる義務教育現場そのものに、人材育成の格差があつていいとは到底思えません。教壇に立つ、新しい志を持つ方々をしっかりと後押しして、人吉市の人づくりに貢献いただけるように力を尽くすべきだと考えます。新たな方策を生み出していただきますよう心よりお願い申し上げます、今後もこの問題と一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますと宣言いたしまして、次の質問に移ります。

小学校、中学校の指導方法の連携の中で、特別支援教育支援員の中学校への配置について質問いたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、1回目の答弁の中で、特別支援教育支援員の割合の推移について御説明いたしました。ここ5年間の人数は、毎年16人で、6校の小学校のみに配置しておりました。

第5次人吉市総合計画において、特別支援教育支援員配置事業として、その増員を毎年予定しているところですが、非常に厳しい財政状況の中にあつて、本年度は、それでも1名増員をお願いし、17名の配置を見ております。

通常学級に在籍していながら、発達障がい等の理由により、生活面及び学習面において支援を要する児童が少しずつふえてきている状況の中で、特別支援教育支援員の役割は大変大きいものがございます。議員の御指摘のとおり、全ての小中学校におきまして特別支援教育支援員の支援があれば、さらに充実した学校生活を送ることができる児童・生徒がいるということも認識し、マンパワーの必要性も承知しております。

今後も、教育委員会としましては、特別支援教育支援員全体の人数、学校現場の実情等を考慮しながら、適正な配置等について努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） では、続きまして、関連いたします通級指導教室の現状と、全小中学校配置について質問いたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき行われます。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の障がいのある児童・生徒に対して、週当たりおおむね8単位時間まで、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行うものでございます。

現在、市内では、人吉西小学校、東間小学校、中原小学校、第一中学校の4校の小中学校に、通級指導教室が配置されております。通級指導に対応するための加配につきましては、学校と本市教育委員会が連携しながら、県教育委員会に要望しているところでございますけれども、全ての学校への配置が難しいのが現状でございます。各学校からも、強い設置を要望されております。今後も、学校と連携しながら、県教育委員会に、配置に向け強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 小中学校の指導方法の連携について、柔軟な学びの環境整備について、特別支援教育支援員の配置、並びに通級指導教室の現状について御回答いただきました。

小学校までの教育現場でなされている柔軟な対応が、中学校現場において、専科の先生と担任の先生が、一日中、その生徒を見ているわけではないという現状の中、やはり、どうしても支援員の先生の配置に頼らざるを得ない学校現場というものが、毎日繰り返されているところだと思っております。ぜひ、その点につきましても前向きに御検討いただき、子供たちがしっかりと教育環境の中で育っていくように御支援いただきますようお願い申し上げます。

子供の居場所づくりについて、関連して御質問させていただきます。例えば、部活動がなくなり、社会体育に移りましたので、子供の居場所づくりについてお尋ねいたします。恐れ入ります。地域連携についての質問でしたので、申しわけありません。その前に、高等学校との連携について質問させていただきます。失礼いたしました。

人吉球磨の高校再編の最終盤に、人吉市PTAを代表して再編会議に参加いたしました。その折、改めまして、当時の球磨商業高校、南稜高校の授業の内容についてと、新設高校になってからの授業の内容について御説明があり、その実用性と就業を目指した実践的な内容に大変関心を持ちました。昨年も、各高校によって学校紹介が行われ、その生徒の皆さんのプレゼンや、先生方の熱意がこもったすばらしい学校紹介に、「とてもよかった」という保護者の感想を多く聞いております。できるならば、実際に中学生自身に見聞きしてほしいところです。

高校もオープンスクールを実施され、実際に見て、聞いてということをお願いされるようでした。しかし、実際のところ、日程等折り合わず、なかなか生徒自身が高校を訪問するという事は、多くはないようでございます。

進路指導として、中学校3年生対象で行われることが多いのですが、もっと早い段階で高校に触れることができれば、身近な目標として、学習意欲の向上につながるのではないかと考えます。中学校1年生・2年生段階での高校への学校訪問について、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

現在、中高連携の取り組みとしましては、次のようなものがございます。1学期には、人吉球磨管内の高等学校等の担当者が市内の3中学校に来校されて、中学3年生を対象に説明会が行われております。また、夏休みには、人吉球磨管内の中学3年生を対象として、高校への体験入学が各高等学校で開催されております。さらに、中高連携校長会議が、6月と11月の年2回開かれ、協議がなされております。

校内におきましても、キャリア教育を全ての学年の重要な柱として、さまざまな形で、職業観、勤労観を育む指導を行っているところでございます。その中には、進路決定に向けた内容等も含まれているところでございます。

議員御指摘のとおり、中学校1・2年生の、早い段階から高等学校等を訪問することにより、実際に見て、聞いて、体感して得られることだけでなく、訪問に向けた事前事後学習を行うことで、生徒一人一人の自己実現に向けた目標が明確になることが考えられます。今後、中高連携のあり方について、各中学校とも連携を図りながら、継続できるところから見直すべきところを精査したり、また、どうしたらできるんだろうかということ、工夫しながらも働きかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） では、続きまして、2番目の項目、地域連携についてお尋ねいたします。

本年度より、地域学校協働本部事業が始まります。これにつきましては、平成31年3月議会において、西議長が詳しくお尋ねになられておりますので、重複になりますところは御容赦いただければと思います。今年度から、二中校区から人吉市全体へと事業拡大が図られますことに関連しまして、二中校区立ち上げの経過をお尋ねして、新設されます一中校区、三中校区の支部の皆様の活動の一助になればと思います。

また、広く、この地域活動が、いかに学校支援として子供たちとのかかわりを深くし、子供からの目線により、参加する地域の大人のボランティアの皆さんが、我が孫のように、子供のように、児童と生徒との関係を楽しみにされていることの理解が進むことを期待して質問いたします。

二中校区から人吉市全体への拡大について、二中校区学校支援地域本部事業は、どういうふうにならなってきたのか。その中で、苦勞した点や注意した点、当初の目的と現段階の達成度、当初の実績と現段階の実績をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

学校支援地域本部事業につきましては、松村議員にも先頭に立っていただき、これまで牽引をしていただきました。心から御礼申し上げます。その立ち上げの経緯、苦労した点や注意した点、当初の目的と達成度、ボランティア延べ人数の当初と現在についての御質問でございます。

まず、本事業の立ち上げの経緯でございますが、平成20年度に、文部科学省から学校支援本部事業の委託を受け、二中校区をモデル地区に指定して、学校支援地域本部事業として立ち上げております。あわせて、本事業の推進体制として、小中学校、PTA、校区公民館、民生委員児童委員協議会など、地域内の関係団体を代表する26人のメンバーにより、人吉二中校区学校支援地域本部地域教育協議会を設立しております。

本事業の目的としましては、地域が教育活動を支援することで、教職員が授業の準備や子供たちに接する時間の確保を拡充するほか、文化や風習を伝えることで、地域の教育力が向上し、子供たちの学びや成長を地域で支えていくこととございました。

苦労した点といたしましては、当時、協議会を構成する各団体におかれましては、既にそれぞれの団体がそれぞれのお立場で、学校支援や子供たちの健全な成長を支える活動を多くの地域の住民とともに実施されていたところもありましたので、当初は、新たな学校支援が必要なのか、という戸惑いもあったようでございます。しかしながら、学校に目を転じると、先生方が多忙をきわめて、子供と接するゆとりがないことも現実でした。そういう中で、既存の学校支援活動があるものの、もっと日常的に、地域の大人が学校を見守り、子供たちとかかわり、学校の力強い応援団として支援ができないか、地域で子供たちを育てる環境づくりができないか、という大きな目標を掲げて、学校支援地域本部事業を設立した経緯がございます。

また、スタート時においても、地域の皆様に学校支援の趣旨が理解の上、心を1つにして学校と向き合えるのか、協議会委員のなり手がいるのか、事業推進にはボランティアの確保が必須であるが、ボランティア活動をする住民がいるのか、学校からの支援依頼が来るのかという大きな不安がある中でのスタートであったようでございます。

しかし、協議会の中で、本事業の企画運営、支援活動計画の作成、学校支援ボランティア養成講座の開催、ボランティア募集についてなど、協議を重ね、また、協議会委員が所属をされている団体の皆様にも学校支援ボランティアとして登録をいただくとともに、ボランティア募集の呼びかけに尽力していただきました。

そういった支援を受けて、ボランティア登録者も、初年度は3学期のみの試行期間でございましたが、105名、翌年の平成21年度は、登録者数が203名、延べ支援者数が984名となり、予想を上回る結果となったところでございます。さらに、11年経過をしました昨年度末現在では、365名、延べ支援者数が1,225名となっております。事業の成果といたしましても、

学習支援のほか、部活動支援、環境整備、体験学習支援、登下校の見守りなど、地域の皆様が学校と一体となって精力的に教育活動を行っていただきましたことは、教職員の授業の効率化や児童・生徒の学習能力の向上、健全育成、地域の教育力の向上、地域の絆づくりに大きく寄与してきたものと存じます。改めまして、これまで御尽力いただきました地域の皆様に、感謝と敬意を表するところでございます。

また、本事業の成果といたしましては、平成23年には、すぐれた地域による学校支援活動推進として、平成28年には、他の模範となる地域学校協働活動推進として、いわゆる先進地として文部科学大臣表彰を受賞され、その功績を称えられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御紹介いただきました11年にわたる事業実施、大変、地域ボランティアの皆様には御尽力をいただき、御協力をいただき、保護者としましても大変感謝しておるところでございます。

我が子におきましても、長男が大学4年生でございます。その子が小学生のときには、まち探検や水生生物調査におきましては、各保護者が連絡を取り合い、クラスごとに仕事の休みの都合をつけ、そういった学校行事に参加しておりました。それが、7つ違いの下の子が小学校に入りますと、一切そのような問いかけが学校からなく、でも、学校ではしっかりと、水生生物調査やまち探検など学校行事を進めていただいております。どうしたことかと思っておりましたら、こういった学校支援推進事業というものが立ち上がり、多くの地域の皆様にお力添えをいただき、我々保護者としましては感謝の念が絶えないところでございます。

保護者、学校、そういったところへの貢献が非常に大というところで、この学校支援推進事業が、このたび、地域学校協働本部事業として人吉市全体に広がっていくものと期待しているところでございます。

では、本事業を契機とした、これからの人吉市の未来像について、二中校区の実績を踏まえ、どういった期待をお持ちなのか、今後取り組む、実務的な指標となるような地域連携の理想を掲げているのか、御質問いたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

二中校区の実績を踏まえ、どういったことが期待されるのか、今後取り組む、実務的な指標となるような地域連携の理想を掲げているのか、との御質問でございますが、二中におきましては、先ほどお答えしましたように、設立当初から、ボランティアの確保などさまざまな問題について直面されながら、この11年間で確実な成果を見たところでございます。高齢化等の課題もあり、全市的な取り組みを通して、より多くの市民の皆様を理解、そして、御支援をいただきたいと期待をしております。

ことしからスタートしました地域学校協働活動は、地域住民、各種団体、企業等、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して行うさまざまな活動であり、学校と地域がパートナーシップのもと、学校を核とした地域づくりを目指すものでございまして、これまで実施してまいりました学校支援活動がまちづくりにも波及する、発展版ともいうべきものでございます。

市としましても、これまで、二中校区において培われてきました地域と学校の連携による教育活動を、一中校区、三中校区にも拡大し、市全域におきまして、地域が学校と一体となり、子供たちの学びや成長を見守ること、そして、こうした活動を通しまして、子供たちが人吉市に誇りや愛着を持ちながら成長し、10年後、20年後、成長した子供たちが、今度は、自分たちの力で学校をよくしたい、地域を活性化させたいといった、本市の将来を担う人材として活躍できるステージづくり、そういった地域づくりの好ましい循環を、本市全体で、学校を核とした地域づくりを通して目指していきたいと存じます。

この目標の実現のために、一步一步着実に進めてまいりたいと存じますが、一中校区、二中校区、三中校区の保護者の皆様も含めました地域の皆様の御協力がなければできないものでございますので、地域の皆様の御理解と御協力を、引き続き、お願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） これまでの実績をもとに、一中校区、三中校区に拡大いたしまして、さらに、人吉市の10年後、20年後、成長した子供たちが、地域活動を中心として、学校教育にも精いっぱい努力をしていただけることを願いつつ、この活動を応援してまいりたいと思います。

また、現在におきましても、二中学生や中原小学校の児童が、三十三観音めぐりのお接待をお手伝いするというところに積極的に子供たちから手を挙げ、ボランティアとして参加しているということも承知しております。ぜひ、そういった実績を踏まえ、さらなる発展を期待して、この地域連携についての質問を終わりたいと思います。

こども食堂支援について、お尋ねしたいと思います。

地域連携のもう1つの拠点事業としまして、こども食堂が注目されています。昨年度6月議会において、本村議員が詳しく国の支援策等について御質問されておりますので、今回は、本市のこども食堂の連携について質問いたします。

現在、西校区社協が単独で、昨年からは中原校区において、そのほか民間においても実施されております。内容はそれぞれ実施主体ごとではありますが、1つの協議会としてまとめ、常に市内のどこかで実施できないか、また、これらの事業に対して、市としてバックアップできないか御質問いたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 皆様、おはようございます。それでは、こども食堂につきましての御質問にお答えいたします。

こども食堂につきましては、平成29年12月議会及び、今、議員が申されたように、平成30年6月議会におきまして、本村議員から御質問いただいております。その当時は、市内3カ所で実施されていると答弁させていただいたところでございます。

先ほど、議員から御紹介がありましたように、昨年、中原校区におかれましてはこども食堂の取り組みがなされているということでございまして、活動の広がり、現在も続いているようでございます。

現在、それぞれの団体で実施されているこども食堂の取り組みを、例えば、1つの協議会としてまとめ、常に市内のどこかで実施できないか、という御質問でございますが、行政の役割としましては、実施団体がそれぞれ掲げる理念や目的、テーマが異なっておりますので、団体活動の自主性や創意工夫を阻害しない形で支援していくことが肝要ではないか、そのようなことから、行政主導での働きかけにつきましては慎重に検討していかなければならないと考えているところでございます。

一般的に、こども食堂はボランティアスタッフによる運営でございまして、食材料も、自己調達や外部からの支援により賄われているようでございます。市内のこども食堂は、各団体とも、原則月1回の開催と伺っております。それぞれの地域に根差した取り組みであり、利用料徴収の有無も、各団体さまざまでございます。

このようなことから、1つの協議会としてまとめ、毎週常に市内のどこかで実施することにつきましては、現時点では難しいのではないかと存じているところでございます。

また、こども食堂の問題点としまして、経営基盤の弱さや人手不足が言われておりまして、そういった面からも、財政的な支援を実施されている自治体もあるようでございます。市といたしましては、今後の給食ボランティア活動など地域貢献活動の展開や推移を見きわめながら、支援につきましては、引き続き、検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、いろいろ御説明いただきました。西校区社教でこども食堂を立ち上げる際、民生委員として理事会に参加しておりました。

次の質問の内容と重なりますが、こども食堂を、単なる食事の提供の場ではなく、子供が集える、子供の集まる場所として設置し、子供が通いやすい、保護者も一緒に来て語り合う場所として、この意味を拡大させていこうという基本理念を持ち、現在、こども食堂という形で運営しているところでございます。さらに、それを発展させまして、子供の居場所づくりとして、各小学校区に1つずつ、もしくは、各中学校区に1つずつ、そういった子供の居場所が設置できないかということをお伺いしたいと思います。

九日町に設置してある九ちゃんクラブと同様に、保護者を含め、多くの語りの場としてそういった場所を提供する、そういったことについて質問したいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

近年、こども食堂は、子供の貧困対策としてだけではなく、家庭の事情などの理由で居場所を必要とする子供への支援として、また、高齢者や家族連れなど、地域のさまざまな人々の交流の場として実施されているようでございます。

現在、東校区、西校区、中原校区内で実施されておりますが、今後の活動の広がりにつきましては、先ほど申し上げましたように、当面は、実施団体の自主性を尊重しながら、状況を注視してまいりたいと存じます。

次に、より身近な相談窓口にもなる拠点についての考え方についてでございますけれども、本市では、現在、子ども・子育て包括支援センター——通称「すくすく子育てセンター」と申しておりますけれども、センターを、平成29年度から立ち上げておまして、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦あるいは保護者の相談に、保健師、子ども・子育て相談員、利用者支援専門員などが対応しておまして、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目のない支援の提供に努めておるところでございます。

今後、より身近な相談窓口として思っただけけるよう、九ちゃんクラブ、保健センター、福祉課等を拠点の軸といたしまして、さらなる情報の提供や雰囲気づくりに努めまして、育児不安や虐待等の予防に寄与してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 現在、子育て中の御家庭の生活環境は、以前と比べますと大きく変化をしてくしております。市内の商店街を見ましても、スーパー等におきましては、夜の9時、10時まで開店しているところがございます。そういったところで働く保護者も多くいらっしゃる、帰宅時間が、当然9時、10時になる場合もございます。

となりますと、生徒・児童が5時、6時で帰宅しましたときに、家には保護者はおらず、当然9時、10時までの時間を1人、もしくは兄弟だけで、子供だけで過ごす時間というものが増えてきているということは、容易に推測できることでございます。

そういったことから、次の質問でございます。子供の居場所づくりの確保の1つといたしまして、例えば夕方の5時から9時までの時間外対応等について、質問いたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今、議員のほうからお話がありましたように、子供を取り巻く環境、特に生活環境につきましては、非常に複雑多岐になっております。そういう状況を考えたときに、子供の居場所づくりの確保というのは非常に重要なことでございます。例えば、今、夜間のことをお話しになりましたけれども、この5時から9時までの間とか、また、それ以降のことも含めま

して、子供の居場所づくりに関しましては大変重要なことと私どもも捉えておりますので、これからの研究課題にもしてまいりたいと思います。

また、日ごろから、各学校に対しても、一人一人の児童・生徒が安全・安心に過ごすことができることを第一に考え、指導しているところでございます。時間外の対応につきましては非常に難しい面もありますし、この場所を、どこに、どういう形で設置するのかということは、教育現場でも、教育委員会の課題でもございますが、福祉的な側面も非常に大きゅうございますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今お答えいただきましたように、各御家庭の生活環境は大きく変わっております。ひとり親さんの御家庭で、その保護者様が研修等で家を空けられた場合、夜間のみならず、数日におきまして、子供のみが家庭で過ごす時間ということが存在するという話も聞いております。ぜひ、柔軟な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

また、今、本市において、子供たちの受け入れという面で、かがやき教室についてお話をいただきました。そのことにつきまして、新庁舎へ移転後のカルチャーパレスの利活用も含めまして、かがやき教室についての質問をしたいと思います。新庁舎になったときの場所、広さ、対応人数についてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

人吉市適応指導教室につきましては、平成22年に、不登校の状態にある児童・生徒の学校復帰を支援することを目的とし、かがやき教室という名称で設置をいたしました。当初は、西間下町にありました人吉市勤労青少年ホームにかがやき教室を置いておりましたが、熊本地震による庁舎移転に伴い、現在、このカルチャーパレス仮本庁舎の1階和室を利用させていただいております。

本年6月7日現在で、利用者児童・生徒の延べ人数は、小学生が1名、中学生10名の計11名でございます。ただ、この11名が一度に来室することはなく、ふだんは、多いときで四、五名程度の状況でございます。

新庁舎建設に伴い、平成30年度西間別館改修計画によりますと、現時点では、かがやき教室は、現在の西間第一別館2階の監査委員事務局横の会議室に設置をされる予定でございます。面積は70.24平方メートルで、児童・生徒20人は収容できる広さではあると考えておるところでございます。

場所の特性としましても、現在の状況とあまり変わらないという分析をしております、これまでの児童・生徒の来室の状況や実績を考えますと、収容人数にも、内容にも問題はないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 現在、二中校区にございますこのかがやき教室が、庁舎移転に伴い西間のほうへ移転するという御説明でございました。

私も議員になりまして、たびたびこのカルチャーパレス庁舎に足を運ぶ機会が多くなり、自転車や徒歩でここへ向かってくる生徒・児童の姿を見ますと、非常に明るく、元気をもらっているところでございます。そういった登校の不便さ、もしくは学校との連携、そういった距離の意味で、このカルチャーパレスから西間のほうへ移りますと、非常に、実際の登下校につきまして御不安を抱かれる生徒さん、保護者さんがいらっしゃると思います。

この機会に、「各中学校へ」の配置という形ができないのかについて御質問いたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、各中学校区ごとにかがやき教室の分室があれば、そういうお部屋があればという、児童・生徒が行きやすい環境も整うものと存じます。

私も、このかがやき教室が立ち上がりました平成22年に、4 カ月ほどでしたけれども、かがやき教室のアドバイザーをさせていただきました。そのときは、西間別館でございましたので、そこに子供たちが、自転車で来たり、徒歩で来たり、または保護者の送迎であったりということの経験をさせていただきましたが、子供たちの、やはり居場所という観点からも、本当にそういう場所が設置されることはありがたいことであり、いいことだなということ、実際に経験して感じているところでございます。

そうありながらも、これを各中学校区ごとにとということになりますと、環境としては行きやすい、そして、保護者としても、子供たちにしてもありがたいという、私たちもそう考えるんですけども、一方では、一定数の集団生活を営むという点では難しい部分もございます。

現在、かがやき教室の指導員、いわゆる人吉っ子アドバイザーと申しますけれども、2 名配置されており、この2 名で、先ほど部長が申しました子供たちを対応させていただいているところでございます。

かがやき教室が分散して、例えば3 つできたとしますと、これは、また指導員をふやさざるを得ません。また、全市的に場所の設定に苦慮しているのが実情でございます、この1 カ所を設置することについてもですね。そういうことで、場所の確保、指導員の確保や予算等の状況も考えますと、非常に難しい状況かと考えております。

保護者の協力も得ながら来室している児童・生徒もおりますので、今後も、かがやき教室は市内1 カ所を基本として、保護者や関係学校と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁いただきましたように、ぜひ、保護者目線、利用者目線による運営を、これからも続けていっていただきますようお願い申し上げます。

また、改めまして、このカルチャーパレスで、新庁舎ができました後、計画されています、もう1つの、子供たちや市民の皆様にご利用いただく図書館について、質問を続けてまいりたいと思います。

数年前、民間主導で建設されました佐賀県武雄市の図書館を、見学に行ったことがございます。当時、民営化、商業目的ということで、かなりの物議を醸した施設でございます。しかし、行って見ますと、その入りやすさ、過ごしやすさ、そういったものは非常に大きく、市の観光拠点の1つとして、今やなくてはならない存在になっているのは、皆さんも御存じのことだと思います。

人吉市におきまして、新庁舎建設を目前に控え、このような図書館を建設するということが不可能であることは重々承知しております。しかし、一方で、この経験が、図書館への固定概念を大きく変えた体験になっていることも事実でございます。

それと同じことということは大変難しいこととは思いますが、今、考え得るアイデアを、利用している子供たちや利用者の意見を、新しく設置する図書館に何かお出しただけでないか、市民の皆様にご伺ってみるのもいいのではないかと考えております。

まだまだ、市庁舎建設まで時間がございます。その期間であっても、このカルチャーパレス仮庁舎にございます図書館はずっと運営を続けてまいりますので、ぜひ、その間にも、図書館についての御要望や、または絵画コンクール「未来の図書館像」についてなどそういった企画を立ち上げ、2年後をわくわく、ドキドキしながら待つていただくような図書館づくりをしていただけるようお願いいたします。

つきましては、カルチャーパレス仮本庁舎移転後の図書館につきまして、図書館の増床や区分け等について、早い段階から、人吉球磨郡全体の図書館職員や住民の声を反映し、検討されていくことについてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

仮本庁舎移転後のカルチャーパレスのあり方につきましては、現在、図書館も含めまして、庁舎内で検討を進めております。

現在の図書館は、カルチャーパレス開館当初から、形を変えずに現在に至っているため、利用者の皆様にとりましてはとても狭く、かつ間仕切り等がないため、小さなお子様連れなどを初め、使い勝手が悪いなど、一部御不便をおかけしているという実態が生じているところでございます。このようなことから、これまでの市議会におきましても、中心市街地などの活性化なども含めた場所の問題、広さや設備の課題、学習室の確保、子供や小さなお子様連れ等、利用者への配慮等について、多くの御指摘、御提言をいただいたところでございます。

別の場所への移転や、立地の問題等の政策的な議論はある中ではございますが、現在、仮本庁舎の移転を見据え、既存の図書館を含めたカルチャーパレスコミュニティ棟の今後の利活用について、関係各課で検討を進めているところでもあり、その議論の方向に沿ってお答えをさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

仮に、カルチャーパレスを利用することになりました場合、現施設の耐震化や防火基準、バリアフリー、改築に当たっての経費等さまざまな課題や制約は出てくるものと思われませんが、できる限り、利用者の皆様のニーズに対応していく必要があるかと考えているところでございます。したがって、構想あるいは計画の策定に当たっては、議会等にも御相談しながら、できるだけ早い段階で、市民の皆様に新しい図書館の青写真を御提示し、利用者アンケートの実施やパブリックコメント等を通じて広く御意見を頂戴できる機会を設けたいと存じます。

また、人吉球磨市町村の図書館担当職員や司書等の図書館関係で構成されます熊本県図書館活動振興協議会球磨支部という組織がございますので、その中で、本市の図書館の基本構想等についてさまざまに御意見を拝聴し、基本計画策定等の参考にさせていただければと考えております。

いずれにいたしましても、新しい図書館のあり方、ありようにつきまして、市民の皆様との対話、協働を重視しながら、慎重かつ総合的に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） では、続きまして、質問項目4番、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業について、情報共有・多職種連携シートの活用状況についてお尋ねしたいと思います。

自分の両親や叔母の介護、そういった医療機関への付き添いなどの体験から、サービスを受ける当事者を中心に、各種サービスが展開されるのはもっともなことだと理解しております。しかし、当人にかわって諸手続を行おうとするときに、不便を感じる場合があります。両親においても、服用している薬の種類や、その薬を飲んでいるそもそもの正確な病名を知らないことも多く、関係機関の質問に答えられないこともしばしばありました。

高齢者になるにつれ、本人での対応が困難になる内容もさまざまな中で、一時的にその代理を務める者の事務手続等、手助けする方法はないのかと調べていたところ、多職種連携シートの存在を知りました。そのことについて、質問いたします。その活用実態について、

お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、最初に、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業につきまして御説明をさせていただきますと、高齢者が住みなれた自宅などで生活し続けられるよう、医療と介護が連携して支援を行うものでございまして、平成28年度から、人吉市、球磨郡両医師会の協力のもと、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護従事者など多職種御参加を得て、人吉球磨10市町村が一体となって実施している事業でございます。

議員お尋ねの、多職種連携シートにつきましては、本年3月議会におきまして、笹山前議員からの御質問に対してお答えしましたものでございますが、医療施設から退院後、介護を必要とする方が自宅に戻られたときに、必要な介護サービスについて事前に相談ができ、在宅生活支援体制が整えられるよう医療と介護、特にキーマンである介護支援専門員、以下、ケアマネジャーと申しますけれども、医師との情報共有の円滑化、連携の強化を目的に作成されております。

活用実態でございますけれども、介護サービス利用の前には、利用者の御自宅で、サービス提供事業所等が一堂に会し、本人、御家族の意向等を確認しながら、具体的サービス内容や支援方法を決定するため、ケアマネジャーがサービス担当者会議を開催することとなっております。時間的制約などから、サービス担当者会議に医師が参加することは難しく、これまでは、医療に関する情報が少ない状況でございましたが、多職種連携シートにより、主治医から、利用者の疾患、服薬内容、支援する際の注意事項等の情報が提供され、医療面の問題点や注意事項などが介護に反映されるようになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ぜひ、この多職種連携シートをさらに活用していただくために、さらに質問をしたいと思っております。

多職種連携シートにおきまして、緊急連絡先というものを書く欄がございます。例としまして、熊本市在住もしくは東京都という記入例が書いてございます。実際、本市におきましても、高齢者の御家庭で、子供たちが人吉市を離れ、遠隔地に住んでいる場合も多いかと思っております。特にそういう緊急連絡先につきましては、長男なり長女なり、兄弟が複数いる場合、そういった方を念頭におかれて作成されているものと思っております。

しかし、実際、近隣の人吉市に在住している者が、それ以外だった場合、その実務を担うのはそういった方たちでございます。そういった中、このシートを活用するに当たり、実務者である緊急連絡先以外の協力者が、こういったシートをしっかりと活用できるよう、市外の在住近親者との連携、そしてシートに書いてございます個人情報の取り扱いについて、施設を移動するたびですとか、医療機関を受診するたび、そのシートがしっかりと活用でき

るようにできないか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員御質問の多職種連携シートを含めまして、利用するサービスや事業所等が変更になりましても、現段階では、議員が申されるように、情報の共有、連携が十分に図られているとは言えないのが現状でございます。

このことは、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業に御参画いただいております各種団体の皆様、共通の課題でございまして、今後も、継続した議論が必要である、という認識で一致しております。

そこで、令和元年度の事業内容といたしまして、課題検討・ツール検討部会におきまして、多職種連携シートの評価を行い、介護を必要とする方々が医療機関の入退院時や、利用する介護サービス、介護事業所が変わった場合でも、病歴や現在までの生活状況、サービス利用に当たって注意することなどの情報共有や引き継ぎが、さらに円滑になるよう見直す予定としております。

また、ここで御紹介をさせていただきますけれども、熊本県医師会が中心となって進めております医療介護連携ツールに、熊本メディカルネットワークがございまして。これは、ICTを活用した、病院、診療所、歯科医院、薬局、介護事業施設、包括支援センター等医療介護関係機関の連携ツールでございまして、住民の方が御利用されている医療機関等を通じて、このメディカルネットワークに御登録いただきますと、医療機関同士で検査データや内服薬等の情報共有を行い、検査や内服等の重複を解消し、利用者負担を軽減することができます。

また、薬局や訪問看護ステーションは、医師の治療方針や病状を理解し、本人の病状に応じた細やかな服薬指導や、より質の高い看護を提供することが可能になる仕組みでございまして。しかしながら、人吉球磨地域におきましては、医療介護関係機関のうち、登録機関が28.8%、住民の登録人数が1,689人でございまして、十分な連携が図られるまでのシステムの構築や普及がなされていない状況でございます。

今後、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業課題検討・ツール検討部会におきまして、多職種連携シート同様、検証・検討を行う予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御説明いただきましたように、こういったツールをしっかりと、サービスを受ける利用者のみならず、近親者を含めたところで、よりよきサービスになるよう御健闘いただきますようお願い申し上げます。

そして、1つ、関連しまして質問を続けさせていただきたいと思っております。私は、両親と、スプの冷めない距離に住んでおりますが、中には、人吉市外、遠方に住んでいる方で、

日々の手助けがみずからできず、不安が増している親族の方がいらっしゃるの想像できます。特に昼間は、御近所の目もあり、近所のよしみで見守りを期待する場面もあるかと思えます。しかし、夜間になりますと、その手段も思いつかれないことと想像できます。そこで、本市での対応を質問いたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員御質問の、夜間等の対応につきまして、現在の状況等を答弁させていただきたいと思えます。

まず、現在実施しております夜間・休日の対応でございますけれども、市内にございます特別養護老人ホーム、養護老人ホームに御協力いただき、平日は、市役所閉庁後から翌朝開庁まで、休日・祝日については24時間相談窓口を開設していただいております。

徘徊高齢者等緊急を要する案件につきましては、この窓口から市役所担当課へ連絡をいただき、対応させていただいているところでございます。

また、市役所の守衛室を通じまして相談を受けるケースがございますけれども、その場合は、守衛室から、直接担当課に連絡が入りまして、必要な対応を行っているところでございます。

次に、夜間・休日に限定したものではありませんけれども、ひとり暮らしで要支援・要介護認定を受けている高齢者、また、高齢者のみの世帯で介護者が病弱である、などの要件を満たす場合につきましては、緊急通報装置を貸与いたしまして、通報対応を委託した事業所において、24時間365日、専属看護師による電話対応、必要に応じた救急車の手配や、緊急連絡先の連絡、また、駆けつけサービスと称します、直接、現場確認に向かう行為などの対応を行っているところでございます。

高齢者が住みなれた我が家で安心して暮らし続けるためには、昼夜を問わず24時間365日、相談支援体制の構築は必要不可欠なことと存じます。しかしながら、切れ目なく高齢者の変化に対応するためには、行政では限界があるのも事実でございます。そこで、現在進めております人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業や、在宅生活支援のキーマンでございますケアマネジャー、さらには、地域に密着した活動を展開されている民生委員・児童委員、くらし見守り相談員の方々などとも連携いたしまして、体制の構築を図りたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御説明にありましたように、夜間や休日においても、本市が高齢者相談窓口を開設し、対応されているということでございます。ぜひ、こういった人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業の内容につきまして、現在サービスを受けていらっしゃる御本人のみならず、親近者にもしっかりと情報提供をしていただきまして、活用いただきますよう

お願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、質問項目5、スマートインターチェンジ完成時の市内交通整備についてお尋ねいたします。

人吉インターチェンジ周辺の交通量の変化による影響について、また、その安全対策についてでございます。今回、議員になりましてから、交通安全運動にかかわる方とお話している中で、死亡事故が起きるたびに、防げなかったことをとても悔やんでいる、何か防ぐ方法はなかったかと悩む、というお気持ちを伺う機会がございました。とても真摯に事故防止に努められている姿に接し、本市でも多くの啓発活動が行われていると思いますが、私が鶴田町に住んでいることもあり、ここ最近、鶴田町での重大な事故も起こっております。人吉インターチェンジの交通量、さらに、スマートインターチェンジができますことによって、人吉インターチェンジ周辺農免道路の交通量の変化が、地域にどのようなふうな影響を及ぼすのかについてもお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

今般、全国的に、高齢者が加害者となる、または高齢者が被害者となる交通事故が相次いでおりまして、高齢者にかかわる交通事故は、もはや社会問題となりつつあるように存じます。

議員の御質問は、人吉球磨スマートインターチェンジが開通しますと、人吉インターチェンジの利用者が減ることにより農免道路の渋滞が緩和し、通行する車両の速度が上がることによって、高齢者の危険度が増すのではないかという趣旨による、高齢者への交通安全ソフト対策の実施についての御質問かと存じております。

本市におきましては、スマートインターチェンジ開通に向けた、高齢者向け交通安全教室などの開催は予定をしていないところでございますが、高齢者に対する交通安全対策としましては、早くから、人吉警察署や人吉地区交通安全協会を初め各団体の御協力のもと、交通安全講話や研修会等を通して啓発に努めているところでございます。

主な活動の取り組みといたしましては、本市におきましては、昨年、出前講座として、2町内の老人会に対し講話を行っております。また、人吉市老人クラブ連合会主催のグラウンド・ゴルフ大会において、交通安全啓発グッズを商品として提供し、啓発を図っているところでございます。このグラウンド・ゴルフ大会では、人吉警察署交通課から、御挨拶を兼ねた交通安全講話も行っているところでございます。

次に、人吉地区交通安全協会においては、昨年、48町内の老人会に対し、交通安全講話を行い、約1,300名の皆様に御参加いただいているようでございます。

また、老人会に加入されていない高齢者対策として、人吉市高齢者交通安全シルバーサポート事業推進協議会の皆様により、高齢者宅に交通安全啓発チラシを配布する訪問活動を実施していただいているところでございます。毎年、3万件以上の訪問をされていると伺っ

ているところでございます。ほかにも、関係団体によるさまざまな取り組みが実施されているところでございます。

このような形で、人吉警察署を中心に、人吉市全体で高齢者対策に取り組んでいるところでございまして、交通安全の啓発活動に携わっていただいている関係者の皆様には、心より感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、このような中、現状の課題といたしましては、老人会などに加入されている高齢者の皆様に対しては啓発の機会がございますが、未加入者など、行政との接点が少ない方々にどのように啓発していくかが大きな課題となっております。その対策として、先ほど御紹介しました人吉市高齢者交通安全シルバーサポート事業推進協議会の活動が、まさにその対策となっておりますが、活動する側の人材も、高齢化により人員の不足が生じており、今後の活動継続の大きな課題となっておりますところでございます。

今後、老人会未加入者の方への啓発活動のあり方が、喫緊の課題であると認識をしているところでございます。議員から、高齢者に対する交通安全教室の御提案をいただいておりますが、できるものにつきましては積極的に取り組んでまいりたいと存じます。よいアイデア等がございましたら、御提案いただければと存じております。今後も、引き続き、関係団体と連携を図りながら、高齢者及びドライバーのマナー啓発もあわせまして、交通安全対策を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御説明いただきました。かなり多くの関係団体の方に、くまなく人吉市全体を啓発活動で御協力いただいているということでございます。大変感謝申し上げます。

実際の高齢者の体力的な変化というものを御自覚いただく、そういった活動も、また、ぜひ取り組んでいただき、民生委員がされているデイサロン等によって、啓発活動をさらに実践として深めていただきますようお願いしたいと思います。

関連いたしまして、人吉インター周辺から、また、スマートインターチェンジへ移る交通量の変化についての対応についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

スマートインターチェンジ開通による周辺の交通量の変化に対するハード的な安全対策は、ということでございます。九州縦貫自動車道に接続する人吉球磨スマートインターチェンジが開通した後の予測利用交通量につきましては、開通予定時期の翌年度、令和2年度で、1日当たり約2,700台と予測をしております。なお、参考として申し上げますと、人吉インターチェンジの交通量につきましては、西日本高速道路——ネクスコ西日本でございまして——こちらの資料では、平成31年4月の実績で、1日当たり平均約8,100台となっております

ころでございます。

スマートインターチェンジが開通することにより、周辺の交通環境が変化する状況についてでございますが、国道219号は東間小学校の通学路となっております。注意すべき箇所としましては、スマートインターチェンジ出入り口と国道219号が接続することになり、新たにT字交差点ができますので、児童が横断歩道を横断していただく必要が出てまいります。安全に横断いただくために、その対策としまして、歩行者用信号と車両信号の設置、さらに、照明灯を設置することで、児童など歩行者の安全は確保できるものと考えているところでございます。

そのほかの道路につきましても、町内の生活道路を幹線道路への抜け道として利用するなど、新たに歩行者への影響が発生する交通環境の変化も想定されるところでございますので、スマートインターチェンジ開通後、どのような交通状況に変わるのか、実情を把握するための交通量などの実態調査を行い、対策が必要な路線につきましては安全対策などを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御説明いただきましたように、児童の登校路と通学路ともなっております。ぜひ、工事期間中におきましても、その工事内容によりまして出入りする車の種類や量が変わることが想像できますので、より安全な対策をとっていただきますようお願い申し上げます。

いよいよ、最後になります。各委嘱協議会についてお尋ねいたします。

これも、PTA活動を通じてでございますが、各小学校・中学校にてPTA会長になりますと、人吉市PTA連絡協議会のメンバーとなります。そこには、約35の人吉市関係の各協議会、委員会、部会からの参加の呼びかけがまいります。

人吉市は、小中学校をあわせて9校ですので、単純計算でいきますと1人4つの役職を持つこととなります。中には、市PTAの会長にメンバーを指名されたものもございます。そのほとんどが、平日昼間に行われ、子育て世代のPTAには、ときには大きな負担となっております。しかし、それは、PTA会長の職責として何とか調整して参加しているのが現状でございます。

そうした中、今回、議員になり、過去の私の会議での発言がどう反映されているのかお尋ねしたところ、検討されている痕跡もなく、記録もない場合がある、ということがございました。日当などの費用弁償が伴う会議もあることから、こういった各協議会がどのように運営されているのか、総括的ではございますが、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まずもって、大変御多忙な中、委嘱をいただいている皆様には、お忙しい中、御参

加いただき、また、いろいろな御提言をしていただいていることに対して、改めて感謝を申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の委員には、市が、学識経験者や関係団体から推薦を受けた方等に対して委嘱を行い、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況を調査・審議していただいております。

委嘱された委員の皆様が、審議会等において協議をしていただきました内容につきましては、人吉市附属機関等の会議の公開に関する要項第10条に基づきまして、会議終了後に、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者の氏名、審議の内容等を記載した会議録を作成しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御説明いただきましたように、当然、最初に申し上げた35の各会議が、全ての会議がそうであるということではなく、中には、きちっと、人吉市の年次計画に私の意見が反映されている部分もございます。

ぜひ、協議した内容を、もし、秘密事項、マル秘事項がなければ、参加したメンバーに、総合的な議事録を作成し、今後、2回目、3回目の会議でも反映できるようにしていただければと思います。ぜひ、そういったことができるようになるのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、委嘱協議会の運営方法でございますが、委嘱された委員の皆様が、審議会等において協議していただいた内容につきましては、会議録として作成しており、施策を推進するために活用させていただきたいと考えております。

また、委員の皆様が御協議いただきました内容につきましては、会議録の作成にとどまらず、職員間で協議内容の引き継ぎをしっかりと行いながら、会議等にその内容を反映させていただき、貴重な御意見を今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 大変長時間にわたりまして、私の一般質問におつき合いいただきましたことを、まず御礼申し上げます。

私の政治信条でございます、人吉市の今と未来を考える、そういった立場で、今回の質問事項を選ばさせていただきました。人吉市民の皆様にとりまして、なかなか、個人の力では変えていくことのできない項目を選んだつもりでございます。しっかり、このことにつきまして、さらに発展的に深めていけますように、今後も、執行部の皆様、市職員の皆様と協議を重ねながら、市議会議員活動を精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、御指導のほどお願いいたします。

い申し上げて、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）
15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

質問は、4点あります。まず、1点目は、市庁舎建設です。これは、内容といたしまして、行財政健全化計画が策定される中でのあり方についてです。2点目、災害に強いまちづくりで、データポンの活用と周知について質問してまいります。3点目に、通学路の安全対策で、相良神社西側の通学路についてです。4点目、給付型奨学金についてでありまして、実現に向けた市長の決意について質問をしてまいりたいと思います。

まず、1点目の、市庁舎建設について質問を行ってまいります。

6月4日に、全員協議会が行われました。その中で、人吉市行財政健全化計画の策定についての説明がありました。その資料には、公共料金の引き上げや住民サービスの低下を示唆する記述があります。その一方で、全員協議会の中では、新市庁舎建設の入札不調・不落到に伴う分析と、今後の方針についての説明もありました。

そこには、予定価格の引き上げを示唆する方策も書いてあり、これに、本体工事並びに人吉市の実質負担が上がるのが考えられます。市民の方々は、市民には負担増とサービス低下を強いながら、市庁舎には聖域として見直しの検討すらしようとせず、無神経にさらなる税金をつぎ込むのか、と思われることと思います。

そこで、この質問を行います。

まず、人吉市行財政健全化計画についてです。全員協議会で配付された資料には、その目的として、今後の地方交付税の見通しや社会保障費等の増嵩を考えると、いかに基金に頼らないで行財政運営を図ることができるのかということが重要、と書かれています。また、今後のスケジュールとして、令和2年度から、計画に基づく健全化計画の推進が書かれています。市民の方々は、負担増とサービス減などを合わせれば、一体どれだけ市民にしわ寄せが来るのか、と思われることと思います。

そこで、行財政健全化計画の目標額はどのようになっているのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、6月4日の議会開会日に開催されました全員協議会におきまして、行財政健全化計画の策定に取り組む旨の話をさせていただいたところでございま

す。

議員御質問の、行財政健全化計画における削減の目標額でございますが、平成31年度当初予算におきまして、財政調整基金、減債基金あわせまして2億6,000万円の取り崩しを行い、予算編成を行っておりますので、まずは、この基金の取り崩し分を解消し、基金に頼らない予算編成を目標として、令和2年度から令和4年度の3カ年、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 2億6,000万円というのは非常に多額な額になりますね。それで、1年当たり大体約8,700万円の負担増、市民サービスの切り下げになるのかということで、非常に市民にとっても大変なことだと思っております。

資料としましては、集中改革プランとして、人吉市行財政改革プランを示しています。その中には、基本となる3つの柱として、1つ、自主財源の確保、2つ目に、職員定数・給与の適正化、3つ目に、効率的な行財政運営（事業の見直し）となっておりますが、このことが書かれております。とりわけ市民が気になるのは、まず、生活に直結する自主財源の確保だと思います。そこには、負担金、使用料等の見直しなどと書かれており、値上げの計画に間違いのないと思います。値上げに間違いのないかということと、具体的にどのようなものが見直しの対象となるのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

行財政健全化計画の詳細な内容につきましては、これから詰めさせていただくところであり、現時点では、各部各課との調整を図っていく段階でございますので、具体的な内容、事業といったところは、まだ明確にできないところでございます。

少しだけ、概要として申し上げますと、負担金に関しましては、これまでの一般質問の中でも答弁してまいりました、児童福祉費の保育単価について、国基準と実際の徴収基準の差を縮小していくことが課題であり、国基準までは困難なこととは存じますが、市の超過負担の上限を設定し、保育料改定に取り組む必要があるものと存じております。

また、使用料につきましては、施設の使用料におきまして、利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるといった、適正な受益者負担と公費負担の割合について検証し、料金の見直しに取り組む必要があるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、保育料の改定に触れられましたけど、非常に、子育て中の方々に對して、保育料負担は大変だと思いますので、非常にこれは重大なことだと思います。また、ほかにも、こういうのが変えられるなら、非常に重い負担増がかかるんじゃないかと、非常

に危惧するところです。

質問を続けたいと思いますけど、効率的な行財政運営の項目も、市民生活に直結するので気になる場所だと思います。そこには、事業の見直し（多額の一般財源を要する事業等の縮減、廃止）などと書かれていますが、具体的に、どのような事業が縮小・廃止の対象になるのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

先ほどと同様に、具体的な内容、事業といったところは、まだ明確にできないところがございます、できていないところがございます。

概要として申し上げますと、国・県等が絡む補助事業につきましては、手をつけることは難しい状況でございますので、市単独事業として実施をいたしております事業の中で、多額の一般財源で賄っております事業につきまして、その成果や、これまでの所期の目的の達成度、また、見直しを行った際の対象人数、一般財源の影響額等を総合的に勘案し、さらには、短期・中長期的に取り組むべきものと区分し、見直しを行ってまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、各部各課との調整を図りながら、9月議会までに、詳細な公表ができるよう努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） スケジュールを見ると、9月議会までというのもわからないでもないんですけども、ある市民の方にこれを見てもらったときに、何と言われたかということ、早いうちに、どう見直すかということを出さないということは、要するに、議会においても論議がなかなかできない、今議会でも、細かいところは論議できないんですけども、そういうことになってしまうと。だから、できるだけ早く出すべきだ、要するに、そういうことが市民にとって、考えとしても示すことが、より丁寧な市政の運営のあり方じゃないか、と言われましたので、そこは大いに私もそう思いますし、その辺は市も考えてやっていただきたいということを申しておきたいと思っております。

そうして、次に、新市庁舎建設の入札不調・不落到に伴う分析と、今後の方針にかかわって質問してまいりたいと思っております。

全員協議会でいただいた資料の中の2、建設資材等の価格及び供給情報等からみる不落理由の分析結果には、予定価格と入札価格が乖離した理由として、建設資材や労務費の高騰、消費税率の引き上げ、売り手市場などを挙げています。また、本市の「より適正な予定価格」の設定のための方策の検討については、前回の入札でも、積算と実勢価格との乖離が大きく（約10%の開き）、そして、消費税の増税分も含め5%から10%程度の工事費の増額の検討も必要な状況である、と書かれています。これらのことからすれば、入札における予定価

格を上げなければならない状況にあるというふうに取り扱われますが、そういうことなのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

予定価格とは、市が当該工事の設計額に基づき設定する入札額の上限を定めるもので、契約の目的となる物件、または役務について、取引の実勢価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適切に定めなければなりません。

現在、工事費における材料価格、複合単価、市場単価及び労務費について上昇している分を積算に上乘せし、既に徴取している見積書の精査、工種によっては、新たにやり直し等も実施いたしまして、最新の実勢価格を見込みました予定価格の設定を目指しているところでございます。

現在、その精査中ですが、熊本県内は、震災復興関連工事、熊本市内の再開発工事等における建設需要過多が影響しておりまして、需要に供給が追いついていない状況が続いております。そのような売り手市場の厳しい社会情勢にあつて、予定価格の引き上げはやむを得ないものと判断している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 予定価格の引き上げはやむを得ないとなってくると、それをすると、より高額で落札されることは間違いないところだと思います。そうなってくれば、これまで、本体工事費は約47億8,000万円、あるいは約11億円と説明してきた実質負担額が上がるのが懸念されます。

先ほど申しましたように、資材では、5%から10%程度の工事費の増額の検討も必要とされていますけれども、本体工事費実質負担額がどれくらい上がるか推測できているのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

昨日の平田議員の一般質問の中でも答えさせていただきましたけれども、現在、設計の見直しを含め、慎重に精査をしておりまして、最新の実勢価格を見込んだ予定価格の設定を行っております。その増額の幅につきましては、資材費、労務費等と、上昇を見込んだ額から、附属施設等の工事費の削減も視野に入れて検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、議会で御意見等をいただき、最終的な予定価格の設定をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） そのところは、今、検討しているということになると思うんですけど、予定価格が上がれば上がるだろうと、本体工事費とか実質負担額。そういうところが

普通ではないかと思うところです。

それで、私は、今回の質問のために、県内の他市の状況を調べるにつれて、人吉市の新市庁舎の本体工事費は、最初から異様に高くなっているんじゃないかと思うようになりました。

水俣市の本庁舎建設は、基本設計が完成した状況まで来ていますが、本体工事費の積算の根拠については、平成29年8月に出された水俣市新市庁舎建設基本構想に書かれています。水俣市は、免震で鉄筋コンクリート造に一部鉄骨造の庁舎を建設しようとしています。直近の他市新市庁舎建設の事例における平米単価の平均値をもとにして、それに床面積を掛け、本体工事費を計算しています。事例に使ったのは、供用年度が平成28年度から平成30年度の間にある、4つの自治体の例で、いずれも免震で、階層は3から6階、鉄骨造が1件、鉄筋コンクリート造が1件、鉄筋コンクリート造に一部鉄骨造が2件。そして、平均の平米単価を46万8,000円と計算しています。人吉市の場合ほどのくらいなのか、気になるところです。人吉市の本体工事費における平米単価は幾らなのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

次回の入札に向けて、予定価格の事前公表の導入について検討をしているところでございますが、現時点では、予定価格の類推につながり、今後の入札に支障を及ぼす可能性がございますので、平米当たりの単価の公表は差し控えさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、答弁されましたが、市民がそれで納得するのかなと、私は思いがあるんですけど。

理由は、大体、平米単価というのは、基本的に本体工事費割る床面積で出るから、本体工事費と床面積は発表しているわけですね、それもあります。また、今後、予定価格は見直すようになるんだと思いますので、その中であって、今までの値を出して、それで平米単価、問題があるのかなと、市民は思うんじゃないかなと思うところです。むしろ、人吉市のは非常に高くなっているんじゃないかな、という思いに市民はなるのかなとも思っています。

ここからは、あくまで私の試算ですけれども、計算をしてみました。今言っただけに、平米単価というのは、基本的には本体工事費割る床面積で出てきます。人吉市の新市庁舎建設実施設計より、これを計算してみると54万1,000円となります。水俣市が出した平均より、約16%割り増しとなっていることが考えられます。別の視点から、人吉市の庁舎を、床面積を変えずに、水俣市の平均単価で庁舎を建てたら、幾ら安くなるかということもあります。この計算はそんなに難しい問題ではなくて、人吉市の本体工事費から、水俣市の平米単価と人吉市の床面積を掛ければ出てくるわけですので、計算上、本体工事費は、6億4,728万円安くなることとなります。床面積を落とせば、さらに安くなることは当然です。

ここから、市長に質問してまいりたいと思いますが、市長は、所信表明において「昨年末以降、私は市内各地を回り、多くの市民の方々と対話をしてまいりました。そこで感じたことは、将来に対する期待と同じくらい今後に不安を感じておられることでした。」と述べ、「これまで以上に市民の皆様がこの地で健康で心豊かに暮らす新たなまちを、市民の皆様とともに作り上げていかなければならないと存じております。」と述べています。

そうであるなら、市民の税金は、箱物に使うことは極力抑え、市民の暮らし、そして福祉を守ることに使うべきです。財政健全化計画が策定され、市民に2億6,000万円もの負担増と、住民サービス切り捨てを行う一方で、新市庁舎建設見直しに指一本触れないというのは、市民の納得が得られるものではありません。財政が大変というならば、市庁舎建設も聖域化すべきではなく、規模を縮小するべきです。市長の見解をお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずもって、現在進めております市庁舎建設事業につきましては、国が認可の条件としておりました公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約といった趣旨に沿い、これまで、国、県との協議を重ね、一般単独災害復旧事業債の適債性をお認めいただいておりますことや、起債後の償還につきましても市庁舎建設基金の充当を予定するなど、確実な財源確保が図られているものと認識をいたしております。そのようなことから、今回策定いたします行財政健全化計画における、事業見直しの項目には当たらないものと存じております。

市庁舎建設事業の詳細な部分につきましては、今後とも、市議会との議論は必要と存じますが、これまで、市庁舎の機能や規模、目的などを、市議会とともに1つずつ議論し、積み上げてきた現計画こそが、市民生活の根幹を支える市政の拠点、防災機能や役割を備えた堅牢な市庁舎として、市民の皆様への期待に応える最善の計画であると確信をしており、規模縮小等の見直しの余地はないものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 確実な財源確保が図られていると言われましたけど、実質負担額に約11億円、これは一般会計から出さなきゃならないわけですね。ちょっと、担当課でお伺いしましたけど、市庁舎建設等基金は、平成30年度末で6億7,526万2,000円ということで、ここから、4億円を超える金を一般会計から持っていく必要があるんですね。その中で、今言われたみたいに、別に最初に申しました額、健全化計画で2億6,000万円ですか、も出さなければならぬということ、決して確実な財政確保が図られているとは、当面言えないんじゃないかと私は思うところです。

それと、もう1つ、検討の余地はないと申されますけど、ほかの自治体の例をちょっと申しますけど、玉名市では、平成21年10月に行われた市長選挙において、新市庁舎建設自体がその争点となり、事業費の見直しを掲げた市長が当選されました。平成22年4月に玉名市

新市庁舎建設検討委員会が発足し、この委員会の建議に基づき、事業費の見直しが行われています。基本計画段階では59億8,000万円であった概算事業費が、これにより45億5,000万円と、14億3,000万円も下がっています。

このことを考えてみれば、抜本的な検討の余地はない、と言えるものではないと思います。財政が大変というならば、市庁舎建設の規模を見直し、市民の負担増やサービス減がないようにすべきだと思う。そのことを再度申しまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次は、災害に強いまちづくりです。データポンは、テレビのデータ放送を使って、人吉市から発表された情報で減災を目指すことを目的としています。掲載テーマは、防災情報、防災無線、お知らせ、イベント、学校関係となっています。防災情報では、市民に危機が迫る情報として、避難指示、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始などを掲載するようになっており、学校関係では、市内の小中学校の学校行事や、天候で左右される行事の開催情報、学校の臨時休校などの情報を掲載するようになっています。とりわけ災害時は、多くの情報を集めて、どう行動するかを考えることが重要なので、データポンの活用も大変重要だと思います。ところが、今回、データポンの周知が十分でないと思わせる出来事がありました。そこで、この質問を行います。

人吉第一中学校の体育祭が、5月19日に予定されていましたが、当日は雨の予報が出ていました。学校の対応は非常によく、前日には、「あすの体育祭が延期になったら、インターネットで一中のホームページを見ていただくとわかります」という電話連絡がありました。そこで、私が、データポンでもわかるんでしょうと聞くと、「えっ」と言われて、何のことかわからないようでした。翌朝、雨が降っていたので、スマートフォンに入れたデータポンを見てみると、延期になったことが掲載してありました。試しに、インターネットで一中のホームページも見てみようとしたのですが、つながりません。これは、アクセスが集中したためだと思います。間違いがないか確認のために、教育委員会は、一中が体育祭を延期したときにアクセスが集中し、ホームページにつながらなかったという状況を把握していないかお伺いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

5月19日開催予定でありました第一中学校の体育祭が、雨天のため、5月21日火曜日に延期され、実施されました。態度判断は当日早朝に行われ、その周知のための学校のホームページアクセスが集中して、つながりにくくなったことは、委員会としても承知しております。

幸いにも、連絡網による電話連絡等も同時に行われたということで、特に大きなトラブルはなかったということでございます。我が家にも、一中3年2組の連絡網で、6時過ぎに、延期の電話が無事回ってまいりました。

以上、お答え申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今答弁いただきまして、私のスマホの調子が悪かったんじゃないなくて、やっぱりホームページにアクセスが集中して、そのようなことが起こったということはわかった次第です。

それで、ここで、担当課のほうにかかわることで聞きたいんですけども、多くの方がデタポンを活用していたならば、ホームページにつながりにくかったということも起こらずに、延期の情報をスムーズに得ることができたことと思います。人吉市としても、デタポンを周知することの重要性は認識されていると思います。周知について、どのようにされているのか。あと、各課に関係する行事等における活用は、どのようになっているのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） デタポンの管理を行っております総務部のほうから、お答えさせていただきます。

デタポンの周知につきましては、運用開始時、平成29年度におきまして、校長会、教頭会に報告を行い、市内小中学校の児童・生徒を通じまして保護者の方々にチラシを配布し、また、市民に対しましては、広報ひとよしにも掲載し、周知を行ったところでございます。

現在では、学校防災主任会議や各防災講話、防災会議、及び、広報ひとよしにて、毎月号で周知を行っているところでございます。今後も、あらゆる機会を利用しまして、テレビデータ放送を利用した住民情報サービス「デタポン」の周知と、スマートフォンでも利用が可能となっておりますので、スマートフォンアプリ「デタポン」の利用を周知してまいりたいと存じます。

また、デタポンの運用につきましては各課での運用となりまして、デタポンは5つのジャンル、防災情報、防災無線、お知らせ、イベント、学校関係で、市民に対しまして発信を行っているところでございます。

内容としましては、市内小中学校の行事予定や休日在宅医のお知らせなど、各課の情報を発信しているところでございます。今後も、各課におきまして、さまざまな情報を掲載し、発信してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 担当課のほうでも、非常に周知にいろいろ力尽くされていると思います。よく見てみると、やっぱり、広報ひとよしに毎月のように書いてあって、ああ、ここにも書いてあったって私も思うぐらいです。だから、もっと周知も広げる、あるいは、子供たちに教えるという面でも、これを学校で扱うことも非常に大切だなと思ひまして、ちょっと、また教育委員会に聞いていきたいんですけども、学校で、子供たちにデタポンの使い方を教えることは、防災教育の一環にもなると思います。また、今回のように、学校行事の変更

のときに大変便利な連絡手段となります。学校でデタポンの使い方を知った子供たちは、家庭でお父さんやお母さんにやってみせることは容易に想像できます。周知を図る上で、大変強い味方だと思います。学校において、防災教育のときや、体育祭などの学校行事に合わせて、デタポンの使用法を教え、活用していくべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

近年、重大な地震災害の発生等が懸念されており、さらに、台風や豪雨等の気象災害もあわせて正しい予測が難しい現状があります。そのような中、防災教育の充実は、とても重要なことであると捉えております。特に、安全・安心という点では、伝えるということ以上に伝わるという意識が必要だと感じております。

災害時のデタポンの活用につきましては、各学校での防災教育の1つとして取り扱うことはとても有効なことであり、子供たちや、子供たちの意識を通して、デタポンの普及拡大にもつながるものと存じます。

貴重な御意見をいただきましたので、今後、活用につきまして、各小中学校に対しましても、引き続き、周知を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

余談ですが、私が、学校の教壇におったらですね、教えるときに、花火大会の話をするだろうかと、花火大会のとき、よく雨が降って、あるのかな、ないのかなということをおられると思います。子供たちが使い方を知っていると、あるかどうか、親に、あるよ、ないよ、とやってみせるとお思いますので、余談として、そういうことも話してあげるのはいいのかなとおっています。

次の質問に移ってまいりたいと思います。3つ目、通学路の安全対策です。

全員協議会での説明がありましたが、人吉城跡内の石垣の一部が損壊し、相良神社西側の市道五日町田町線沿いの石垣にも、損壊箇所と同様の膨らみが見られます。この横の歩道は、人吉東小学校へ通う子供たちの通学路となっています。

現在、学校に登校する子供たちは、公衆トイレ南側の観光客専用駐車場のところで、相良神社からふるさと歴史の広場側に横断し、水ノ手橋の左側を通行して通学をしています。担当課に聞いたところ、当面は、この方法がとられるということでした。

東小学校で、この通学路について説明があった夜に、道路の横断について心配される保護者の方から、私のところに電話がかかってまいりました。そこで、翌朝、子供たちの通学状況を見に行きました。道路を横断するところには、8名ほどの保護者の方が子供たちの登校の見守りをされていました。話を伺うと、子供たちの安全のために、3つの要望があることがわかりました。その日のうちには要望を部長にお伝えしたところですが、子供た

ちの安全のために、しっかりとした対応をすべきだという思いから、質問でも取り上げるものです。

要望の1つ目は、横断歩道の設置です。観光客専用駐車場のところの横断場所は、車を運転する方々から、横断する場所と認識されていないので、早急な横断歩道の設置を望まれていました。ここに、早急に横断歩道を設置すべきではないかということをお伺いします。

○**教育部長（小林敏郎君）** お答えいたします。

昨日も、徳川議員に御質問をいただき、大変御心配をおかけしております。

史跡人吉城跡の石垣の一部損壊を受け、相良神社西側石垣下を通る、人吉東小学校の通学路の一部変更につきましては、教育委員会、建設部、学校及び警察署と協議をしながら、子供たちの安全確保を第一に考えまして対応しているところでございます。

通学路の変更に伴い、相良神社側の歩道と公園の間、ちょうど観光駐車場付近に横断歩道を設置すべきではないかとの御指摘であろうかと存じます。この件につきましては、現在、人吉警察署と、市の道路河川課や都市計画課などと協議を進めておりまして、さまざまな御指摘や御意見をいただいております。

人吉警察署からは、林鹿寺の交差点から近い位置にあり、短い間隔で車の停車線を設けなければならないなど、現実的ではなく、また、今後の歩道整備の状況によっては、横断歩道の位置についても再検討が必要となり、たびたび変更するようなことは望ましくない、との意見が出されております。警察署の見解としましては、正式な横断歩道は難しいので、歩道と駐車場の間の路上に法定外表示、つまりグリーンベルトを塗装することによって、ドライバーに対し、視覚的に人が渡る場所であることを訴える。ただし、法定外表示では、車両に一旦停止等の義務などが生じないため、「子供飛び出し注意、横断者あり」のような看板や表示などを設置して、運転者に注意を促すなどの対策を組み合わせる講じたほうがよいのではないかと、このことでもございました。

これらの意見を受けまして、道路河川課、都市計画課とも協議を重ね、法定外表示、注意喚起の看板、表示の設置、横断部分の神社側道の段差の切り下げ、児童が通行する観光駐車場内の事故防止のため、人と車を分離するバリケードの設置など、対応・対策の検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 15番。本村令斗議員。

○**15番（本村令斗君）** わかりました。一番いいのは横断歩道でしょうけど、いろんな難しいところもありますけど、グリーンベルトということですね、あと、いろんな施策を打つということで、ぜひ、その点をやっていっていただきたいと思うということを申しておきたいと思えます。

それから、2つ目に言われたのが、子供たちが横断するときに、見守りを行っていただ

く方の配置で、とりわけ下校時の配置ができないかという要望です。登校時は、何とか保護者で見守りを頑張っていかなければならないということでしたが、下校時は、まだ仕事の勤務中の時間なので、とても来られないので心配だ、ということでした。このような見守りをやってもらう手だてがとれないか、お伺いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

下校の時間帯の安全確保につきましては、曜日によりまして、下校する学年と時間帯が違う状況がございまして、御指摘のとおり、時間的にも、保護者等での対応は非常に難しいと考えております。また、確実に見守りをするためには、警備員などの設置も考えられますが、予算等の問題が生じてまいります。そのため、学校に勤務しております市の非常勤職員が、下校や学童保育に向かう時間帯に応じて児童に同行し、水の手橋付近の横断歩道の渡り方や、観光駐車場付近での横断についての誘導及び指導を行っております。また、学校では、児童への安全教育及び安全指導も行っているところでございます。

このようにして、見守りによる安全対策をとることや、児童の安全な登下校の習慣づけを行うことにより、当該登下校の安全性を高めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） それに対応していただくということで、本当にそのことはよかったですと思います。ただ、学校勤務の非常勤職員、大変な面もあると思いますので、学校支援ボランティアを、今募集されていると思いますけど、結構いろんな方、どのくらい応募があるのかわからないですけど、ぜひ、みんなでそういうのができるように輪を広げて、取り組まれるようにしていただきたいと思います。

それから、3点目です。ふるさと歴史の広場と球磨川の間にある道路を渡るための横断歩道を、市道五日町田町線のほうへ寄せられないかということです。今の横断歩道は、市道からかなり西のほうにあるので、通学するときは回り込んで横断歩道を渡らなければなりません。子供たちが近道をしようとして、横断歩道ではないところを渡るのではないかと心配されてきました。また、もっと市道五日町田町線寄りにあったほうが、車がやって来るのがわかるのではないかと、ということでした。

これらについて、実際どちらが安全かは警察と協議しないとわからない面もありますが、検討の必要があると思います。この点、いかがなのかお伺いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現在、市道五日町田町線を、五日町方面から水ノ手橋を渡り、すぐ右折し、三、四十メートルほどのところに横断歩道がございまして、これを、東側に移し、橋の下流歩道の延長線上にまっすぐに横断歩道を設置すれば、迂回も最小で、安全ではないかとの御指摘と存じます。この議論はよく、祭りのときもこういう御指摘を受けているところでございます。

横断歩道を移動させた場合、麓町側に、横断者のために人だまりの場所を確保したり、田町方面へ延びる歩道の整備などの必要性も生じてまいります。

また、水ノ手橋との距離が近すぎると、見えにくい部分といたしますか、死角が発生し、歩行者の横断を待つ場合、車両が停止するスペースがほとんどなく、道路内滞留による事故の誘発等も懸念されるようでございます。したがって、横断歩道の移動につきましては、今後の歩道整備も含めて、より安全で適切な場所を協議してまいりたいと存じます。

なお、現在の横断歩道につきましては、歴史の広場側に、駐車場の一部をバリケードで区切ることにより、安全かつスムーズな横断ができるよう対策をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） これにつきましては、いろんな意見もあるし、思いもあると思いますが、けれども、やっぱり検討して、今言われたように、そういうことが大切だと思いますので、いろいろ協議しながら、どこが安全か、いろいろ、その上に立って進めていただきたいと思います。

次に、4つ目の、給付型奨学金の質問に入ってまいりたいと思います。

若者の貧困が深刻な状況にあります。給付型奨学金については、昨年3月議会でも質問しましたが、働いても、貧困が温存されてしまうという、今の若者の状況を認識しておられるかという私の質問に対して、当時の松岡教育部長は、「親の世代から貧困が子供の世代に引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖が社会的な問題になっていることは強く認識しているところでございます。」ということや、「本市の奨学金を利用されている方や利用された方の全ての方々が、必ずしも同じ状況や同じ気持ちであるとは言えませんが、滞納をされている方も実際にいらっしゃることを考えますと、単純で簡単な問題ではない、とても重い問題であると認識しているところでございます。」と答弁されています。

そのような状況の中、今回、市長選挙で、松岡市長は、給付型奨学金制度の創設を、公約として掲げておられました。そこで、この質問を行います。

まず、若者を取り巻く状況を推測するため、人吉市奨学金の返済状況について質問していきたいと思っております。昨年3月議会の会議録を見ますと、平成30年2月末現在で、返還すべき時期が到来している37人のうち、期限どおり返還している方が11人、決まった額をおおむね順調に返還している方が14人、おくれ気味で、少しずつ返還している方が10人、全く滞っている方が2名で、滞納総数が468万5,000円であることがわかります。1年が経過した今日、人吉市の奨学金の返還の状況はどのようになっているか、お答えください。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

本市の貸し付けによる奨学金制度の返還状況でございますが、平成30年度の返還対象者

が36名でございまして、平成31年3月末までに返還を完結された方が17名、おくれ気味で返還されている方を含めまして、納期限までに納付されていない方が19名おられます。その滞納総額は476万4,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今の答弁から、返還の対象者は減っていますけれども、1名減っているんですけどね、おくれ気味とか、期限までに返納されていない方がふえていまして、滞納総額もふえていますので、さらに大変になっているのかなという気もいたします。これは、もうちょっと推移を見なければわからないんでしょうけど、少なくとも、状況はよくなっているとは言えない状況が見てとれると思います。

そこで、質問を続けますけれども、昨年の3月議会において、当時の松岡教育部長は、「今後は各自治体の状況を調査し、市全体の財政状況を見ながら、財政課との協議も含め、給付型奨学金の検討を始めさせていただきたいと存じております。」と答弁されております。そうであるなら、各自治体の状況をつかんでおられることと思いますが、何かつかんでいるかお伺いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

熊本県教育委員会が発表しております、平成31年2月現在の状況でお答えさせていただきます。

県内45市町村のうち、給付型奨学金制度を導入している自治体は6市町村でございまして、入学一時金の給付や奨学金の給付など、形態はさまざまあるようでございまして、平成31年度当初では、62名の方が給付を決定されているようでございまして、ちなみに、給付型奨学金制度につきましては、自治体を実施するほかに、財団法人や公益法人が実施される奨学金制度が多く存在するようでございまして、県内では鶴屋さんのほうが、貸し付けから給付型に変更されているようでございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 多くはないとは言えないとは思いますが、極めて少ないとも言えない。まだ、広がりつつある状況にはあるのかなと。6自治体やっているということで、そんなふうに感じます。だから、多くの自治体に広がるように願うところですけども。

市長に質問してまいりたいと思います。「人吉市長選に伴う公開討論会2019」の配布資料を見ますと、2、人口減少対策のところ、松岡市長は、子供たちの可能性を支援するため、給付型奨学金制度を創設します、という公約を掲げられていることが載っています。この公約は、ぜひとも実現すべきだと思います。市長の決意をお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

給付型奨学金制度の創設につきましては、平成30年3月の定例市議会一般質問におきまして、本村議員から御質問をいただきましたが、いまだ実現には至っていないところでございます。

奨学金制度につきましては、独立行政法人日本学生支援機構が、平成29年度から、返還不要の給付型奨学金を開始したところでございますが、その利用者枠は約2万人でございます。貸与型奨学金利用者の134万人と比較いたしましても、低い割合であり、基準等も厳しいようでございます。また、大学等への進学に係る費用につきましては、所得の多寡にかかわらず、相当の額が必要となっておりますことから、低所得世帯ほど、所得に対する進学費用の割合が高く、経済的負担が重くなっている状況でございます。そのため、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者が存在する実情があることは、十分に認識しているところでございます。

そのような状況のもと、私の選挙公約の1つに、子供たちの可能性を支援するための給付型奨学金制度の創設を掲げ、豊かな人生を歩むことができるよう支援を実現してまいりて存でございます。そのためには、まず、財源の確保が重要でございます。個人を含め、民間等からの御協力を得て、実施してまいりたいと存じております。また、支給要件、支給額、対象規模、選定方法など、さまざまな点で検討が必要と捉えておりまして、今後、先進自治体等の事例を参考にしながら、実現に向けて調査・研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） この給付型奨学金に対しましては、市長に大いに頑張ってもらいたいと、そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時07分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は3項目です。

初めに、市民の声より、蓬萊山北側斜面・急傾斜地崩壊危険区域の安全対策について質問します。次に、介護保険で、介護保険料の軽減について質問し、最後に、市長の選挙公約である学校給食費の無償化について質問します。

1項目めは、市民の声で、蓬萊山北側斜面・急傾斜地崩壊危険区域の安全対策を求める質問です。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(西 信八郎君) 7番。塩見寿子議員。

○7番(塩見寿子君) 実は、これはつくられてはいたんですけど、市に提出はされておられません。提出されていたら、多分、各課で対応がされたと思うんですけども、作成はされたけど、それは届いていないということでした。問い合わせをしました。

ですから、その要望を、改めてここで確認させてくださいということで取り上げました。

○市長(松岡隼人君) 我々も、御質問をいただいてから、要望書が提出されているかどうか確認したところ、本市のほうでは提出をされたということが確認できませんでしたので、そのことを前提に、答弁をさせていただきたいと思います。

もう1点、確認をさせていただきたいと思いますが、その扱いは、町内のほうから、しっかりとした形での要望なのか、それとも、塩見議員が考えていらっしゃる要望なのか、そこを、ひとつ重ねて確認をさせていただきたいと思います。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 開議

○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、松岡市長より反問権が行使され、これを認めたところでございます。塩見議員の質問に関しまして、要望書という形をとられましたけれども、町内会から正式に出されたものであるか、その点についてお尋ねをしましたところ、塩見議員が、まちの声として拾い上げたということでございます。この辺について、御発言をお願いしたいと思います。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

7番。塩見寿子議員。

○7番(塩見寿子君) 先ほど、要望書と申し上げましたけど、これは、正式に提出されたものではございません。あくまでも、まちの声として私が聞き取ったものを、まちの声として取り上げるものです。その点、申し上げておきます。

以上です。

○市長(松岡隼人君) 議論の前提として、必要だというふうに思いましたので反問権を行使させていただきましたが、先ほど御発言された内容についても取り消しを、ぜひお願いできればと思います。

○議長(西 信八郎君) 暫時休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時58分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど、市長の発言を受けまして、塩見議員から発言の申し出がございましたので、これを許可します。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 私の「要望書」との発言をめぐりまして、誤解を与えましたこと、申しわけございませんでした。したがって、先ほどの発言の中で、以下の部分の取り消しをお願いいたします。

その部分は、「という声をお聞きしました。」の後から「灰久保及び西間一丁田地区」の前までです。よろしくをお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいま、塩見議員から発言の取り消しの申し出がございましたので、お諮りをいたします。

当該部分について、発言を取り消すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。よって、取り消すことに決しました。

それでは、一般質問を続けます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員御指摘の場所につきましては、灰久保町から矢黒町に抜けます市道麓町矢黒線の南側、西間下町字蓬莱ヶ迫付近でございまして、蓬莱山からは、北側斜面に当たります。

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定につきましては熊本県で行っておりますので、熊本県球磨地域振興局に確認した内容をお答えさせていただきます。

御質問の箇所は、昭和54年に、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている灰久保（西間下D）地区でございます。実態調査及び実態調査に基づく対応策について、とのことでございますが、県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき、平成25年度、現地における基礎調査を行い、平成27年に住民説明会を行いました後、平成28年、土砂災害警戒区域等の指定、工事を行っております。なお、この急傾斜地につきましては、危害のおそれのある土地の区域である警戒区域、いわゆるイエローと、著しい危害のおそれのある土地の区域である特別警戒区域、いわゆるレッドが指定をされております。

県では、急傾斜地の施設整備について、優先度が高く、用地の同意が整った箇所から順次整備を行っていくとともに、指定された特別警戒区域において、住宅移転促進事業等によるソフト施策にも取り組んでいく、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 県が行った基礎調査というのは、イエローゾーンかレッドゾーンかを

決めるための調査であって、住民の不安の声に正面から応える調査になっていないように私は思います。

お話を聞いた方は、「大雨のときや台風のときは、崩れはしないかと心配で寝られない。昔と、山の形状が変わってきた。あんなに急斜面ではなかった。山を見てほしい。」と言われました。住民が危険だと思うところには、市独自で調査をするべきではないでしょうか。

次は、上水道配水池の耐震性の調査を求める声です。そもそも、配水池があることに対する不安は、建設当時からありました。住民側からの申し入れがあったり、市からの説明会が開かれたりしたそうですが、不安を抱えたままの方もおられます。「配水池ができるのなら、家を新築しなかった。シラスとわかっていて配水池をつくらしたっだろうか」と言われる方もおられます。「配水池の地盤沈下や決壊はないのだろうか」という声もお聞きしました。

そこで、蓬莱配水池は耐震診断はされたとお聞きしましたが、どんな結果でしたか。お尋ねします。

○水道局長（水野二郎君） 議員の皆さん、こんにちは。これが、私の答弁デビューとなりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。少々緊張しておりますが、簡潔でわかりやすく、人吉市の水道みたいに、清らかにスムーズに答弁を心がけてまいりますのでよろしくお願ひいたします。それでは、お答ひいたします。

まず、蓬莱配水池の施設概要を説明させていただきたいと思ひます。蓬莱配水池は、昭和45年から昭和49年に築造されておまして、蓬莱山の山頂付近、標高約158メートルの所に設置いたしております。古仏頂水源地から、送水管により水が運ばれまして、縦幅30メートル、横幅19.8メートル、深さ3.5メートル、有効容量2,000立方メートルのものが2槽ございます。計4,000立方メートルを貯水しております。どちらの槽も、地中埋設型の鉄筋コンクリート製でございまして、市内全体配水量の約30%を配水する、重要な配水施設でございまして。

蓬莱配水池の耐震診断調査を行った結果は、というお尋ねでございまして、平成20年に、厚生労働省より、既存施設の耐震化は速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性を把握すること、と通達があつておまして、本市水道局におきましては、地理的・地質的に類似点の多いとされている兵庫県南部地震の観測記録をもとに、平成27年度に、蓬莱配水池の耐震診断を行ったところでございまして。その耐震診断の結果でございまして、兵庫県南部地震相当の揺れにも耐え得るとの診断結果でございまして。

以上、お答ひいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 耐震診断が平成27年に行われ、震度7でも大丈夫という結果であつたことがわかりました。住民からの要望がなくても、耐震診断はなされたと思ひますが、住民

は耐震診断をしてほしいと望んでいたんです。ですから、結果をお知らせする必要があると思います。

次は、擁壁の状況調査、改修の要望です。これについてはどうでしょうか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

1回目の答弁同様に、熊本県球磨地域振興局に確認した内容をお答えさせていただきます。

御質問の、状況等調査についてとのことでございますが、この施設を含む、県内の急傾斜施設については、平成29年に点検を行っておりますが、点検の結果、施設において異常は見られず、急傾斜施設としての機能は確保されているという認識であります、とのことでございました。

市といたしましては、土砂災害警戒区域であるという認識がございますので、現地の状況の変化などにつきまして、今後とも注視してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 平成29年の点検の結果、異常なし、機能は確保されているという結果だったということで、それを聞かれたら安心されると思います。

今回、安全対策はどうなっているか調べたら、それは、県の事業だったり、それぞれに根拠とする法があったり、県は指定をし、市町村が対策をしなくてはならなかったり、その対策には寄附や個人負担が発生したりして、複雑だと感じました。ですが、県は、県として決められた調査は行っていることがわかりました。住民の皆さんが市に望んでおられるのは、危険ではないかという思いを聞いて、受けとめること、必要な対策を検討すること、そして、結果をお知らせすることではないでしょうか。普通は、報告や説明会があるのではないかと思います。

そこで、急傾斜地崩壊危険区域の実態調査の結果や蓬莱配水池の耐震診断結果などを、周辺にお住まいの皆さんに知らせるべきではありませんか。お尋ねします。また、市民の不安に対して、市はどのように対応されるのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

御質問の、実態調査結果を知らせるべきでは、とのことでございますけれども、県では、現地における基礎調査を行いました後、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を設定する際に、住民説明会を平成27年に行っております。なお、今年度は、市内全域を対象としまして、県と市が共同で行う取り組みとし、特別警戒区域（レッド）及び警戒区域（イエロー）の住民の方に対しまして、個別に危険性をお知らせする予定、とのことでございました。

土砂災害警戒区域につきましては、熊本県のホームページで、地図情報として見ることができます。また、市が作成しました人吉市総合防災マップにも、土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンを掲載しておりますので、御自宅やその周辺にどのようなハザードがあるか御確認いただき、警戒すべき場所にお住まいの方は、まずは御自分で命を守る行動をとっていただくことが重要でございます。市が発する情報に耳を傾け、また、危険を感じる場合がございますら、早目の避難を心がけるようお願いしたいと存じます。

また、市といたしましては、市民から御意見や御要望をいただいた際には、まず現地に出向き、直接お話を伺い、状況を調査・確認した上で、必要に応じて県に情報や要望を伝えることで、皆様の不安事の解消につなげられるよう、今後とも努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（水野二郎君） 蓬莱配水池の診断結果等を周辺市民へ知らせるべきではないか、という御質問に、建設部に引き続き、お答えいたします。

蓬莱配水池の耐震診断結果等につきましては、町内会長などからお話をお聞きした上で、さきに建設部長がお答えをしたとおり、必要に応じて、周辺市民などへの説明を検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 土砂災害危険区域の住民説明会は平成27年、そしてまた、さらに個別の通知が、ことし行われるようです。ですが、耐震診断の結果は、今まで住民にはお知らせしていなかったことが明らかになりました。必要に応じてと言われましたが、ぜひとも耐震診断の結果を住民に知らせていただきたいと思っております。

それと、住民と市が直接話をするのはとても重要です。日ごろ、なさっていることですが、現場に足を運んで、周辺の住民の皆さんから話を聞いていただくように、重ねてお願いいたします。

最後に、市長にお伺いします。このような心配を抱えている住民の皆さんに、どのように向き合っていけますか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

急傾斜地崩壊危険箇所や土砂災害警戒区域等の土砂災害が生じるおそれがある区域周辺にお住まいの皆様に限らず、市民の皆様におかれましては、まずは命を守っていただくことが一番大事でございますので、行政といたしまして、住民が適切な避難行動をとれるよう、防災情報を提供し、住民等の避難行動等を支援することが必要でございます。

土砂災害を防止するには、情報の収集・伝達、予報警報の発令及び伝達、避難・救助等の警戒避難態勢を確立しておくことが重要であると認識をしております。人吉市地域防災計画には、初動体制を含めまして具体的な行動内容を記載しており、国や県と協力しながら、

土砂災害による人的被害をゼロにするため、連携を深めて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 命を守るための早目の避難、それと、市は情報を早目に伝達して、防災計画をもとに、国や県とも連携して対応するというお話でした。

きのうの平田議員の質問のときに、市長は、対話をしていきたい、と仰せになりました。市の配水池にかかわる不安の声でもあるので、市長自身も、直接現場に出かけて行って、住民の話を聞いていただくことを求めて、1項目めの質問を終わります。

2項目めは、介護保険で、介護保険料の軽減について質問します。

本市の第7期、平成30年から令和2年の保険料の標準額は6,490円です。その前の第6期は6,112円でした。さらに、その前の第5期は5,895円でしたから、介護保険料は期ごとに上がってきています。

一方、介護保険料が高い、上げないでほしい、という声は切実です。第7期の人吉市いきいき高齢プランの策定に当たって実施されたアンケートにも、「介護サービスや施設はこのままでよいので、保険料を上げないでほしい」が68.6%と、最も高くなっています。

私は、去年の3月議会で、介護保険料の引き上げに反対しました。また、本村議員は、一昨年の12月議会と去年の3月議会で、介護保険料の減免制度を提案されました。そのほかに、介護保険料の軽減につながるような方法はないものかと考え、取り上げるものです。

まず、介護保険料はどのようにして決まるのですか。算定の仕方をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

第1号被保険者、65歳以上の方の介護保険料でございますが、第7期介護保険事業計画等計画期間中では、平成30年度から令和2年度までの3年間に見込まれる、要介護及び要支援認定者数、それぞれの介護保険サービスの利用による介護保険給付費を算出し、それに、高額介護サービス費、地域支援事業に係る経費等を合計した事業費の23%が、第1号被保険者負担相当額でございます。

さらに、市町村の財政力等に応じた係数を掛けますと、保険料収納必要額が算出されますので、予定収納率等を加味し、所得段階別加入割合等で補正いたしました65歳以上の人数で割った額が、保険料の基準額となります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 要介護、要支援認定者の見込み、そして、介護保険サービス事業に係る費用見込みをもとに算定されます。その給付に係る費用に、第1号被保険者の負担分23%を掛けて、65歳以上の人数で割って計算されます。この基準額をもとに、介護保険料は、所得に応じて段階的に決められています。

それでは、所得段階別の対象者と、その人数をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市では、9つの所得段階別に保険料を設定しております。それぞれ対象となる方は、世帯ごとの個人住民税の課税・非課税や、対象者の前年の合計所得金額や、課税年金収入によって区分をしております。以下、課税・非課税、対象者の所得、年金収入の表現でお答えをさせていただきたいと思っております。

第1段階が、生活保護の方、また、世帯全員が非課税で老齢福祉年金受給者、あるいは、前年の所得と年金収入が80万円以下の方で、対象者は平成30年度末で2,517人でございます。

第2段階は、世帯全員が非課税で、所得と年金収入が80万円を超え、120万円以下の方で、対象者は1,279人でございます。

第3段階は、世帯全員が非課税で、第1、第2段階以外の方で、対象者は1,060人でございます。

第4段階は、世帯のいずれかの方が課税されているが、本人は非課税で、所得と年金収入の合計が80万円以下の方で、対象者は1,323人でございます。

第5段階は、世帯のいずれかの方が課税されているが、本人は非課税で、第4段階に該当しない方で、対象者は1,344人でございます。

第6段階は、本人が課税で、所得が120万円未満の方で、対象者は1,837人でございます。

第7段階は、本人が課税で、所得が120万円以上200万円未満の方で、対象者は1,253人でございます。

第8段階は、本人が課税で、所得が200万円以上300万円未満の方で、対象者は445人でございます。

最後でございます。第9段階は、本人が課税で、所得が300万円以上の方で、対象者は449人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 第1段階の方は、生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税所得金額が80万円以下の方で、人数は2,517人。それから、第2段階、第3段階と分かれ、第9段階の方は、本人が住民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の人で、人数は449人とわかりました。

介護保険料のしおりには、保険料段階を9段階にしたのは、所得に応じた保険料負担になるように保険料の所得段階を細分化した、と書かれていました。この応能負担の考え方には、賛成するものです。

では、平成31年4月から、国が低所得者の介護保険料を軽減しましたが、それはどんな

理由からですか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

介護保険料の低所得者軽減の理由でございますが、今後、さらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、介護保険制度を持続可能なものとするため、今後も被保険者の方々に保険料を御負担いただく必要があることから、標準段階の見直しに加えまして介護保険法が改正され、公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられたものでございます。

この改正は、平成27年4月に施行され、平成27年度分の保険料から、特に所得の低い方を対象に軽減が行われておりますけれども、平成31年4月からは、個人住民税非課税世帯を対象として実施されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 少し補足をしますと、第1段階の方は、基準額に対する割合が、それまでの0.45から0.375へ、第2段階の方は0.75から0.625へ、第3段階の方は0.75から0.725へ軽減されました。対象となったのは、市民税が世帯全員非課税の世帯で、第1段階から第3段階の方であり、それは65歳以上の全体の44%に当たるとのことです。改めて、高齢者には低所得の方が多いのだと思いました。国も、低所得の方の保険料軽減は避けては通れない課題であると認識しているからだと、だから、軽減措置を行ったと思います。

さて、現在は、平成30年から令和2年までの第7期ですが、来年は、令和3年からの第8期に向けての計画をつくることになると思います。介護保険給付に係る費用はふえてきていますから、介護保険料を見直すことになると思いますが、介護保険料については所得に比例するものにすべきであるという点から、質問と提案をしたいと思います。

第1点目の提案は、保険料を、可能な限り累進制に近づけるということです。人吉市の場合、9段階に分かれているから、7段階のときより所得に応じたものにはなっていますが、それで十分と言えるでしょうか。ここで、所得段階と保険料基準額の割合はどうなっているかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

第7期の年額保険料基準額は、月額保険料基準額から算定いたしますと7万7,900円となります。所得別段階の保険料に当てはめると、第5段階に当たる方の保険料がこの基準額となりまして、各所得段階ごとの保険料は、この基準額と比較しまして、所得の低い方は基準額と比較して低く、所得の高い人は高く設定しております。

ここで、平成31年4月から施行された、国の基準によります軽減した所得の低い方の割合と、年額保険料を申し上げます。

第5段階に当たる基準額7万7,900円を1といたしますと、第4段階の方が0.9で、年額

7万100円、第3段階の方が0.725で、年額5万6,500円、第2段階の方が0.625で、年額4万8,700円、第1段階の方が0.375で、年額2万9,200円でございます。所得の高い方のほうは、第6段階の方が1.20で、年額9万3,500円、第7段階の方が1.30で、年額10万1,200円、第8段階の方が1.50で、年額11万6,800円、第9段階の方が1.70で、年額13万2,400円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 第5段階を1として基準額として、それから所得が低い方は低く、高い方は高く、と御説明がありました。少し詳しく調べてみました。第1段階の人と第2段階の人を比較すると、所得は1.5倍の差で、保険料は1.6倍の差となっています。これは、所得に応じた課税といえます。ですが、第6段階と第8段階を比較すると、所得は2.5倍の差があるんですが、保険料は1.25倍の差です。第6段階と第9段階の所得を、400万円と仮定して比較すると、所得は4倍の差があるんですが、保険料は1.4倍の差なんです。第9段階の人は、どんなに所得が多くても、基準額の第5段階の保険料の1.7倍で、頭打ちです。ですから、いろんな控除を引いた後の所得が、500万円、1,000万円、3,000万円になったとしても、保険料は13万2,400円が変わらない。基準額の1.7倍で頭打ちになっている。つまり、所得に応じた累進制にはなっていないことは明らかです。これを、累進制に近づけることを提案したいと思います。

2点目の提案は、そのために、徴収段階を多くするということです。人吉市は9段階に分かれ、第9段階で300万円以上の所得の人は、同一の保険料、基準額の1.7倍で、どこまでいっても同じです。熊本市は第13段階まで分かれており、第9段階を300万円以上400万円未満にして、基準額の1.7倍、その上に第10段階を設け、400万円以上500万円未満で、基準額の1.8倍というように、所得に応じて段階と割合をふやしています。最高の第13段階は、700万円以上の場合で、基準額の2.1倍になっています。水俣市は第11段階まで分けてあり、第9段階は300万円以上500万円未満にして、基準額の1.8倍、第10段階は500万円以上800万円未満で、基準額の1.9倍、最高の第11段階は、800万円以上で、基準額の2倍にしています。そして、熊本市も、水俣市も、高額所得者の保険料を所得に応じてふやすと同時に、国よりも早く、低所得者の保険料を軽減していました。

熊本市や水俣市の例を見れば、介護保険料の段階が9段階と決められているのではなく、国が示す標準的な段階や割合を参考にして、自治体独自で決めることができるのではないかと思います。そこで、第8期に向けて、介護保険料をできるだけ累進制に近づけることと、段階をふやすことを研究していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

保険料の設定につきましては、介護保険制度創設に当たりまして、さまざまな議論がなされております。保険料の算定に当たりましては、住民税の課税状況を活用することとされ、できる限り低所得者にきめの細かい配慮をすることが要請されましたことから、基本的な考え方は、定額を基本とした所得段階別の保険料設定となっております。

標準の段階設定は、介護保険法施行令第38条第1項に定めるところでございますけれども、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うよう、平成27年4月に、標準6段階から標準9段階に見直しがされております。全国標準的な負担公平の見地から、基本的には、標準の9段階設定により保険料を設定することが望ましいと考えられますけれども、同施行令では、低所得者への配慮など特別の配慮が必要である場合には、各市町村の判断により保険料を弾力化して設定できるとされております。

保険料の弾力化には、1つ目に、各所得段階の基準額に対する割合の変更、2つ目に、基準所得金額の変更、3つ目に、10区分以上の保険料の設定が挙げられておりますが、その組み合わせは複数ございまして、どのように弾力化するかは、各市町村の事情や、それぞれの弾力化の特徴や効果を踏まえまして検討することが必要となります。

なお、弾力化の方法によって保険料を設定する場合であっても、市町村は、保険料収納必要額を確保することができるようにしなければなりません。次年度、令和2年度には、保険料の決定を含みます第8期介護保険事業計画等の策定に着手いたしますので、国の動向を注視し、さまざまに情報を収集しながら、持続可能な介護保険制度となるよう策定をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今の回答にあったように、国も、弾力化ということで、割合や区分や段階は自治体の判断で設定できるとしてあります。ぜひ、具体化していただきたいと思います。介護保険料の割合や区分や段階がこのままだと、高額所得者優遇になってしまうのではないのでしょうか。税の公平性、応能負担の原則からしても見直しが必要であると考えます。

水俣市の介護保険の担当者の方に伺ったら、11段階にしたわけは、高額所得者の保険料を細分化して、低所得者の保険料を抑えることが目的だ、と話されました。低所得者の介護保険料は、国も軽減措置を行ったので前進はしましたが、それで終わりにするのではなく、次は、中間層の介護保険料を軽減するような負担割合を研究したり、基準額が上がらないように研究したりしていただきたいと申し上げて、介護保険についての質問を終わります。

最後の、3項目めは、市長の選挙公約である学校給食費の無償化について、質問をします。

まず、市長にお尋ねします。4月11日の、市長選の公開討論会で配布された資料には、引き続き、給食費の無料化に取り組む、とありました。これは、市長の公約であることに間

違いはありませんね。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の市長選挙に挑むに当たりまして、取り組むべき施策の1つとして掲げております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 市長の公約であることは、確認できました。

では、熊本県内の自治体のうち、この4年間で、学校給食費の無償化に踏み出した自治体はありますか。お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 熊本県内で無償化を実施している自治体についてでございますが、球磨郡山江村が、ちょっと早うございますが、平成26年度から実施しております。同じく、水上村が平成27年度から実施をされておられます。そして、市では、荒尾市が、小学校のみの無償化として、平成29年10月から実施をされておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 荒尾市が、小学校給食費の無償化を実施しているとお聞きしたので、私は、先日、荒尾市役所を訪問してお話を聞いてきました。

特徴は3点あって、1、市長選の公約だったこと、2、当選後6カ月の準備で、その10月に実施したこと、3、市の重点戦略に明記したことです。市長の公約を、子どもは地域の宝物、みんなで育む人づくりとして、4つある重点戦略の1番目に挙げて、小学校給食費の無償化を実現させました。補助対象は、就学援助費や教育補助を受けている377人を除く2,381人、予算は1億1,600万円です。

印象的だったのは、スピード感を持って実行されていたことです。普通なら就任した翌年の4月からとなりそうですが、就任の年の10月実施です。やると言ったら早目にやる、小出しにせずに集中して全部する、そんなぐあいに、学校給食費の無償化だけではなく、エアコン設置も、教室にも特別教室にも全部設置する。そうすると話題になり、荒尾市は子育て支援や教育環境の充実に力を入れている、と注目される効果もある、と言われました。これからは、教育先進都市を目指して、事業改善やICT教育を強力に推進していくとのことでした。

小学校給食費無償化の効果は、との問いに、将来を担う子供たちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちづくりの一助になっていること、給食費補助として、市から年間約4万6,000円を助成していることから、子育て世代の教育費負担の軽減につながっていること、給食費の未納問題が解消したことで、徴収等に係る小学校の事務負担が軽減されたことの3点を挙げられました。実際に、近隣から荒尾市に移り住んできた理由として、子育て環境がよい、給食費無償化を挙げる人が多いと、担当課は言っておられました。

そこで、市長にお伺いします。学校給食費の無償化の公約を、どのように実現するつもりですか。お尋ねします

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、少子社会への対策、子育て世代を支援することを目的として、2期目においても、私の公約として掲げさせていただきました。

給食費の無償化への道筋といたしましては、市の財政状況を勘案して、段階的な補助を行っていく方針のもとに、議会の御理解を経て、平成28年度から、児童・生徒の1人当たり月1,000円の補助に取り組みまして、現在に至っているところでございます。

今後は、新市庁舎等の建設といった一大プロジェクトの実施に加え、多くの行政課題と将来の見通しなど、市の全体的な枠組みの中で、財政状況を見きわめながら財源の確保に努め、改めて、給食費の無償化に向けて鋭意取り組んでいく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 段階的な補助、そして、財源の確保に努めたいというお答えでした。

小中学校の学校給食費の無償化には1億1,000万円ほどが必要だと、去年の9月議会でわかりました。仮に、荒尾市のように小学校の給食費を無償化するとしたら、約1,700人で約6,600万円かかります。既に1,000円助成をしているので、あと5,000万円くらいで無償化は実現します。

小学校給食費の無償化に踏み出したらどうでしょうか。この財源をつくり出す方法は、2つあります。1つは、市庁舎建設の規模を見直し、事業費を5,000万円減らして、学校給食費の無償化に回すことです。市民の暮らし、福祉、子育てを優先するのが、市政のあるべき姿だと思います。もう1つは、ふるさと納税を活用する方法です。平成30年のふるさと納税の寄附総額は2億5,400万円、その5分の1の5,000万円を、学校給食費の無償化に回すことです。ふるさと納税の応援メニューに、学校給食費の無償化を設けて、財源にできないかと思えます。

公約実現の立場に立つならば、荒尾市のように、重点戦略に位置づけて明記するべきではないでしょうか。公約は、それほど重いものです。市長の施政方針にも、「私が選挙の際にお示しいたしました公約につきましては、人吉市総合計画策定審議会等に御意見を頂きながら、新たな総合計画の施策等に織り込んでまいりたい」と述べられています。ぜひとも実現させる、という市長の覚悟を示してください。第6次人吉市総合計画に、子供は地域の宝物、子育てするなら人吉市で、子育て日本一の人吉市をみんなでつくろう、とのメッセージが打ち出され、学校給食費の無償化が前進することを求めて、一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間の延長をし、暫時休憩します。

午後 3 時47分 休憩

午後 4 時01分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）
6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。6 番議員の宮原です。本日、最後の一般質問となります。お疲れのこととは存じますが、最後までおつき合いのほど、よろしく願いいたします。

5 月 1 日に、元号が平成から令和に変わりました。令和の意味については、昨日、徳川議員が語る説明をされましたが、令和は、英語であらわすと、ビューティフルハーモニー、「美しい調和」と表現されるそうです。私も、今回行われた人吉市議会議員選挙におきまして、皆様方から厚い御支援を賜り、2 期目の当選を果たすことができましたが、これからも、市民の皆様とともに、美しい調和を保ちながら、市政発展のために尽力してまいりますので、松岡市長を初め執行部の皆様、また議員の皆様には、引き続き、御指導を賜りますようよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回の質問は、3 項目。1 項目めが、マニフェストから、しごと誘致、ひと誘致について。2 項目めが、ひきこもり対策から、ひきこもり支援の充実について。そして、3 項目めが、社会体育から、社会体育の現状と今後について質問してまいります。

それでは、1 項目めの、しごと誘致、ひと誘致について質問に入らせていただきます。

松岡市長は、今回の人吉市長選挙において、新たに108の施策を示した選挙公約、マニフェストを掲げられ、選挙戦を戦われ、再選を果たされました。多くの市民の皆様が、松岡市長の今後の市政のかじ取りと公約の実現に、大きな期待をされていると思います。

これから4年間、全ての公約実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。私は、今回の松岡市長の選挙公約、マニフェストの中でも、重要な施策の1つであると思われる、しごと誘致、ひと誘致の中から質問してまいりたいと思います。

このしごと誘致、ひと誘致については、市長は選挙前、また、選挙戦の最中と、いろいろな会合でお話をされるたびに、人口減少に歯どめをかけるためにしごと誘致、ひと誘致を行っていく、という旨のお話をよくされておられ、そのしごと誘致、ひと誘致の中でも、新聞記事等で報道された I T 企業の50社誘致という施策は、市民の皆様も注目をされていらっしゃると思います。ただ、公約を見てみると、サテライトオフィスを整備し、I T 企業等50社の誘致並びに起業促進に努めます、と明記されているので、新聞報道等にあるような I T 企業誘致だけではないと思いますが、どのように、50社の誘致、起業を促進していくのか気になるところであります。

そこで、まず、IT企業等50社の誘致並びに起業促進という公約を掲げられた意図と、今後、それを達成していくために、どのように進めていくのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

マニフェストに掲げておりますIT企業等50社の誘致並びに起業促進につきましては、IT企業にかかわらず、幅広い、さまざまな分野の企業や事務所を対象として捉えております。さまざまな分野の企業等を集積することにより、本市の地域課題の解決や、人吉市スマートシティ構想の実現につながるものと存じます。また、Hit-Bizを通じて、これから、どんどん起業される方がふえ、本市に会社を設立されていきますと、企業誘致と同様に、新たな産業の創出及び雇用促進につながっていくことと存じます。

このように、IT企業を初めとしたさまざまな企業等に積極的にアプローチを行い、起業を志されている方につきましては、しっかりと伴走してサポートし、企業誘致、起業創業を合わせて50社を目指してまいりたいと存じます。

また、今後の取り組みにつきましては、施政方針で述べましたとおり、現在進めておりますサテライトオフィスやコワーキングスペースを核として、IT関連企業と人の誘致にとどまらず、知識や技術の誘致に努めることとし、地元住民や企業との交流の中から新たな仕事を創出できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） IT企業にかかわらず、幅広い企業誘致をしていくと。起業創業をあわせて、50社を目指すということですね。

そこで、私は、その50社の企業誘致、起業創業をしていく中で、核になる場所が、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばになると思っております。今、市長の答弁の中でも、サテライトオフィス、コワーキングスペースを核にしていくというようなお話がありましたが、くまりばには、今後改修が予定されているサテライトオフィス、また、今回完成したコワーキングスペース、そして、中小企業や起業家を応援するHit-Bizがございしますので、これらをうまく活用、連携していくことが、50社の企業誘致、起業促進には欠かせないと、私も思っております。

そこで、次の質問に移りますが、本年3月に整備が終わり、間もなくオープンを予定しているコワーキングスペースについて、質問したいと思います。

コワーキングスペースとは、一般的に言われている、独立して働く個人が、机、椅子、ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行い、利用者同士の積極的な交流や協働といったコミュニティ形成を促すといったワークスペースであると認識はしております。本市の場合においても、基本的にはそのような形で使われるとは思いますが、先ほど市長は、コワーキングスペースを企業誘致、起業促進の核にしたい、と言われましたので、今

回、整備したコワーキングスペースを起業誘致、起業促進につなげていくために、具体的にどのように活用していくのかお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

くまればコワーキングスペースの具体的な活用方法でございますが、今年度も、昨年度に引き続き、地方創生推進交付金を活用いたしまして、人吉市IT企業等協創促進事業を実施いたします。

本事業の具体的な内容でございますが、大きく分けて2つの事業を実施いたします。まず、1つ目は、関係人口創出事業でございます。この事業では、本市の地域課題をIoTで解決するIoTハッカソンを開催いたします。昨年度開催いたしましたハッカソン同様、全国各地から、さまざまなIT企業等に御参加いただき、本市の魅力を知っていただく機会をつくり、さらなる関係人口の増加に努めます。なお、このハッカソンにおきまして開発していただきますさまざまな試作品につきましては、内容の精査を行い、実現可能なものにつきましては、具現化してまいりたいと存じます。

2つ目は、コワーキングスペース運営とPR事業でございます。本施設は、昨年度のIT企業等協創促進事業で、施設の魅力向上アドバイザー事業を実施し、株式会社スノーピークビジネスソリューションズのアドバイスを受け、キャンピングオフィスとして整備しております。アウトドアをあまり知らない方でも認知されているスノーピークブランドを最大限に生かし、魅力的な施設運営に取り組んでまいりたいと存じます。

また、本市及びコワーキングスペースの広報につながる人材のインターンシップ事業にも取り組みたいと存じます。主に、大学生や若手社会人を通じまして、広くSNS等を通じた情報発信により、本市及びコワーキングスペースの魅力向上に努めたいと存じます。これと同時に、広報におきますライティングや作業を、副業並びに兼業マッチングサイトに掲載することで、滞在型インターンシップとしまして、新たな交流人口づくりにも取り組んでまいりたいと存じます。

このような事業を実施し、これまでに誘致活動を行ってきましたIT企業はもとより、地元事業者、学生を初めとするさまざまな方々に本施設を御利用いただき、新たな交流の場、働く場としての役割を果たすとともに、このことを企業誘致につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 6番。宮原将志議員。

○**6番（宮原将志君）** 関係人口の創出事業や滞在型のインターンシップ事業などを行いながら、企業誘致につなげていくということでありましたが、関係人口の創出というのは、まさにひとの誘致だと思っております。

先日、6月11日に行われたまち・ひと・しごと創生会議で示された、2020年度からの地

方創生の基本方針の中でも、私も以前の一般質問でも取り上げましたが、さまざまな形で、継続的に地域とかかわる人をふやす、関係人口の拡大に力を入れる、という方針が出されております。

コワーキングスペースを活用して関係人口の創出、ひとの誘致につながることに期待しておりますし、ぜひ、魅力的なコワーキングスペースにさせていただき、都市部の方々だけでなく、地域の方も利用し、新たな交流が生まれる場所にしていただきたいと思います。私も、積極的に利用させていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。今回のマニフェストでは、最初の答弁でもありましたように、企業誘致だけでなく、起業もあわせて50社を目指す、とされております。ですので、企業誘致だけでなく、起業促進にも力を入れていかなければならないと思っております。

そこで、今後、起業を促進していくために、どのような施策を考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

起業促進のための施策でございますが、本市IT企業等協創促進事業の中で、起業家の交流事業を実施してまいりたいと思っております。

具体的な内容といたしましては、首都圏から起業家を誘致する視察ツアーを通して、地元企業と起業家の接点をつくり、新たな事業の創出に努めてまいります。特に地元の若手経営者の皆様や老舗企業との交流について、力を入れてまいりたいと存じます。さらには、外部から、先進的な取り組みを行っている方を講師にお招きし、新しい事業のヒントにつなげることで、起業家支援に取り組んでまいりたい、そのように存じます。

また、本事業におきましては、本市に拠点を置き、起業できるための支援等を、Hit-Bizと連携して進め、くまれば2階のコワーキングスペースにおいては、法人登記サービスといったものなどを整備し、起業家の方がより起業しやすい環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 起業を促進していくために、Hit-Bizとの連携はもちろんですが、商工会議所だったり、金融機関ともしっかりと連携をとりながら、起業家に優しい自治体を目指していただきたいと思います。

また、答弁でもありました、2階部分のコワーキングスペースでの法人登記ができるサービスを行うということでしたけれども、コワーキングスペースで法人登記することで、オフィスの賃料やランニングコストの削減、また、ネットワークの構築などさまざまなメリットがあると聞いております。人吉市にもそのような場所ができれば、ぜひ法人登記をしたい

という話もちらっと聞いておりますので、ぜひ、2階部分のコワーキングスペースの整備も急いでいただきたいと思えます。

また、スピード感を持って取り組んでいただきたいのは、2階部分のコワーキングスペースだけではなくて、サテライトオフィスのほうもスピード感を持って取り組んでいただきたいと思えます。

なぜ、このようなことを言うかと言いますと、市長も御存じかと思えますが、全国でサテライトオフィスの誘致合戦が続いているんですね。人吉市にサテライトオフィスを開設したいと、また、コワーキングスペースで法人登記し、起業したいと思われる方がいらっしゃっても、実際、数社いらっしゃると聞いていますが、サテライトオフィスが整備されていないと、法人登記する場所がないということであれば、民間の方はスピード感がありますので、違う自治体に行かれる場合もあるんじゃないかなと思っております。ですので、今、2階のサテライトオフィス、コワーキングスペースの部分は、今年度3月が完成予定となっておりますが、私は、もっとスピード感を持って整備を行い、受け入れ体制を整えるべきではないかと考えておりますが、市長は、この件についてどう思われるのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今後の施設の改修等の計画でございますが、昨年度の人吉市IT企業等協創促進事業のアイデアソン・ハッカソンに参加された方々から、本地域に対する愛着とともに、本市の取り組みに関する賛同や協賛の言葉をたくさんいただき、くましばへの入居も視野に、早急な整備を希望する旨の要望もいただいております。

このように、本施設の早期開設を待ち望まれている方々に対しましても、その期待に応えるために、スピード感を持って、単に施設を整備するにとどまらず、魅力的な施設とするため、整備を進めているところでございます。

現在、IT企業等の誘致の受け皿として、くましば内にサテライトオフィスやコワーキングスペース等の整備を段階的に進めております。その第一弾といたしまして、本年7月に、1階部分のコワーキングスペース開設に向けて準備を進めているところでございます。また、くましば2階のサテライトオフィス等の整備につきましては、現在、実施設計業務を委託しております。7月末で完了し、10月までには工事着手し、来年2月末には完成予定としております。既にオフィス入居を希望されている企業がいらっしゃることから、1日でも早く施設整備を完了して、御利用いただくように鋭意努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 1日でも早く開設できるように努力していくということでしたが、全国では、本当、生き残りをかけた誘致合戦が始まっております。ぜひ、1週間、1カ月と、予定よりも早く整備を行っていただき、市長が目指される50社の企業誘致並びに起業促進を

達成し、人吉市の活性化や人口減少に歯どめをかけていただきたいと思います。これで1項目めの質問は終わります。

それでは、次に、ひきこもり対策の質問に移らせていただきます。今回は、特に大人のひきこもりについて質問をしていきたいと思っております。

最近、ひきこもりという言葉が、改めて注目されております。それは、5月28日に起きた、川崎市の児童らが殺傷された事件で、容疑者がひきこもり傾向にあったとの報道や、元農林水産事務次官による長男の刺殺事件においても、元次官の長男について、ひきこもりがちで、家庭内暴力があったと報じられたからであります。報道であるような、ひきこもりと事件を結びつけることは慎むべきことだと思いますが、これらの事件は、ひきこもり者を抱える家族が苦悩する姿を浮かび上がらせるものとなりました。

2018年に内閣府が行った調査によると、40歳から64歳までのひきこもりの人数が推計61万人に上るとされ、15歳から19歳までのひきこもり者とあわせると100万人以上になるとみられております。ひきこもりについては、なかなか表に出てきにくい潜在的な問題であると同時に、デリケートな問題であると認識しておりますが、ひきこもりの長期化・高齢化、そして孤立化を防ぐためにも、個人の状況に寄り添い、きめ細かく支援しながら、社会とのつながりを回復していくことが重要であると思っております。

そこで、まず、お尋ねですが、本市は、大人のひきこもりに対して、どのように考えているのか、また、本市のひきこもりの実態はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員からも、先ほど述べられましたように、先月、川崎市での児童等殺傷事件と、今月、東京で、父親が息子を刺殺するという大変痛ましい事件が続けて発生しているところでございまして、いずれも、事件の関係者がひきこもり状態だったことを、事件と関連づける内容の報道があつているところでございます。ひきこもりと事件を安易に結びつけることは避けるべきと存じますけれども、ひきこもりの方は社会的に孤立されており、その御家族の方々も、専門機関になかなか相談しづらい状況にあると思われまふ。

しかしながら、御家族だけでは解決しようとせず、各専門の機関に御相談いただくことや、また、専門機関においては、ひきこもりの方を社会に結びつけるよう支援をしていくことが重要であると存じます。

本市におきましても、内閣府の調査結果同様に、一定数のひきこもりの方がいることは推測されるところでございますけれども、人数の把握はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 人数は把握してないということでしたが、確かに表に出てきにくいものだと思いますので、なかなか把握するのは難しいと思っております。しかし、ひきこもりの方を

支援していく中で、実態を把握していくことも重要だと思います。もしかすると、民生委員さんとかが状況等を把握されているケースもあるかもしれませんので、そういった情報なども収集しながら実態把握に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、ひきこもりの方や、その御家族の方が相談をしたいといった場合の相談窓口はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

国におかれましては、平成21年度から、ひきこもりに特化した第1次相談窓口として、都道府県単位でひきこもり地域支援センターの設立を目指しました。熊本県におかれましては、精神保健福祉センター内に設立されておりまして、御本人、御家族からの電話、来所等による相談や、家庭訪問などの支援が行われております。しかしながら、支援センターは本市から遠方でございまして、現状といたしましては、身近に相談する場としての活用には難しい一面もございます。

そこで、身近な相談窓口といたしまして、県の機関といたしましては、人吉保健所がございます。また、市といたしましては、ひきこもりの要因が、福祉、保健、医療、教育、労働などさまざまな領域にまたがりますることから、福祉課、高齢者支援課、保健センター、福祉事務所、地域包括支援センター、消費生活センターなど、御本人または御家族の方を、かわりのある部署で、まずは状況を把握し、その人に必要な支援につなげているところございます。さらに、市が、生活困窮者自立相談支援事業として委託しておりますひとよし生活困りごと支援センターが、人吉市社会福祉協議会内にございます。また、人吉球磨地域障害者相談支援事業を行う3つの事業所も、相談窓口となっております。

市役所内の各相談窓口の相談件数といたしましては、直近5年間で見ると、各年度とも5件以内で推移しております。また、ひとよし生活困りごと支援センターにおきましては、平成27年度に3件、平成28年度に2件、平成29年度に4件の相談がっております。なお、平成30年度には相談がございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今の答弁でいくと、まず、ひきこもりに特化した窓口として、熊本県のひきこもり地域支援センターがあると。しかし、熊本市内にあつて遠方ということですので、身近なところでは県の機関として保健所があると。市役所内では、かわりのある部署で窓口が違うのはわかりますが、福祉課であつたり、高齢者支援課だつたり、保健センターだつたり何カ所かあると。社協においては、ひとよし生活困りごと支援センターがあつて、ほかにも相談する事業所が数カ所あるということですが、これは、相談される方は初めにどこに行つていいかわからないと思うんですね。

私もちょっと相談を受けていたので、ちょっと話を聞かせてもらおうと思ひまして、ま

ず最初に、保健所に行きました。保健所に行ったら、ここは、熊本県のひきこもり地域支援センターのサテライト的な窓口ですので、そこと連携している社協さんに行けば、詳しい話が聞けるんじゃないんですかと言われたので、次、社協さんのところへ行っただけです。社協さんに行ったら、ここでも相談を受けるんですけども、別館2階の生活支援係に行ったほうが詳しくわかるんじゃないんですかと言われて、今度は別館2階に行ったら2階に行っただけで、いや、ここもそこまでは、みたいな。一体、どこで話を聞けばいいんだろうと感じたんですよね。

相談される方は、本当に悩まれて、勇気を出して相談に来られるのに、言い方は悪いかもしれませんが、窓口でたらい回しにされると、これはだめだというふうに感じられると思うんです。

そこで、本市においては、相談に来られた方がわかりやすいように、ひきこもりの相談に対する総合的な窓口を設置するべきだと考えますが、この件について、どのように考えられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきましたように、ひきこもりの要因にはさまざまな領域にまたがりますことから、これまでは、それぞれの関係部署におきまして相談を受けていたところでございます。しかしながら、議員の御指摘のとおり、これまでにかかわりのなかった市民の方にとっては、相談窓口がどこにあるのか大変わかりづらい状況であったのではないかと推測されるところでございます。

そこで、今回の御指摘を受けまして協議をいたしまして、市役所におきましては、最初の相談窓口を福祉課障がい者支援係に置かせていただくよう決定したところでございます。福祉課の障がい者支援係につきましては、保健所とのつながりも強く、そのような関係から、障がい者支援係に置かせていただくことに決めたところでございます。

まずは、そこで相談をお受けしまして、相談内容によって、それぞれの関係部署につなぎ、対応することとしたところでございます。今後は、ひきこもりの方やその御家族が相談に来られた際に、相談窓口の場所等につきまして戸惑われることのないよう相談窓口の周知を図っていくとともに、これまで以上に関係部署と連携を図ってまいりたいと存じます。また、消費生活センターや、ひとよし生活困りごと支援センターに相談された場合でも、それぞれの関係部署に適切につなぐよう対応させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 福祉課障がい者支援係に窓口を設置していただけるということでしたので、関係部署としっかりと連携をとると同時に、窓口設置の周知だったり、相談しやすい雰囲気づくりにも努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、現在、相談があった場合、ひきこもりの方や家族の方に対して、どのような支援を行っているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

それでは、本市におきまして相談をお受けし、支援を行ったものの一部を御紹介させていただきたいと思います。

先ほど、相談窓口として御紹介をさせていただきましたひきこもり地域支援センターで、まず、相談を受けていただき、そこから、ひとよし生活困りごと支援センターに継続支援の依頼がございまして、就労に向けた支援や、専門医療機関への受診につなげる支援などを行ってまいりました。また、高齢者の方からは、別の件で御相談を受けまして、御自宅を訪問した際に、その世帯にひきこもりと思われる方がいらっしゃったことから、医療機関につないだケースもございました。

その他、平成29年度から、生活保護受給者、生活困窮者を対象とした就労準備支援事業により、就労準備支援員を配置し、支援をしているところでございます。支援内容といたしましては、ひきこもりの方など、直ちに仕事につくことが難しい方の就労準備といたしまして、各種講座の受講や作業訓練などを行っていただき、就労に必要な知識・技能の取得を目指しているところでございまして、短期間ではございますけれども、就労に結びついた方もございました。

今申し上げたような、御本人の状態や意向等を尊重しながら、関係機関が連携を図り、御本人の支援といたしまして、生活支援、医療支援、福祉支援、就労支援などを行うと同時に、御家族の方への支援も行っているところでございます。

なお、支援を行ってきた中で感じますことは、成果があらわれるには時間がかかり、長期的な支援を視野に入れまして、粘り強い対応が必要であるということでございます。今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、相談対応・支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） さまざまにケースがあつて、関係機関と連携しながら、長期的な視野を持って支援を行っているということですが、皆さん、本当、一生懸命支援をされているというのは理解しているんですが、私がちょっと1件聞いたケースなんですが、これはどこの窓口かは言いませんけれども、窓口相談に行つたと、そこではちょっと対応できないので、熊本県のひきこもり地域支援センターに相談してくださいということで、そちらのほうを紹介されたと。そこに相談したけれども、やはり遠方だったので、なかなかうまくやりとりがいかずに、うまく社会復帰ができていないというような話も聞いております。ですので、やはり、今後は、身近に相談ができる人を養成して、継続的に支援を行っていく必要もあると思っております。

そこで、人材の養成について質問していきたいと思います。国においては、ひきこもり支援が適正に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図るために、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業を行っており、その中に、ひきこもり支援従事者研修があります。ちなみに、この研修の対象者は、ひきこもり支援を担当する市町村職員、ひきこもり関係機関の従事者などとなっております。これから、福祉課内に窓口を設置するということもありましたので、市職員の方も、ひきこもり支援に必要な知識や技術等が必要になってくると思っております。

そこで、市職員の方で、このようなひきこもり支援従事者養成研修などのひきこもりに関する研修を受けている方はいるのか。また、今後、そのような研修があった場合に、派遣していく計画があるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま議員から御紹介がありました、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業におけるひきこもり支援従事者養成研修は、平成30年度から事業が開始された、国のひきこもり対策推進事業の1つでございます。

ひきこもり支援の質の向上を図るため、ひきこもり支援を担当する市町村担当職員や支援関係機関従事者に対して、人材養成研修を実施するものでございます。この事業の実施主体は都道府県となっておりますが、現時点では、熊本県はこの事業を実施しておられないことから、本市職員はこの研修を受けていない状況でございます。

しかしながら、ひきこもりの方やその御家族への支援には、支援に携わる人材の養成や支援の質の向上が不可欠と思われまますので、あらゆる機会を捉まえまして、このような研修が開かれる際には、職員の参加について十分に検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） まだ、研修は開催されていないみたいですが、研修が開催される際は、ぜひ、職員の参加について検討していただきたいと思います。

次に、人材の養成という点で、もう1点、質問したいと思います。

先ほど紹介した、国が行っているひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業の中で、ひきこもりサポーター研修というものがあります。この研修は、ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心がある方が対象であり、身近な相談相手として、訪問活動などを通して支援を行う人を養成するものであります。

現在、ひきこもり地域支援センターのコーディネーターが訪問支援などを行っていますが、先ほども言いましたが、遠方であるということで、なかなか支援の手が行き届かないところもあります。そういった意味では、身近に支援を行える、このひきこもりサポーターが必要ではないかと考えるのですが、ひきこもりサポーターについての本市の現状と、今後、

ひきこもりサポーター養成研修の実施についての考えはないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま、議員からも御紹介のありましたひきこもりサポーター養成研修は、ひきこもり解消を推進するため、同じ体験をした方による、いわゆるピアサポートと申しておりますけれども、その方たちを含む、ひきこもりサポーターを養成するための研修事業でございます。ひきこもりサポーターとして養成された方を地域に派遣し、地域に潜在するひきこもりの方を早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目的とするものでございます。

県は、この事業を平成27年度から実施されておまして、お尋ねしましたところ、これまで、県内に20名ほどのサポーターが養成されましたが、社会福祉協議会及び病院などの職員を対象に実施をされましたことから、市町村に、サポーターとして派遣可能な方はほとんどいない状況である、とのことでございました。また、県におかれましては、ひきこもりサポーター養成研修事業につきましては、現在、事業を中断されているという状況でございます。

なお、ひきこもりサポーター養成研修は、平成30年度からは、市町村でも実施することができるようになったところでございますけれども、ひきこもり対策という点から、一般の方も対象としたサポーターを養成することは、プライバシーの観点や、ひきこもりに関する知識が必要になってくる面におきまして困難な面が出てくると思われまいます。研修対象者の選定を慎重に、今後は行っていく必要があると存じます。

今後は、国の動向や他の自治体の実施しておりますひきこもり対策の取り組みを参考にしながら、本市の実態に合った取り組みを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 本市においてサポーターはほとんどいないという状況で、養成研修についても、慎重に行っていくということでありましたが、過去には、形は違いますが、ゲートキーパーの養成研修等も行われておりますので、ぜひ、ひきこもりサポーターの養成研修の実施に向けても検討していただきたいと思えます。

それでは、この項目の最後に、家族支援や本人の居場所づくりについて質問したいと思います。

先日、熊本県のひきこもり地域支援センター「ゆるここ」でいろいろとお話を聞かせていただきました。さまざまに取り組みをされていたのですが、取り組みの中で、家族の方にひきこもりについての理解を深めるための家族セミナーの実施や、ひきこもりの方が安心して、社会参加の足がかりとなる居場所づくりをされておられました。

このように、家族支援において、家族がひきこもりを理解することや、その対応を学ぶ

ことは、家族の精神的な負担を軽減するとともに、ひきこもりの早期解決につながりますし、ひきこもりの方が、ひきこもり状態から脱し、社会参加をするための第一歩として、自宅以外での居場所づくりは、ひきこもり支援にとって非常に重要な施策だと思います。水俣市においては、水俣市社会福祉協議会内において、家族支援として、ひきこもりの方がいる家族の交流会だったり、本人の支援として、フリースペースを設け、居場所づくりを行っているというような話も聞いております。

本市においても、家族セミナーのような家族支援や、本人の居場所づくりなどにも取り組むべきではないかと考えますが、この点について、どのように考えられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員御提案の、ひきこもりの方の御家族を対象としたセミナーなどにつきましては、本市主催では、これまで開催していないところでございます。

ひきこもりに関する専門家やひきこもり経験の方をお招きして、御家族の方たちに、ひきこもりに関する専門的なお話や、ひきこもりに関する支援内容についてのお話を聞いていただくことは、ひきこもりに対する理解を深め、解決の糸口につながっていく可能性もあり、有効ではないかと存じます。

また、居場所づくりにつきましては、ひきこもりの方は社会的に孤立しておられ、居場所をつくることは、ひきこもりの方を社会につなげていくという意味では有効ではないかと存じます。

県精神保健センターに、熊本県内のひきこもりの方の居場所についてお尋ねしましたところ、ただいま議員からも御紹介がございましたけれども、熊本県ひきこもり地域支援センターの「ゆるここ」、熊本市ひきこもり支援センターの「りんく」、水俣市社会福祉協議会内の「フリージアの会」と、民間の自助グループが居場所を提供しているとのことでございましたが、取り組みに対する広がりには、まだまだこれからです、ということでもございました。また、ひきこもりの方が外に一歩踏み出して、相談員あるいは同じ立場の方々とお話することで、前向きな考えを持つようになった方もおられるということで、居場所をつくるということは、ひきこもりの方を社会に結びつける有効な取り組みである、とのお話もございました。

市といたしましても、ひきこもりの方に関するセミナーなどの開催や居場所づくりに関しましては、まずは他自治体の先進的な取り組みについて研究をさせていただき、今後、国の動向や市民の方々のニーズ・要望を伺いながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） ぜひ、家族支援や居場所づくりに取り組んでいただきたいと思います。

今回、ひきこもり支援についていろいろと質問をいたしました。ひきこもりというのは、特定の人の問題ではなくて、いつ、我が身にそのようなことが起こるかわかりません。また、本人や家族だけで解決できる問題でもないと思っております。まだまだ、行政として充実させていかなければならない部分もあると思っておりますし、それとあわせて、ひきこもりに対して寛容な社会もつくっていくという必要があると思っております。ひきこもりに関する理解を広げる取り組みも、機会がありましたら行っていただきたいと思っております。これで、この件についての質問を終わります。

それでは、最後に、社会体育について質問をいたします。

この社会体育につきましては、皆様が御存じのとおり、熊本県教育委員会が、平成27年3月に、これまで熊本県下全ての小学校で行われてきた運動部活動を廃止し、平成30年度末までに、保護者や地域の方々が主体となって活動する社会体育へと移行する方針を出しました。

本市においては、熊本県教育委員会の社会体育移行への方針決定から紆余曲折ありましたが、スポーツコーディネーター業務をNPO法人人吉市体育協会に委託し、昨年11月から2月末までの試行期間を行い、本年度も、体育協会がコーディネーターとして総合的な運動を実施することとなりました。6月から、本格的に活動をされるということでありましたので、先日、東小学校の社会体育を見学させていただきました。教育長も来られていましたので、一緒に見学をしたのですが、レクリエーションを通して、運動の基礎動作が身につくメニューをされており、見ているほうも自然と体が動くような、本当にためになる運動をされておられました。何よりも、子供たちが楽しそうに運動している姿が印象的で、私は、いい形でスタートしたのではないかなと感じております。

そこで、ほかの市町村の社会体育移行の情報等も見聞きされていると思いますが、人吉市版の社会体育について、今年の試行期間の結果も踏まえ、人吉市版社会体育をどのように評価しているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

6月4日から、社会体育への移行を踏まえて、正式にスタートしたわけですが、早速、その日に、議員には東小のほうへ出向いていただいてありがとうございました。

さて、試行の実施から、他市町村の状況を見まして、本市の社会体育をどう評価しているかとの御質問でございますが、「熊本県下」の全ての市町村で、平成30年度末を見据え、同様に社会体育への移行の取り組みを行っております。他市町村の社会体育への移行の状況につきましては、各市町村の実情に応じ、既存のクラブチームを受け皿とした移行。総合型地域スポーツクラブを受け皿とした移行。そして、本市のように、自治体が受け皿となり、総合的な運動の機会を創出しての移行と、取り組みはさまざまございまして、一概に、本市と他市町村を比較することは難しい部分がございます。

ちなみに、人吉球磨管内におきましては、山江村、球磨村、相良村が、自治体で指導者、またはコーディネーターの雇用をしておりますが、本市と同様の総合的な運動を実施されているのは、相良村だけではないかと存じます。

本市におきましては、さきに述べましたように、特定の競技種目に継続的に取り組むのではなく、レクリエーションスポーツなどを通して、体を操作する運動、素早く走る運動、よける運動といった総合的な運動に取り組んだところでございます。

その検証としまして、コーディネーターの総合的な見地からは、特に大きな問題もなく、順調に推移したことを確認されましたし、何よりも、参加児童が楽しく元気に活動してくれたことが一番の成果ではなかったかと存じます。元気に活動してくれたことが一番の成果ということを申しましたが、本当に、参加した児童からも「楽しかった」という声が聞け、また、試行を見学いただいたPTAや学校関係者、さらには議員の皆様からも「子供たちも楽しそうで、安心した」との声もお聞きしたところでございます。

また、平成27年3月に熊本県教育委員会から示されました、「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の中でも、小学校における複数種目の実践ということで、小学校の時期は、基本的な動きを短時間で習得できる時期でもあり、動きの巧みさを高めるのに適している。そのため、小学校の時期は、特定の種目を継続的に取り組むのではなく、複数種目を実践することにより、バランスのとれた体づくりや、運動の楽しさを味わわせることから、昨年度実施しました試行での取り組み、そして、今年度から本市で取り組む、社会体育活動における取り組みは県の基本方針にも則しており、小学校の大切な時期におけるバランスのとれた体づくりには、非常に有意義であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かに、ほかの自治体と比べると難しいと思いますが、私も、小学校で取り組む運動として、総合的な運動は大変いいものであると思っております。また、指導者である体育協会の方にお話を聞かせていただいたのですが、児童の発達段階に合わせ、楽しく運動をしながら、多様な動きを身につけることができる指導案をつくっているとのことでしたので、ぜひ、多くの児童に参加をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで、本年度から本格的に始まった社会体育の実施概要、それから、児童の加入状況をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

まず、活動の管理運営母体といたしましては、市内小学校及びPTA関係者等で構成いたします人吉市小学校運動部活動運営委員会を、本年3月25日に設立をしております。

次に、実施概要でございますが、対象者は、市内小学校に通学する4年生から6年生までの児童で、活動場所は、市内各小学校の体育館及び運動場となります。活動内容は、先ほ

ど教育長の答弁の中でもございましたが、特定の競技種目によらないレクリエーションスポーツ、その他総合的な運動を実施しております。指導者等は、試行に引き続き、NPO法人人吉市体育協会から派遣されたスタッフが指導いたしております。実施期間といたしましては、6月から2月までの7カ月間で、夏休みや冬休みといった長期の休業日を除いて、週1回の活動となります。1年間では、各小学校25回の開催を予定しております。活動時間は、これまで行われていた部活動の時間帯、おおむね午後4時から午後5時30分までの時間帯で、およそ60分の活動を行っております。会費は、7カ月間の実施となりますので、月額1,000円の年額7,000円となります。この中には、活動中のスポーツ安全保険料も入っております。

次に、加入申し込み状況でございますが、6月7日現在で76名の加入申し込みをいただいております、加入率は、対象児童が879名でございますので、8.6%の参加率となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 加入している児童が少ないですね。76名、加入率が8.6%ということですが、試行期間は無料だったということで、申込者が233名と。昨年の小学校部活動の加入状況から見ても、これはあくまでも参考資料ということなんですけども、教育委員会さんからいただいた資料なんですけど、人吉東小学校が全部で166名、西小学校が119名、東間小が108名、大畑小学校が46名、西瀬小学校が95名、中原小が94名と、かなり減っているような気がいたします。

まだ、始まったばかりで、皆さん、まだ様子を見られているのかもしれませんが、やはり、子供たちが体を動かす機会が少なくならないように、今後は、状況を見ながら加入者をふやす取り組みも考えなくちゃならないのかなと思っております。この件については、また後で質問いたしますが、それでは、次の質問でサポーターについて質問したいと思います。

今回、小学校部活動が社会体育に移行されましたが、児童の参加募集と合わせて、指導者を補佐するサポーターも募集されていると思います。そこで、お尋ねですが、小学校社会体育におけるサポーターの役割と、サポーターの登録状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

サポーターの役割と、その登録状況についての御質問でございますが、まず、サポーターの役割でございますが、児童と一緒に活動に参加していただき、活動中の児童の見守りや指導者、スタッフの補助、具体的に申し上げますと、用具等の準備、片付け、児童への声かけなどの役割を担っていただきたいと考えており、試行期間に引き続き、PTA総会等におきまして、参加可能な日時だけで構いませんということで、保護者の皆様への御協力をお願いをしたところでございます。そのサポーターの登録の状況でございますが、現在、2名の方に御登録をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） サポーターも少ないですね、2名ということですので。

多分、皆さん、サポーターって実際何をするのかわからないとか、教えるのに知識が必要なんじゃないかと思われる方もいらっしゃると思うんですね。しかし、実際、私も社会体育を見たのですが、指導は体育協会のコーディネーターさんがされますので、御答弁いただいたように、サポーターはそんなに難しいことはないと思っております。

また、さらに加えて言うと、子供たちと一緒に体を動かすことで、私は、サポーターの方々の健康にもつながるんじゃないかなと思っております。現在、サポーターの募集については、社会体育の加入申込書の下の部分に申込書がありますが、この申込書の用紙は、多分、小学校4年生から6年生までの御家庭にしか行っていないと思うんですよ。ですので、幅広く募集をしていただきたいと思っております。参加できる日だけでいいということですので、私も運動不足ですので、ぜひ、サポーターのほうに登録したいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。今、児童の加入状況やサポーターの登録状況を確認させていただきましたが、まだまだ、小学校社会体育に対する理解や認知度が低いんじゃないかなと思っております。児童の参加やサポーターをふやしていくには、まずは社会体育に対する理解や認知度を高めていく必要があると思っておりますが、この件について、今後、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

今後、認知度を上げるため、加入者をふやすために、ということですが、その周知方法ですが、これまでもPTA総会での説明や、対象児童の家庭へ、文書による御案内などを行ってきている——もちろん4年生、5年生、6年生の家庭でございますが——ところでございまして、市内校長会などでも応募状況等をお話をして、改めて協力を求めています。

今後は、運営母体である人吉市小学校社会体育運営委員会において、現状をお伝えして、検証と協議を行い、さらに、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度、本市のスポーツ推進基本計画の計画期間の最終年度に当たり、改定作業を進める中でも、より充実した小学校社会体育を目指して、その方向性や課題への取り組み、NPO法人人吉市体育協会、あるいは関連団体との連携等々について、具体的に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 普及活動に取り組んでいくということでしたが、私は、小学校の保護者だけではなくて、人吉市民の全体に周知していかなくちゃならないと思っております。

というのも、社会体育にかかわるのは、児童の保護者だけではなくて、そこにはおじいちゃんやおばあちゃんもいるかもしれませんし、今後小学生になる、保育園や幼稚園等に子供を預けていらっしゃる保護者もいらっしゃると思います。ですので、例えば広報ひとよしに社会体育の特集を組んでいただいて、多くの市民の皆様には社会体育の取り組みを知ってもらうような広報活動も行いながら、認知度の向上につなげていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。この社会体育に移行する際、さまざまに議論が交わされましたが、その中で、人吉市としては、社会体育については総合的な運動を行いますが、専門的な競技をしたい児童はクラブチームに入られるんじゃないかというような話を、よく耳にいたしました。私も、実際、そういう流れになるんだろうなと思っていたんですが、あるクラブチームの方に話を聞いたところ、その方も、社会体育に移行したので、クラブチームに入ってくる児童がふえるかなと思っていたら、逆に減った、というような話をされたんですね。

というのも、今までは、小学校部活動でその競技をしていた児童が、さらに上手になりたいとか、その部活の友達が入っているから、というような理由でクラブチームに入ってきていたと。しかし、そのきっかけとなる部活動がなくなったために、入ってこなくなった、というような話をされたんですね。全てのクラブチームが、このような状態にあるとはわかりませんが、本市が、社会体育で総合的な運動を行っていく中で、専門的な競技をやりたい子供たちの受け皿としてのクラブチームとの連携も必要になってくると、私は思っております。保護者の方には、社会体育以外で運動させたいけど、どんなクラブチームがあるかわからないとか、どこに連絡していいかわからないという方もいらっしゃると思いますので、そのような方々のためにも、クラブチームについての周知等も必要になってくると思います。

そこで、現在あるクラブチームの周知、告知方法はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

まずは、NPO法人人吉市体育協会及び加盟の各競技団体、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、市内の各スポーツクラブチームの関係者の皆様におかれましては、日ごろから、本市のスポーツの振興及び競技力の向上に御尽力をいただいております。心から感謝を申し上げます。

御質問の、各クラブチームの告知、周知方法につきましては、試行の実施説明会時にも、保護者の方々から、市内クラブチームを教えてくださいとの御意見もいただいております。また、地域のスポーツ振興のためにも、現在、市内のクラブチームの情報収集を行っているところでございます。

今後、情報収集が完了しましたら、一覧のチラシ等を作成し、または、市ホームページへの掲載や関係者への配布をしたいと考えておりますが、各団体の代表者の方々及び関係者の

事前の同意等が必要と考えますので、実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） チラシの配布やホームページへの掲載など、クラブチームの周知方法についてもしっかりと行っていけるように、今準備をしているということでありましたので、情報収集が終わりましたら、ぜひ周知のほうをよろしく願いいたします。

今回、社会体育について質問いたしました。運動している児童がちょっと減っているんじゃないかなと心配しているところでもあります。ですので、今後とも、子供たちが運動できる環境をしっかりと整えていただいて、子供たちの体力が低下しないような取り組みを行っていただきたいとお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○教育長（末次美代君） 済みません。答弁の訂正をお願いしたいと思います。

私のほうで、今、取り組んでいるところの中で、その段階で、「熊本県下」と申しましたけれども、「熊本市以外」ということで、訂正方お願いしたいと存じます。御迷惑をかけた。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後5時07分 散会

令和元年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月17日 月曜日

1. 議事日程第4号

令和元年6月17日 午前10時 開議

- 日程第1 議第33号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第34号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第35号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第36号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第5 議第37号 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第38号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第39号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第8 議第40号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第41号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第10 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第43号 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第44号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第13 議第45号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第14 議第46号 人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第15 議第47号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第48号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第49号 人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第50号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第51号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第20 議第52号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第21 議第53号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第22 議第54号 人吉市森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第23 議第55号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第56号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第57号 損害の賠償について
- 日程第26 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 報第1号 平成30年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第29 報第2号 平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報第3号 平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第31 報第4号 球磨川くんだり株式会社の経営状況について（第57期決算報告書及び第58期事業計画書）

日程第32 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 西 洋 子 君
3. 牛塚 孝 浩 君
4. 田 中 哲 君

日程第33 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第33まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程 新市庁舎建設に関する特別委員会の設置について

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 松村 | 太君 |
| 2番 | 徳川 | 禎郁君 |
| 3番 | 池田 | 芳隆君 |
| 4番 | 牛塚 | 孝浩君 |
| 5番 | 西 | 洋子君 |
| 6番 | 宮原 | 将志君 |
| 7番 | 塩見 | 寿子君 |
| 8番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 9番 | 宮崎 | 保君 |
| 10番 | 平田 | 清吉君 |

11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	松田知良君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	廣田五浩君
建 設 部 長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財 政 課 長	植木安博君
秘 書 課 長	永田勝巳君
水 道 局 長	水野二郎君
教 育 部 長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	山本繁美君
次 長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書 記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、14日金曜日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） ここで、1番、松村太議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） おはようございます。

ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたが、先週14日の私の一般質問の、かがやき教室についての中で、「各中学校区へ」と言わなければならないところを、「各中学校へ」と申ししてしまいました。訂正方、よろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正につきましては許可することといたしますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。17番議員の大塚則男です。さきの統一地方選挙におきまして、3期目の当選をいただき、まことにありがとうございます。今後も、市民の皆様の負託を受けた議員として、しっかりと務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回通告しましたのは、1点目、幼児への安全対策、2点目、市長の施政方針から、中心市街地活性化、企業誘致、子育て支援などについてお尋ねさせていただきます。

まず、幼児への安全対策についてですが、滋賀県大津市において、5月15日に発生しました車による園児死傷事故では、園児ら16人が死傷するという大変痛ましい事故となりました。御遺族の皆様には、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、治療中のお子様たちの早い回復も願っています。

人吉市においても幼稚園、保育園、認定こども園があり、それぞれの園においては、散歩

のため、あるいは遠足などの諸行事で、園の外に出かけられることもあると思います。その際、国道・県道・市道などを利用しているところもあるかと思います。

そこで、今回の事故を受け、どのような状況にあるのか確認する必要はなかったのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

ただいま大塚議員のほうからも御紹介がございましたように、滋賀県大津市で発生しました事故に対しましては、御遺族の皆様には心から哀悼の意を表するとともに、今なお治療中のお子さん方の1日も早い回復を願っておるところでございます。

保育中の事故防止及び安全対策につきましては、保育所保育指針及び、その解説等において示されておりまして、各保育所等でも、日ごろから事故防止に努めておられます。今回の事故を受けまして、散歩や遠足といった活動の際の対応につきましては、各園に確認を行いましたので、御報告をさせていただきます。

園外での活動は、あらかじめ決められたルートに沿って行う。計画書を作成し、事前の下見を行う。横断旗を使用し、車が近づいたら笛を吹いて知らせる。職員が車道側を歩く。歩道がない道は避ける。子供に帽子を被せ、誘導ロープなどを持たせるといった行動をし、各園で策定している危機管理マニュアルに基づき行われております。

大津市の事故後の対応状況でございますが、誘導旗を、より大きく目立つものに変更し、職員が車道側を歩く、より交通量の少ないルートへの変更——これは防犯上の懸念からも、歩道がある国道を利用していたものを、市道等に変更したのも含まれますけれども——そのほか、数パターンあるルートを見直して、事故の懸念があるルートは廃止された園もございます。また、同行して見守る職員を増員して、活動を続けておられますが、職員の確保ができない場合は散歩を自粛するなど、活動回数の減でありますとか、園庭での活動がふえたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、部長のほうから報告をいただきまして、確認を行ってきましてということなんです。私も、今回の事故を受けて、園の外に出ることを躊躇して、見直し、あるいは道路に出ること自体、自粛されるのではないかと気になりましたので、幾つかの園に出向き、どのような対策をとられておるのかお聞きしました。大変ありがたいことに、見直しを行い、しっかりとした交通指導計画を立て、より安全な方法で、園児たちの園外学習に取り組んでいきたい、とのことでした。

目的として、園内では体験できないこと、歩くことからの体力の向上、道路を通行する際のマナー、横断歩道の渡り方、自然との触れ合い、公園を使用する際のマナーなど、幼児の

ときから教えていきたいとの思いがあり、保育士も一緒になって行動計画を立てておられました。各園において、できる安全対策はしっかりととっていきたい、とのことでした。

しかしながら、無防備の状況の中で起こる事故は、対処できないのが現実ではないかと思えます。改めて、ドライバーの皆様へ、今一度、さらなる安全運転に心がけていただきたいところです。

そこでお尋ねしますが、今回の悲惨な事故を受け、市内各園の対策状況、危険箇所などについて点検されたのかお尋ねします。また、市として、早急に取り組んでいくべき安全対策は考えておられるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今回の大津市の事故では、保育園の対応に問題のある点は確認されていない、との報道でございます。

先ほど申し上げましたように、市内の各園でも、園外活動におきましては、これまでも、細心の注意を払いながら事故防止及び安全対策に努めておられます。今回、「登下校時の児童生徒の安全確保について」、「保育所等での保育における安全管理の徹底について」といった通知が、文部科学省、厚生労働省から、それぞれ発出されており、その都度、市内各園に通知をいたしたところでございます。例えば、厚生労働省から発出しました文書を具体的に見てみますと、「日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけるなど、情報を全職員で共有する」ことなどでございました。

今回の大津市の事故を受けまして、市といたしましても、関係部署と連携し、各園を対象に、交通安全について学ぶ機会の提供といったことができるのではないかと存じますし、保護者や関係機関からの危険箇所について情報提供があった際には、担当部署に速やかにつなげてまいりたいと存じます。

園外での活動は、子供が、身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会であると認識いたしておりますので、引き続き、園活動での事故防止、安全対策につきましても、関係機関との連携のもと、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、部長のほうから、各施設に対して、交通安全について学ぶ機会を設けるとか、あるいは、安全対策についても、各機関と連携をしてやっていきたいということですので、人吉市でこういった悲惨なことがないように、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ただ、今後、一部の園においては、諸行事などで郊外に出るとき、保護者、あるいは地域の方に協力を呼びかけ、より安全な対策をとっていくことも必要になるのでは、とのことで

した。その中でも、特に交差点付近は横断歩道もあり、縁石や防護柵がないのが現状です。信号待ちをする場合、現在は、近くの駐車場を利用して、交差点から離れて待つことにされています。危険箇所はたくさんあるのですが、例えば瓦屋町の農免道路と県道坂本人吉線が交差する交差点、人吉高校通りの泉田こども園前の交差点、二日町外山内科さんの近くの交差点、こういったところについて、安全対策についての取り組みは考えられないのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

3点目の、園周辺の交差点において、縁石・防護柵などを設置するなどの安全対策はできないかとの御質問でございますが、まずは、先月、滋賀県大津市で発生した保育園児死傷事故につきましては、幼い命が犠牲になり、非常に残念で痛ましい事故であったと感じております。心から御冥福をお祈りいたします。

議員御指摘の安全対策でございますが、市が管理する市道交差点は数多くあり、それぞれ交差点の形状も異なっております。全ての交差点に対しまして、縁石・防護柵の対策ができていない状況ではございません。

そこで、園周辺の交差点の中でも、議員がおっしゃいました大きな交差点について、お答えをさせていただきます。場所につきましては、県道坂本人吉線と市道下林北願成寺線の交差点——これはサンロード瓦屋店の近くでございます。県道人吉インター線と市道城本北泉田線の交差点が泉田保育園がある交差点に当たります。同じく、県道人吉インター線と市道下林南願成寺線、医療法人愛生会の新館がある交差点でございます。御指摘の交差点は、いずれも歩道が整備された、比較的大きな交差点でございます。横断歩道と横断歩道に挟まれた曲線部分が一段切り下げられた、広い開口部となっております。この開口部は、車道と歩道の段差がない形状ですので、縁石や防護柵等の設置は、安全対策として一定の効果があると考えているところでございます。

昨今の痛ましい事故を思いますと、歩行者の安全対策を早急に検討する必要があると思いますが、場所によりましては、歩道横の開口部に接した路肩を、自転車を利用した中学生や高校生が通行しておりますので、このような状況も考慮した上で安全な道路の整備を行う必要があると思います。

今後は、各園周辺にある交差点の利用状況を踏まえ、それぞれの交差点に合った最善の安全対策を検討してまいりたいと存じます。

また、国道・県道につきましては熊本県が管理をしておりますので、これらの安全対策につきましても、最善の安全対策ができますよう熊本県と協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま部長から、大きな交差点について説明をいただきました。確

かに、交差点というか横断歩道というものは、幅広くいろんな方が通られますので、園児だけのための対策というものは難しいということは、私も十分理解しております。それはもう、自転車も通りますし、歩行者の方も通られますので、これを完全にガードしてしまうのは、本当に厳しいかと思えます。

そうは申しましても、先ほど述べていただきましたように、より安全策を考えた場合は、各園周辺には、せめて各園の近くにある交差点といったところに、とにかく取り組んでいただきたい、安全策をやっていただきたい。また、国道・県道につきましても、市の管轄じゃないということはわかっておりますので、しっかりと県と協議していただいて、やはり、さっき言いましたけれども、園に近いところは特にやってほしいなと思っておりますので、ここはとにかくよろしく願いしておきます。

小学校、中学校の場合、例えば、先週、松村議員からありましたけれども、地域学校協働本部事業ですか、そういったものとか、あるいは学校支援ボランティアで見守り、あるいは引率ということ、地域の方、保護者の方がなさっておられますけれども、保育園については、実はそこまではいってなかったんですね、現実。なぜかと言いますと、やはり管轄も違います、小中学校の場合は文部科学省、保育園あたりは厚生労働省ということで違いますし、公と民の関係もありますので、なかなかできなかったのかなと思います。おまけに、送迎は全部保護者がするというので、届いていなかったのかなと。ただ、今回の事故を踏まえた場合、やはり、もうそういった段階ではなくて、保育園あたりも地域の方みんなで見守っていく。やはり、保護者の方がするのが一番なんですけれども、仕事の関係もありますので、地域にも声をかけやすい状況、あるいは小学校、中学校みたいな学校支援ボランティア、そういったものを幅広く利用していくということも考えられないかと私は思うんですが、もし、教育長、何か答弁がありましたら。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。

突然でどきっとしましたけれども、今お話がありましたように、安全対策につきましても、やはり、地域の子供は、就学前であろうと就学している子供たちであろうと同じでございます。そういう意味で、今、学校で取り組んでいる学校支援地域本部事業等につきましても、幅を広げていくとか、将来的には地域の子供はみんなで見守るというような体制づくりができるのが望ましいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 教育長、ありがとうございます。少ない子供たちですので、ぜひ、みんなで見守っていきたいと思いますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。これで、幼児に対する安全対策を終わります。

続いて、次に、中心市街地活性化についてお尋ねさせていただきます。

市長は、市民の皆様へ、対話重視で、政治は人づくり、人づくりこそがまちづくり、と述べられました。私も、触れ合いは人づくり、人づくりはまちづくりを思い描いて、選挙戦ではさまざまな市民の皆様と対話することができました。

そのような中で、何とかせんといかん課題がありました。まず、にぎわいのあった中心市街地がにぎわいのない町なかになっていること、地元商店がなくなってしまっていること、人の流れが郊外に向いてしまっていることから、商業機能が失われつつあるのが現状ではないかと感じました。市長は、まちの顔となる中心市街地は、商業機能の活性化にとどまらず、市民が立ち寄り、余暇を過ごす場、仕事をしたい人、居住をしたい人が集まる場として、暮らしに重要である、と述べておられます。

そこで、お尋ねしますが、現在の人吉市内のどこを中心市街地と捉えておられるのか、また、具体的にどのような中心市街地活性化に向けた取り組みを、今後図っていくお考えなのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

中心市街地のエリアについてでございますが、本市におきましては、平成11年3月に策定いたしました人吉市中心市街地活性化基本計画で定めております。上新町から球磨川に沿って、宝来町までの川北地区と、新町、老神町などの川南地区、あわせて89ヘクタールを中心市街地領域としております。その中でも、相良氏による地割りで、1594年——文禄3年になりますが——に成立しました九日町、五日町、七日町、二日町、大工町、鍛冶屋町、紺屋町の、いわゆる人吉七町を重点整備「区域」と定めているところでございます。

次に、今後の中心市街地の活性化の具体的な取り組みについてでございますが、中心市街地活性化の手法としまして、リノベーションまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。一般にリノベーションは「改修」と訳されておりますが、ここで申しますリノベーションまちづくりという手法は、人口が減少していく中で、大規模な施設を建設するなどハード依存型でなく、持続可能な市街地活性化手法として、遊休不動産を活用しながらエリア価値を高めていくことに主眼を置いた取り組みでございます。

具体的取り組みでございますが、江戸時代に、不動産の管理などを行っていた家守（やもり）と呼ばれる人たちがいたことにちなんで、現代版家守という人たちを中心としたまちづくり会社が、遊休不動産の所有者（オーナー）と利用したい借り手とを結びつけ、借り手と、事前にビジョンを共有してから、遊休不動産の改修、リノベーションを行い戦略的に、その周辺のエリア全体の魅力づくり、価値の向上を図るものでございます。

今年度は、人吉商工会議所が事務局をしております人吉TMOが主体となり、リノベーションまちづくりを実践されている専門家を招聘し、講演会やワークショップを開催するなど、その手法について広く知っていただく機会を設けたいと存じます。本市といたしましては、これらの取り組みと連携いたしまして、官民連携による中心市街地活性化に取り組んでまい

りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今御説明いただきました。

よく議会でも話すんですが、50年前ぐらいですか、私も九日町にいました。当時のにぎわいというのは、本当すごかったんですね。ところが、その後、全く、どこの町かなと思うくらい人がいなくなりました。昼間に人がいない、寂しいまちになってしまっているんですね。皆さん御存じのようにシャッター通りということも、皆さんよくお聞きしていると思うんですけど、この現象は人吉市だけじゃないことは、十分理解しております。新たなまちづくりということを、今お聞きしましたけど、特に七町のにぎわいが薄れていくのは、本当寂しいという気がしてなりません。

例えば、市内において商いをされておられる方から、「もう大型商業施設は要らんばい。今でも大変厳しかとに、これ以上ふえると、とても商いをやっていけん。」との声もお聞きしました。市内を見ますと、地元の商店は少なくなり、ほとんどの大型商業施設が郊外にあり、一部の商業施設は、さらに拡大するための工事が進められているのが現状です。確かに、住民の皆様には利便性が高く、物によっては安価で購入でき、一度で買いそろえができるなど、利用されることが多いのは理解します。その一方で、中心市街地としてにぎわいのあった商店街は、そのほとんどが閉店され、シャッターで閉ざされた町なかになっています。そのような中でも、懸命に努力され、商いを営んでおられますが、以前の面影がなくなり、寂しい思いがしてなりません。何らかの対策を考えないと、中心市街地活性化は非常に厳しいのではないかと思います。

先ほど述べられています、リノベーションまちづくりという手法を用いて再生する、関係者と新たな中心市街地活性化の手法を協議し、自分たちのまちは自分たちでつくる考えで、公民連携にて中心市街地活性化を実践していきたい、とされています。これからの取り組みであることはわかります。

そこで、お尋ねしますが、空き地・空き店舗の増加、後継者問題、人口減少、そして、人の流れが変わりつつある中、もっともにぎわいのある郊外型大型商業施設の存在と中心市街地活性化の取り組みがうまくかみ合っていくのか、また、事業費も気になるところですが、財源についてはどのように考えておられるのか、市長の任期中に具体的方向性を示されるのか、お考えをお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、先ほど、1回目の答弁の中で、人吉七町を重点整備「地区」というところを、「区域」と申し上げたそうでございます。訂正方、よろしく願い申し上げます。

それでは、2回目のお答えをさせていただきます。

中心市街地の現状としまして、本市が毎年実施しています調査によりますと、空き店舗の数こそ現状維持で推移しておりますが、人口減少や高齢者問題などを踏まえ、将来的な見通しも含めまして、現状では大変厳しい状況にあると認識いたしております。そのような中におきまして、中心市街地活性化施策をどのようにかみ合わせるのか、とのお尋ねでございますが、これまでの、商店街が中心となった商店街のにぎわい創出を目指す中心市街地活性化だけでは、課題解決が難しくなっていると私どもも認識いたしております。

そこで、遊休不動産の有効活用を通じまして、現代版家守のまちづくり会社が、戦略的にエリア全体の魅力づくりや価値向上を行うリノベーションまちづくりを行うことで、人が集まり、時間（とき）を過ごす中心市街地を目指してまいりたいと存じます。その結果、これまで中心市街地とかかわりのなかった方々との交流が生まれ、店舗の利用がふえ、利用者がふえると、出店する店舗もふえるという相乗効果を生み出すものでございます。

次に、財源をどうするのか、とのお尋ねでございますが、現在実施しております中心市街地活性化事業費の組み替えや、新たな支出が必要な部分につきましては、国・県の補助金を活用するなど、極力財政支出を抑えてまいりたいと存じます。

3点目の、市長任期中にどのような方向性を打ち出し、実現するのか、とのお尋ねでございますが、本市としましては、人吉TMOのリノベーションまちづくり事業との連携を図りながら、現在実施しております事業者支援、移住・定住や創業の促進、観光振興施策なども積極的に活用し、全市的なまちづくりの中で、官民連携による中心市街地活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今後のまちづくりということで、リノベーションまちづくりを行うことで進めていきたいということなんですが、店舗数は少なくなっておりますが、私も九日町をよく言うんですけど、事業者の方も、体力的に本当頑張っていたきたい。しかし、こういった事業をやるときに、どれだけ資金的なものができるのか。やはり、かなり行政としてのでこ入れをしていただかないと、なかなか厳しい状況にあるのではないかと思います。

正直なところ、今、人吉市内、球磨郡ですか、大型商業施設がたしか二十二、三ありますよね。その中で、昔からのお店をまた再生ということは、本当に厳しいと思うんです。そういったことを十分にお考えいただいて、私は、決して人吉市の町なか商店街をなくしてはいけないと思うんですね。何とか活気ある商店街が目指せないかという気持ちでおりますので、そこはしっかりと行政の後押しをお願いしたいと思います。

市長は、人吉市の今後のまちづくりの1つとして、公約の中で、スマートシティ構想を述べておられたと思います。このスマートシティ構想とはどういうものか、お尋ねします。

私は、コンパクトシティかと受けとめていましたので、再度、どのような構想なのか、ち

よっと調べてみました。私が考えている中心市街地活性化ではなく、IT技術など最新技術を最大限活用することで、環境に配慮した持続可能な都市づくりであることがわかりました。つまり、生活に欠かせないエネルギーの消費を抑えつつ、その他のインフラをIT技術によってつなぎ、環境にも配慮した都市全体における効率的なエネルギー消費を進める都市形成のこのようです。日本では、横浜市、豊田市、京都府、北九州市を、次世代エネルギー社会システム実証事業として経済産業省が選んでいるようです。

コンパクトシティ構想なら、何となく私も、実は北海道富良野市に行った折に見てまいりましたので何とか理解できるのですが、今回のスマートシティ構想については、私が知識不足からだとは思いますが、何か町なかの構想が浮かんできません。

そこで、お尋ねですが、今回、市長はどのようなお考えから、このことに着目され、人吉市において取り組んでいきたいとされたのか。中心市街地活性化の取り組みとスマートシティ構想などをどのように結びつけるのか、あわせて、市長の任期中に方向性を示していくお考えなのか、さらに、10年、20年先を見据えてのお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

私が掲げるひとよしスマートシティ構想について、説明をさせていただきます。全国的に少子高齢、人口減少社会が進展する中、その波は、急速に、かつ確実に、私たちの日々の暮らしに影響を与えてきております。この人口減少により、確実に予測される課題は人手不足であり、現に本市でも、さまざまな分野でサービスの提供や事業の存続が危ぶまれております。その対策としましては、人材の確保に加え、新たな発想による事業の再構築こそが重要であると認識をしているところであり、そのためには、まち全体の機能やサービスを高度に効率化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、市民が安全・安心に暮らせるためのまちづくりを実現する必要があると存じます。

そのために掲げさせていただきましたのが、ひとよしスマートシティ構想であり、少子高齢化、過疎化など、地方におけるさまざまな課題を克服するため、IoTやAIの技術を用いて、私たち行政や民間の方々の困り事や課題を解決する1つの手段としていきたいと考えております。

本市におきましては、これまでも、スマート林業や球磨川水害タイムラインなど、全国に先駆けた取り組みを行ってきたところでございますが、このスマートシティ構想におきましては、農業、観光、健康、防災など、あらゆる面においてIoTなどの先端技術を活用することにより、日々の暮らしにおける利便性の向上や、市民が安全・安心に暮らせるためのまちづくりの実現につなげてまいりたいと存じます。

次に、スマートシティ構想と中心市街地活性化はどう結びつくのか、との御質問でございます。例えば買い物客の動向・趣向について、データとして蓄積、どの町内から来られているのか、買い物以外の目的があるのかなどの情報を整理し、顧客ニーズを的確に把握するこ

とで、必要なものを必要なところで販売するなど、売上に直結する施策の展開や、この人吉球磨地域の特性を生かした、地域内で利用可能なキャッシュレス通貨への取り組みなど、IoTやAIを活用し、中心市街地の活性化に寄与する取り組みを進めてまいりたいと存じます。

また、これまでの中心市街地活性化では、モノ・サービスの消費による経済の活性化に重きを置いておりましたが、価格や選択肢において、郊外や都市部の大規模小売店舗、近年、大規模店舗でさえも脅威となっている、インターネットを通じた流通には太刀打ちできません。

そこで、例えば、昨今、観光振興施策として、その場所でしか体験できない「コト」の消費を生むことが注目されており、多様な人材が交流することで、本市でしか体験できない「コト」を生み出すエリアとなることも期待しているところでございます。また、商業機能にとどまらず、市民の暮らしの場として、市民が心の豊かさを実感できるエリアを目指すことが大切であると存じます。

日々、活性化のために御尽力いただいている商店街など、組織や事業者の皆様との取り組みとともに、遊休不動産の有効活用を目指しリノベーションまちづくりの推進と、最新テクノロジーの活用によるひとよしスマートシティ構想、これらを組み合わせることで、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと存じます。

任期中にどこまで進めるのか、10年後、20年後を見据えた取り組みなのか、ということですが、ただいま申し上げましたように、問題・課題が山積をしております。それを解決する手段としてのスマートシティ構想でございますし、その先には、当然、市民の皆様方が安全・安心に、心豊かに過ごせるまちをつくることが最大の目的でございます。スピード感を持って、そのような取り組みに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま市長のほうから説明いただきました。私が考えておりました中心市街地活性化というのは、これまで言ってきましたように、まちのにぎわいというんですか、お店がまた復活して、たくさん人が集まってくるというような構想でございましたが、やはり変わってきたんだなということをちょっと感じたわけです。

先ほどから話がありました「コト」を売るということを私もよくわからなかったものですから、どういったことかなと思ってインターネットで調べてみました。「コト」というのはやはり自分が体験するという事なんですね。例えば、和菓子屋さんでも、目の前でつくっているものを自分が見て、そこで買うとか、要するに、今では、行って物を買うというのじゃなくて、今度は、自分が買ったものがどう生かされるか、どう体験できるかというふうに変ってくるのかなという気がいたしました。そうは言いながらも、やはり、たくさんの人

が商店街に来やすい雰囲気、そういった場は必要だと思うんですね。私は、単純に考えまして、ちょうど九日町の真ん中を通っている、国道だと思うんですけど、やはり、あれを、まず市道にして、皆さんが利用しやすいような道路にしてしまったら、もっと集える時間もあるし、それこそ、市長がおっしゃったように、集まる場も定期的にできるんじゃないかと、私はそういう思いもしております。やはり中心市街地活性化という目的が、古い人間である私と、今変わってきておりますけど、そうは言いますが、やはり町なかのにぎわいというのは必要だと私は思います。そういったことでは、人が集える場所とおっしゃいましたように、私は、何とか九日町、紺屋町に人が集まるような場所づくりをやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

済みません、ちょっと前後して申しわけないんですけど、郊外型大型商業施設についてですが、これは人吉市に対してどのようなメリット・デメリットがあるのか。また、どのような協力体制をとられておられるのか、事業税など収税面も含めてお尋ねさせていただきます。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

大型商業施設が立地することによるメリットにつきましては、雇用が創出されること、固定資産税、法人市民税などの、本市の新たな税の収入面、市民生活におきましては、消費の選択肢が広がることや、生活必需品を初め多品種の商品を安価に手に入れることができるなど、利便性が向上することなどがあると存じます。

また、非常時の想定でございますが、大手チェーン店は独自の流通網を持っており、非常時における本市の物資不足等を補う機能が期待されます。さらに、また、店舗によりましては、市外から買い物客が来店している店舗などもあり、訪日外国人観光客、インバウンド効果対応も少なからずあっているものと認識いたしております。

しかしながら、本市の大型店舗の多くが市外資本、人吉市以外の資本の店舗であり、本社のある都市部に売り上げが集約されていること、進出により地場の小売事業者等へ与える影響が大きく、結果的に規模縮小、最悪の場合、閉店せざるを得ないケースもあり、地域経済に与える影響はプラスの面だけではございません。このような側面は、地場企業が利益を上げながら地域経済活性化を目指す、本市の商工振興施策が目指す姿と相反するところでもあり、デメリットの面も認識しておくべきであると存じます。

大型店舗との協力・共存方法についての御質問でございますが、1点目としまして、先ほど申しました非常時を想定した災害時物資供給体制の協力がございます。本市は、昨年度9月に株式会社ナフコと、11月にNPO法人コメリ災害対策センターと災害時物資供給に関する協定を締結いたしました。大型店舗の流通の強みを生かし、災害時における必要物資の確保という点で協力いただくことは、大変ありがたいことであると存じます。

2点目としまして、地場企業が生産いたしました商品を積極的に取り扱っていただくこととございます。地元の方が利用する店舗におきまして、地元で生産された商品が流通するこ

とは、大型店舗に対し、本市といたしましても期待するところでございます。また、チェーン店のネットワークを通じまして、地場企業の販路開拓と拡大にも期待ができるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 利便性といいますか、災害時などの物資供給する協定を結んでいたと、確かにありがたい面もあるんですね。そうは申しましても、実際、大型店がこれだけ出てまいりますと、地元の商店では太刀打ちできないのが現状ではないかと思えます。なかなか厳しい状況。例えば、町内で言いますと、東間町みたいに、国道から向こうは店が1件もないんですね。九日町から上新町にかけて、五日町しか店がないんです。そういったところはほとんど店がなくなってしまっているという状況にあります。大型店は利用しやすいとは思いますが、かなり、既存のお店には打撃を与えているのは事実かなと思えます。

それと、私がもう少し訴えたいのは、例えば、人吉市とかいろいろ、花火大会とかおくんち祭りとかお城まつりとか行いますよね。そういったときに、協賛企業として名を挙げてくれるのかなと思うんですよ。やはり、地元のお店は大変厳しくあっても、それぞれに協賛していただいております。でも、私は、これまで何回か見えていますけど、なかなかそういった大型店の方は名前が出ていないんですよ。ところが、お店に行かれる方はすごく人吉市民は多いんですよ、それだけみんな買い物に行って。しかし、しっかりと、そういったときだけでも、やはり、私は協賛企業として名を出していただきたい。先ほど言いましたように、花火大会、おくんち祭り、お城まつり、あとマラソン大会がありますね、そういったのに、私は、地元で営業されている大型商業施設ですので、何とかそこにも協賛していただければ、市民の皆様も、少しはありがたいと受けとめられるんじゃないかなと思うんです。そういった努力を、私は、ぜひやっていただきたいということを、これは確かに行政がやることではないかもしれませんが、しかし、これは一緒になってお願いしていくべきではなからうかと思えますので、この取り組みを、ぜひ考えていただきますようお願いしておきます。これで、2点目の、中心市街地活性化については終わります。

次に、企業誘致についてですが、現在進めているサテライトオフィスやコワーキングスペースを核としたIT関連の企業とひとの誘致に努め、地元住民や企業との交流により相乗効果を期待する、と述べておられます。特にIT関連企業誘致については、かなり積極的に取り組まれていくお考えかと受けとめています。私も、企業誘致の必要性については、選挙期間中も市民の皆様にご訴えてきましたので、ぜひ実現に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、お尋ねしたいのは、まず、IT関連企業誘致については、全国各地の自治体でも取り組んでいるものと思えます。そこに立ち向かうには、地域性、利便性、環境、人材など

の整備、さらには、各自治体に見劣りしない誘致のための助成が必要になるかと考えますが、財源についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

I T関連企業誘致のための助成事業でございますが、熊本県と協調しまして、熊本県並びに人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金を整備いたしております。補助対象の企業としましては、大きく分類して2種類の施設について、新設または増設する企業で、熊本県との間に立地協定を締結された企業が対象となります。

1つ目に、広域的業務拠点施設がございます。この施設の定義といたしましては、複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センターなどがございます。

2つ目に、産業支援サービス業務施設がございます。この施設の定義としましては、日本標準産業分類に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業、機械修理業、電気機器具修理業、コンテンツ産業などがございます。

補助要件につきましては、令和2年3月31日までに、新たに熊本県内に事業所を設置——本市におきましては人吉市内——に設置して操業を開始し、県民の新規常用雇用者数が5人以上といたしております。

補助対象経費及び補助額につきましては、4項目ございます。1つ目は、投下固定資産額等に係る補助がございます。投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に対し、熊本県が3分の1、本市が3分の1を補助いたします。2つ目は、県のみでございますが、家賃補助がございます。事業所の年間賃借額の2分の1を補助いたします。本市では、別途家賃補助としまして、人吉市サテライトオフィス等誘致事業補助金を整備しているところでございます。3つ目は、県のみでございますが、通信料補助がございます。事業の用に供する専用通信回線の年間使用料の2分の1を補助いたします。最後に、4つ目でございますが、雇用奨励金がございます。新規雇用者1人に対しまして、熊本県が20万円、本市が10万円を操業開始から3年間助成をいたします。この補助金の財源に関しましては、いずれも一般財源で賄うこととしておりますが、中長期的には固定資産税、住民税等の収入の増を見込んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） さまざまに補助があるようで、何とかこれが活用できたらいいと思うんですけど、若干心配なのは、中長期的には固定資産税あるいは住民税の増を見込んでいるとおっしゃいました。これ、ちょっと心配なんですね。人口減少の中で、果たして、これが増になっていくのかなとちょっと心配もありますので、ここはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

市長のお考えといたしますか、目標では、50社ほどのIT関連企業の誘致を考えておられるかと思えます。このことについては、任期中に何社ほど実現したいと考えておられるのか、受け入れ場所も、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の2階だけでは厳しいと考えますが、このことについての対策は考えておられるのか、あわせてお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、最初に、IT企業等50社の目標につきましては、IT企業にかかわらず、幅広いさまざまな分野の企業や事業所を対象として捉えております。さまざまな分野の企業等を集積することにより、本市の地域課題の解決やひとよしスマートシティ構想の実現にもつながるものと存じます。また、Hit-Bizを通じまして、これからどんどん起業される方がふえ、本市に、会社または事業所や店舗等を設立されていきますと、企業誘致と同様に、新たな産業の創出及び雇用促進につながっていくことと存じます。これらをあわせまして、市長の任期中に、起業、創業あわせて50社を目指してまいりたいと存じます。

次に、企業等の受け入れについて、まち・ひと・しごと総合交流館くまりばだけでは厳しいのではないかと、との御質問でございますが、IT企業等の誘致を進めるに当たり、重要な要素となるのが、企業間や地域との交流ができる核となる施設でございます。現在、本市にIT企業等を集積させる場所として、まち・ひと・しごと総合交流館くまりばにおける、核となる施設整備を進めているところでございます。本施設の現行計画では、サテライトオフィス用の施設は最大4部屋を整備する予定でございますが、確かに、この計画では、サテライトオフィスの誘致は4社が上限となるところでございます。

しかしながら、IT企業等の誘致には、サテライトオフィスに限らず、さまざまな形態がございます。今後くまりば2階に整備しますシェアオフィスでは、法人登記サービスも検討しているところであり、現在、1階に整備済の coworking space を利用される法人会員なども含めると、より多くの企業や事業所の誘致、または起業、創業を図れるものと見込んでおるところでございます。さらに、くまりばに限らず、本市に進出を希望される企業等とのニーズに合わせまして、市内の空き家・空き事務所等を活用いただくことも視野に入れておまして、市内の主な不動産事業者とは情報交換を始めさせていただいているところでございます。また、この民間の施設を活用される場合の助成制度としまして、人吉市サテライトオフィス等誘致事業補助金を整備しているところでございます。

以上のような対策を通じまして、目標達成に向けて受け入れ体制を整備してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま説明をいただきました。先週、宮原議員のほうからありましたので、とにかくスピード感を持って、早くやっていただきたいと思えます。

最初に言いましたように、どこの自治体でも取り組んでおりますので、やはり早くやっていたかないと、よそに逃げてしまうということになります。また、重ねて申しますけど、やはり助成制度充実をしっかりとやらないと、比較された場合にどうしても見劣りするようになりますので、そういったところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。私は考えます。

今回の市長の所信を見ましても、旧国民宿舎を活用したサテライトオフィス等のIT関連企業誘致に向けたお考えが見てとれます。ただ、気になりますのが、上漆田町に造成しております人吉中核工業用地については、今回も触れておられません。これまでも、幾度となく質問がなされ、そのたびに、「期日については明確に答弁できないが、協議を行っている。進出を考えている株式会社カミチクにおいても、揺るぎなくお考えいただいている。」との答弁がなされてきました。

そこで、人吉中核工業用地への企業誘致を進めるための予算措置は、現在どのようなようになっているのか、これまでにどのような取り組みをされたのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

今年度の人吉中核工業用地に係る予算措置といたしましては、企業誘致に要する経費、これは主に旅費でございますが、120万円、人吉中核工業用地の造成に要した経費に係る長期債元金、利子償還金3,326万8,000円、草刈りなどの維持管理費350万5,000円、計4,017万3,000円を計上いたしております。

人吉中核工業用地の進捗状況についてでございますが、まず、用地造成につきましては、ことしの3月に、工業用地における売却面積の確定、開発道路の市道認定に向けた用地測量が完了したところでございまして、いわゆるハード整備については終了したところでございます。

今年度の予算としましては、起債償還や維持管理費が主たるものとなっております。また、企業訪問などの誘致活動のための旅費等につきましては前年並みといたしておりますが、今後、進出交渉等が活発化し、不足等が生じる状況となりましたら、随時、補正予算等の措置を図ってまいりたいと存じます。この誘致活動の取り組み状況につきましては、進出の覚書を締結しております株式会社カミチクと定期的に意見交換を行っており、ことし2月には本社に赴きまして、会長とも面談しているところでございます。さらに、その他のハラル関連企業に対する企業訪問も重ね、地域再生計画の期間内に人吉中核工業用地に誘致できるよう、鋭意努力しているところでございます。

また、平成30年度から、人事交流により、熊本県企業立地課に本市職員を1名派遣しております。県とも密接に連携をとりながら誘致活動に取り組んでいるところでございます。そのような中で、近年では、人吉中核工業用地について、地域再生計画の趣旨と異なる業種の製造業などからもお問い合わせをいただいている状況もございます。随時、具体的なお話を伺うための企業訪問や現地視察対応も行っているところではございますが、残念ながら、

現時点では具体的な進展にまでは至っていないのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 結果的に、中核工業用地は全然進んでいないという状況なんですね。

もう、これまでも何人か議員が質問しているので、そのたびに、ずっと繰り返してやってきて、いまだかつて全く進んでいない。今述べていただきました地域再生計画の期間内に、とおっしゃいましたけど、先週の平田議員の質問では、「あと6カ月しかない。」と、確か聞いているところです。じゃあ、この6カ月内で誘致が実現するんですか。これ、もし、期間内にできなかった場合、どういった対応がなされるんですか。ここら付近についてはどのようにお考えなのか。この維持管理費も、草刈りで350万円です、ずっと、これを使ってきているんですよ。まだ、今後ずっといくんですよ、企業が来てくれなかったら。

先ほど、カミチク様とは話が進んでいるようなことをおっしゃいますけど、カミチク様との話じゃなくて、何であそこに企業ができないかということをおしは知りたいんですよ。カミチク様は来たい、しかし何でそれがかなわないのか。普通で考えますと、カミチク様が来たいとおっしゃるんでしたら、ずっと来れると思うんですけど、何で来れない。そういったところ、どうですか、部長、お答えできますか。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

カミチクの誘致がなかなかできないという状況についての御質問かと存じますが、球磨郡内の受けとめ方にさまざまな状況がございまして、まずは既存の屠畜場の整理・合理化、そのことに対します地域内のコンセンサスをとっていくことが大きな課題になっているかと存じます。鋭意、その課題解決に向けて努力をしているところではございますが、それぞれ国の指導や熊本県の指導をいただきながら、その実現に向けて、最優先で取り組んでいるという状況として御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 部長も御存じでしょうけど、大畑地区の方は、あそこに企業が来ることを非常に皆さん期待されているんですね、多分、皆さん御存じと思うんですけど。それから、もう5年過ぎてしまって、いまだ全然進まない状況があるわけです。

今、答弁の中で、県とか、あるいは代議士とかお願いしているということなんですけど、私が一番心配するのは、先ほど言いましたように、あと6カ月間しかない中で、どれだけ進むんですかということなんですね。例えば、地域再生計画をもっと延ばしていただくとかという策ができたらいいと思うんですけど、それがかなわなかった場合、どうなるんですか。地域再生計画は、いや、もう、これでだめですと言われた場合に、そのときの対応はどうなるんですか。お願いします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、ことしの「2月」、国との協議を重ねつつ、地域再生計画の変更についても手続について考えていく、県と協議を進めているという状況でございます。

私どもの状況を、また、国のほうとも話しながら、協議を進めていきたいと考えておりますが、最終的な6カ月以内というところで、具体的なそういう内容の課題解決ができないというような状況が発生しました際には、起債の返還といったところも出てくる可能性もあるというふうに危惧しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 私も一番心配する、そこなんです。結局、これが達成できなかった場合は返還しなくちゃいけないという、最悪の事態が起きてくるということなんです。それが、残り6カ月間の間にできるんですか、企業誘致が何らかの形で。私は厳しいんじゃないかと思うんです。

ですから、何とか地域再生計画を先延ばしできないかということを実際に取り組んでいただく。答弁は要りませんので、そこら付近を訴えていかなくちや大変なことになると思うんです。やっぱり、これ、これだけしかかってきているんですから、地元も期待されているんですから、途中で頓挫は絶対許されません。何らかの形で企業誘致にさせていただくように頑張ってください。それと、毎年、毎年、草刈りに350万円、そんな費用をかけていいんでしょうか。そういったことを考えますと、私は、やはり真剣に——真剣にされているとは思いますが、企業誘致に向けた努力をやってほしい。まずは、熊本県が首を縦に振らないと、なかなか難しいのかなと私は思っております。屠畜場の問題です。そこら付近をしっかりと取り組んでいただかないと、なかなか厳しいと私は思っておりますので、一生懸命取り組んでいただきたいということで、この質問は終わります。

人吉中核工業用地は、人吉ハラル促進区として、平成26年に地域再生計画として認定されたものでした。捉え方としては、南九州のハラル促進区として、東南アジア諸国からの訪日観光客の受け入れ、ハラル仕様の牛肉などの食品を初めとしたハラルフードと、南九州に存在する肥薩線やラフティングなど地域資源を活用して、ハラルツーリズムの商品開発などの構想があったわけです。さらには、中核工業用地への関連企業の集積など、熊本、宮崎、鹿児島県の3県にまたがる物流センターとしての食品加工基地の構想も、1つでした。ハラル促進区としての交流・定住人口の増加、雇用の拡大による地域活性化を図る計画でもありました。予定ではありましたが、平成28年には造成工事を終え、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会までには、ハラルを活用した日本流のおもてなしを、全国に提供できる企業誘致と環境整備の構想がありました。現在においては進捗がなく、めどさえ立

たなくなっている状況ではないかと思えます。

そこで、お尋ねしますが、当初の計画どおり事業推進ができなかった要因について、どのように受けとめておられるのか。これまでの構想については、今後、どのように判断されるお考えなのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、当初の計画どおり事業が推進できない要因をどのように受けとめているのか、ということですが、平成27年5月に初当選をさせていただき、前市長から引き継ぎました人吉ハラル促進区に係る事業につきましては、私自身も、市政における最重要課題と位置づけ、構想に係る各種事業を推進してきたところでございます。特に人吉中核工業用地の造成につきましては、私の1期目の任期中においても遅滞なく工事等を進め、平成29年12月には開発行為の完了、平成31年3月には、所要の用地測量や分筆作業も完了し、計画した全ての事業を完了させ、いつでも分譲可能の状況になっているところでございます。

一方で、人吉ハラル促進区の核となるマザー工場の誘致、いわゆるハラルセントラルキッチン構想につきましては、就任当初からの課題として、県を含む周辺自治体や既存企業、農業団体との屠畜場などに係るコンセンサスがとれておらず、工場建設に着手できないという状況がございました。これにつきましても、ムスリムインバウンドおもてなし構築事業などソフト事業を通じて、地域内外における構想への理解促進に努めるとともに、地域内のコンセンサスにつきましては、地元選出国會議員、県議會議員とも相談を重ね、熊本県の関係部署とも情報交換を行い、既存企業や近隣自治体とも協議を進めながら、課題解決を図ってきたところでございます。特に、進出の覚書を締結している株式会社カミチクとは、定期的に情報共有・意見交換を継続し、一貫して良好なつながりを保ちつつ、地域内のコンセンサスにつきましては、平成29年2月には、カミチク及びJAなど農業4団体、近隣自治体との意見交換会を行うなど合意形成に努めてまいったところでございます。

このように、私の1期目の課題といたしましては、ハラルセントラルキッチン構想の完成のためには、既存企業を含む地域の関係者と進出予定企業との相互理解、及び、良好な関係の構築が必須であると存じます。その観点に立って、本構想の実現のために、関係各位との意見調整や相互の関係構築を第一に取り組みさせていただいたところであり、現在も、その取り組みを継続しているところでございます。

しかしながら、現時点においても、関係者の皆様方がそれぞれの立場や状況の違いを越えることができず、意見の一致を見るまでに至っておりません。結果として、いまだハラルセントラルキッチン構想の実現ができていない状況については、強い危機感を持って受けとめております。

次に、本構想について、今後どのような判断をするのかとお尋ねでございますが、新聞に掲載されました私の当選インタビューにおきましても、工業用地はハラルの国の認証を

受けて、かなり時間が経っている。ハラール以外の企業の話もあるが、いずれにしろ方向性を明確にし、1日も早く企業を誘致したい、とお答えをしているところでございます。このことにつきまして、やはり第一には、地域再生計画を実現すべく、さまざまな課題解決に向けて、国・県、その他の関係機関と調整を図りながら、株式会社カミチクの誘致及び、その他のハラール関連企業の誘致を、引き続き、最優先に進めてまいりたいと存じます。

しかしながら、地域再生計画が今年度中に期間満了となります。現在も、国の指導を仰ぎながら、地域再生計画の変更手続についても検討しておりますが、今後も、引き続き協議が必要でございます。残された計画期間はわずかでございますが、その期間内において、さまざまな関係者の方々と慎重かつ丁寧に協議を重ねた上で、現行計画に対する市の方針を決断してまいりたいと存じます。

また、人吉中核工業用地を造成した本質的な目的は、雇用の場の創出による地域経済の活性化でございます。1日でも早く企業を誘致するためには、地域再生計画の趣旨と異なる業種の製造業誘致の可能性を模索していくことも、また重要であると考えております。つきましては、引き続き熊本県との連携を図り、その他の業種からのお問い合わせなどにも真摯に対応させていただきながら、あらゆる可能性を総合的かつ慎重に検討し、目的達成のために最適な判断をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、市長のほうから説明をいただきました。市長御自身も、強い危機感を持っていらっしゃる。もう地域再生計画の期間がないんですね。ですから、さっきも言いましたけど、この残り半年ぐらいでできるかというのはかなり厳しいと思うんですね。だから、そのことをしっかり捉えていただいて、地元選出国會議員とか、あるいは県に、再生計画の先送りを訴えないと、これ、本当に返還になってくると思うんですね。そういったことを考えたら厳しい状況があります。カミチクさんが来たくても来れない状況に、今なっているんです、極端に言いますと。カミチクさんは、いつでもいいですよと言いながら、それを受け入れてくれない、県のほうが認めてくれない状況ですので、何回カミチクさんに会いましたと言っても、企業誘致につながらないんです、県が認めてくれないわけですから。ですから、まずは、地元代議士さんをお願いして、何とか認めていただくほうをとるか、あるいは、思い切ってハラールは諦めて、新たな企業をするかという考えも出てくるのかなと思います。

先ほど、市長は述べられました。同じことになるんですが、市長は、報道の中で、「ハラール以外の企業の話もあるが、方向性を明確にして、1日でも早く企業を誘致したい。」と述べておられます。私は、人吉中核工業用地の企業誘致は、人吉球磨全体に及ぶことであると受けとめています。

そこで、ハラール促進区としての株式会社カミチクの企業誘致について、近隣町村はどのような受けとめ方をされておられるのか。今後も、株式会社カミチクの誘致で進めていかれるのか、方針転換をすることもあり得ると受けとめていいのか。ハラール認証を受けて、相当な時間を費やしていますが、国からの指導、あるいは熊本県の対応はどうなっているのか、お尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、先ほど答弁しましたところで、「2月」と申しました国との変更手続は、実際は「1月」でございましたので、訂正させていただきます。

お答えいたします。カミチクの誘致について、球磨郡内における受けとめ方、先ほども少し申し上げましたが、まずは、既存の屠畜場の整理・合理化、そのことに対する地域内のコンセンサスにつきまして、地元選出国會議員、県會議員にも相談を重ね、県畜産課とも情報交換を行い、近隣市町村とも協議しながら、鋭意課題解決に向けて努力をしているところでございます。そのような中で、地域内におきましては、構想実現のためには、進出予定企業と既に立地している企業の屠畜場との連携が必要でございます。現時点では進んでいない状況、それに関連しまして、県、市、近隣市町村など行政間の立場の違いが、まだ埋まっていないという課題が共通の認識となっていると捉えております。

次に、今後の方向転換に係るお尋ねでございますが、これも、先ほどの市長答弁と同様、第一には、地域再生計画を実現すべく、株式会社カミチクの誘致及び、その他のハラール関連企業の誘致を、引き続き最優先に進めてまいりたいと存じます。

一方で、地域再生計画が、本年度中に期間満了になることに伴い、内閣府とは、事前に進出企業の業種などに応じた事例研究、ケーススタディーによるシミュレーションや、地域再生戦略交付金の取り扱いなどについて協議を重ねているところでございまして、何度も申し上げますが、地域再生計画の変更手続についても協議し、検討してきたところでございます。

そのような状況の中で、残された計画期間内におきまして、さまざまな関係者の方々とさらに協議を重ね、現行計画に対する市の方針を決断していく必要があると認識いたしております。

3点目の、国の指導や熊本県の対応についてでございますが、国につきましては、繰り返しのようになりますが、内閣府と協議を重ねているところでございまして、議員の申された地域再生計画の変更手続について、指導を仰ぎながら、今後も協議を進めてまいりたいと存じます。県につきましては、畜産課と、人吉中核工業用地の現状や課題についての情報共有や、食肉関連企業の誘致に関する相談等を継続するとともに、その他の企業の情報等につきましても、担当であります、本市職員を派遣しております企業立地課とも連携を密にさせていただいて、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。何度も言いますが、本当に時間がありません。誠心誠意努力していただいて、やはり地元の期待を裏切らないように、何とか企業誘致が整いますことと、最悪の返還という結果をもたらさないように、精いっぱい努力を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。これで、この質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） それでは、子育て支援についてお尋ねします。

市長が述べておられるように、妊娠期から出産、子育て、就学などに一体的に支援していくことが重要であることは十分理解いただいていること、さらには、教育環境、子育て環境づくりに大きく邁進していく、と述べておられます。教育関係の連携強化、すくすく子育てセンターの相談機能の充実も、大変ありがたいと思います。

ただ、少子化対策として捉えた場合、このことだけで好転していくのか不安があります。若い世代が子育てに期待が持てる、より具体的な施策についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ここで、まず、子供の出生数と合計特殊出生率につきまして御紹介をさせていただきたいと存じます。厚生労働省が、今月7日に発表した人口動態統計によりますと、2018年に生まれた子供の数が91万8,397人で、過去最低を更新し、合計特殊出生率は1.42となり、3年連続の減少となっております。

本市におきましては、算出根拠を県の衛生統計年報としておりまして、最新で2017年の数値となりますが、1.94でございます。出生数を見ますと、平成27年が267人、平成28年が262人、平成29年が238人ございまして、出生数も、合計特殊出生率も、ここ数年減少傾向といった状況でございます。少子化の背景には、ライフスタイルや経済環境の変化の中で、特に若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感・負担感、教育費の負担の重さなど、さまざまな要因が複雑に絡み合っているところでございまして、2人目、3人目を諦める方々が多いのも現実でございます。

今後、国が取り組む予定の子育て世代への経済的支援としましては、これまで段階的に進めてきた幼児教育・保育の無償化を一気に進める予定で、大胆に政策資源を投入することと

されておりまして、子育て支援策としましては、事業費的・効果的にも、とても大きな取り組みになるものと存じます。

本市での取り組みでは、特定不妊治療に要する費用の一部助成を、平成28年4月から実施、また、子ども医療費の助成は以前から段階的に拡充しておりましたが、平成29年10月診療分からは、中学校卒業時までを無料化といたしました。学校教育関係では、学校給食費におきまして、平成28年4月から一部助成を行っておりまして、そのほか、さまざまな支援の取り組みにつきましても、今後とも持続的に実施をしまいたいと存じます。

1つの施策等で、少子化の問題が解決するといった特効薬はないと認識しておりますが、子育てにおきましては、妊娠期から育児に対しての不安や、子育て期においても、学校や周囲、地域へのかかわり方、また、その後の将来への不安などで悩みを抱えておられる方も多くいらっしゃいます。そういった不安を解消し、安心して子育てをしていただくためにも、現在設置しております、すくすく子育てセンターの機能充実を図りまして、専門職による、利用者の視点に立った支援・相談機能の充実を努めてまいりたいと存じます。

妊娠期から出産、育児、就学、就業といったライフステージに応じ、福祉、教育を初めとしたさまざまな関係機関、関連部署がかかわっての支援となりますので、引き続き、より一層の連携強化のもと、次世代の人吉市を担う子供たちの健やかな成長に寄与してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。やはり、出産、育児できる環境の整備、また、経済的負担、安定した雇用の場、安定した所得、そのためには、地場産業の育成、企業誘致、女性のための雇用の場、福利厚生の実、再就職の受け入れ、保育環境などの充実が図れないと、少子化対策には結びつかないと考えます。

私は、平成25年9月議会において、市内の産婦人科医院に協力をいただきました、妊婦様アンケート166名をもとに質問しております。提案としては、出産祝いに地場産品など、出産後は一定期間の商品券などの助成制度はできないか、質問いたしました。答弁として、庁舎の移転計画もあり、財源確保が非常に厳しい。国の制度が以前に比べ充実していることから、現在のところ考えていない、との答弁でした。

各企業や地元企業の協力体制が必要であることは述べるまでもありませんが、それと同じように、行政として、目に見える助成制度の充実を図っていくべきと私は考えますが、このことについては、今後も、何ら取り組んでいくお考えはないのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

以前、今、大塚議員のほうから御紹介がございましたけれども、出産後における経済的な子育て支援に関する御提案と、その考え方につきましてもの御質問がありまして、庁舎移転計

画、国の制度、財源の確保の面から難しい状況である、と答弁をさせていただいております。

その後の状況ということでお答えさせていただきますと、先ほど申しました、特定不妊治療に要する費用の一部助成、子ども医療費助成制度の拡充、学校給食費への一部助成といった新たな事業を実施しております。しかしながら、出産祝い金等の支給といった現物給付などでの経済的支援など、議員がおっしゃられた見える形での支援に関しましては、現在におきましても実施には至っていないところでございます。

子育てに係る経済的負担の軽減の一助にもなります一時金の支給といった、支援の重要性は十分認識しておりますけれども、現在もなお、新しい取り組みの実施には、財源確保が非常に困難な状況でございまして、新たな助成制度の取り組みは厳しい状況でございます。

なお、先ほどの答弁と重なりますけれども、妊娠期から子育て期における各段階に応じまして、それぞれに関する部署が持つ機能を十分に発揮しながら、一体的な支援、切れ目のない支援を、関係機関との連携のもと、行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 結論として、5年前の答弁と同じで、新たな対策は考えていただけないということなんですけど、皆さんも新聞で見られたと思うんですけど、経済的な理由が最も多いんですね、子供の2人目の壁というのを見ますと。やはり、経済的な理由が82.0%と、大きいんですよ。生活の不安を感じていらっしゃる。そういったことがあって、なかなか2人目というのは難しいという状況です。

じゃあ、ほかの地域ではやっていないかといったら、あるんですね。これは、島原市なんですけども、「すこやか赤ちゃん支援事業」。おむつ関連用品、授乳関連用品、離乳食関連用品、月額2,000円とか、第3子以降は月額3,000円とかあっているんです。これは、東京都清瀬市「子育て・キラリ・クーポン券」もあっているんですね、クーポン券を6,000円とか4,000円出してある。松山市、応援券ですか、5万円。埼玉県鴻巣市、「こうのとりに出産祝い金」2万円のお買い物券、5万円のお買い物券とか、また、結婚支援生活支援補助金というものもあります。

確かに、それは財政規模と言われたら難しいんでしょうけど、今、少子化、少子化、大変だと言っているときに、どこに投資するかということを考えたとき、やはり、こういった若い方が安心して子育てができる、そういった応援を、私はぜひ考えていただきたい。確かに財政厳しいのは、私もわかります。でも、どこに力を入れるかと、そう思ったときに、こういった子育てに、ぜひ、私は力を入れていただきたいと考えます。

次に、お子様を何人望まれますか、ということを質問しているんですけど、「2人」が47名、「3人」が81名の回答でした。実際はどうか、「1人」が50名、「2人」が53名、「3人」が31名の回答なんです。理由は、「経済が厳しい。」、「生活面が心配。」、「働く場

所の確保が難しい。」ということで、こういった結果になっています。出産の不安として、やはり仕事への不安、生活への不安、子育ての不安というものが理由で上がってきております。やはり雇用環境の充実、事業所などの理解を求めておられました。そのときに、行政はどんな答えがあったかと言いますと、答弁として、「人吉市男女共同参画推進計画第2次基本計画における施策として掲げている。仕事と生活の調和のワーク・ライフ・バランスをテーマに、講演会やセミナーなどを実施している。事業所についても、企業トップセミナーを開催している。」とのことでしたが、このことは、現在はどのような状況にあるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 皆様、こんにちは。男女共同参画推進事業を所管しております総務部のほうから、答弁させていただきます。

企業におきまして、育児・介護休業制度の整備や積極的な女性の登用、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくためには、経営者の理解を得ることが重要であることから、市では、平成24年9月に、商工会議所と連携いたしましてトップセミナーを開催をいたしております。事後アンケートでも、「理解が深まった。」との回答を得ておりますので、一定の成果があったものと存じております。

その後、現在まで、経営者を一堂に集めたセミナーというような形では行っておりませんが、平成24年度から始まった、家族の時間づくりプロジェクトを継続し、平成28年2月には、本事業の拡大推進事業として、観光庁の支援を受けまして、人吉球磨広域行政組合と連携し、ワーク・ライフ・バランスセミナーをカルチャーパレスにて開催いたしております。そのほか、家族の時間づくりは、おくんち祭りに合わせ、事業所訪問等を行いながら、地域や学校、各事業者の協力のもと、大人と子供の休暇を合わせ、地域ぐるみで家族の時間をつくり、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指しております。

また、ワーク・ライフ・バランスを含めた男女共同参画の推進を図るための出前講座を、市内事業者や町内会、学校関係に実施をしております。さらには、人権教育という観点からも、本市や人吉市人権教育推進連絡協議会の主催により、「命を大切に作る心や日常の人権」、「だれもが住みやすいまちづくり」、「多様性が求められる社会の中で」等の演題で講演会を開催されているところでございます。県でも、各種セミナー、講演会を開催しておりますので、広報ひとよしやチラシ等で参加の呼びかけを行うなどの啓発を行っております。

人吉市男女共同参画推進計画は、平成30年度から第3次計画へ移行しておりますが、第3次計画におきましても、引き続き、基本方針の1つとして、ワーク・ライフ・バランスの推進を掲げておりますので、この推進には事業所の理解が不可欠でございますので、今後も、市民や事業者に向けた働きかけを行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） いろんなセミナーとか講座を行っていただいているようですが、たくさんの方が参加していただけたらありがたいなと考えます。

次に、産前産後の休暇の有無と父親の育児休暇の現状、母親の育児負担についても、当時、質問しております。「産前産後の休暇がある」との回答は81名、「ない」との回答は31名、産休期間中、収入がある方は34名、ない方は91名でした。不安視されていることで多かったのが、主人の給料だけでは心配、生活していく上での心配とされ、主婦の労働がない、と日常生活に不安を抱えておられるようでした。父親の育児休暇については、まず、「保育園にお願いしている」が100名、「育児休暇とれる」との回答は20名、「とれない」との回答は、当時114名あっています。

このときの答弁として、「セミナーの開催、出前講座を実施して、事業所と連携を深めていきたい。」とのことでした。父親の育児参加の推進に向けても、「各事業所と連携強化を図っていきたい。」とのことでしたが、その後、どのような取り組みがなされたのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

子育てにおける母親の育児負担を軽減するためにも、父親の積極的な育児参加は大いに望まれるところでございます。

男性の育児休業推進には、就業されている事業所などの連携が必要で、事業所側の実施体制も含めまして理解と協力が欠かせませんので、これまでも、市の広報、ホームページ、フェイスブック等で、働き方改革等に関する情報の周知に努めてまいったところでございます。

第3次人吉市男女共同参画推進計画におきましても、男性の家事・育児参画支援、男性の育児休業の取得推進を具体的取り組みとして掲げておりますので、引き続き、関係機関、事業所等関係者の御理解を得られますよう、継続して取り組みを行ってまいりたいと存じます。

父親個人への子育ての参加推進の市の取り組みといたしましては、男女共同参画での取り組みの出前講座に加えまして、ファミリー講座、未就園児保護者研修会などを実施してきたところでございます。また、母子手帳交付時に、両親学級へ両親そろっての参加を促し、父親としての子育てへの意識づけを行っているところでございます。さらに、平成30年11月からは、両親学級の途中から、母親になる人への教室と父親になる人への教室を分け、パパ学級と称しまして、県で作成された「パパ手帳」と「ママたちが非常事態!？」というDVDを活用させていただきまして、母親へ寄り添った支援ができるよう、妊産婦の気持ちを理解してもらうことを重点に、学級を開催しております。

平成30年度に両親学級に参加された方の中で、両親そろっての参加率は29.8%——約30%ということで、まだまだ少ない状況でございますので、今後も、パパ学級の啓発を図り、子育てへのスタートラインに両親そろって立ってもらえるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） まだまだ、都会でもそうなんですけど、地方でも、父親が育児休暇をとるとするのは、非常に厳しい状況にまだあるのは現実のようです。やはり、そういったことを事業所も理解していただいて、一体になって御夫婦で子育てができるような体制ができたらいいなと私は思います。行政もしっかり、そういった面を後押ししていただいて、今言っていたような、保育園とかで講座をますます続けていただいて、理解を得ていただけたらありがたいと思います。

最後に、市長も以前、述べておられましたけど、高校生の9割近くは他県に進学・就職している状況にあります。何とか地元に残っていただきたい思いは同じです。そのためには、雇用の充実、安定した収入、魅力あるまちづくり、地元に残ってくれた若者への助成制度の充実も考えていくべきです。さらには、移住・定住の促進については、各自治体取り組んでいますので、人口増を目指すためには、他の自治体がない、特色ある補助制度も必要があると考えます。人吉市に住んでいただき、他の地域へ通勤される方に対しての補助制度も検討すべきだと思います。このような取り組みを行うことで、将来的には少子化対策・人口増にもつなげることができると思います。

いずれにしても、厳しい財政状況ですので、全てに対応することは困難であるかとは思いますが、将来の人吉市にとって、どのような施策が必要なのか、市民の皆様が笑顔で健康に暮らしていただくためには、どのような施策を行っていくべきか、松岡市長に対する期待度は大変大きなものがあります。この4年間で、しっかりとした財政の建て直し、そのためには、事業の見直し、補助金、負担金などの見直しも避けて通れないものと考えます。実行力のある市長の市政運営を期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君）（登壇） 皆様、こんにちは。5番議員の西洋子です。私は、2月末まで、中原公民館で公民館指導員という仕事をしておりました。指導員の主な仕事の1つに、講座の企画・運営があります。中原公民館の受講者募集のキャッチコピーは、「あなたの初めてを応援します」です。何かを始めるのに、遅すぎるということはありません。幾つになっても、新しいことに挑戦しましょう、とお誘いをしていただけです。その私が、初めての

挑戦で、初めての議席をいただき、そして、初めての一般質問で、ここに立たせていただいております。このすばらしい「初めて」を与えてくださいました全ての皆様に、心から感謝を申し上げるとともに、身の引き締まる思いでございます。市民の皆様の負託に応えられるよう、一生懸命頑張る所存でございます。市長を初め執行部の皆様、議員の皆様、御指導のほどよろしく願いいたします。

けさ起きましたら、非常に、いつも聞き慣れない耳ざわりな音が聞こえておりました。よくよく周りを見渡しますと、私の心臓の音でございました。今も、すごい音が自分には聞こえております。そのくらい緊張しておりますが、足の震えは武者震い、激しい鼓動は胸の高まりと自分に言い聞かせまして、通告どおり質問をさせていただきます。

1つ目は、地方自治法、地方公務員法改正に伴う条例改正作業について、2つ目、相良清兵衛屋敷跡地下室遺構の文化的価値、新たな展開について、最後に、施政方針から、第2の柱について、以上の3点です。

今回新設される、会計年度任用職員制度についてお尋ねします。

この問題は、先ほど申し上げました、公民館指導員でありました私の経歴に基づく質問と御理解ください。

一昨年前、非常勤職員の間で話題になっていたテーマであると言ってもよろしいと思います。当時は、情報も少なく、さまざまうわさが流れました。8年のくくりがなくなる、65歳の年齢制限もなくなる、その上、ボーナスも貰える。ことし3月末で任期満了が決まっていた私は、あと1年遅かったらと、本気で悔しい思いをしたところでもございました。ところが、調べていくうちに、そんな夢のような制度ではないこともわかってまいりました。ネット上には、多くの情報があふれております。正確な内容を御存じない非常勤職員の皆様が、多くいらっしゃいます。

そこで、出発点として、次のことをお聞きいたします。

まず、現在の正規職員、再任用職員、臨時補助員、一般職非常勤職員のそれぞれの人数をお尋ねします。

次に、任期が6カ月以下の臨時補助員を、通年で雇用されている部署も数カ所あるようですが、通年雇用が必要であるのに、非常勤に切りかえなかったのはどうしてでしょうか。また、これらの職員のうち、何名を会計年度任用職員として任用を予定されていますか。お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

初めに、6月1日時点の正職員、再任用職員、臨時補助員及び非常勤職員の人数についてお答えさせていただきます。

まず、正職員の考え方について説明させていただきますが、定員管理を行う上で、正職員として位置づけている職員は、任期の定めのない常勤の一般職員、任期付職員、常勤の再任

用職員を正職員としてカウントをいたしております。しかしながら、ここでは、あえて次のように分けてお答えさせていただきます。任期の定めのない常勤の一般職員が321名、任期付職員が18名、再任用職員が16名のうち、常勤職員が2名、臨時補助員が27名、非常勤職員が165名でございます。

次に、再任用職員と会計年度任用職員の違いについてでございますが、再任用職員とは、55歳以降に市職員を退職した者で60歳に達した者を、再度任用することを可能とした制度でございまして、雇用と年金の接続の観点から、国において制度化されたものでございます。その任用根拠は、地方公務員法、人吉市職員の再任用に関する条例でございまして、就業形態は、フルタイム勤務とパートタイム勤務の2種類がございまして、任用根拠からしましても、会計年度任用職員とは全く別の任用形態でございます。

次に、臨時補助員につきまして、通年で雇用している部署もあるが、なぜ、非常勤職員で雇用していないのか、との御質問でございますが、そもそも、臨時補助員と非常勤職員とでは就業形態が全く異なっております。臨時補助員につきましてはフルタイム勤務、非常勤職員につきましてはパートタイム勤務となっております。そのため、雇用するに当たりましては、各課の業務内容に照らし合わせまして、最も効率的・効果的な任用形態を見きわめながら、各課におきまして最適な雇用を行っているところでございます。

最後に、これらのうち、会計年度任用職員として何名を任用する予定にあるのか、との御質問でございますが、会計年度任用職員制度におきましては、法改正後の要件を満たさない特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員につきましては、会計年度任用職員に移行することとなります。しかしながら、現在のところ、これまでの全ての業務をそのまま移行するという考え方ではなく、関係各課それぞれの業務におきまして、その業務が会計年度任用職員としての業務に当たるのかどうか、また、業務自体の必要性、合理性及び整理統合の可能性などについて、改めて検証及び整理を行い、引き続き会計年度任用職員が行うことが適当であるとされた業務について会計年度任用職員を任用することとなりますので、現時点におきまして、具体的な任用人数について、明確にお答えすることができないところでございます。御了承いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 御答弁ありがとうございます。現時点では、任用人数を確定できていないことがわかりました。

ところで、会計年度任用職員制度導入の理由としましては、対象職員の任用法が区々としていたこと、あるいは任用上の根拠規定の適切とは言えない利用があったと総務省が説明しています。例えば、特別職規定、成績主義、能力主義制度の濫用などがあった、といった説明でした。それはともかくとしまして、会計年度任用職員制度の導入に伴い、該当職員は、

これまでになかった利益を所得する可能性があるとともに、これまでの任用法令の予想する地位を喪失することになります。相当の注意と配慮が必要となることを申し添えておきます。

次に、上記と関連して、次の問題をお聞きいたします。

第3次定員適正化計画については、現在、どのような進捗となっておりますでしょうか。もし、計画どおりに進んでいないとすれば、その理由についてもお答えください。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

第3次定員適正化計画の前期4年におきましては、計画どおりの人員削減を進められたところではありますが、それ以降の後期4年につきましては、ほぼ人員増減なしの横ばい状態の人員配置となっており、計画どおりの人員削減ができていない状況でございます。これは、熊本地震によります市庁舎建設事業を初め、スマートインターチェンジの整備、県民体育祭の開催、また、広域観光事業といった、本市を取り巻く地域における新規事業や、国・県の制度改正等に伴う業務量の増大に対応するためのものであり、想定外に人員を要する業務が増大し、人員確保をせざるを得ない状況にあったということでございます。

このような理由によりまして、計画達成は難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ありがとうございます。事情は理解できました。

正規職員の削減と非常勤職員、つまり、来年度からの会計年度任用職員の任用人数には密接なかわりがあるのではないかという危惧がありましたので、お尋ねいたしました。

次の質問です。昨年9月の笹山議員への答弁では、6月議会に上程、とありました。今回、上程されていないことの原因をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

昨年9月議会の時点におきましては、本年6月議会に条例案を提案予定としておりましたが、会計年度任用職員へ移行する職種の検討、給料表の上限設定、期末手当の支給率設定に伴う財源確保の問題など、さまざまな課題の解決に時間を要してしまい、本議会の条例案の提案を延期しましたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 法改正から2年が経過しています。その間の、担当課を初め担当職員の皆様においては、相当の御苦勞があったことを拝察申し上げます。

しかしながら、6月上程という文言がひとり歩きしていることについては、御承知おきください。それに伴い、不安が増大していることも申し添えます。また、9月上程となりますと、残された時間はわずかでございます。

次の質問に移ります。新制度によりますと、期末手当や退職金の支給もできるようですが、

その財源はどのように確保される予定でしょうか。また、昨年9月議会の執行部の答弁において、「支給割合等の具体的な設定につきましては、今後、常勤職員との均衡のほか、他の自治体の動向や本市の財政状況等を勘案しながら進めてまいりたい」とのことでしたが、ほかの自治体とは郡部の町村でしょうか、県下全域でしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

この制度を実施するに当たっての財源確保につきましては、補助事業による人件費は、当然ながらそれらを最大限に活用してまいります。しかしながら、その多くが一般財源となっているのが実情でございます。議員御承知のとおり、会計年度任用職員に対しましては、期末手当の支給が可能となります。給料や報酬、期末手当の支給率等につきましては、各自治体の判断に委ねられており、これらの設定如何によっては、相当の財政負担となることも十分予想されるものでございます。したがって、会計年度任用職員制度導入に当たりましては、本市の財政状況に応じた、人吉市なりの制度設計をしっかりと行うことが大事であると考えております。

財政面におきましても、過度の負担とならないよう、予算編成時における事業の選択と集中を行い、財源を確保できるよう検討してまいりたいと存じております。

また、平成30年9月議会におきまして、笹山議員からの同様な御質問に対してお答えをさせていただいておりますが、財源確保につきましては、県市長会や九州市長会、全国市長会を初めとする関係団体にも働きかけながら、国による財源措置を求めていきたいと存じております。

次に、昨年9月議会において、笹山議員の、会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する質問に対しての答弁におきまして、支給割合等の具体的な設定につきましては、今後、常勤職員との均衡のほか、他の自治体の動向や本市の財政状況等を勘案しながら進めてまいるとの答弁があったが、他の自治体とはどこのことか、との御質問についてでございますが、県下の、本市を除く13市のことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ありがとうございます。当然ながら、昨年の笹山議員の一般質問は拝読しております。そのときの答弁と、ほとんど変わらないと感じました。ほかの自治体と申しましても、人口規模が同じでも財政状況が同じとは限らないでしょう。御答弁のように、本市の財政状況に応じた、人吉市なりの制度設計をしっかりと行うことが大事ということであれば、ほかの自治体の動向はあまり関係ないのではないかと思いますし、また、そのような時間も残されていないと思っております。9月上旬程を危惧しております。

次の質問に移ります。今回、新制度の導入に伴い、移行の対象となる、現在の臨時補助員及び非常勤職員の意見・要望などは反映されていますか。また、条例案の提案は、いつ行わ

れ、対象者への周知はどのような手法をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在任用しております臨時補助員及び非常勤職員からは、今回の会計年度任用職員になることに対する意見につきましては、これまで求めていないところでございます。

また、条例案の提案時期についてでございますが、当初は、この6月議会に関係条例案の上程を予定しておりましたが、先ほどの答弁の中でも申しました理由、及び、県下の他の自治体の状況を確認しましたところ、ほとんどの自治体が9月議会への上程を予定しているとのことございまして、本市におきましても、慎重に検討を重ねました結果、9月議会の上程を予定しているところでございます。

次に、非常勤職員等への周知についてでございますが、9月議会後の10月に入りまして、まず、各課等への説明会を開催した後に、非常勤職員等への説明会を予定しているところでございます。その後、各課におきまして、会計年度任用職員の募集、選考等を経まして、来年4月からの任用を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 執行部の新制度導入前及び導入後のスケジュールはわかりました。

先ほどお答えいただきました職員数を見たところ、非正規職員は全体の35%に及びます。192名、職務補助とはいえ、この人数、または近い人数がいなければ、公務遂行上、支障を来すのは明白です。その重要な存在に対し、意見の1つも求めておられないことに違和感を感じます。今度の改正は、正規職員のあり方にもかかわる問題でもありますが、一番重点を置くべきは、新しい制度の適用者だと思っております。

財政難から、正規職員の削減、作業の低下、非正規の増加、トラブルの多発という一連の流れの中での改正のようですが、執行部のおっしゃるとおり、地方にとっては、さらなる財政圧迫となることに違いないでしょう。とは申しましても、来年度からの施行は決まっております。入るを量って、出を制するという言葉がありますが、出を制することによって、移行人員の削減、勤務時間・日数等の調整など、弱い立場にある非正規職員に不利益となることのないよう、くれぐれもお願いいたします。

以上の質問の具体例として、校区公民館長の任用形態について御質問します。

新制度では、校区公民館長は特別職の非常勤職員ではなくなるようですが、会計年度任用職員への移行、または業務の委託のどちらをお考えでしょうか。業務委託とした場合のその内容及び、そのことによって生ずる課題についてもお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

会計年度任用職員制度の施行に伴います校区公民館長の任用についての御質問でございますが、議員の御指摘どおり、今後、非常勤の特別職は、任命権者に助言する顧問・参与の職

に限るとされております。

そこで、校区公民館長の職についてでございますが、今後、2つの手法が考えられるところでございます。

1つ目に、会計年度任用職員への移行でございますが、この場合は市との雇用関係が発生しますので、社会保険、公務災害補償の対象となりますが、所属長が勤務の割り振りを決定し、業務日報を提出することなどにより労務管理を行う必要がございます。また、人事評価をして、2年目までは継続して勤務することも可能ですが、3年目からは、公募、面接等の採用手続が必要となります。

2つ目に、業務委託でございますが、こちらは、公民館長業務そのものを委託するものでございますが、市との雇用関係が発生しませんので、社会保険、公務災害補償の対象外となりますので、別途、公民館総合補償制度等への加入が必要になるかと存じます。

いずれも一長一短ございますので、現在、公民館長会議等でこの内容を御説明しており、今後、さらに御意見を伺い、整理することとしている状況でございます。

次に、仮に校区公民館業務を委託した場合の業務の内容と課題は、との質問でございますが、まず、業務内容でございますが、現在、社会教育法に規定する定期講座や体育レクリエーションの開催などの公民館業務の企画実施を、公民館指導員と連携をして行っているところでございます。引き続き、同様の業務を行っていただくことになるかと存じます。

その場合の課題でございますが、先ほども述べましたように、これまでの公務災害補償制度の対象となっていた部分が対象外となりますので、公民館総合補償制度等への加入が別途必要であること、また、現在、本市から、各公民館には公民館講座及び施設の清掃と軽微な保守に関する業務を行っていただく公民館事業委託と、市民体育祭業務委託を行っておりますが、今後、これらの委託業務を、公民館長業務と一本化するかどうかといった整理の課題があるかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 御答弁を伺う限り、会計年度任用職員にするのか、業務委託にするのか、執行部としては決定していないことがわかりました。また、特別職の公民館長については、意見を聞かない方針ではないということもわかりました。

いずれにせよ、条例案上程までの日時は限られています。迅速な対応が必要です。ちなみに、校区公民館とは、校区住民をもって組織されているものです。御承知のように、館長を初め役員は、その中から選ぶという規約がございます。そのことを、念のために申し添えておきます。

現在は、館長と指導員は、特別職、一般職の非常勤職員で、ともに市の組織の一員である

わけですが、館長が委託業務となった場合は、民間人ということになります。その場合、指揮命令権者との関係はどうなりますでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、会計年度任用職員制度と業務委託につきましては、現在、校区公民館長連絡協議会を中心に、公民館長の御意見を伺っているところでございますが、業務につきましては、現在、公民館長と公民館指導員で連携をして取り組んでいただいている状況であり、今後も、校区の公民館活動にとってよりよい形にしなければならないと憂慮しているところでございます。

御質問の、公民館長と指導員との関係、あるいは業務等の整理につきましては、公民館長の職を含め、本市における会計年度任用職員制度実施に向けた課題の1つとして、引き続き協議検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 方向が決まっていない時点でのお答えは、いただけないものとは思っておりました。あえて申し上げますが、公民館指導員さんは、市職員よりも、館長とともに連携して業務に当たっているわけです。市の職員とは、会議でもない限り、顔を合わすことはございません。指揮命令関係に不透明な点が出てくることは明白でございます。

確約された期間ではないにしても、現在の制度では、7回の更新、8年という期間があります。これがあればこそその育児休暇、産前産後休暇などが適用されていたものと思われまます。今回の制度では、更新という言葉は使われません。1年、1年の切りかえになっていきます。こういう長期の休みのとり方とか、問題はたくさん残されていると思いますが、この体制が、対象者にとって改悪とならないことを願ひまして、新制度改革についての質問は終わります。9月の上程を楽しみにしております。

2項目めです。相良清兵衛屋敷跡地下室遺構の文化的価値、新たな展開と市の立場について御質問申し上げます。

これまでも、議会で何度も取り上げられており、市長も、市議時代、一般質問をなさっているように、関心を持っておられることだと思います。また、数度の調査を実施されてきたことに、本市の歴史調査活動の積極性を示すものとして敬意を表します。その成果は、少しずつあらわれてきているように思います。

その1つは、県外の歴史ファンが注目をするようになったことです。しかしながら、市民への浸透が十分とは言いがたいと思います。地域の歴史を知ることは、地域愛の基礎です。市民へ浸透する工夫を、改めて検討されてはいかがでしょうか。

もう1つに、民間の研究活動の継続があります。市長は、先般、ユダヤ教研究の第一人者といわれる市川裕先生にお会いになられたと伺っておりますが、その道先案内となったのは、

長年研究を続けてこられた民間団体だということは、市長御存じのとおりです。先生とお会いになり、お話を伺われた今、率直な感想をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

相良清兵衛屋敷跡の地下遺構につきましては、これまでもさまざまな御意見や御指摘、仮説等をいただいている、それほど謎に満ちた、想像力をかき立てられる、言いかえれば結論づけることが難しい遺構となっております。

御本人の御希望でもあり、お名前の公表は差し控えさせていただきますが、権威であるその先生に、東京大学の研究室でお会いをし、研究メモの段階ということで資料もいただいております。先生からは、相良清兵衛屋敷の地下遺構が、ユダヤ教の汚れを清める沐浴施設の1つである、ジローナにあるミクヴェに類似しているというお話を伺いましたが、相違点もあり、また、実証できる証拠などが無いため、現時点では想像の域は超えないという、研究者としての冷静な見解も示されました。

私は、歴史や宗教の専門家ではございませんので、事の真相に言及できるはずもありませんが、さい先の外来文化の研究を含め、先生のお話を私なりに受けとめさせていただきました。先生にも、「いろいろな可能性を秘める遺跡であることは間違いない。」というお言葉をいただきましたので、歴史の不思議さ、本地域の奥深さに感じ入りながら、当該地下遺構の文化的な価値の確立に大きな期待を膨らませたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ありがとうございます。発見から20年以上、悠久の歴史から見れば、わずかとすら言えない時間ですが、短期的な利益面から見れば、大したことがなかったから放ってあるのよね、などという声が聞こえてくるほどの時間が経過していると捉えることもできると思います。いずれにしても、官民で長く取り組んできた作業です。それゆえに、それを絶やさないことが大切だと思います。これを機に、大きく事が動き始めることを期待いたします。

最後の質問になります。第2の柱「地域に誇りと愛着を持つ」についてです。

市長は、政策の柱に、5点挙げられました。その5点は相互に関係していますので、個別の柱を取り上げるとミスリーディングになるかもしれないと危惧いたしますが、あえて質問させていただきます。

主な政策として、具体的には、観光の活性化、人と企業の誘致、スマートシティかと理解しましたが、間違っていないでしょうか。もし、そうであるとすれば、少し違和感が残ります。それは重要ではないというわけではありません、むしろ賛成できる方向です。ただ、それらは、経済方針に近いとの印象を受けました。もとより、経済政策を立案し、本市の経済を豊かにすることで、市民は本市に誇りを持ち、愛着を感じるようになることを否定するも

のではありません。

ただ、私個人としましては、「地域に誇りと愛着を持つ」が独自の柱であるというとき、文化的、教育的側面に軸足があると思うのです。本市には、「青雲の志」育成事業として取り組んでおられます、明治天皇の侍医にまでなられた一井正典先生、終戦工作に奔走した高木惣吉少将など、すばらしい先人が多くいらっしゃいますが、お恥ずかしいことに、私はそのことを最近まで知らずにおりました。学校はもちろん、誰からも教わらなかったからです。多くの市民の方が、そうではないかと思えます。

地域愛、誇りは、そこにあるもの、あったものを知ること、出発点を置くべきだと思うのです。お考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

西議員がおっしゃるように、地域に誇りと愛情を持つというのは、その地域にあることを知るのが、まずは、私も第一だと思いますし、そのことに我々が気づき、磨き上げ、発信していくこと、これが地域の持続的な発展につながる一番大事なポイントだと思います。我々は、なかなか日常的にあるものには気づきにくいものです。だからこそ、それはオリジナルであり、アイデンティティーであろうと考えております。

相良700年の歴史が、日本遺産に認定をされました。このことは、この地域に住む先人の方々の営みが、連続して形として残っていることだというふうに捉えております。まずは、その形として残っていることを、我々がよく知り、よく勉強し、そして、次の世代へ引き継いでいくことが大事であろうと私も考えているところですし、そういった取り組みを進めてまいらなければならないと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ありがとうございます。

青井さんのおくんち祭りには、郡部の学校からは、社会科見学でしょうか、第三セクターのくま川鉄道を利用し、青井さんに参拝し、朝の神事から見学していきます。市内の子供たちはどうでしょう。おみこしで行列に参加する子は準備に追われ、そのほかの子供たちは、行列や出店を楽しむだけになっていないでしょうか。もちろん、それがいけないこととは思っておりません。私も、出店をのぞいて回るのは大好きですし、楽しみにしている1人です。

視聴覚機器を活用して伝えるような取り組みはできませんでしょうか。おくんちの日は、市内の小中学校は休みですので、郡部の学校のように社会科見学等で引率しての見学は無理としましても、そういう視聴覚の機器を使って、子供たちに見せていくということも考えていただいてもよろしいのではないかと思います。祭りは、見るのも楽しいけれども、参加するともっと楽しいと言います。その点において、学校単位で参加されている球磨工業高校、人吉第三中学校の取り組みはすばらしいと思います。彼ら、彼女らは、10月9日には、どこ

の地においても、ふるさとに思いをはせることでしょう。そのことが、ふるさと納税につながればと思うのは、少し欲張りでしょうか。

私たち誰もが、桃太郎の昔話ができるのは、繰り返し、繰り返し聞いてきたからにほかなりません。自然に故郷の自慢ができるよう、昔話を聞かせるように、幼い心に誇りの種まきができるような取り組みを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 06 分 休憩

午後 2 時 19 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

4 番。牛塚孝浩議員。

○4 番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4 番議員の牛塚孝浩でございます。今回、私は、4 月の統一地方選挙において、市民の皆様から温かい御支援をいただき、市議会議員に初当選させていただきました。私の議員としての使命は、地域に寄り添い、そして、地域の声をまっすぐ正直に市政へ反映することであります。また、不易流行を基本指針とし、動いて変えるを信念に持ち、市民目線で是々非々を貫き通す覚悟でございます。市議会議員として、市民の皆様への負託に応えられますよう、精いっぱい務めてまいりますので、松岡市長を初め市執行部の皆様、そして議員の皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初日から本日まで、同期の皆さんの立派な一般質問を聞いて、いささか緊張しております。登壇を決める予備抽選で11番を引き、本抽選でも11番、そして、ただいま、この順も11番目と、なかなかそろそろことではないだろう数字に御縁を感じながら、今ここに立たせてもらっております。また、一般質問最終日に、新人ではトリを務めさせていただきますので、皆様、お疲れのことと存じますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。本日、初めて一般質問を行うわけでございますが、今回は、選挙を終え、市民の皆様からいただいた御意見を含め、3 項目質問をします。

1 点目は、交通弱者に対して伺います。2 点目は、市民の声より、今、本市にとって大きな課題でもある新市庁舎建設について、まだ、正確な情報が伝わっていないと感じるところがございましたので、さきにお二人の議員からも質問がございましたが、また、違った視点で質問をいたしたいと思っております。3 点目は、農業振興に関して、上原田地区の畑かんモデル地区組合についてお尋ねをいたします。

まず、初めに、交通弱者について質問いたします。

1 項目め、近年、全国的に、高齢者の自動車運転免許取得者による運転技能の低下や操作ミスなどによる、歩行者を巻き込んだ悲惨な事故が増加しておりますことは、皆様も御承知のとおりでございます。最近では、ほぼ毎日、テレビのニュースで流れておりますように、これまでにない深刻な問題であります。安心・安全なまちづくりの観点から、今後、運転技術の低下を自覚したり、運転に自信がなくなった場合において、運転免許証を返納することが必要であるとの認識は、一般市民の皆様も、当事者である御高齢者の皆様自身にもございます。しかし、地元にお住まいで、該当される運転免許証保持者の本音の声としましては、「返納してしまったら、いざ何かあったとき病院にも行けない。」、「買い物に行くにも不自由だ。」、「子供や知人には頼りたくない。」など、地方であるがゆえの、返納したくても返納できない実情と、いざというときの不安の声が多く聞かれます。あるところでは、「100歳までは免許は返納でけんばい。」などという声も聞かれました。このことは、皆様におかれましても共通の認識であると存じております。

全国で、多くの自治体が、急速な高齢化による課題先進地となり、同様な問題に対しさまざまな取り組みを実施しておられますが、まず、運転免許証返納者数はどれくらいいらっしゃるのか、そして、その推移についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

運転免許返納者数の推移についての御質問ですが、熊本県警察本部運転免許課に確認しましたところ、4月から3月までの年度での集計ではなく、1月から12月までの1年間、暦年で把握されているとのことございまして、人吉警察署管内では、平成28年が118人、平成29年が166人、平成30年が199人とのことございました。また、人吉市内の運転免許返納者につきましては、直近2年間しか把握できていないとのことございまして、平成29年が110人、平成30年も、同じく110人とのことございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。人吉警察署管内というのは、球磨郡も含むということで理解してよろしいでしょうか。お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

人吉警察署管内とは球磨郡も含むのか、との御質問でございますが、本市のほか、球磨村、山江村、五木村、相良村、錦町の5町村でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。当市だけの問題ではございませんので、あえて、人吉署管内の推移を参考にさせていただくために、質問いたしました。

人吉署管内の推移でございますが、毎年、返納者数はふえており、過去3年間で483名の

方が自主返納されているということでした。自主返納者以外にも、そのまま失効された方なども勘案しますと、実際はそれ以上の方が、いわゆる交通弱者となっておられるということでございます。

では、そのような方たちに対して、本市としての取り組みは、いつから、どのように行われているのか。また、それは、どのようにして周知しているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

運転免許返納者に対する、市としての取り組みはどのようなものがあるかとの御質問でございますが、本市としましては、平成24年10月から、65歳以上の方が予約型乗合タクシーへ乗車される際に、運転経歴証明書を御提示いただくと、運賃が半額となる取り組みを行っており、年間の延べ人数としまして、平成28年度は1,177人、平成29年度は「102人」、平成30年度は613人の方に御利用いただいております。

また、本市の取り組みではございませんが、産交バス株式会社におかれましては、65歳以上の方で、免許返納者割引乗車証を提示されると、運賃が半額となる取り組みを行っております。

次に、運転免許返納者に限った支援ではございませんが、平成23年6月から、人吉市社会福祉協議会による人吉市買い物支援センターがございまして、週1回、買い物の実費プラス100円で買い物支援を行っております。昨年度までの登録者が150人、実際に利用されている方が、1カ月当たり約50人で、昨年度の実績としましては、宅配回数が1,865回、見守り訪問が540回などとなっております。

また、高齢者の運転免許の自主返納への推進の取り組みとしましては、防災安全課におきまして、出前講座の申請があった際に、高齢者を対象とした交通安全教室を開催しており、平成30年度は、駒井田町老人会及び合ノ原町老人会において講座を開催したところでございます。

各事業の周知につきましては、それぞれ、市のホームページ等でお知らせをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 済みません。ありがとうございました。今、ちょっと、答弁の中で、平成29年度が102人というふう聞こえたんですが、私の聞き間違いでしょうか。お答えください。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成29年度は「1,002人」となっております。済みません。「102人」と言い間違えたようでございます。訂正方、よろしく願います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。あまりにも急激な数字の差があったものですから、あれっと思ったわけですが、本市では、運転免許を返納された65歳以上の方に対して、運賃半額で利用できる取り組みを行っているという回答でございました。

では、平成28年度から、利用者実績が年々減少しているということがちょっと見てとれるんですけど、これはどういう原因があつてのことなのか。また、自主返納を促す対策として、申請があつた際のみ、出前講座において交通安全教室を実施しているとの回答でございますが、申請があつたときだけでは、周知していただくということに対してまだまだ情報の発信量が少ないように思います。執行部の考えを伺います。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーの運転免許返納者の割引制度の利用が、年々減少している原因についてでございますが、直接の原因につきましては、利用者ごとにさまざまな事情があらわれると存じますので、現状では分析はできておりませんが、今後は、利用者の声を聞くなどして状況の把握に努めるとともに、さらに制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

また、申請があつたときのみ、出前講座の交通安全教室にて運転免許返納の推進を周知するのは、情報発信が少ないのではないかとのことでございますが、今後ますます、運転免許の自主返納について、高齢者の方々の関心が高まると予想されますので、警察署を初め関係機関と連携を図りながら、運転免許の自主返納を含め、高齢者の交通安全対策事業について、市広報などでも周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。結果には、必ず原因というものがあるわけでございますので、今後は、しっかりとした現状把握をお願い申し上げて、よりよき対応ができるようお願いを申し上げます。

また、熊本県においては、阿蘇市の安全協会など、この申請料の助成を行っております。そういった申請料の負担をなくす取り組みであるとか、返納した場合のメリットを理解していただくために、御回答いただいたとおり、広報紙や回覧板などを活用いただいて、講習会の数をふやすなど、今まで以上の「啓蒙」活動を実施していただきますようお願いいたします。

さらに、返納者以外の、買い物弱者と言われる方々を含む交通弱者への利用促進を促すことで、乗合タクシーやコミュニティバスの利用者もふえてくるのではないかなと思っております。

では、予約型乗合タクシーの運行やコミュニティバスの最新の利用状況について、利用者の声もあわせてお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシー及びコミュニティバス——通称豆バスの利用状況についてでございますが、現在、予約型乗合タクシーは5路線ございまして、西間経由田野線が14便、東間経由田野線が13便、下田代線が17便、鹿目線が16便、山江温泉線が21便ございます。

利用状況につきましては、平成28年度が8,721便運行で、2万406人、平成29年度が8,691便運行で、1万9,899人、平成30年度が7,254便運行で、1万1,423人の方に御利用いただいております。

次に、コミュニティバス——通称豆バスでございますが、大柿線、上原田線、小柿線、七地線の4路線が、それぞれ週2日の3便から6便運行されておりました、平成28年度が1,104人、平成29年度が1,257人、平成30年度が1,456人の方に御利用いただいております。

次に、利用者の声についての御質問でございますが、地域懇談会などにおいてさまざまな御意見をいただいております、「通院や買い物の利用に助かっている。」といった、喜ばれている御意見がある一方で、「運行曜日や時間帯を考慮してほしい。」、「停留所まで遠い。」、「電話するのが面倒。」、「1時間前までの予約電話を、臨機応変に対応してほしい。」などの御不満の声もいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） まず、先ほど、私の質問の中でございました、「啓蒙」という言葉を使わせていただきましたが、「啓発」に発言の訂正をお願いいたします。

ありがとうございました。利用状況について回答をいただきましたが、平成28年度と平成29年度は、ほぼ横ばい状態だと認識いたしました。しかし、回答からですのでざっくりとした計算になりますが、平成29年度と平成30年度では1,500便弱の運行数の減で、また、8,500人ほどの利用者数が減少しております。この原因について、お伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

予約型乗合タクシーについて、平成29年度と平成30年度では運行が約1,500便、利用者が約8,500人減少をしている原因についてでございますが、平成29年度以前は、予約型乗合タクシー田野線を、登下校に利用されておりました田野地区や大塚地区の小中学生が、平成30年4月からスクールタクシーへ移行したことによるものが主な原因でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。予約型乗合タクシーの利用実績数の減少は、田野線でスクールタクシーへ移行したことが原因であったということで理解いたしました。

では、予約型乗合タクシーについて、「前日の予約制なので面倒だ。」との声がありましたが、実際の利用者からお聞きした声では、「仕事その日は遅いので、翌日一番の予約ができない。」、「バス停まで歩いて行かないと利用できない。」など、使い勝手の面でも

う少し改善が必要ではないかと思っているところでございます。例えば予約時間を延長するなど、何か対策はないのか。その点について、市の見解を伺います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

予約型乗合タクシーの予約方法について、前日の予約制なので面倒だという声があるが、ということでの御質問ですが、予約型乗合タクシーの電話予約につきましては、朝一番の便につきましては、前日の午前9時から午後6時までの予約が必要でございますが、2便以降は、当日乗車される便の1時間前までの予約で対応可能となっております。

前日予約の受付時間を延長させることにつきましては、受託業者におかれまして人的な配置が必要となりますので、費用対効果を含め、慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。予約型乗合タクシーだからこその特典もある、しかし、制約もあるという相互利益の観点で運行されているということを理解しておりますが、利便性や利用率を上げるためには、官民一体となって前向きな再検討をお願いしたいと思います。

では、利便性の向上について質問でございます。以前、試験的に取り組まれたドア・ツー・ドアの実証運行について、その結果と利用者の反応はどうだったのかお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

ドア・ツー・ドア実証運行につきましては、平成28年度に、地域公共交通マスタープランである人吉市地域公共交通網形成計画策定に伴い、地域の実情に合った交通手段を模索する上で、永野地区と大畑地区において、お試し永野号、お試し大畑号としてドア・ツー・ドア型の予約型乗合タクシーの区域運行を1カ月試験的にを行い、その後、平成29年度に、さらなるデータ取得のため、4カ月間の実証運行を行っております。

運行実績でございますが、まず、お試し永野号につきましては、平成28年度の利用状況は、7回運行の15人、平成29年度は、52回運行の71人ございました。お試し大畑号につきましては、平成28年度が22回運行の49人、平成29年度が154回運行の284人の利用となっております。合計で、平成28年度が29回運行の64人、平成29年度が206回運行の355人の利用がございました。

次に、利用者の反応はどうだったのか、との質問でございますが、乗車された全ての利用者にアンケート調査を行っております。その結果としましては、乗車目的に「通院」を挙げられた方が最も多く、次に「買い物」となっており、日常生活に密着した利用が多いことがわかりました。また、通常の乗合タクシーではなく、ドア・ツー・ドア区域運行を利用された理由としましては、「自宅付近で乗りおりできること」を挙げられた方が多く、ドア・ツー・ドア区域運行の運行形態についての一定のニーズがあることを把握することができまし

た。

自宅付近で乗りおりが可能なドア・ツー・ドア区域運行は、停留所までの徒歩での移動がなくなるため、高齢者の移動手段としては有効であると考えますが、一方で、停留所以外を経由するために、公共交通として必要な観点である定時的な運行ができないことによる不満の声もいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。地区別に差がございますが、地域性によって、利便性などさまざまな要因があつてのことと察します。しかし、最近、私の親も含めて、返納を考えておられる方や、実際に返納したという方が急激に周りにふえてまいりました。このことは、さきに回答をいただいた数字を見ても、御承知のとおりでございます。

自家用車のように玄関先までとはいかなくても、自宅付近まで迎えてくれるドア・ツー・ドアの利用は、今後ますます増加傾向にあり、高齢者の交通手段として有効だと思いますが、執行部の考えをお聞かせください。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

ドア・ツー・ドア区域運行は、高齢者の交通手段として有効だと思うが、市の考えはどうか、とのことですが、先ほども申し上げましたように、ドア・ツー・ドア区域運行は、自宅付近での乗りおりが可能でございますので、高齢者の移動手段として有効であると存じます。なお、運営面におきましては、運行の路線や距離が一定でないことなど不確定要素が大きく、財源の把握が難しいこと、さらに、既存の路線バスとの競合区間における並行運行ができないことなどのデメリットがあることもわかっております。

ドア・ツー・ドア区域運行につきましては、現在運行しております路線バスや予約型乗合タクシーの運行体系なども総合的に勘案して、今後、関係機関で構成する人吉市地域公共交通活性化協議会等とも議論を深めてまいりたいと存じます。とともに、交通弱者の方々が利用しやすい交通体系づくりにつきましては、福祉や防災安全面も考慮し、関係部署とも連携をとりながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。運営面で不確定要素の洗い出しや、民間業者間での共存共栄案など、広域な視点で議論いただき、今後ますます増加傾向にある交通弱者対策を、早期に改善いただきますよう切にお願いいたします。

次に、家族が一緒に暮らしていなくても、間接的に移動手段の手助けができる、ふるさと納税による親孝行タクシー券の普及率など、現在までの実績を年度ごとに、利用者の声とあわせてお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税による親孝行タクシー券の申し込み実績についての御質問でございますが、平成29年度は、6月以降の開始で、タクシー券6枚つづりが4件、12枚つづりが同じく4件、18枚つづりが6件。次に、平成30年度は、タクシー券6枚つづりが5件、12枚つづりが13件、18枚つづりが1件、お申し込みいただいております、年々増加の傾向にあります。

それと、実際、利用者の声についてでございますが、親孝行タクシー事業を実施されている事業者へお尋ねしたところ、利用者からは、「運転免許返納後も、安心して出かけられる。」との声があり、また、申し込みをされた御家族からは、「請求書の明細を見ると、通院や買い物等の行動や安否確認ができる。」、「親が運転しなくても、生活ができていて安心する。」との声が寄せられているとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。

それでは、今後の発展性についての質問でございますが、どのように発展性があるかという部分に対して、お答えをいただきたいと思っております。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

今後の発展性はどうか、との御質問でございますが、高齢者の運転免許自主返納者の増加が予想される中、親孝行タクシーは、税の控除が受けられるとともに、遠隔地の親の見守りも期待できる事業として、より多くの方々の注目を集め、増加が見込まれるものと認識しております。本市としましても、ふるさと納税の返礼品の目玉の1つとして、PRしたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。ふるさと納税の返礼品の目玉ということでPRされるということでございますが、親孝行タクシーというシステムの出現自体が、単に、親のタクシー代を子供が負担するとかそういうことではなく、今後ますます加速する高齢化やひとり暮らし世帯への定期的な訪問見守りなど、市長が表明された、高齢者本人が家族に対する総合的な支援策の1つとしても、さまざまな観点からの可能性を秘めた事業だと思っております。また、本市のふるさと納税の返礼品においても、「モノ」から「コト」へ、先ほどもございましたように、そういう方針も出されております。

運転免許証返納者を含む交通弱者の皆さんが、より快適な暮らしを実現できるよう、また、ふるさと納税におきましては新たな財源確保の商材として、官民一体となって人吉市の魅力づくりに邁進していただきたいと存じます。

それでは、次に、安心・安全なまちづくりの一環として、小学生の遠隔地通学問題がご

ざいます。私は、現在、上薩摩瀬町に在住しておりますが、生まれ育った上原田町は、馬草野から中原小学校まで約3.7キロメートル、また、近隣の井ノ口町におきましては、西小学校まで3.4キロメートルございます。中学生になれば、規定の距離を超えると自転車通学ができますが、小学生は、基本、距離に関係なく徒歩通学のため、相当な時間も要します。また、他県では、通学中に犯罪に巻き込まれたという事件も耳にしておりますし、初日に徳川議員からございましたように、また、本日、大塚議員からもございましたように、先月は、川崎市において、通学バスを待つ小学生を含む19人が殺傷されるという悲惨な事件が発生いたしましたことは記憶に新しいと存じます。

本年5月30日にも、錦町で、女子中学生が車に乗った不審者につきまとわれたということも発生しております。幸い、当市では不幸な事故や事件は起きておりませんが、いつ、どこで、何が起こっても不思議ではない世の中であります。

そこで、まず、本市として、小学生の徒歩通学の適正な距離はどれぐらいだという認識でしょうか。あわせて、犯罪に巻き込まれないような対策はどのように取り組んでおられるでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

児童・生徒の通学距離につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令におきまして、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内という適正基準が示されておりますので、本市も、法令で示されている距離が適正な距離であると認識しておるところでございます。

この距離を上限とすることにつきましては、児童・生徒の心身に与える影響という観点からは、国において、その負担が明らかに大きいというデータは、現在のところございません。しかしながら、国では、学校規模の維持を含め、子供の発達段階、通学路の安全確保、交通手段などを総合的に勘案して、各地域の実情を踏まえて、適切なあり方を検討すべきであるとの議論がなされていることも事実でございます。

次に、犯罪に巻き込まれないような対策でございますが、今の世の中、先ほど議員のほうからお話がございましたように、これだけをしていけば絶対安全であると断言できないものの、毎日の登下校時におきましては、教職員を初め、こども王国保安官の方々による温かい見守りや、子供会育成連絡協議会、PTA、さらには交通指導員、人吉市防犯パトロール隊など数多くの方々に、子供たちを守るための自主防犯活動を行っていただいております。

現在は、共働き家庭がふえており、保護者による見守り活動や送迎を毎日行うことが大変難しくなっている中で、やはり、子供たちを守るのは地域の力が不可欠であると確信しております。地域の暖かい見守る目というものは、本当にありがたいものでございます。子供たちの登下校時の安全はもちろんのこと、地域の防犯と交通事故防止に日々御尽力いただいていることに対し、この場をおかりいたしまして、改めて深く感謝の言葉を申し上げます。

す。ありがとうございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。小学校、中学校、それぞれにおける適正距離は、今説明いただきました、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令——ネットでちょっと調べさせていただきましたけれども、私もちゃんと、適正な学校規模の条件のうち、第4条第1項第2号に記載されていることを確認いたしました。

また、安全対策についても、教職員を初め、こども王国保安官など多くの方々が自主的に防犯活動を行っておられると回答をいただきました。皆様の活動に対して、心より敬意を表し、この場をかりて御礼を申し上げます。

では、次に、現在、鹿目地区、田野地区だけに通学タクシーが導入されておりますが、その基準をお伺いいたします。また、今後、同地区同様、遠隔地の小学生について、範囲を決めて送迎を実施する考えはないのか、これもお伺いしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

鹿目地区には、現在、人吉球磨地域公共交通総合連携計画に基づき、人吉市予約型乗合タクシーを、平成24年10月から運行を開始しております。この乗合タクシーは、現在、地域住民の方々の初め、西瀬小学校の児童のスクールバスの役割を担っております。

鹿目地区に導入した背景といたしましては、西瀬小学校鹿目分校の閉校、鹿目地区の路線バスの廃止を背景に、片道約6キロメートルの通学距離を勘案し、先ほどの教育長答弁でもありましたとおり、法令で示されている適正な通学距離と児童の心身に与えるストレス等を考慮し、教育委員会から、毎年度、保護者に対して通学定期代の補助を行い、乗合タクシーを利用させていただくことになったものでございます。

次に、田野地区でございますが、鹿目地区と同様に、大塚小学校の閉校、路線バスの廃止に伴い、乗合タクシーが導入されております。さらに田野小学校の閉校によりまして、田野大塚地区の児童・生徒の通学手段として利用していたものでございます。しかし、後年、乗合タクシーは、従来のバス路線での運行であったことから、バスの運行が困難な桑木津留地区の子供たちを、保護者が国道のバス停まで、毎日送迎していた状況を解消したいという課題が生じました。町内会長を初め学校、保護者、タクシー事業所と協議を重ね、私は当時、企画政策部でございまして、市役所庁内でも、乗合タクシーの路線にどうにか乗せられないかと検討したんですけれども、なかなか難しいということで、平成30年度から、国の補助金を一部活用して、乗合タクシーからスクールタクシーへ移行いたしました。先ほどの早田部長の答弁のとおりでございます。現在の田野大塚地区の児童・生徒は、登下校時にこのスクールタクシーを利用しております。

次に、遠隔地の小学生に対する送迎について、お答えいたします。

現在、教育委員会で導入しておりますスクールタクシーに対する国の補助は、学校の休校・統廃合によって遠距離通学を余儀なくされた児童・生徒の通学支障に対する補助制度でございます。

上原田地区の小学生を例にとらせていただきますと、現在、上原田地区には19人の児童が、中原小学校に在籍をしております。一番遠いところは、尾曲地区から登校しておられまして、4.5キロメートルほどあるということでございます。仮に全員が、スクールタクシーを利用して登下校した場合、年間で約820万円の経費が必要であると算定をいたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、国の補助金制度の条件には合致しないことから、その費用全てが一般財源で賄う必要がございます。遠隔地の小学生に対する送迎につきましても、歩かなくなることによる体力低下や放課後の教育活動が制約を受けるなどの課題がある一方で、適正な通学距離と比較した場合、児童の心身に与えるストレスなど、どちらを優先すべきかということは、一概には言えない状況でございます。

議員御承知のとおり、本市では、行財政健全化計画を進めているさなかでございますので、新たな財源の確保の問題とあわせ、全市的な交通体系の中で総合的に勘案してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。鹿目地区、田野大塚地区に対して、通学タクシーが適用されている法的根拠、経緯は理解いたしました。また、一般財源だけでなく、国からの補助金もあわせて実施されているということも理解いたしました。

しかし、先ほど御答弁いただいた法律、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条の第3項に、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、通学距離においても条件適合するものとみなすとの文言がうたわれております。総務省から出されておるものでございますけれども、注視すべきは、昭和33年の制度であるということですね。今の時代は令和でございますので、本市の行財政健全化計画を進める上で、新たな財源確保をお願いすることは大変難しい問題であるということは認識しております。そのことを踏まえた上で、スクールタクシーに限らず、コミュニティバスを利用した対策であるとか、例えば冬場の時期に限って運行するなど、要望に対して実現できる手だてを考えていただけないかなと思うところでございます。

未来ある子供たちが、さらなる安心・安全な環境で勉学にいそしんでいけるよう、今後の検討をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

2点目の質問でございますが、今回、選挙期間中に限らず、選挙後も、市民の皆様から多く聞かれた新市庁舎建設について質問をいたします。

本年4月の市長選において、新聞報道では、新市庁舎建設も争点の1つ、と言われており

ました。多くの市民の皆様もそう思っておられました。松岡市長は一貫して、争点ではない、との認識であったと思います。まず、その点について、松岡市長の見解をお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新市庁舎建設につきましては、振り返りますと、私の市長の任期1期目におきまして、最も市民の皆様方と対話に努め、市議会とも慎重に議論を積み重ねて、方向性を模索してきた重要な事業であったと存じています。

平成28年の熊本地震の発生により、県内市町村の甚大な被害と、本市市庁舎が被災した現実を目の当たりにし、私を初め議員各位、市民の方々も、新しい市庁舎のあり方を熟慮した上で、結論として導き出したものが、防災拠点としての役割や機能を備えた堅牢な総合庁舎の実現を目指すという現行計画でございました。加えて、私、政治家としての思いを申し述べさせていただけるならば、将来に負担を残さないという私の政治理念も、建設費用に対し、一般単独災害復旧事業債の適用と、後年度の元利償還に対する地方交付税措置という財政支援を受けることで、貫くことができたものと存じております。

牛塚議員の御質問に、あえて私の当時の心境を申し上げるならば、私は、新市庁舎建設事業が、人吉市庁舎等移転建設審議会や市庁舎建設に関する特別委員会において、多くの問題・課題に真摯に向き合い、議論を重ね、1つずつ払拭しながら結論を導き出し、平成30年3月議会において、市庁舎建設事業に係る継続費の補正予算が全会一致で可決されたという、極めて重要な事実を背負って選挙に臨んだということでございます。ただ、私にとりましては、今、この場に立ち、引き続き市庁舎建設事業を進める立場にあることが全てでございます。過去を振り返るのではなく、今与えられている課題に対し、全力を傾注しなければならないと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。今回、この一般質問において、何度も同じようなことを質問し、回答をいただいた部分もあったのかなと思っておりますが、あえて市民目線での説明をしていただきたいという観点からでございました。ありがとうございました。

では、次に、新市庁舎建設における一般単独災害復旧事業債について、国から85.5%の財政支援が受けられると認識しております。先週ございました本村議員の一般質問の中でも、新市庁舎の設計見直しに関する質問に対し、市長から、「抜本的な規模縮小を行うことはしない。」との答弁がございましたが、仮に、現在の建設設計を見直した場合でも、国からの財政支援を受けられたのか伺います。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

新市庁舎建設事業の計画は、これまでも、一般単独災害復旧事業債を認めていただく上で、

設計段階から構造や設備、規格等の整備・選定や建設後の維持管理費につきましては、費用対効果の入念な検証を重ね、起債の認可手続、会計検査などでも指摘されない適切な設計に心がけることを第一に進めてきたところでございます。

また、市庁舎建設事業の設計は、将来的には維持管理費に費用がかかる既存施設を、順次、機能移転し、新市庁舎に集約・集積を図ることを検討しながら、公共施設の総量圧縮を目的とした人吉市公共施設等総合管理計画との整合を持ったものとして位置づけをしております。

熊本地震時に、一般単独災害復旧事業債の認可要件として新たに設けられましたのが、この公共施設等総合管理計画に基づいた設計内容とすることでございまして、この認可に関する手続を、慎重に、国・県と相談をしながら進めてきたところでございます。

現在、現行計画に基づいて認可手続をしておりますので、基本計画の再検討や、一からの設計となりますと、その作業に1年以上の期間を要することになるため、災害復旧事業債の基本原則でございまして、できるだけ迅速に原形に復旧するという考え方から、合理性に欠けるとともに、本庁舎を縮小し、既存施設で一部代替とするということ自体、施設を集約する目的の公共施設等総合管理計画の趣旨に反するものでもございまして、熊本地震における特例措置と照らしても、国・県への説明や起債申請は困難であると存じております。

以上のことを踏まえますと、規模縮小や主たる構造の変更など、多くの時間、事業費を費やす見直しは現実的ではないと考えてございまして、一刻でも早く、堅牢な総合庁舎の建設が実現できる方策を検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。国や県と慎重に進めてきていただいたこと、また、もし、計画を見直した場合、工期がおくれるだけでなく、目的である施設の集約による公共施設等総合管理計画の趣旨にも反することを認識したところでございます。

では、次に、市民の皆様から、「57億円の庁舎は高すぎないのか。」との声や、「将来にわたって発生する維持管理費が心配だ。」という声を聞いております。

そこで、57億円は、庁舎建設のみにかかわる費用なのか。同じ質問が過去にあっておりますが、改めてその内訳を伺います。また、維持管理費の財政への影響について、市はどのように考えておられるのか、お示しいただきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、1点目に、お尋ねの57億円の内訳でございまして、実施設計当時の予算額ベースでお答えさせていただきます。

57億円のうち、本体工事費にかかわる分が、建築本体工事、工事監理業務委託費、屋外附帯工事費などを含め約47億8,000万円といたしております。残りの約10億円につきましては、小永野第一雨水幹線改修及び駐車場整備に係る外構工事、西間別館改修工事費、旧麓町本庁

舎等の解体工事費、市庁舎建設設計業務等委託費、市道拡幅工事費などをございまして、それらを含めまして総事業費約57億円としているところをございます。

新市庁舎に係る維持管理費に関しましては、現時点において明確な数値をお示しすることは難しい状況をございます。あらゆる面からの検討を重ね、水道、光熱水費を含め、できる限り抑える工面を図ってまいりたいと存じます。また、現在、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定を進めていく段階にありますことから、新市庁舎を個別のものとして維持管理費の削減を検討するものではなく、人吉市が所有いたします他の行政施設全体の総量圧縮を図りながら、用途の転用や集約・集積を推進し、全体的な管理施設を少なくしながら、維持管理費の削減を講じていく必要があるものと存じております。

新市庁舎は、建築物の環境性能で評価し、格付を行う建築環境総合性能評価システムにおきまして5段階評価の上から2番目、評価Aを取得し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法のエネルギー消費性能基準に適合した建築物をございまして、本市が所有する行政施設の中で最も環境負荷の少ない高性能な建築物となっております。

少子高齢社会、人口減少が進む本市においては、将来、行政施設の縮小を図る際は、環境への負荷が少なく、維持管理に配慮され、高性能で修繕工事や長寿命化工事の少ない新しい建物に、修繕工事や長寿命化工事、水道光熱水費などの維持管理費に費用がかかる既存施設を、順次、機能移転し、新市庁舎に集約・集積を図りながら、用途がなくなった既存の建物は解体撤去する、そして、その土地については処分していくといったサイクルを構築していくことが、より経済的で費用対効果が高くなるものと存じております。

このように、市全体の公共施設等の総量の圧縮を図りながら、全体の維持管理費の低減につながる施設として捉えているところをございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。何度も何度も、同じような質問と回答で、大変申しわけないと思っておりますが、被害が大きかった自治体は、発災後、職員と施設が分散し、組織的な指揮ができなかったと聞いております。熊本地震の教訓として、もしも災害が発生した場合、初動体制をいち早く確保するとともに、被災状況を把握し、関係機関との連携と対応が速やかに実施できる災害対策本部の拠点として、堅牢な庁舎は欠かせないものと、私も思います。

また、市民からの意見収集や、説明会もきちんと行われております。松岡市長からの答弁でございましたように、これは民主主義にのっとった正規の手続であり、これまでの議決の意味が大変重いものであると認識いたしております。多くの時間や経費を要し、時間を巻き戻すこととなる見直しは、私も、するべきではないと考えております。

防災拠点としての役割や機能を持った新市庁舎の建設は、早期に実現を目指していただきたいと思います。ただ、少子高齢の社会情勢の中、厳しい市の財政事情にも配慮いただき、抜本的な見直しだけではなく、時間や費用をかけずに、設備面や工事費削減につながる見直しができるものは、ぜひ検討をお願い申し上げ、この件の質問を終わります。

最後、3点目でございますが、農業振興の観点から、上原田地区の畑かんモデル地区組合について質問します。

まず、本組合が設立に至った経緯と、その後、現在までに至る経緯を伺いたいと思います。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

私も生まれ育ちました上原田台地でございます。まず、上原田畑かんモデル地区組合設立までの経緯でございますが、平成9年度以降、慢性化しておりました上原田地区の干ばつ被害対策につきまして、国及び県や地元などと検討する中におきまして、平成11年度に、上原田地区県営畑地かんがい推進モデルは場設置事業が採択をされました。この県営事業によりまして、ポンプ設置のほか、揚水設備や電気設備等の工事がなされたわけでございますが、そのような中で、平成13年12月に、揚水を希望される20名で発足されたのが、上原田畑かんモデル地区組合でございます。モデル圃場内の土地所有面積は5ヘクタールでございます。

次に、その発足から現在に至りますまでの経緯でございますが、平成15年度におきまして、県営事業で整備されました地下水のポンプアップによる暫定水源と、国営川辺川総合土地改良事業で整備しましたファームポンドを利用した畑地かんがいが開始されております。その翌年の平成16年度に、ポンプ施設等に係る財産を、県から市に譲与されまして、当時の畑かん組合の組合員数は、発足当時の20名から34名へと増加したところでございます。

しかしながら、その一方におきましては、国営川辺川事業が廃止へと進む中、暫定水源として整備しましたポンプ1台では、絶対的な水不足の状態でありましたため、県営事業によりまして、平成30年度に2台目を追加し、最終的には、さらに2台を追加することにより、全体で4台を稼働させて、上原田地区全域の農業生産性の向上を図る計画で、現在、県との協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 4番。牛塚孝浩議員。

○**4番（牛塚孝浩君）** ありがとうございます。わかりやすく回答いただき、感謝します。

これまでの経緯と現在の状況、及び今後の計画も理解いたしました。御承知のとおり、上原田地区は、人吉市でも唯一広大な畑作地ですが、農業にとって最も大切な水の問題がありました。

実は、先月、上原田畑かんモデル地区組合の総会に参加させていただいたわけでございます。組合員を初め九州農政局、県や当市からも多数参加されておりましたが、総会の中で、

喫緊の大きな問題になっていたことがございます。それは、水不足を補うために設置いただいた、このポンプによる水のくみ上げ、これに係る電気料の問題が大変問題になっております。

今回の総会では、2台目のポンプ稼働を機に、この莫大な電気代の捻出が、皮肉にもこの組合の存続さえも脅かしているという現状でございました。資料によりますと、昨年、平成30年度の電気料支出は、おおよそ110万円にも上ります。また、ファームポンド取付道路等の草払いであるとか、研修など、組合のその他の事業費をあわせますと、年間198万円ほど経費がかかっております。本市から補助金を年間38万円出していただいておりますが、平成30年度の組合員数38名、それから準組合員数17名の年会費約50万円とあわせましても、赤字であることは明白であります。

また、今後の計画では、最終的に4基のポンプを順次設置計画されているということで、既にボーリングも完了していると聞いております。現在、2基のポンプでこの経費がかかっていることを考えますと、よほどの対策を講じない限り、計画どおりに実施していくことは不可能ではないかと思えます。

高齢化に伴い、今後ますます減少する可能性のある農業従事者と、組合員数に比例する会費の減少、これは、高額な電気代負担だけ見ても喫緊の問題であります。これは、農業経営にも大きな影響を及ぼし、農業離れといった深刻な状況に陥りかねないわけでございます。

組合や農家の存続を、次の時代へつなげていくために、例えば、電気代がかからないような施策であるとか、組合自体が自力で経費を生み出す事業の提案であるとか、そういったものの調査・研究ができないか、あるいは、既に取り組みされている計画があれば、この点について、執行部の見解をお伺いいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

上原田畑かんモデル地区における組合に対しましては、現在、農地への水の供給に伴います井戸の揚水ポンプに係る電気代の一部を、ひとよし土地改良区に対し補助しているところでございます。

ポンプは、平成16年度に、県から市に譲与されておまして、その電気代を組合に負担していただいているところではございますが、電気使用料の伸びとともに、議員おっしゃいましたとおり、電気代も右肩上がりに上昇している状況でございます。そのような中、ポンプ1台では農業用水として不足しておりましたことから、昨年度におきまして、2台目が増設され、供用開始に至ったものでございますが、こうしたことが電気代の増に結びつくと存じ上げているところでございます。

この電気代につきましては、川辺川利水事業が中止に至らなければ御負担いただく必要のない経費でございましたが、その一方で、計画どおりに利水事業が進んでおりましたならば、畑地への水手当に係る費用といたしまして、水代の御負担が発生したのとも考えられると

ころでございます。

このように、一定の受益に対する応分の負担につきましては、何らかの形で必要になってくるものと存じますが、農業を取り巻く環境が年々厳しくなっている現状におきまして、持続可能な農業の振興に当たりましては、特に費用負担の妥当性が求められるものでありますと同時に、市行政を含め、効率的にいかにより負担を減らしていくかといった取り組みや、新たな発想が重要になってくるものと承知しているところでもございます。

このようなことから、既に取り組んでおります電気代についての計画等はございませんが、応益負担という観点からも、電気代と水代だった場合との比較等を行いながら、受益者負担の適正化のため、早急に検討・調査研究をまいりますとともに、本市のさらなる農業振興を促すための情報共有や情報提供等によりまして、一層支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。川辺川ダムによる利水計画から、もう何十年という長い時間を要して、いまだに水問題で苦しんでおられる上原田地区の農家の皆様にとって、大変重要かつ至急の問題でございます。

後継者問題などもございますが、今後、どのような営農の形になろうと、農地に水がなくては未来もございません。何とぞ早急な対策と御支援をお願い申し上げます。

最後に、薩摩瀬町で米づくりを経験された経験を持つ松岡市長に、本市における農業振興について伺いたいと私も思っておりましたが、初日に平田議員から質問があり、御回答をいただいておりますので割愛いたします。

農業は、この国から、絶対になくしてはならない産業の1つであります。また、殺伐とした現代において、ひきこもりなどに代表される心の病は、農業を経験したり、土に触れ親しむ、土の力によって改善される、また、改善されたという事例も聞いております。上原田地区の農業用水問題が、早期に、そしてよき方向に改善されますことを切にお願い申し上げ、また、本市の農家の皆様が、夢と希望を持った農業をいそしめるように祈念申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時29分 休憩

午後3時42分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。16番議員の田中哲でございます。

今期、最初の一般質問は、ことし4月1日に施行されました、(通称)働き方改革関連法の施行に当たって、ということで、市庁舎内における働き方改革と、第3次定員適正化計画の総括、それに、適正な職員数についての3項目について、通告しております。

では、一般質問の通告書の要旨によって質問いたします。

1点目の、庁舎内における働き方改革についてであります。ことし4月1日より、(通称)働き方改革関連法が施行されまして、私の知っています小さな民間企業では、法律の施行は来年度からと聞いておりますが、それでも、「終業時間がきたら、早く帰れと注意される。」と聞いていました。半面、民間ですので、残業代が少なくなるとの愚痴もこぼしておりました。

この(通称)働き方改革関連法は、皆さん御存じのように、電通社員の過労自殺事件も背景にあると聞いております。そこで、この法案の背景と趣旨についてお尋ねいたします。また、法律上の解釈として、時間外労働の月40時間、それに年360時間の原則、1日の残業時間の縛り、そしてまた、1週間の残業の縛りはないのか。例えば1日五、六時間の残業時間とか、月40時間の残業はどうなるのか。それに、管理職振替休日等はとられておるのかをお尋ねいたします。

○総務部長(迫田浩二君) お答えいたします。

働き方改革関連法の背景についてひもといていきますと、少々答弁が長くなりますので、ここでは、その概要と要旨について御紹介させていただきたいと存じます。

この働き方改革関連法の立案に当たりましては、我が国が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く人々のニーズの多様化などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があるとの考え方、背景がベースになっております。

このような考え方のもとに、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人一人が、よりよい将来の展望を持てるようにすることを目的として制定されたものが、働き方改革関連法でございます。

したがって、内容により、適用範囲に差はございますが、この働き方改革関連法の考え方の対象となりますのは、公的部門だけではなく、中小企業や小規模事業者といった民間事業者も全て対象とされているところでございます。

次に、働き方改革関連法の要旨についてでございますが、おおむね8つの項目に大別されております。その内容は、まず、第1に、時間外労働の上限規制の導入、第2に、10日以上有給休暇を付与される労働者に対する、年5日の年次有給休暇の確実な付与、第3に、中小企業の月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げ、第4として、フレックスタイム制の拡充、第5に、高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する労働者に対し、必要な

要件を満たす場合に、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とすることができ、高度プロフェッショナル制度の創設、その他、第6に、産業医や産業保健機能の強化、第7に、勤務間インターバル制度の導入促進、そして第8に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止といったものがございまして、それぞれ、公的部門、大企業、中小企業によって、施行時期や適用範囲に違いがあるところでございます。

次に、これらの項目の中で、議員の御質問にあります時間外労働の上限規制の導入における、1日当たり、1週間当たりの残業時間の縛りはあるのか、との御質問でございまして、原則として、1カ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとされておりますので、1日当たり、1週間当たりの残業時間の縛りは、特に定めがないところでございます。

また、週休日の振りかえ等の取得につきましても、適正に処理をされていることを確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、人吉市の取り組みの現状について、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市の取り組み状況でございまして、平成31年4月1日施行で、我々地方公務員に適用されるものの中でも、特に条例及び規則改正を要するものとして、時間外労働の上限規制の導入がございましたので、既に所要の改正を済ませるとともに、時間外勤務の命令権者となる管理職に対し、改正内容の説明会を実施し、職員に対しても周知を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ことし3月、また4月に、市庁舎別館の前の通りを、夜8時過ぎごろ、何度か通ってみたわけでございますが、隣の県の振興局は明かりがまばらであったわけでございますが、市庁舎別館は不夜城のごとく明かりがついておりました。聞くところによりますと、本庁舎のほうも同じような現状であると聞いております。

市庁舎内の横断的残業の現状と把握をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

残業の現状につきましては、本年4月に、管理職に対しまして実施しました、時間外労働の上限規制に関する説明会の中でも、その概要を話したところでございますが、税の申告関係に伴う業務やイベント関係に伴う業務などが群を抜いているような状況でございます。また、突発的かつ緊急を要するような福祉部門におきましても、その対応に多くの時間を費やしているところでございます。

これらの時間外勤務の把握につきましては、現状、それぞれの命令権者であります所管の課長が発する時間外勤務命令により、その状況を把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、働きやすい職場に向けてということで、職員の意向調査、及び各部署のコミュニケーションはとれているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

働き方に関する特段の意向調査等は実施しておりませんが、毎年、職員それぞれの異動希望や仕事量を含めた職場環境、また身体的状況や家庭の状況等を含めた相談事を申告する自己申告書を提出させており、必要に応じて、総務課長による面談、その後のフォローアップ面談等を通して、職員の状況把握に努めているところでございます。

次に、職員間及び各部署のコミュニケーションはとれているのか、との御質問につきましては、それぞれの部署におきまして、管理監督職を中心に、職場環境の改善等を含めましてさまざまに意見を出し合い、創意工夫を行いながら、何でも話ができる職場環境づくりを目指して、日々業務に取り組んでいるところでございます。

また、部署ごとに、毎年5月に期首面談、1月に育成面談を実施しておりまして、これらを通して個々の職員の現状把握を共有し、さまざまな課題の解決に向けて、ともに一緒になって取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、職員の部署ごとの休業、あるいは欠勤の実態、記録がございましたら、過去5年間ぐらい、どうであったのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

職員の休業・欠勤の実態という御質問でございますが、ここでは、長期間勤務を欠いている状態にあります休職中——いわゆる90日間の病気休暇をしても、なお、職務に復帰できない者である職員について、お答えをさせていただきたいと存じます。

過去5年間で見ますと、平成26年度が1名、平成27年度が3名、平成28年度が4名、平成29年度が3名、平成30年度が2名という状況でございます。いずれも、同一職員が複数年カウントをされているものも含んでおります。

過去5年間におきまして、8名の職員が休職になっておりますが、1名が特定の身体的疾病によるものでございまして、それ以外の7名はメンタル疾患によるものでございます。

こうした状況を、どう分析しているのかという御質問をいただいておりますが、メンタル疾患により休職した7名も、それぞれに診断名は異なっておりまして、その要因が業務に直接起因するものはないようでございます。しかしながら、メンタル疾患の発症は、さまざま

な要因が重なり合って症状が顕在化するケースが多いことからしますと、場合によっては、業務量等を含む職場環境が少なからず影響している可能性があることも完全には否定できないところでございます。

いずれにいたしましても、現在休職中の職員の復職支援、また、一方で、メンタル疾患に陥らない、そして生活習慣病を含めた身体的疾病に罹らないような、職員の健康管理にも十分留意していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁をいただきまして、休業・欠勤で一番多いのがメンタル疾患で、業務量、職場環境が少なからず影響している可能性も否定できないということでございます。そこは、これから、専門的に分析していく必要があると思っております。また、休業・欠勤の理由として、今はやりのパワハラ・セクハラが疑われるとなりますと、市が責任を追及されることもあるかもしれません。

そこで、関連として、今後の休業の、専門家による分析の考え、そしてパワハラ・セクハラについての過去の状況、防止策についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、専門家による分析についての考えについてでございますが、本市におきましては、職員の健康保持に関する基本計画、その他の重要事項を調査・審議するため、安全衛生委員会を設置いたしております。

委員会の構成につきましては、副市長を安全衛生管理責任者とし、産業医や衛生管理者——これは保健師を含みますけれども、こういった方などで構成をされております。

また、平成30年度からは、心身の故障により長期の療養を要したり、不安や悩みを継続的に抱える職員等を支援するため、委員会に、新たに健康管理支援検討部会を設置いたしまして、産業医、衛生管理者、職員組合代表者、総務課健康管理スタッフ等による情報共有と支援のためのケース会議を定期的実施しているところでございます。さらには、職員の専門家への相談窓口としまして、産業医の先生を窓口にした、心と体の健康相談窓口や、精神科への委託事業による、職員心の健康相談事業などを実施しており、職員のメンタルダウン初期段階の相談体制をより強化し、これらの専門家と連携しながら、職員の健康管理への支援を実施しているところでございます。

次に、パワハラ・セクハラについての過去の状況、防止策についてでございますが、相談につきましては、年に1件あるか、ないかの状況でございますが、具体的に対策を講じなければならないような事案までには至っていない状況でございます。

また、これらの防止策につきましては、これまでセクシャルハラスメントの防止に関する規程のみであったものを、平成30年7月1日より、全てのハラスメントの防止に対応すべく、

人吉市職員のハラスメント防止等に関する規程に改めたところでございます。

この規程の基本的取り組み指針としましては、ハラスメントが職員の個人の尊厳や名誉を不当に傷つけ、その働く権利を侵害する行為であるとともに、職場環境を害することによって、職員の能力発揮を妨げ、職務の能率的な遂行を阻害するものであるとの認識に基づき、職員が互いの人格を尊重し合い、相互の信頼のもとにその能力を十分発揮できるよう、これに該当する行為を禁止し、その防止及び排除に努める、といたしております。さらに、職員及び管理監督の地位にある者の責務としまして、職員は、互いに人格を尊重し合い、ハラスメントに該当する行為をしてはならない、管理監督者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない、といたしております。

また、ハラスメントの相談窓口の設置につきましては、総務課及び職員組合に相談窓口を設置し、常時相談できる体制を整えております。

いずれにいたしましても、今後も、ハラスメント行為は絶対にあってはならないものであるということを、全職員が、再度改めて認識し、ハラスメントの防止について、事あるごとに呼びかけてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、2点目でございますが、ことしで終わる、本市の第5次総合計画の中の第3次定員適正化計画の総括の中から、定員適正化に向けて取り組んで来られました5つの項目は、どのように総括されているのか。「1. 人員育成の推進と組織マネジメント能力の向上」、「2. 組織機構・人員配置の見直し」、「3. 業務の改善と見直し（スクラップ&ビルドの徹底）」、「4. アウトソーシングの推進（指定管理者の導入、民間への業務委託）」、「5. 任期付職員、再任用職員、非常勤職員（嘱託職員）の活用」について、それぞれどのように総括されているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、定員適正化に向けた5つの項目の取り組みの結果ということでございますが、まず、1点目の、人材育成の推進と組織マネジメント能力の向上でございますが、各研修機関での専門的かつ幅の広い研修や、初任職員、新任係長、新任課長等を対象とした、階層別の研修等による人材育成を進めるとともに、地方公務員法の改正に基づく新たな人事評価制度を導入し、これまでの能力評価に加え、目標管理による実績評価の導入を行ったところでございます。

目標管理や組織マネジメントを進める上で最も重要となる、職場における対話の重要性が認識されるとともに、目標設定によって、自主性や主体性の発揮につながっているものと思

っております。

次に、組織機構・人員配置の見直しと、業務改善と見直しにつきましては、新規事業、スマートインターチェンジの整備や、市庁舎建設への取り組みを初め、組織の実情等を掌握しながら、適宜実施をしてきたところでありまして、組織運営、施策、事業の実施に有効的に機能していると考えております。

アウトソーシングの推進につきましては、上水道課における業務の一部民間委託や、高齢者支援課における地域包括支援センターの委託について、具体的な作業に入っている段階でありまして、組織、業務のスリム化に資するものと期待をしているところでございます。

最後に、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の活用でございますが、従来からの再任用職員の活用を進める一方で、第3次定員適正化計画策定後の平成25年度からは、新たに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業代替任期付職員を導入、また、平成27年度からは、人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づく任期付職員を導入するなど、多様な任用形態の活用による行政サービスの質の向上に努めてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁を受けまして、感想として、4番目のアウトソーシングの推進、これ以外は希望的・楽観論の域を出ていないような感じがしたところでもございます。本当に市民サービスにつながったのか、と疑問も感じたところでございます。結果をよく分析・総括し、次の計画につなげていただきたいと思いますと思っております。

次に、第3次定員適正化計画での施策、持続的な財政運営はどうだったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、第3次定員適正化計画の目的に、持続可能な財政運営を掲げているところでございまして、その内容には、「社会保障をはじめとした市民ニーズに応え、継続的に市民サービスを提供しながら「持続可能な財政運営」を目指していくために、組織・人員のスリム化による人件費の削減と効率的で良質な住民サービスの提供という課題を同時に解決していかなければなりません」とうたっております。

計画の前期4年におきましては、まさに計画どおりの人員削減を進められたところではあります。それ以降の後期4年につきましては、ほぼ人員増減なしの横ばい状態の人員配置となっております。これは、熊本地震によります市庁舎建設事業を初め、スマートインターチェンジの整備、県民体育祭の開催、また、広域観光事業といった、本市を取り巻く地域における新規事業や、国・県の制度改正等に伴う業務量の増大に対応するためのものであり、人員確保をせざるを得ない状態にあったということでございます。

市民ニーズに応え、継続的に市民サービスを提供するためには、確かに第3次定員適正化計画の目的にある、持続可能な財政運営が必要である一方で、市民ニーズに応え、継続的に良質な市民サービスを提供するためには、持続可能な行政運営をするための人材の確保、これもまた、同時に重要であると認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、第3次定員適正化計画を、今回、一般質問するに当たって再度熟読いたしたところでございますが、計画作成に当たって、職員数を削減することのみ市民にアピールしているように見えたところでございます。

一方で、総体的職員数を、正職員以外、特に条例規定職員で補充してあるようにも見えたところでございます。それが、本当に正しい定員適正化計画なのか、甚だ疑問に思ったところでもございます。しかも、職員削減が、対人口比ばかりで強調されているようにも見えました。現在、少子高齢化で、以前とは違った市民のニーズ、特に福祉、民生部門への市民のニーズが高まり、また、市民のニーズが濃密になってまいっております。それに乗じて仕事量も仕事の質も増大しているのではなかろうかなと思っております。

私は、この第3次定員適正化計画での施策、持続的な財政運営は、結果もさることながら、市民への財政運営のアピールばかりが先行しているようにも見えたところでございます。計画の結果として、今日、職員削減の弊害が顕在化しているとするれば、第5次総合計画の基本構想で掲げた、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」が実現できたのか、甚だ疑問に思っております。

作成された平成24年当時のトップの意見を強く酌んだこの定員適正化計画の結果、職員の不満が充満し、笑顔は消滅し、職員が疲弊し、市民へのサービスの低下を招いていけば、本末転倒でございます。

そこで、この第3次定員適正化計画の中で、最も大事な市民ニーズに応えられたのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

社会構造の変化とともに、市民ニーズも変化し、さらには多様化しているのが現代であります。市民ニーズの全てに、行政だけで対応するには限度があるのが現実でありますし、それより、民間にお願いできることは民間に、地域でできることは地域に、といった役割分担のもとに、自助・公助・共助の精神で、地域課題や市民ニーズに対応する地域づくりが求められているところでございます。

これまで、限りある財源、限りある資材・人材を最大限活用し、可能な限り市民ニーズに応えるための行政運営に努めてきたところではあります。本当に市民ニーズに応えてきたと言えるのか、という御質問に対しましては、議員の皆様、あるいは市民の皆様のそれぞれ

れの率直な御意見を真摯に受けとめるしかないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、今後の定員適正化計画の方針についてをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、第3次定員適正化計画は本年度までの計画でございまして、まさに計画の見直しを迫られているところでございます。

先ほど来の答弁にもありますように、第3次計画の後期4年におきましては、計画どおりの人員削減ができておらず、想定外に人員を要する業務が増大傾向にあること、職員一人一人に係る役割と責任も増大傾向にあること、その一方で、財政状況は逼迫している状況にあることなどを総合的に勘案しますときに、人員削減ありきの考え方ではなく、事務事業の見直しによる選択と集中、民間活力の活用などによる役割分担、職員の能力向上といった、新たな財政負担を強いらぬ定員管理を模索する必要性を痛感しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、3点目に、適正な正職員数についてお伺いいたします。

第3次定員適正化計画では、職員数の削減数は見られますが、普通会計職員の中で、条例規定職員については、何ら数量的なものが見えません。市民の中にも、「わかりづらい。」という意見がございます。

そこで、まず、各部署ごとの正職員数と条例規定職員数の人数と割合をお伺いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

定員管理上における任期付職員と再任用職員の人数ということでございますので、再任用職員につきましては、短時間勤務再任用職員は除外したところでお答えさせていただきます。なお、数値は、いずれも、平成31年4月1日現在の職員数でございます。

まず、総務部におきましては、職員数47人のうち、任期付職員が1人、再任用が1人で、割合にいたしまして4.3%。企画政策部が、職員数20人のうち、任期付職員が1人で、5%。市民部が、職員数62人のうち、任期付職員が3人で、4.8%。健康福祉部が、職員数61人のうち、任期付職員が10人で、16.4%。経済部が、職員数36人のうち、任期付職員が1人、再任用職員が1人で、割合にいたしまして5.6%。建設部におきましては、任期付及び常勤再任用職員の配置は行っておりませんので、職員数34人でございます。水道局におきましては、職員数27人のうち、任期付職員が1人で、3.7%。教育部が、職員数36人のうち、任期付職員が1人で、2.8%という状況になっております。その他、会計課及び各委員会事務局におきましては、平成31年4月1日における任期付職員及び常勤の再任用職員の任用は行っていませんので、職員数34人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、正職員以外の職員任用の根拠と就業形態について、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました任期付職員と再任用職員が、その対象となるところでございますが、任期付職員につきましては、職員の育児休業取得に伴う代替職員として任用する育児休業代替任期付職員と、一定期間業務量増大や一定の期間をもって業務の終了が見込める場合にのみ任用する、いわゆる条例規定の任期付職員がございます。

それでは、任用形態ごとにお答えしてまいります。

まず、育児休業代替任期付職員でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律を任用根拠としたものでございまして、職員の育児休業取得の間に限って任用される、フルタイム勤務の職員でございます。

次に、条例に規定のある任期付職員でございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を任用根拠とするものでございまして、最長5年間の任用が可能な、フルタイム勤務の職員でございます。

最後に、再任用職員でございますが、これは御承知のとおり、55歳以降に市職員を退職した者で60歳に達した者を、再度任用することを可能とした制度でございまして、雇用と年金の接続の観点から、国において制度化されたものでございます。任用根拠は、地方公務員法及び人吉市職員の再任用に関する条例でございまして、就業形態は、フルタイム勤務とパートタイム勤務の2種類がございますが、定員管理における定数としては、フルタイム勤務のみが対象となるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、職員定数における条例規定職員への考え方をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、育児休業代替任期付職員につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、職員の育児休業取得期間に限定して任用しているところでございます。また、法令、条例を根拠として任用しております任期付職員でございますが、こちらも、一定期間の業務量増大や一定の期間をもって業務の終了が見込める場合に任用をしているものでございます。

いずれの任期付職員も、文字どおり任期の定めがあるわけではございまして、これら期間限定の業務に当たる職員に、期間の定めのない職員、いわゆる正職員をその都度採用してまいりますと、適正な定員管理が損なわれてしまう可能性があります。

再任用職員につきましても、65歳までという、ある意味、任期の定めがあるところでござ

いますが、こちらは、年金支給年齢引き上げに伴い、雇用と年金の接続を目的として、国において制度化された経緯から、本人からの任用希望があれば、原則として任用しなければならない状況でございます。ただ、フルタイム勤務とするか、パートタイム勤務にするかにつきましては、任用を必要とする業務の形態や再任用を希望する職員の状況なども総合的に勘案し、決定をしているところでございます。

したがって、いずれの任用形態も、第3次定員適正化計画に掲げる5つの項目の1つとして掲げております、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の活用の趣旨、考え方にのっとり任用をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 正職員の絶対数が不足しているように見えますが、不足しているとの認識、特に任期の定めのない正職員について、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現在の正職員数が少ないのではないかと、適正な職員数と言えるのか、という御質問でございますが、第3次定員適正化計画の前期計画期間までは、削減計画に基づきまして、職員の削減を実施してきたところでございますが、後期計画期間である平成28年以降につきましては、削減計画に反して、ほぼ現状維持を貫いておりまして、本年4月1日現在におきまして、計画数に対して、実際の職員数はオーバーしている状況でございます。

これは、先ほど来の定員適正化計画の総括での御質問に対する答弁の中でも申し上げましたとおり、熊本地震によります市庁舎建設事業を初め、スマートインターチェンジの整備、県民体育祭の開催、また広域観光事業といった、本市を取り巻く地域における新規事業や、国・県の制度改正等に伴う業務量の増大に対応するためのものでございました。また、任期付職員につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、職員の育児休業取得や業務量の一時的な増大により、正職員が一定期間欠けることとなったり、一時的に足りなくなったなどの場合に、その状況が解消されるまでの間、限られた期間、必要な時期に必要な数の職員を任用しているところでございます。

そういった意味では、本市を取り巻く情勢の変化に対応しながら、公務能率や市民サービスの低下を招かないよう、多様な任用形態を活用することで、職員の業務量が適切なものとなるように努めているところでございます。

現在の第3次定員適正化計画は、本年度で終了いたしますが、次の第4次計画におきましては、新市庁舎が建設され、供用を開始することで、職員を取り巻く環境も変わりますので、職員の定数につきましても、職員一人一人の仕事の進め方や業務改善に取り組み、個々の業務量の削減を図りながら、機構改革や業務の民間委託など、さまざまな観点から検討し、適正な職員数をしっかりと見定め、必要な正職員数を確保していかなければならないと考えて

いるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 最後に、（通称）働き方改革関連法の施行を受けまして、すぐに取りかかる施策をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

冒頭の答弁で申し上げましたとおり、時間外労働の上限規制に関しましては、既に関連する条例、規則の改正を済ませ、本年4月1日から取り組んでいるところでございます。また、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度の令和2年4月1日施行に向けて、制度設計を鋭意進めているところでもございます。

今後におきましては、地方公務員は適用除外とされているようなものでも、働き方改革関連法の趣旨にのっとり、民間労働法制との均衡も考慮しつつ、良好な市民サービスを提供するための職員の働き方改革に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 来年から、また、次の計画を掲げられると思いますが、今年度で終了する第3次定員適正化計画を、多方面から分析、あるいは総括するとともに、（通称）働き方改革関連法にのっとり計画をつくっていただきたいと思っております。そして、現場にあっても、法令の趣旨を徹底し、もし、上司が管理できていないような残業の増大、もしくは仕事上のストレス及び疾病の増加、職員間の意思疎通の不足があるとすれば、これは、すなわち、即市民サービスの低下を招きます。また、これを放置し、見過ごすことは、法的には無過失責任を逃れません。とりわけ、執行責任者の責任は免れないわけでございます。

新しい計画の作成に当たっては、いろいろな関係者の意見を取り入れながら、働きやすい環境を目指していただきたいと思っております。恐らく正職員の皆さん方は、市民の目を気にして、みずから声を立てずにいられることもあると思います。

私は、今回のこの一般質問で、何も市職員の代弁者を気取るつもりはございません。しかし、それを放置するのは違法であるとの認識を持つのが、今回の（通称）働き方改革関連法であろうと思っております。そこで、できることはすぐに対応していただくことをお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

新市庁舎建設に関する特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありません。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 新市庁舎建設に関する特別委員会の設置について

○議長（西 信八郎君） お諮りいたします。新市庁舎建設に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を新市庁舎建設に関する特別委員会とし、委員18名をもって構成することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、委員18名による新市庁舎建設に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、西洋子議員、宮原将志議員、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、宮崎保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、本村令斗議員、田中哲議員、大塚則男議員、そして、私、西信八郎の18名を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました18名の議員を、新市庁舎建設に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

午後4時29分 休憩

午後4時43分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。新市庁舎建設に関する特別委員会の委員長に福屋法晴議員、副委員長に豊永貞夫議員が選任されました。

お諮りいたします。新市庁舎建設に関する特別委員会は、調査終了するまで設置することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査をされるように決めます。

日程第33 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第33、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第33号から陳第1号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和元年6月第3回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの「別記」に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第33号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記]
議第34号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第35号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第36号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第37号	人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第38号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第39号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第40号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第41号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第42号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第43号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第44号	人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第45号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第46号	人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第47号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第48号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第49号	人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第50号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第51号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第52号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第53号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第54号	人吉市森林環境整備基金条例の制定について	経建
議第55号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第56号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第57号	損害の賠償について	総文
陳第1号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として利用するための許可を求める陳情書	総文

[別記]

議第33号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

[提出陳情件名]

陳第1号 大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時45分 散会

令和元年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月26日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和元年6月26日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第36号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議第37号 | 人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第38号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議第39号 | 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第40号 | 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第41号 | 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第42号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議第43号 | 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第57号 | 損害の賠償について |
| 日程第10 | 議第44号 | 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第45号 | 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第46号 | 人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第47号 | 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第48号 | 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第49号 | 人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第50号 | 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第51号 | 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

総文

厚生

日程第18	議第52号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	} 経建
日程第19	議第53号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第54号	人吉市森林環境整備基金条例の制定について	
日程第21	議第55号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第22	議第56号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第23	議第33号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	— 各委
日程第24	議第34号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	} 厚生
日程第25	議第35号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第26	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第27	諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第28		新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第29		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第30		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第31		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第31まで議事日程のとおり
 - ・ 追加日程 議第58号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

3. 出席議員（18名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
7番	塩見	寿子君
8番	高瀬	堅一君
9番	宮崎	保君
10番	平田	清吉君

11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	松田知良君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	廣田五浩君
建 設 部 長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財 政 課 長	植木安博君
秘 書 課 長	永田勝巳君
水 道 局 長	水野二郎君
教 育 部 長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	山本繁美君
次 長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書 記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第36号から日程第9 議第57号まで

○議長（西 信八郎君） まず、日程第1、議第36号から日程第8、議第43号まで、及び日程第9、議第57号の9件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいまから総務文教委員会に付託されました日程第1、議第36号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議第57号損害の賠償についてまでの9件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第36号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、市長が20%、副市長が10%、教育長及び常勤の監査委員が5%減額するもので、減額期間は、現在の在職期間とするものです。統一地方選挙で5つの柱を示し、108の施策の中で掲げた公約を実行に移すに当たって、副市長、教育長、常勤監査委員と、今後の市政運営全般を協議する中で、一緒になって市政運営を進めていくことを確認し、それぞれの職責に応じて賛同いただいたことから、提案されたものです。削減額は、任期が満了する日まで、市長は1,015万9,821円、副市長が27万5,396円、監査委員が94万6,800円、教育長が86万788円の合計で1,224万2,805円。退職手当の支給に関しては、削減前の額で支給することになっているとの説明がありました。

委員から、市長のマニフェストの概要資料の提出要求に対しては、企画課のほうで総合計画に政策を盛り込んでいくということで、整理中の内部資料ということで概要資料の提示がありました。また、マニフェスト108番目の20%をカットすることを、いつ掲げられたのかについては、いつの時点で入ったのかということは知り得ていないが、ただ、それぞれの政治的な活動の中で配られているチラシには、当然含まれていたということであるとの答弁でした。また、前市長及び当時の特別職の給与削減状況はどうだったのかについては、前市長が就任され、給与減額については、平成19年7月から20%カットしている。その後、副市長が就任された平成20年4月から、特別職も給与カットされているとの答弁。特別職の方には了承を得ているのかについて、市長と他の特別職との協議をされた際、職員は同席していな

いが、直接、市長のほうからそれぞれの特別職に話をされた中で、同意をされたということで市長のほうからは聞いているとの答弁。

退職手当についての質問では、金額は、1期4年満了した場合で2,049万6,000円である。また、他の市町村で退職金のカットの事例は、北海道の知事がカットされていると聞いているが、全国的にもカットされた事例はあると思うとの答弁があつております。ほかに、委員からの資料の提出の要求があつた財政健全化計画、熊本県財政再建戦略、福井市財政再建計画について、資料の説明があつた後に、委員から協議会の開催の申し出がありましたので、暫時休憩をとり、協議会を開催しました。その後、委員会を開催し、質疑、意見を委員からいただいた後、採決に入り、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第37号人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、本年10月から、消費税が8%から10%に改正されることに伴うもので、10月1日から、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対して、契約管財課での所管は、庁舎の敷地内にある土地、建物、電柱、ATM等の行政財産の使用許可の条例を定めたもの、また、周知期間をとるということで、3カ月間あるので6月議会に提案とのことでした。また、10円未満については、切り捨てとのことでした。

また、委員から、消費税そのものに反対という観点から、この条例に賛成できないとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第3、議第38号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定についても、議第37号と同じく、本年10月から消費税が改正されることに伴うものです。

委員からの質疑に対して、以前は、リハーサル室にコイン式の冷房を設置していたが、現在はコイン式のものは使っていない。今回、消費税に伴う条例改正に合わせ、200円のほうも削除したとの答弁がありました。

また、委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第4、議第39号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、議第37号と同じく、本年10月から消費税が改正されることに伴うものです。

委員からの質疑に対して、中原小学校と東小学校等に、当初から夜間照明がついていないのは、周囲に住宅がたくさんあるということが理由の1つであると考えているとの答弁でした。

また、委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第40号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についても、議

第37号と同じく、10月1日から消費税が改正されることに伴うものです。

委員から、東間校区公民館における冷房使用の際、コイン式をメダル式にかえることはできないかという質疑に対して、他の箇所を参考に、考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第41号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についても、議第37号と同じく、本年10月から消費税が改正されることに伴うものです。

委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第42号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についても、議第37号と同じく、本年10月から消費税が改正されることに伴うものです。

委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第43号人吉市歴史館条例の一部を改正する条例の制定についても、議第37号と同じく、本年10月から消費税が改正されることに伴うものです。

委員からの質疑に対して、周知方法はホームページや広報を考えている。施設ごとの周知を行うことになるとの答弁がありました。

また、委員から、消費税増税には賛成できないとの意見があり、慎重審査の結果、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第57号損害の賠償についてですが、平成30年11月7日午後8時5分ごろ、人吉市総合福祉センターにおいて開催された、高齢者虐待防止に関する研修会の参加者が、研修会終了後、駐車場に向かって市有地内の通路を歩行中、通路横の側溝に転落し、負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。責任割合は、保険会社によりますと、事故報告や現地調査等から総合的に判断した結果、人吉市9割、相手方1割で、賠償保障保険の内容は、治療費6,960円、通院交通費315円、通院慰謝料2万5,200円、どれも日数は3日間です。休業損害は、9日分の11万304円で、総額14万2,779円となり、過失を相殺した賠償額は12万8,501円です。

委員からの質疑に対して、休業損害の積算は、昨年分の源泉徴収票及び直近3カ月間の給与の明細をもとに算定した。責任の割合について、保険会社の弁護士のコメントでは、注意を促す看板はなく、街路灯は消えて真っ暗な状態であり、歩行者が側溝の存在に気づかず転落する危険性が認められるが、本件の場合、被災者は、研修に向かうため本件通路を通行する際、側溝に注意したはずである。そのため、帰る際に街路灯がついていないなら、より慎重に歩行していれば防ぐことができた可能性があることから、損害の公平な分担の観点から、1割程度の過失相殺を行うものが妥当と考えられるなどの答弁がありました。

なお、本件は現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 採決は分割して行います。

まず、議第36号について、ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

採決します。議第36号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第37号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第37号人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改定は、消費税等の税率の改定に伴い、条例の一部を改定するものです。私は、消費税10%引き上げそのものを中止すべきという思いから、この議案に反対するものです。

ことし10月から、消費税を10%に増税する安倍首相の方針に、市民の中からも悲鳴の声が挙がっています。日本共産党人吉委員会は、昨年9月、10月に、市民アンケートに取り組みました。その中の、消費税10%増税などについて意見を書く欄には、「消費税10%は絶対反対します。今でさえ生活はやっとなのに、楽しみもなくなります。」70代女性、「消費税10%は高いと思う。増税になるとは知っていたが、どうにかならないかと思う。」30代女性、「生活保護世帯は、保護費削減が進む中で、消費税増税され、働きながら、足りない部分を保護費に頼っていますが、生活は苦しくなるばかり。」40代男性、などの意見が返ってきました。また、消費税増税に賛成する人たちの中からも、「こんな経済情勢で増税を強行していいのか。」という声が挙がるようになっていきます。

前回の消費税8%への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が発表した景気動向指数が、6年2カ月振りに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。これまで3回の消費税増税が行われましたが、1989年の3%増税は、バブル経済のさなかであり、

1997年の5%増税も、2014年の8%増税も、政府の景気判断は回復でした。それでも、消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は、景気後退の局面で、増税を強行しようとしているのです。これほど無謀な増税があるのでしょうか。

消費税10%増税による増収は5兆円規模です。安倍政権は、増税分は全部お返しするとしています。ポイント還元や軽減税率、景気対策としての大型公共事業などの財源は、消費税増税をしなければ必要がなくなります。そうすれば、政府が増収分を財源に充てるとして、いる福祉施策を全部実施したとしても、7.5兆円の新たな財源を確保すれば、消費税増税なしに福祉の充実を図ることができます。これだけの財源は、大企業と富裕層への優遇税制を改めて、応分の負担を求めることや、思いやり予算の廃止によって生み出すことができます。大企業に、中小企業並みの負担を求めれば、4兆円の財源がつかれます。中小企業の法人税負担率は18%ですが、大企業は10%しか負担していません。富裕層に関しては、所得が1億円を超えると、所得税の負担率が逆に下がってしまいます。多額の金融所得がある富裕層に有利な証券税制の是正と、最高税率の引き上げで3.1兆円の財源になります。日米安保条約上も負担する必要のない思いやり予算や辺野古の海を埋め立ててつくる米軍基地の建設費など、国民の税金を使う必要のない予算を廃止して、0.4兆円の財源を生み出すことができます。

これにより、消費税に頼らなくても、福祉の充実を図ることができます。このように、大企業と富裕層へ応分の負担を求め、思いやり予算などを廃止して、消費税10%増税は中止すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第37号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第37号は、原案可決確定しました。

次に、議第38号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第38号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第38号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第39号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第39号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第39号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第40号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第40号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第40号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第41号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第41号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第41号は、原案可決確定しました。

次に、議第42号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第42号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第42号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第43号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第43号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第43号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第57号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第57号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第44号から日程第14 議第48号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第10、議第44号から日程第14、議第48号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第10、議第44号から、日程第14、議第48号の5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第10、議第44号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。制度の概要としては、災害救助法が適用された災害において被災された方々の福祉及び生活の安定に資することを目的として、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けを行うものです。

今回、改正の対象となったのは、災害援護資金の貸し付けの利率、償還方法、保証人に関

してなどであります。なお、災害援護資金の貸し付けとは、災害救助法が適用された災害において、負傷または、住居、家財に被害を受けた方が対象となる貸付制度で、所得制限があり、被災の状況により貸付制度額が設定されています。

まず、保証人については、これまで災害援護資金の貸付条件の1つである連帯保証人の必置義務が撤廃され、保証人については、各自治体の政策的判断に任されることとなりましたが、本市では、貸付金の原資は国・県からの借入金であり、債権回収のための債権管理を確実かつ継続的に行う必要があることから、保証人を立てることを必須とするものです。

次に、貸付利率の改正は、これまで年3%の利率が設定されていましたが、今回の改正により、自治体の政策的判断により、3%以内で設定できることとなりました。本市の利率設定の根拠は、東日本大震災時に適用された特例措置の利率で、また、全国社協を通じて運用されている生活福祉資金貸付制度の条件とも一致するという理由から、1.5%の利率を設定するものです。

次に、償還方法の拡充は、これまで償還方法は年賦償還または半年賦償還のどちらかで行うこととされていましたが、本市の条例では、年賦償還のみとなっていました。今回の改正で、償還方法に月賦払いが加えられたため、本市も償還方法に月賦払いを追加、あわせて半年賦償還を加えるものです。このことにより、被災された方々の災害援護資金の円滑な償還と、本市における確実な債権の回収につながるものと考えているとの説明がありました。なお、令和元年7月1日から施行されます。

審査の過程において委員から、償還方法に年賦償還のほかに、半年賦償還または月賦償還がつけ加えられたが、当事者が選択できるのか、そのことを条例に明記する必要があるのではないかとの質疑に、貸し付けを受けられる方の選択によるもので、規則に明記することになるとの答弁。利率の根拠は、に対しては、東日本大震災で被災された岩手、宮城、福島3県の合計24市町村に対して、据え置き期間が終了して償還が始まっているが、実際に滞納が半数近くに上っているということから、原資は国・県からの借入金で、滞納が生じると市の財政負担にもかかってくる。債権管理については膨大な事務量が発生することが予想されることから、慎重に検討をさせていただいたとの答弁。さらに、月賦払いが加えられたことにより、事務負担の増が懸念されるが、滞納リスクは軽減することができるとなっているが、せめて人吉市では、必須となっている保証人をつけた場合は、無利子にしたほうが滞納リスクはさらに軽減されるのではないかとの質疑に対し、被災者本人については、負担の軽減につながるものとは考えるが、利子については、市町村の事務費に充てることのできるとなっているので、そこは1.5%で検討させていただいたとの答弁。国・県からの借入金の元本に利子をつくのかとの質疑に対し、元本には利子につかない。利子分は、事務費に充当するとの答弁。保証人には、地域設定や、人吉市民でなければならないなど、規則で明記してあるのかとの質疑に、市内在住ということの設定はされていないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第45号から日程第14、議第48号までの4件は、10月から、消費税の税率が、現行の8%から10%に改定されることに伴うもので、公の施設の使用料等について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、関係条例の一部を改正するものです。

執行部より、条例の新旧対照表の資料をもとに、詳細な説明を受けております。

日程第11、議第45号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定については、原則、子育て支援や子育てに関する相談等に限定している当該施設の使用に関し、市長が必要と認めた場合の目的外使用に際して徴収する使用料について、フロア1とフロア2の施設の使用料と冷暖房料を、どちらも1時間の基礎額200円に、それぞれ消費税10%を加算して220円に改めるもので、令和元年10月1日から施行されます。

審査の過程で委員から、目的外使用における使用料徴収の具体例は、との質疑があり、社会福祉協議会が実施するいきいき筋トレ倶楽部、高齢者支援課で実施している認知症カフェ等での使用があるとの答弁。目的外使用の実績は、の質疑に対し、平成23年度に140時間の2万9,400円、平成24年度が48時間の1万80円、平成25年度が102時間の2万1,420円、平成26年度が34時間の7,140円である。平成27年度以降の目的外使用における使用料の徴収実績はないとの答弁がありました。また、一緒に子育て世代と交流を深めるなどの場合は、目的外利用になるのかとの質疑に対し、子供たちとの交流を含むということになるので、目的外使用とは解さないと考えているとの答弁。委託先から、人員がそろわないというような声は届いているのかに対し、直接は入ってきていないとの答弁。保健センター等は、出産直後のお母さんやお子さんのお世話をされていると思うが、実際の事業の中身にどれぐらいそういったところの連携をされているのかとの質疑に対し、利用者支援事業で、福祉課児童福祉係で利用者支援員を雇用し、九ちゃんクラブに常駐し、子育て相談や悩みを聞いて、市の福祉サービスにつないだりしている。また、保健センターの母子手帳交付の際も、一緒に行っていたりしている。そういったところで連携を図っているとの答弁がありました。

反対意見として委員から、消費税増税に反対する立場から、この議案に反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第46号人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定については、高齢化率が高く、高齢者のひとり暮らし及び夫婦世帯等が多くを占める矢岳地区において、介護予防教室の開催、生きがい活動の実施等、介護予防の拠点施設として、平成15年4月1日に開設された当該施設の使用料と冷暖房料を、基礎額200円に消費税分10%分20円を加算して、220円に改めるもので、令和元年10月1日から施行されます。

審査の過程で委員から、使用料徴収の回数実績が10回とあったが、どのような場合かとの質疑があり、町内会や農家振興組合、民間団体が会合等で借用された場合などであるとの答

弁がありました。

反対意見として委員から、消費税増税に反対する立場から、この議案に反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第47号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定については、一般的な水道料金である専用給水装置及び共用給水装置料金、及び、口径ごとに定めている加入金について、消費税等の税率を8%で算出しているものを、10%で算出した額に改めるもので、令和元年10月1日から施行されます。

なお、改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、従前の例によるとの経過措置がとられます。

審査の過程で委員から、消費税率の変更に伴う料金改定ということだが、原価は全く変わらないのかとの質疑に対し、原価は変わらない。消費税分の8%から10%の2%分をアップしているとの答弁。対象となる給水装置の種類と、その説明をしてほしいとの質疑に対し、専用給水装置及び共用給水装置の13ミリメートルから75ミリメートルまでは、量水器をつけてあるところの料金になる。私設消火栓は、一般的に私有地につけてある消火栓のことで、メーター器を経由していない水ということになるとの答弁。さらに、私設消火栓の料金設定が、20分以内等となっているが、どのようにしているのかとの質疑に対し、私設消火栓を設置している市内の神社等の防火訓練の際に要請があり、水道局の職員も同行して、放水開始と放水終了の時間をはかって対応している。20分と時間を定めているのは、消火栓は水の吐き出し量が非常に多いため、ほかに影響を及ぼさないために20分ということをしてきているとの答弁。さらに、経過措置は、9月使用分が10月に請求されるので、9月使用分まではかからないということかとの質疑に対し、検針は毎月1日から14日までに行っていて、継続して使用している方については、その検針分に9月使用分が入るため、従前の8%で請求させていただくことで考えているとの答弁。さらに、検針が1日から14日までということは、請求された中に10月使用分が入るとということかとの質疑に対し、各家庭の検針日は、ほぼ毎月、同じ日に検針をしていて、例えば10月1日に検針するところは、9月1日から10月1日までの使用量を検針して、その分の使用量に従って料金を請求する形になるので、9月分が含まれているということで、経過措置として従前の税率を適用させていただくとの答弁。また、私設消火栓が、会社や病院に設置されているということだが、訓練をしなければ料金は発生しないということかとの質疑に対し、訓練をしないときは、通常に設置してあるメーターの料金だけになる。私設消火栓の使用料は、訓練をするということで、水道局に連絡があったときだけの料金になるとの答弁。さらに、訓練の際は、必ず水道局職員が行くことになるのかには、連絡があれば、職員が行くこととしているとの答弁。さらに、水道管等の設備の補

修にも、これから経費がかかるだろうという話があったが、料金改定が、どうしてもこの先々で必要になっていくという中で、ここで8%から10%に上げて、市民目線では消費税分料金が上がっている。期間を置いて、また基本的な原価のほうの改定をどうしてもせざるを得なくなってくるとなると、たびたび価格改定が起きていくという印象が市民に起こる。この消費税が上がる段階で、少し先行して予測を立てて、そこに原価もプラスして上げる方策とどちらがいいのか、将来的な原価の料金改定とあわせたところで、価格の改定の流れはどようになっていくのかとの質疑には、昨年4月に、22年ぶりの料金改定を行った。この改定も、もうぎりぎりのところまで頑張ったが、やはり、施設更新等に非常にお金がかかるということで料金改定となったところである。今回は、純粹に消費税分のアップということで料金を改定させていただき、できるだけ水道局で企業努力をさせていただく。給水人口がどんどん減ってきているので、非常に苦しいという状況はわかっている。しかし、ぎりぎりまで企業努力をさせていただきたいと詳細な答弁がありました。

委員から反対意見として、消費税増税に反対する立場から、この議案に反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第48号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道使用料について、一般汚水の基本料金及び区分ごとの超過料金、及び、浴場業汚水について、消費税等の税率を8%から10%で算出した額に改めるもので、令和元年10月1日から施行されます。なお、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、従前の例によるとの経過措置がとられます。

審査の過程で委員から、浴場業汚水の算定方法は、との質疑があり、施設に設置している計測メーター等により使用水量を認定している。浴場業汚水は、一般の銭湯、旅館関係等の浴場を使用される部分で、この料金を適用しているとの答弁。さらに、温泉から排水される汚水に、水道のメーターを通った水は含まれないのかとの質疑に、上水道の使用水量と温泉の使用水量を合算したところで請求しているとの答弁がありました。

委員から反対意見として、消費税増税に反対する立場から、この議案に反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 採決は分割して行います。

まず、議第44号について、ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第44号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第45号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第45号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第45号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第46号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第46号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第46号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第47号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第47号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第47号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第48号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第48号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第48号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第49号から日程第22 議第56号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第15、議第49号から日程第22、議第56号までの8件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第15、議第49号人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第22、議第56号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件について、審査の結果を報告いたします。

日程第15、議第49号人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議第51号人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件は、いずれも、消費税等の税率が現行の8%から10%に改定されることに伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において委員から、各施設の利用実績などの質疑がっております。

以上、3件、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第52号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定については、コワーキングスペースの使用を開始するに当たり、その業務及び使用料を規定するため、条例の一部を改正するものであります。コワーキングスペースの使用料については、共有使用区分は、1席3時間500円、1席6時間800円、1席1日1,000円、1席一月1法人2万円、1席一月1個人1万円とし、独占使用については1時間2,000円とするものであります。なお、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館にありますコワーキングスペースについては、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、コワーキングスペースの使用料の設定の根拠についての質疑があり、執行部から、九州内の類似施設41カ所を調査した。福岡、熊本といった都市圏では、傾向として、1時間500円、1日1,500円が多かった。宮崎市は1日1,000円や1,500円が多いが、近隣の小林市では1回200円、えびの市では1日400円というところもあり、これに

倣うと経営的に厳しくなる。また、鹿児島市では3時間500円、1日1,000円が相場であり、鹿児島、宮崎との均衡を図って、このように設定したとの答弁がっております。さらに、委員からの、エアコンは料金をとるのかとの質疑に、料金の中に含まれているとの答弁。1席の考え方はどのようになっているのか、1テーブルということなのかとの質疑に、1席は1人という考え方であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第53号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、本市が資金の貸し付けを行っている第三セクターである球磨川くだり株式会社の名称が、5月13日に開催された、同社の定時株主総会の特別議決において、平仮名表記の「くま川」を漢字表記に、漢字表記の「下り」を平仮名表記に社名変更されたため、条例の一部を改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第20、議第54号人吉市森林環境整備基金条例の制定については、人吉市における民有林を適切に整備し、環境の保全を図るため、人吉市森林環境整備基金を設置するものであり、具体的には、森林環境譲与税の当該年度不用額及び、後年度における事業に要する費用に充てるための留保を積み立てる目的で基金を設置するため、条例を制定するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第21、議第55号市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、及び、日程第22、議第56号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての2件は、いずれも、消費税等の税率が現行の8%から10%に改定されることに伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において委員から、市道の占用物件についての質疑があり、執行部から、占用物件に対しては非課税であるが、1カ月未満の占用物件には消費税がかかるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 採決は分割して行います。

まず、議第49号について、ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第49号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第49号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第50号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第50号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第50号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第51号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第51号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第51号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第52号から議第54号までの3件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第52号から議第54号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号、議第53号、議第54号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第55号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第55号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第55号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第56号について、委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第56号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第56号は、原案可決確定いたしました。

日程第23 議第33号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第23、議第33号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 日程第23、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に2億9,021万7,000円を追加し、歳入予算の総額を168億5,919万4,000円とするものです。2款地方譲与税、4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税の増額補正は、令和元年度から配分予定の森林環境譲与税で、執行部から、人工林の面積や林業従事者、人口をもとに交付される事業であるとの説明がありました。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料の増額補正は、本年7月から供用開始を予定しているコワーキングスペースに係る使用料です。委員から、使用料の積算方法について質疑がありました。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の増額補正は、国の事業名称が、母子家庭等対策総合支援事業費補助金に変更になったことに伴う組み替え、及び、新たに未婚世帯臨時・特別給付金事業に係る補助金が増えられた増額補正です。委員から、未婚世帯臨時・特別給付金事業の内容についての質疑があり、特別寡婦控除が適用されない未婚世帯に対し、控除分を補填する臨時的な事業で、国の事業に合わせて実施するとの説明があつて

います。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金の増額補正は、川上哲治生誕100周年記念事業に対するものです。同じく、熊本県移住支援事業補助金の増額補正については、委員から、事業内容に関する質疑があり、執行部からは、東京23区在住者または勤務者が本市に移住したものに対しての支援金を支給するもので、1年以上の就業及び5年以上の定住が条件とされており、負担の割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1との説明がありました。

18款繰入金、2項基金繰入金、4目応援団基金繰入金の増額補正は、人吉応援団基金条例第6条に基づくもので、将来の地域を担う子供たちを応援する事業として、川上哲治生誕100周年記念事業実行委員会補助金に要する経費へ375万円、小学校におけるプログラミング教育用教材購入経費へ300万円、及び、国際交流推進一井正典「青雲の志」事業に要する経費へ200万円を、それぞれ充当するものであると執行部から説明を受けました。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入の増額補正の主なものは、コミュニティ助成事業助成金で、一般財団法人自治総合センターの平成31年度コミュニティ助成事業において、西間上町公民館建設事業、各コミセンにおける備品整備事業、及び、図書館における移動図書館車購入事業に対する補助が採択されたこと等によるものです。委員から、公民館建設を希望する町内会に事業内容を知らせてあったのかとの質疑に対し、執行部から、コミュニティ事業の助成内容については、毎年9月末に全町内会長へお知らせしていると説明がっております。

21款市債の主なものとして、社会資本整備総合交付金（道路橋梁事業）の内示増に伴う社会資本整備総合交付金事業債の増額補正、石野公園における道の駅人吉開駅に向けた石野公園施設整備改修事業債の増額補正等が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 日程第23、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

まず、債務負担行為補正の追加、L GWAN接続ルータリース料は、現行のルータ機器の保守が更新時期を迎え、後続機種ルータへの変更が生じており、複数年での契約が必要となったことから、債務負担行為を設定するものです。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成の採択を受けた人吉市西間上町町内の公民館建設のほか、地

区公民館施設設備に対する補助などです。委員からのコミュニティ助成事業についての質疑に対し、本年度の県内のコミュニティ助成事業の採択は3団体、これまで人吉市では、一般コミュニティ助成事業として、平成23年度の永野町内や平成28年度の矢黒町内の無線放送設備などに対して受けている。募集については8月にあり、各町内会には周知しているとの答弁がありました。なお、西間上町公民館については、現地視察を行っております。

7目企画費の増額補正は、川上哲治生誕100周年記念事業実行委員会補助金等で、令和2年までで、巨人軍のOBによるトークショーや、石野公園への記念品等の展示などを計画しており、7月に予定している総会で決定するとの答弁がっております。

13目市庁舎建設事業費は、西間別館に建築中のエレベーターの仮使用に対する建築確認手数料です。

5項、2目統計調査費の補正は、補正額等に増減はありませんが、統計調査の名称変更に伴い、1節報酬の委員等報酬の名称を変更するものです。

9款、1項消防費、3目消防施設費は、防火水槽の修理で、鬼木町、城本町の20トン槽の漏水による修繕によるものです。5目災害対策費の13節委託料は、ことし9月に、一中校区で行われる予定の防災訓練に対する委託料です。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費は、プログラミング教育に使用する備品の購入費等です。内訳として、児童用が2名に1台、教師用が1台、予備が5台で、大畑小学校へ12セット、その他の小学校に26セット、合計142セットを配備する計画です。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、市内の中学3年生の英語検定試験を受験しやすいように取り組む、中学校英語検定チャレンジ事業補助金で、年3回行われる試験のうち、1回の受験に対する補助を、県と市がそれぞれ3分の1ずつ負担するものです。委員からの質疑に対して、受検率アップは、英語担当教員から呼びかけをしている。受験料の補助の入金もあるので、保護者にも周知のための呼びかけをして、手続をしていくことになるとの答弁がっております。

4項社会教育費、1目社会教育総務費の増額補正は、一井正典「青雲の志」育成事業委託料等で、委員からの質疑に対して、予定としては、高校生5名、引率者2名、対象は1・2年生で、各高校に対して説明後、7月に募集、8月に作文で選考、面接し、9月以降から4回の事前の研修を行い、来年3月25日前後に出発したいと考えている。また、渡航後の夏に報告会を予定している。2年に1回の事業で、平成29年度は293万8,000円の予算で、実績は242万4,000円であったとの答弁がありました。

3目図書館費、18節備品購入費は、移動図書館車の購入で、16年経過している現在車両を、1.5トン車から2トン車へ更新するもので、リフトがついている車両とする予定で、幼児、高齢者に使いやすいものとなっているとの説明がありました。

また、6項学校給食センター費の増額補正に対する委員からの質疑に対して、施設内にあ

るコンテナプールで亀裂に水が入るため、衛生上、改善の必要があるとの答弁でした。

12款公債費、1項公債費、2目利子に対して、委員からの質疑に対して、6,000万円に対して75%の4,500万円の借り入れを行っており、その利率が0.648%の同率を、球磨川くだりのほうから同じようにいただくということでの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第23、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費の増額は、主に、税務課に設置するシュレツダー購入費のほか、10月からの消費税増税に伴う課税支援システム賃貸借料及び課税支援システムソフトウェア使用料の増によるものです。

3項、1目戸籍住民基本台帳費の増額も、10月からの消費税増税に伴う、第3次戸籍電算システム機器保守委託料及び住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料や、第3次戸籍電算システムパッケージソフト使用料及びコンビニ交付サービスクラウドシステム使用料の増によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の増額は、主に、未就学児発達支援無償化及び幼児教育無償化に対応するためのシステム改修のほか、児童扶養手当支給月回数の変更に伴う対応作業など、いずれも福祉総合システムの改修に係るものや、消費税増税に伴う福祉総合システムに係るOA機器リース料及びコンピューターソフトの使用料の増、介護保険特別会計繰出金の増などによるものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の増額は、幼児教育無償化及び未婚世帯臨時・特別給付金支給に伴う人件費及び事務費、及び幼児教育無償化に係る事務補助員の人件費等の増によるものです。

3目母子福祉費の増額は、未婚世帯臨時・特別給付金100世帯分の扶助費の増によるものです。

3項生活保護費、1目生活保護総務費の増額は、消費税増税に伴う生活保護レセプトシステムの使用料の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の増額は、風疹対策事業に対応するための健康管理システムに係る改修委託料の増によるものです。2目予防費の増額は、風疹の抗体保有率が低い年齢層の男性を対象に、先天性風疹症候群の発生防止等を目指して実施す

る、風疹の追加的対策の接種勧奨に要する経費で、クーポン券の台紙や専用封筒の作成に係る印刷製本費、そして、その配送に係る郵便料の増によるものです。

3目保健センター費の増額は、第1子を持たれた保護者を対象とした子育て支援の教室で使用するテキスト購入の増によるものです。

審査の過程で委員から、税務課用シュレッダー26万9,000円は、何台分か、消費生活センターで購入予定のシュレッダーとの金額の違いの理由は、今までシュレッダーは使用していなかったのかなどの質問があり、購入シュレッダーは1台である。また、税務課で予算要求したシュレッダーは、取り扱う書類にマイナンバーなどが記載されていることが多いため、細かく裁断して修復ができないような形をとらなければならない。性能的に、3ミリ幅ぐらゐまで裁断できるような、やや高性能のものを検討している。さまざまに検討したが、価格の幅が5万円台から100万円台の高性能のものまであり、平成11年3月から使用していたシュレッダーが、ことしの3月末ごろにモーターが全く動かなくなり、修繕もできず、部品もないということで、今回購入するものである。その間は、他の課のシュレッダーを利用してしたが、距離があることや、手元ですぐ裁断したほうが効率的で、手元になければならないということで、今回計上したものであるとの答弁がありました。また、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の委託料に係る国庫支出金の補助率と割合はどれくらいかとの質疑に、委託料211万7,000円の内訳は、幼児教育無償化対応作業業務委託と児童扶養手当支給月回数変更作業業務委託、児童扶養手当の番号制度データ連携レイアウト関連対応業務委託となっている。幼児教育無償化対応については10分の10、児童扶養手当については3分の2の補助率となっているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第23、議第33号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を1,704万7,000円増額し、補正後の額を3億6,776万円とするものであります。1項農業費、3目農業振興費を82万5,000円増額しております。人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金、人吉市農業再生協議会に対する経営所得安定対策等推進事業費補助金、及び、水田農業などの変化に適応した水田フル活用の推進を行うための水田産地化総合推進事業費補助金であります。

次に、2項林業費、2目林業振興費を1,622万2,000円増額しております。主なものは、林

業や山村の活性化への貢献を目的としている間伐材による再生紙を、全庁的に普及させていくための購入費のほか、木育事業の実施や森林環境税、森林環境譲与税の周知に係る消耗品費。委託料として、赤池水無町の九州自動車道にかかる跨道橋の橋梁点検に伴う委託料や、昨年度で完了したスマート林業展開事業の継承として、林業フェアや木育事業といったイベントのほか、林業人材育成や地元産木材のPR等に係る委託料であります。また、工事請負費の177万5,000円の増額は、下永野町の林道、新立線の生コン舗装と側溝修繕に係る工事費であります。

審査の過程において委員から、森林環境整備基金と林業振興費の関係は、との質疑に、執行部から、森林環境譲与税の歳入については、全額歳出に組んでいるが、不用額が出た場合には、年度末に基金に繰り入れる。令和4年度ぐらまでは、残して積み立てていくが、令和5年度から1,000万円程度上がるので、そこからある程度予算を組みながら、事業のために積み立てる目的で基金には計上してきたいとの答弁がありました。

次に、7款商工費を190万8,000円増額し、補正後の額を4億1,117万9,000円としております。1項商工費、2目商工振興費を70万円増額、5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費を120万8,000円増額しております。主なものは、中心市街地活性化推進事業補助金で、中心市街地活性化推進の一環としてリノベーションまちづくりを推進するに当たり、専門家を招聘してのセミナーやワークショップの実施、プラン作成に係る経費について、事業実施団体である人吉商工会議所に対し補助するものであります。

3目観光費については補正額はありますが、湯前人吉自転車道活性化推進協議会から人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会に、また、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会についても、「日本遺産」という冠がとれた協議会の名称変更に伴う予算の組み替えであります。

審査の過程において委員から、日本遺産という言葉は、これからは他の事業でも使用しなくなるということなのかという質疑に、執行部から、日本遺産は、従来どおり価値ある観光地域資源として活用していく。日本遺産に限らず、それ以外のものも観光地域づくりの素材として、今後、さまざまに価値あるものとして見つけていこうという観点から、名称変更になったところであるとの答弁がありました。また、まち・ひと・しごと総合交流館管理費の備品購入費に関し、委員からの、コワーキングスペース用備品とは何かとの質疑に、音響設備、プロジェクター、インクジェットプリンター、シュレッダー、レジ関連の備品を購入予定であるとの答弁がっております。

次に、8款土木費を1億5,776万1,000円増額し、補正後の額を15億2,058万4,000円とするものであります。2項道路橋梁費、2目道路維持費を1,902万6,000円増額、3目道路新設改良費を8,749万4,000円増額、5目橋梁新設改良費を2,200万円増額しております。2目道路維持費の主なものは、社会資本整備総合交付金事業で行う上林中神線外4線の道路維持補修

工事であります。なお、上林中神線道路補修工事については、委員会として現地視察を行っております。3目道路新設改良費の主なものは、社会資本整備総合交付金事業で行う上原浪床線外5線の改築工事、のり面対策工事、単独事業で行う上原浪床線のり面保護工事であります。なお、上原浪床線については、委員会として現地視察を行っております。5目橋梁新設改良費の主なものは、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料であります。

次に、4項都市計画費は、1目都市計画総務費を1,859万7,000円増額、3目公園整備費を894万9,000円増額しております。1目都市計画総務費の主なものは、石野公園に、官民連携事業の導入や実施に向けた調査・検討を行う官民連携事業調査業務委託料に要するものであります。

審査の過程において委員から、官民連携事業調査業務委託は、石野公園だけの事業参入についての調査なのかとの質疑に、執行部から、広い意味で、石野公園に限らず、ほかの公共施設もセットに、民間の方が参入しやすいような形も考えなければならないし、当然、石野公園の中に、さらにどういった施設を入れるのかということも必要である。広い意味で調査の範囲を広げて、公共施設関係、石野公園の調査を行うということで、国にも伝えているところである。石野公園を中心に活性化を図るために、民間の方に入ってもらう形になるが、さらに、そこへつけられる事業や公共施設があれば、そちらも取り組んで、大きな意味の官民連携というふうにしていければと考えているとの答弁がありました。

3目公園整備費の主なものは、石野公園施設補修等及び道の駅スポットライト設置業務委託料、道の駅人吉案内標識設置工事、石野公園入り口舗装及び白堀控え壁設置工事費であります。なお、本件につきましては、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、石野公園の道の駅の看板の設置状況とスポットライトはどうかとの質疑に、執行部から、道の駅については、24時間ということでライトが必要であり、道の駅の看板には、上と下に4つずつ、計8個で考えている。既存の看板は、営業時間が午後5時までなので照明は必要ないという判断で、道の駅の看板だけを照らす設計にしているとの答弁。さらに、道の駅は24時間使用することになるが、駐車場の照明はどうするつもりなのかとの質疑に、長寿命化計画の中で、外灯も社会資本整備総合交付金で設置することができるので、駐車場に照明を設置することについては、今後、長寿命化計画の中で検討していくとの答弁。また、防犯カメラの設置は考えていないのかとの質疑に、今のところ、設置は考えていない。防犯カメラは、社会資本整備総合交付金の対象でないので、今後、費用等を勘案しながら検討したいとの答弁がありました。また、委員から、行政の方が考える道の駅と、一般の人が考える道の駅は、受けとめ方に幅がある。市民の皆様が期待されているような道の駅になるように努力していただき、市民の皆様や来場される方が、また来てみたいと思うような道の駅になってほしい。また、古民家も、保存するか撤去するか、早急に検討していただきたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第33号について、各委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第33号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第24 議第34号及び日程第25 議第35号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第24、議第34号、日程第25、議第35号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第24、議第34号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、消費税増税に伴う介護保険システム改修などに伴う補正です。

歳出予算では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、消費税増税に伴う介護保険システムの改修委託料が増額されています。また、5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費では、ケアプランのチェック、事業所のヒアリングなどを行い、介護給付費の適正化を図ることを目的として、ケアプラン点検を専門の業者に委託する経費が増額されています。なお、ケアプラン点検等の介護給付費適正化については、保険者機能強化推進交付金の対象となり、実施することにより交付金の算定基礎になるが、6月補正の段階では、保険者機能強化推進交付金の額は確定してないことから、予備費を充当するため、8款、1項、1目予備費が減額されています。

歳入予算では、8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他の一般会計繰入金で、介護保険システムの改修委託に係る経費を一般会計から繰り入れるために増額されています。

審査の過程で委員から、ケアプラン点検等委託の詳細な説明を、と質疑があり、ケアプランチェック業務と事業所のヒアリングが主なものとなる。ケアプランのチェックは、現在打ち合わせをしているところでは、市内のケアマネジャーからケアプランを1つずつ提出し

てもらい、内容をチェックし、結果を事業所にヒアリングを行うことで伝達し、適正化を促すことを主な内容としている。ケアマネジャーが52人いるので、その方たちから3ケースずつということ、当初件数を予定しているところであるが、事業所へ適正化の指導を行うためのヒアリングを効率的に進めるには、事業所当たりのケース数を多くして、指導を重点的に集中して行うほうがよいのではということもあり、この予算の中で、委託料総額の範囲内のできる件数のケースの数の中で、受託業者と検討していく予定としている。委託業者の内容は、ケアプランのチェック及びヒアリングのほかに、このヒアリング結果の引き継ぎ報告会などにより、適正化のノウハウを市内全体で共有していくことと、事業報告書の作成という内容となっている。専門の業者としては、適正化がチェックできるというところまでの特殊なノウハウは必要であるので、県内他市の事例を見たところ、5市が委託で検討しているとの情報を得ている。業者としては、医療または介護予防の専門的な団体、事業所というところで情報を共有している、と詳細な答弁がありました。また、ケアマネジャーが作成したケアプランのチェックが前提ということになっているが、その前提条件である、利用者に対する介護認定度の適正度については審査しないのかとの質疑に対し、この事業は、ケアプランからが出発である。介護認定度の適正化についてはさまざまなメニューがあるが、この事業はケアプランが適正であるかというところに着目しているので、委託の内容も、ケアプランから始めて、その適正化を行い、そのノウハウをバックするという内容になっているとの答弁。さらに、ケアプランのスタート地点が、利用者の介護度や支援度がどうかということがスタートになると思うので、そもそも、その方の介護認定度が適正に認定されていて、それに合ったプランかどうかということも連携していないと、実際はどうかと考えるが、との質疑に対し、国も、そこも合わせて行うべきであるというところがあるので、介護保険全般について「見える化」システムがあり、状況を総合的に判断して見えるようなシステムが、国から提供されている。その中に、人吉市の介護度の分布、人口としてどうかということ、他市と比較して検討するようなことも情報として持っており、「見える化」システムで得た情報をもとに分析をしている。特に他市と介護度のずれがあるか、あるならば、なぜ、そのずれが生じるのかなどについて、勉強会などをしながら、特に標準的な分布の検討や、特異な事情は何なのかなどの分析を行っているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第35号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託料について、債務負担行為の設定を行うものです。現在、上水道課で行っている業務を、民間事業者へ業務委託を行うもので、期間を令和元年度から令和6年度まで、限度額を2億7,318万5,000円とするものです。

審査の過程で委員から、期間が令和元年度から令和6年度までとなっているが、元年度の予算計上はされるのかとの質疑があり、6年間の設定となっているが、令和元年度の予算

額はゼロ円で、実際に業務を委託する令和2年度から令和6年度までの5年間の予算というところで上程させていただいたとの答弁。さらに、今後は、民間に一部業務の委託ということになるが、ミスがないような引き継ぎをしないと、不祥事の扱いになる。この考え方が定まっていたら、お尋ねしたいとの質疑に、今回の業務委託に関し、熊本県内で受託実績のある業者から見積書を徴取している。要件の中に、指名願いを提出している業者としており、公募のときに該当する業者から申し込みがあると思われるが、実際に他の自治体で受託実績もあり、業務を遂行している業者であること、契約が12月上旬の予定であるので、その後、3カ月以上の期間で随時引き継ぎ等を行うところで計画している。委託開始後も、業者のノウハウも生かしながらスムーズな業務遂行ができるよう、職員も一、二名は残って、管理監督をしていく計画である。さらに、今後の予定としては、7月に選定委員会を設置し、公募条件を絞っていく。その中で、現在委託を受けている市町村に意見等を十分に聞いて、公募条件を厳しく絞っていきたい。7月の選定委員会までに集約もしたいと考えているとの答弁がありました。また、スケジュールを守るだけではなく、中身が重要になってくる。過去においても、給食センターの民間委託で、何年かたつと変えていかなければならないということもあった。最初のスタートが大事だと思うので、このスケジュールに沿って急ぐのではなく、その間に、厚生委員会や全員協議会などで説明することが、スムーズに行くことにはないかと思うとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決をいたします。議第34号、議第35号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第34号、議第35号は、原案可決確定いたしました。

日程第26 諮第1号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第26、諮第1号を議題といたします。

採決いたします。諮第1号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第27 諮第2号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第27、諮第2号を議題といたします。

採決いたします。諮第2号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第28 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第28、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 日程第28、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

本特別委員会は、新市庁舎建設に関する諸問題の調査を目的として、令和元年6月17日に設置、委員18名をもって構成しております。同日、第1回の特別委員会を開催し、委員長に、私、福屋法晴、副委員長に豊永貞夫委員を選出いたしております。また、次回の開催については、執行部と協議の上で開催することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第29 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第29、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第29、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

平成31年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目が、3月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく錦町議会議員の自主解散により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、19番、中村重道議員（相良村）が選任されました。ここで、執行部より追加提案のあった2議案について、日程を変更して追加し、議題とすることに決定され、追加日程第1、議案第7号平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、及び、追加日程第2、議案第9号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についての議案の撤回について、執行部の撤回理由の説明を受け、異議なく承認されました。

次に、日程第2、議案第4号平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第3、議案第5号平成31年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第4、議案第6号平成31年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第5、議案第8号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、第37回から第39回の審議経過についての委員長の報告を受け、報告書のとおり、全員異議なく了承しました。

次に、日程第9、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することで決定され、閉会しました。

以上、平成31年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目の会議結果について報告します。

続いて、令和元年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会が、5月30日木曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

第1号、日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙。統一地方選挙後の初議会のため、日程第2の議長選挙において、選考委員会による指名推選の方法により、あさぎり町選出の豊永喜一議員が議長に選任されました。

第1号の追加1、追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任の件について。議長に就任された豊永喜一議員から、議会運営委員長の辞任が提出され、日程を追加し、議会運営委員長の辞任の件を審議され、許可されました。

第1号の追加2、追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名。議席の指定後、会議録署名議員に、5番、宮崎保議員、6番、井上光浩議員が指名されました。

追加日程第3、会期の決定。会期の決定については、本日1日限りとすることに決定されました。

追加日程第4、副議長選挙。副議長選挙については、慣例により、人吉市選出議員全員に

よる指名推選により、私、豊永貞夫が選任されました。

追加日程第5、議会運営委員会委員の選出。次に、欠員が生じていた議会運営委員会委員について、人吉市から、松村太議員、井上光浩議員、上球磨地区から、魚住憲一議員、尾前武志議員、溝口峰男議員、下球磨地区から、松野富雄議員が、議長より指名され、その後に開会された議会運営委員会で、委員長に、相良村選出の中村重道議員、副委員長に、人吉市選出の井上光浩議員が選任されました。

追加日程第6、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会正副委員長の互選。続いて、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任について、全議員で構成する委員会のため、今回の改選で選出された18名の議員が、委員として議長より指名され、その後開催された特別委員会で、委員長に球磨村選出の田代利一議員、副委員長に人吉市選出の宮崎保議員が選任されました。

追加日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額）、追加日程第8、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例）、追加日程第9、議案第10号令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、追加日程第10、議案第11号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、追加日程第11、議案第12号業務委託契約の締結について、追加日程第12、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第13、報告第1号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての7件を一括し、執行部の提案理由の説明、その後補足説明を受け、承認第1号から議案第12号及び報告第1号について、質疑、採決を行い、原案のとおり可決しました。

なお、追加日程第12の同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑、採決の結果、原案のとおり、議会選出監査委員に、15番、椎葉弘樹議員（湯前町）を選任することに同意し、決定しました。

追加日程第14、議員の派遣について。最後に、議員の派遣の件については、令和元年度の議員派遣について、配付された計画のとおり実施することに決定され、閉会しました。

以上、令和元年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果について報告いたします。

以上、終わります。

日程第30 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第30、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。日程第30、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和元年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和元年5月24日金曜日午前10時30分から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

4月の統一地方選挙により、議長の席が空席になっておりましたので、議長が選出されるまでの間、出席議員の中で年長議員が、臨時に議長の職を行うこととなっていることから、年長である、五木村選出の岡本精二議員の紹介がありました。

日程第1、仮議席の指定が行われ、日程第2、議長の選挙について、4月の統一地方選挙により、前議長であった、人吉市選出の大塚則男議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において議長が空席となったため、選挙が必要となりました。指名推選により、五木村選出の岡本精二議員が選出されました。

日程の追加があり、日程第3、副議長の選挙について、議長の選挙と同じく、前副議長であった、山江村選出の松本佳久議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において副議長が空席となったため、選挙が必要となりました。指名推選により、人吉市選出の私、池田芳隆が選出されました。日程第4、議席の指定が行われ、その後、日程第5、会期の決定については、5月24日の1日と決定しました。

日程第6、会議録署名議員の指名があり、人吉市選出の牛塚孝浩議員、本村令斗議員が指名されました。ここで、管理者である内山慶治山江村長から挨拶がありました。

次に、日程第7、議案第1号は、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、内山慶治管理者から、相良村選出の福田雄二議員を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意いたしました。

日程第8、議案第2号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてですが、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって合志市が脱退することに伴い、同組合同規約中別表第2に関係団体の名称が記載されているため、規約の変更が必要となり、加入団体において同文議決が必要となるものです。意見、質問もなく、異議なしと認め、日程第8、議案第2号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案どおり可決いたしました。

日程第9、議案第3号は、損害賠償の額の決定についてですが、平成31年4月11日午前10時50分ごろ、人吉市九日町地内において発生した物損事故により損害を与えた物件の修繕について、損害賠償の額を定めるものです。事故の概要は、平成31年1月に更新されたはしご車において、人吉市内の中高層建物の部署位置確認及び運転技能訓練を実施中、脇道である堤防道路から市道へ左折進入した際に、車両右側後方の一部がガードレールに接触し、損傷を与えたものです。賠償の相手方は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所人吉出

張所。損害賠償の額は7万200円でした。意見、質問もなく、異議なしと認め、日程第9、議案第3号損害賠償の額の決定については、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、犬童利夫議員の退席を求めます。

〔犬童利夫議員 退席〕

追加日程 議第58号

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ、恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第58号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、議員のうちから選任する監査委員として、犬童利夫議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） それでは質疑を行います。本件について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。本件について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（西 信八郎君） 起立全員。

よって、本件は、選任同意することに決しました。

ここで、犬童利夫議員の入場をお願いいたします。

〔犬童利夫議員 入場〕

○議長（西 信八郎君） ここで、監査委員に選任同意されました犬童利夫議員の発言を許可します。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆様、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

本日、議会選出の監査委員に選任同意いただきました犬童利夫です。どうぞよろしく願いいたします。議会選出の監査委員に選任されましたことは、大変ありがたく、身に余る光栄でございます。令和という新しい時代の始まりに担う職責の重大さに身の引き締まる思いでもあります。大変緊張しております。浅学非才の身ではございますけれども、住民福祉の増進のため、そして、市の行財政運営発展のため、何事も一心に一生懸命最善を尽くして頑張る所存であります。皆様のさらなる御指導をお願いいたしまして、御挨拶といたします。本日は、議会選出の監査委員に選任同意いただきましてありがとうございます。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第31、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(令和元年6月第3回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年6月第3回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 池 田 芳 隆

人吉市議会議員 牛 塚 孝 浩